

法 律



○日本私立学校振興・共済事業団法

〔平成九年法律第四八号〕……………ページ

○独立行政法人通則法

〔平成一一年法律第一〇三号〕〔抄〕
……………八、一七、二五、三二、三五、三七

○私立学校教職員共済法

〔昭和二八年法律第二四五号〕……………六〇

第一章 総則（第一条―第六条）……………六二

第二章 削除〔七条―十一条〕……………六三

第三章 共済運営委員会（第十二条・第十三条）……………六三

第四章 加入者（第十四条―第十七条）……………六四

第五章 給付及び福祉事業……………六四

第一節 削除〔一八条・一九条〕……………六六

第二節 給付（第二十条―第二十五条）……………六六

○国家公務員共済組合法

〔昭和三十三年法律第一二八号〕〔抄〕……………九〇

第一章 総則（第二条）……………九〇

第四章 給付……………九二

第一節 通則（第三十九条・第四十二条―第四

十八条）……………九二

第二節 短期給付……………九五

第一款 通則（第五十二条―第五十三条の二）……………九五

第二款 保健給付（第五十四条―第六十五条）……………九七

第三款 休業等給付(第六十六条―第六十八 条・第六十九条)……………	一六
第四款 災害給付(第七十条・第七十一条)……………	一二一
第三節 長期給付……………	一二二
第三款 退職等年金給付……………	一二三
第一目 通則(第七十五条―第七十五条の 十)……………	一二三
第二目 退職年金(第七十六条―第八十二 条)……………	一二八
第三款 公務障害年金(第八十三条―第八 十八条)……………	一三六
第四目 公務遺族年金(第八十九条―第九 十三条)……………	一四二
第四節 給付の制限(第九十四条・第九十五 条・第九十七条)……………	一四六
第八章 雑則(第一百一条・第一百十二条・第百二 十六条の五)……………	一四八
附則(第十二条・第十三条―第十四条)……………	一五一
別表 第一……………	一五七
第三節 福祉事業(第二十六条)……………	一五八
第六章 費用の負担(第二十七条―第三十五条)……………	一五九
第七章 共済審査会(第三十六条―第三十八条)……………	一六四

○ 国家公務員共済組合法 〔昭和三十三年法律第一二八号〕抄……………	一六六
第七章 審査請求(第一百三十三条 第一百七条)……………	一六六
第八章 高齡の教職員等に係る特例(第三十九 条―第四十四条)……………	一六七
第九章 雑則(第四十五条―第四十九条)……………	一六八
第十章 罰則(第五十条―第五十五条)……………	一七四
附則……………	一七五
附則〔昭和一九年五月一九日法律第一一五号〕 厚生年金保険法附則 抄……………	一八一
附則〔昭和三〇年六月三〇日法律第三九号〕 国税徴収法の一部を改正する法律附則 抄……………	一八一
附則〔昭和三〇年八月五日法律第一三〇号〕……………	一八一
附則〔昭和三十一年六月一二日法律第一四八号〕 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係法律の整理に関する法律附則 抄……………	一八一
附則〔昭和三二年五月二八日法律第一三七号〕……………	一八一
附則〔昭和三十三年五月一日法律第一二八号〕 国家公務員共済組合法附則 抄……………	一八二
附則〔昭和三四年四月二〇日法律第一四八号〕 国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に 関する法律附則 抄……………	一八二
附則〔昭和三十六年六月一六日法律第一四〇号〕 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正す る法律附則 抄……………	一八三
○ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 〔昭和三十三年法律第一二九号〕抄……………	一九二

○ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

〔昭和三十三年法律第一一九号〕抄……………一九五

附則〔昭和三十六年十一月一日法律第一八二号〕

通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則 抄……………一九八

附則〔昭和三十七年四月二日法律第六七号〕

国税通則法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律附則 抄……………二〇一

附則〔昭和三十七年九月一日法律第一六一号〕

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律附則 抄……………二〇一

附則〔昭和三十八年三月三十一日法律第六二号〕

国民健康保険法等の一部を改正する法律附則 抄……………二〇二

附則〔昭和三十九年七月六日法律第一五三号〕

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則 抄……………二〇二

附則〔昭和四〇年五月二八日法律第八九号〕

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則……………二〇二

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔昭和四〇年六月一日法律第一〇一号、抄〕……………二〇三

附則〔昭和四〇年六月一日法律第一〇四号〕

厚生年金保険法の一部を改正する法律附則 抄……………二〇三

附則〔昭和四〇年六月一日法律第一三〇号〕

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則 抄……………二〇五

附則〔昭和四一年五月九日法律第六七号〕

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則 抄……………二〇五

附則〔昭和四一年七月二日法律第一一三号〕

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則……………二〇五

附則〔昭和四一年七月八日法律第一二二号〕

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則 抄……………二〇六

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔昭和四二年七月三十一日法律第一〇四号、抄〕……………二〇七

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔昭和四三年五月三十一日法律第八一号、抄〕……………二〇七

国家公務員共済組合法附則

〔昭和四四年八月七日法律第六九号、抄〕……………二〇七

国家公務員共済組合法附則

〔昭和四四年二月六日法律第七八号、抄〕……………二〇八

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔昭和四四年二月一六日法律第九二号、抄〕……………二〇八

附則〔昭和四四年二月一六日法律第九四号〕

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律附則 抄……………二〇九

附則〔昭和四五年四月一日法律第一三三号〕

利率等の表示の年利建て移行に関する法律附則 抄……………二〇九

附則〔昭和四五年五月二六日法律第一〇二号〕

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律附則 抄……………二一〇

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔昭和四十六年五月二十九日法律第八二号、抄〕……………二一〇

附則〔昭和四十六年五月二十九日法律第八四号〕

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則 抄……………二一一

附則〔昭和四十七年六月二十二日法律第八三号〕

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則 抄……………二一二

附則〔昭和四十八年七月二十四日法律第六二号〕

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則 抄……………二一三

附則〔昭和四十八年八月一〇日法律第六九号〕

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則 抄……………二一四

附則〔昭和四十八年九月二二日法律第八五号〕

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則 抄……………二一四

附則〔昭和四十八年九月二六日法律第八九号〕

健康保険法等の一部を改正する法律附則 抄……………二一四

厚生年金保険法、国民年金法附則

〔昭和四十八年九月二六日法律第九二号、抄〕……………二一四

附則〔昭和四十八年九月二九日法律第一〇四号〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則 抄……………二一四

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

〔昭和三十三年法律第一二九号〕〔抄〕……………二一七

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

〔昭和三十三年法律第一二九号〕〔抄〕……………二一九

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔昭和四十九年六月二五日法律第九四号、抄〕……………二二三

附則〔昭和四十九年六月二七日法律第九九号〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……………二二四

附則〔昭和四十九年六月二七日法律第一〇〇号〕

恩給法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律附則……………二二七

附則〔昭和五〇年七月四日法律第五三三号〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……………二二七

附則〔昭和五〇年七月一日法律第五九号〕

学校教育法の一部を改正する法律附則 抄……………二二九

附則〔昭和五〇年七月一日法律第六二二号〕

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律附則 抄……………二三〇

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔昭和五〇年一月二〇日法律第七九号、抄〕……………二三〇

附則〔昭和五一年五月二六日法律第三一号〕

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律附則 抄……………二三〇

附則〔昭和五一年五月二七日法律第三二二号〕

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則 抄……………二三〇

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔昭和五一年六月三日法律第五二号、抄〕……………二三一

附則〔昭和五一年六月三日法律第五四号〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……………二二二

国家公務員共済組合法附則

〔昭和五一年六月五日法律第六二号、抄〕……………二三四

国家公務員共済組合法附則

〔昭和五二年六月七日法律第六四号、抄〕……………二三四

附則〔昭和五二年六月七日法律第六六号〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……………二三四

国家公務員共済組合法附則

〔昭和五二年二月一六日法律第八六号、抄〕……………二三五

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔昭和五三年五月三一日法律第五八号、抄〕……………二三六

附則〔昭和五三年五月三一日法律第六〇号〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……………二三六

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔昭和五四年二月二八日法律第七二号、抄〕……………二三八

附則〔昭和五四年二月二八日法律第七四号〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……………二四〇

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔昭和五五年五月三二日法律第七四号、抄〕……………二四二

附則〔昭和五五年五月三二日法律第七五号〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……………二四二

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔昭和五五年一月二六日法律第八八号〕……………二四四

附則〔昭和五五年二月一〇日法律第一〇八号〕

健康保険法等の一部を改正する法律附則……………二四四

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔昭和五六年五月三〇日法律第五五号、抄〕……………二四五

附則〔昭和五六年五月三〇日法律第五六号〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……………二四六

附則〔昭和五六年六月九日法律第七三号〕

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則……………二四七

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔昭和五七年五月二五日法律第五六号、抄〕……………二四七

附則〔昭和五七年七月一六日法律第六六号〕

障害に関する用語の整理に関する法律附則……………二四七

附則〔昭和五七年七月二〇日法律第六八号〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則……………二四七

附則〔昭和五七年八月一三日法律第七九号〕 国民年金法の一部を改正する法律附則、抄……………	二四八
附則〔昭和五七年八月一七日法律第八〇号〕 老人保健法附則、抄……………	二四九
附則〔昭和五八年一二月三日法律第八二号〕 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組 合制度の統合等を図るための国家公務員共済 組合法等の一部を改正する法律附則、抄……………	二四九
国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法 附則〔昭和五九年五月二二日法律第三五号、抄〕……………	二四九
附則〔昭和五九年五月二五日法律第四三号〕 昭和四十四年度以後における私立学校教職員 共済組合からの年金の額の改定に関する法律 等の一部を改正する法律附則……………	二五〇
国家公務員等共済組合法附則 〔昭和五九年八月一〇日法律第七一号、抄〕……………	二五一
附則〔昭和五九年八月一四日法律第七七号〕 健康保険法等の一部を改正する法律附則、抄……………	二五一
附則〔昭和六〇年五月一日法律第三四号〕 国民年金法等の一部を改正する法律附則、抄……………	二五二
国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法 附則〔昭和六〇年六月七日法律第四九号、抄〕……………	二五二
附則〔昭和六〇年六月二五日法律第七九号〕 昭和四十四年度以後における私立学校教職員 共済組合からの年金の額の改定に関する法律 等の一部を改正する法律附則……………	二五二
国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法 の長期給付に関する施行法、国民年金法附則 〔昭和六〇年一二月二七日法律第一〇五号、 抄〕……………	二五三

附則〔昭和六〇年一二月二七日法律第一〇六号〕 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正す る法律附則、抄……………	二九〇
国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法 の長期給付に関する施行法附則 〔昭和六〇年一二月二七日法律第一〇八号、 抄〕……………	二九三
附則〔昭和六一年一二月四日法律第九三号〕 日本国有鉄道改革法等施行法附則、抄……………	二九三
国家公務員等共済組合法附則 〔昭和六二年九月二五日法律第九六号、抄〕……………	二九三
附則〔平成元年一二月二二日法律第八七号〕 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する 特別措置法附則、抄……………	二九四
国家公務員等共済組合法附則 〔平成元年一二月二七日法律第九三号、抄〕……………	二九四
附則〔平成元年一二月二七日法律第九四号〕 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する 法律附則……………	二九五
附則〔平成三年一〇月四日法律第八九号〕 老人保健法等の一部を改正する法律附則、抄……………	二九六
附則〔平成三年一二月二四日法律第一一二号〕 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施 設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児 休業に関する法律を廃止する法律附則、抄……………	二九六
国家公務員等共済組合法附則 〔平成四年三月三一日法律第七号、抄〕……………	二九六
附則〔平成六年六月二九日法律第五六号〕 健康保険法等の一部を改正する法律附則、抄……………	二九六

国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法
の長期給付に関する施行法附則

〔平成六年二月一六日法律第九八号、抄〕……………二九七

附則〔平成六年二月一六日法律第一〇〇号〕

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則 抄……………三〇一

附則〔平成七年三月三一日法律第五一号〕

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則 抄……………三〇二

附則〔平成七年六月九日法律第一〇七号〕

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律附則 抄……………三〇二

附則〔平成八年六月一四日法律第八二号〕

厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則 抄……………三〇二

附則〔平成九年五月九日法律第四八号〕

日本私立学校振興・共済事業団法附則 抄……………三〇二

附則〔平成九年六月二四日法律第一〇三号〕

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律附則 抄……………三〇五

附則〔平成九年十二月一七日法律第一二四号〕

介護保険法施行法附則……………三〇五

国家公務員共済組合法附則

〔平成一〇年六月一七日法律第一〇九号、抄〕……………三〇五

附則〔平成一一年七月一六日法律第一〇四号〕

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律附則 抄……………三〇六

附則〔平成一一年十二月二日法律第一六〇号〕

中央省庁等改革関係法施行法附則 抄……………三〇七

附則〔平成一二年三月三一日法律第二一号〕

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則 抄……………三〇七

附則〔平成一二年三月三一日法律第二三号〕

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則 抄……………三一八

附則〔平成一二年二月六日法律第一四〇号〕

健康保険法等の一部を改正する法律附則 抄……………三二〇

国家公務員共済組合法附則

〔平成一二年二月六日法律第一四一号、抄〕……………三二一

附則〔平成一三年七月四日法律第一〇一号〕

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則 抄……………三二一

附則〔平成一三年十二月二日法律第一五三号〕

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律附則 抄……………三二二

附則〔平成一四年七月三一日法律第九八号〕

日本郵政公社法施行法附則 抄……………三二三

国家公務員共済組合法附則

〔平成一四年七月三一日法律第一〇〇号、抄〕……………三二三

附則〔平成一四年八月二日法律第一〇二号〕

健康保険法等の一部を改正する法律附則 抄……………三二三

附則〔平成一四年八月二日法律第一〇三号〕

健康増進法附則 抄……………三二五

附則〔平成一四年十二月三三日法律第一五七号〕

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律附則 抄……………三二五

国家公務員共済組合法附則

〔平成一五年四月三〇日法律第三一号、抄〕……………三二五

附則〔平成一六年六月二日法律第七六号〕

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則 抄……………三二五

附則〔平成一六年六月一八日法律第一二六号〕

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律附則 抄……………三二六

国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法附則

〔平成一六年六月三日法律第一三〇号、抄〕……………三二六

附則〔平成一六年六月二三日法律第一三一号〕

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則 抄……………三三九

国家公務員共済組合法附則

〔平成一六年六月三日法律第一三三号、抄〕……………三四一

附則〔平成一七年四月一日法律第二五号〕

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律附則 抄……………三四一

附則〔平成一七年六月一七日法律第六四号〕

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律附則 抄……………三四二

附則〔平成一七年六月一七日法律第六五号〕

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律附則 抄……………三四二

国家公務員共済組合法附則

〔平成一七年六月二九日法律第七七号、抄〕……………三四二

附則〔平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号〕

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則 抄……………三四二

国家公務員共済組合法附則

〔平成一八年二月一〇日法律第一号、抄〕……………三四三

附則〔平成一八年三月三一日法律第二〇号〕

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律附則 抄……………三四三

附則〔平成一八年六月二一日法律第八〇号〕

学校教育法等の一部を改正する法律附則、抄……………三四三

附則〔平成一八年六月二一日法律第八三号〕

健康保険法等の一部を改正する法律附則、抄……………三四三

附則〔平成一九年三月三一日法律第二三三号〕

特別会計に関する法律附則、抄……………三四六

附則〔平成一九年三月三一日法律第二七号〕

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律附則、抄……………三四六

国家公務員共済組合法附則

〔平成一九年四月三日法律第三〇号、抄〕……………三四六

国家公務員共済組合法附則

〔平成一九年五月二五日法律第五八号、抄〕……………三四七

附則〔平成一九年七月六日法律第一〇九号〕

日本年金機構法附則 抄……………三四七

附則〔平成一九年七月六日法律第一一〇号〕

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則 抄……………三四九

附則〔平成一九年七月六日法律第一一一号〕

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律附則、抄……………三四九

附則〔平成二〇年一二月二六日法律第九五号〕

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律附則、抄……………三四九

附則〔平成二十一年三月三〇日法律第五号〕
雇用保険法等の一部を改正する法律附則、抄……………三五〇

附則〔平成二十一年五月一日法律第三十六号〕
社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則、抄……………三五〇

附則〔平成二十一年六月二六日法律第六二号〕
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律附則、抄……………三五一

附則〔平成二十一年七月一日法律第六十五号〕
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則、抄……………三五一

附則〔平成二十二年三月三一日法律第七号〕
平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律附則、抄……………三五一

附則〔平成二十二年三月三一日法律第一五号〕
雇用保険法等の一部を改正する法律附則、抄……………三五一

附則〔平成二十二年三月三一日法律第一九号〕
平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律附則、抄……………三五一

国家公務員共済組合法附則
〔平成二十二年四月二八日法律第二十七号〕……………三三三

附則〔平成二十三年五月二七日法律第五六号〕
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則、抄……………三三三

附則〔平成二十三年六月二二日法律第七二号〕
介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則、抄……………三三三

附則〔平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号〕
平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法附則、抄……………三三三

附則〔平成二十三年十二月一四日法律第一二二号〕
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律附則……………三五四

附則〔平成二十四年三月三二日法律第二四号〕
児童手当法の一部を改正する法律附則、抄……………三五四

附則〔平成二十四年八月二二日法律第六二二号〕
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則、抄……………三五四

附則〔平成二十四年八月二二日法律第六三三号〕
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則、抄……………三五九

附則〔平成二十四年八月二二日法律第六七号〕
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則……………三七四

附則〔平成二十四年十一月二六日法律第九六号〕
国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律附則、抄……………三七四

附則〔平成二十四年十一月二六日法律第九八号〕
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則、抄……………三七六

附則〔平成二十四年十一月二六日法律第九九号〕
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律附則、抄……………三七六

附則〔平成二五年五月三一日法律第二八号〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則 抄……………

三七七

附則〔平成二五年六月二六日法律第六三号〕

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則 抄……………

三七七

附則〔平成二五年十二月一日法律第一二二号〕

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律附則 抄……………

三七八

附則〔平成二六年五月三〇日法律第四二二号〕

地方自治法の一部を改正する法律附則 抄……………

三七八

附則〔平成二六年六月一日法律第六四号〕

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則 抄……………

三七八

附則〔平成二六年六月一三日法律第六九号〕

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則 抄……………

三七八

国家公務員共済組合法附則

〔平成二六年六月二五日法律第八三三号、抄〕……………

三七九

附則〔平成二七年三月三一日法律第九号〕

所得税法等の一部を改正する法律附則 抄……………

三八〇

附則〔平成二七年五月二九日法律第三一号〕

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則 抄……………

三八〇

附則〔平成二八年一月二四日法律第八四号〕

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則……………

三八一

附則〔平成二八年二月二六日法律第一一四号〕

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律附則 抄……………

三八二

附則〔平成二九年六月二日法律第四五号〕

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則……………

三八三

附則〔平成三〇年六月八日法律第四一号〕

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律附則 抄……………

三八三

附則〔令和元年五月二二日法律第九号〕

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律附則 抄……………

三八三

附則〔令和二年三月三一日法律第八号〕

所得税法等の一部を改正する法律附則 抄……………

三八四

附則〔令和二年六月五日法律第四〇号〕

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則 抄……………

三八四

附則〔令和二年六月一二日法律第五二号〕

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則 抄……………

三八六

附則〔令和三年五月一九日法律第三七号〕

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則 抄……………

三八六

附則〔令和三年六月一日法律第六六号〕

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則 抄……………

三八七

附則〔令和四年六月一七日法律第六八号〕

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律附則 抄……………

三八八

附則〔令和四年二月九日法律第九六号〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律等の一部を改正する法律附則
抄……………三八九

附則〔令和五年五月八日法律第二一号〕

私立学校法の一部を改正する法律附則 抄……………三八九

附則〔令和五年五月一九日法律第三一号〕

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構
築するための健康保険法等の一部を改正する
法律附則 抄……………三八九

附則〔令和五年六月九日法律第四八号〕

行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律等の一部を改正
する法律附則 抄……………三九〇

附則〔令和六年六月一二日法律第四七号〕

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法
律附則 抄……………三九一

附則〔令和七年六月二〇日法律第七四号〕

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強
化のための国民年金法等の一部を改正する等
の法律 抄……………三九一

附則〔令和七年二月一二日法律第八七号〕

医療法等の一部を改正する法律 抄……………三九四

○昭和六十二年度及び昭和六十三年
度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特
例に関する法律

〔昭和六十二年法律第六八号〕……………三九五

○昭和六十二年度及び昭和六十三年
度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特
例に関する法律

〔昭和六十二年法律第六七号〕……………三九七

○平成八年度における国民年金法による年金の額
等の改定の特例に関する法律〔抄〕……………三九九
〔平成八年法律第二九号〕

○平成十二年度における国民年金法による年金の
額等の改定の特例に関する法律〔抄〕……………四〇〇
〔平成一二年法律第三四号〕

○平成十三年度における国民年金法による年金の
額等の改定の特例に関する法律〔抄〕……………四〇二
〔平成一三年法律第一三三号〕

○平成十四年度における国民年金法による年金の
額等の改定の特例に関する法律〔抄〕……………四〇四
〔平成一四年法律第二一号〕

○平成十五年度における国民年金法による年金の
額等の改定の特例に関する法律〔抄〕……………四〇五
〔平成一五年法律第一九号〕

○平成十六年度における国民年金法による年金の
額等の改定の特例に関する法律〔抄〕……………四〇七
〔平成一六年法律第二二三号〕

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の
特例等に関する法律〔抄〕……………四〇九
〔平成一九年法律第二一〇四号〕

○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に
係る時効の特例等に関する法律……………四二二
〔平成一九年法律第二一一号〕

○放送大学学園法〔抄〕〔平成一四年法律第一五六号〕……………四二六

○沖縄科学技術大学院大学学園法〔抄〕……………四三二
〔平成二一年法律第七六号〕

○構造改革特別区域法〔抄〕	〔平成一四年法律第一八九号〕	四三五
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律〔抄〕	〔平成一五年法律第四〇号〕	四三六
○国と民間企業との間の人事交流に関する法律〔抄〕	〔平成二一年法律第二二四号〕	四四〇
○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律〔抄〕	〔昭和四六年法律第一二九号〕	四四一
○児童手当法〔抄〕	〔昭和四六年法律第七三号〕	四四五
○子ども・子育て支援法〔抄〕	〔平成二四年法律第六五号〕	四五七
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律〔抄〕	〔平成二三年法律第四〇号〕	四七四
○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律〔抄〕	〔平成二二年法律第五〇号〕	四八五

○日本私立学校振興・共済事業団法

(平成九年五月九日
法律第四十八号)

〔沿革〕

平成 九年 六月二十四日 法律第一〇三号改正
平成 九年 二月 七日 法律第一二四号改正
平成 〇年 三月二日 法律第二七号改正
平成 一年 二月二日 法律第一六〇号改正
平成 二年 三月二日 法律第二三号改正
平成 四年 二月 三日 法律第一五七号改正
平成 六年 六月三日 法律第一三〇号改正
平成 六年 二月 三日 法律第一五四号改正
平成 七年 七月二十六日 法律第八七号改正
平成 七年 一〇月二日 法律第一〇二号改正
平成 八年 六月 二日 法律第五〇号改正
平成 八年 六月二日 法律第八〇号改正
平成 八年 六月二日 法律第八三号改正
平成 九年 六月二七日 法律第九六号改正
平成 二年 五月二八日 法律第三七号改正
平成 三年 六月二日 法律第七二号改正
平成 三年 六月二四日 法律第七四号改正
平成 四年 八月二日 法律第六三号改正
平成 四年 八月二日 法律第六七号改正
平成 四年 一月二六日 法律第九八号改正
平成 五年 二月 三日 法律第一一二号改正
平成 六年 六月 三日 法律第六七号改正
平成 八年 五月 八日 法律第四〇号改正
平成 三〇年 六月 八日 法律第四一号改正

法律

日本私立学校振興・共済事業団法（第一条）

第一章

総則

目次

注 右の法律による改正中、令和八年四月一日後に施行されるものについては、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文を点線で囲って登載した。

日本私立学校振興・共済事業団法をここに公布する。

日本私立学校振興・共済事業団法

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 役員等（第十条―第二十二条）

第三章 業務（第二十三条―第二十八条）

第四章 財務及び会計（第二十九条―第四十一条）

第五章 監督（第四十二条―第四十四条）

第六章 雑則（第四十五条・第四十六条）

第七章 罰則（第四十七条―第四十九条）

附則

第一章 総則

（設立の目的）

第一条 日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実

及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に

対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 私立学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校及び学校法人が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。附則第十三条において同じ。）をいう。
- 二 学校法人 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。
- 三 準学校法人 私立学校法第二百五十二条第五項の法人をいう。
- 四 専修学校 学校教育法第二百四条に規定する専修学校をいう。
- 五 各種学校 学校教育法第三百三十四条第一項に規定する各種学

校をいう。

本条…一部改正〔平成一九年六月法律九六号・二四年八月六七号・令和五年五月二二号〕

（法人格）

第三条 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

二項…一部改正〔平成一一年二月法律一六〇号〕

（資本金）

第五条 事業団の資本金は、附則第六条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第六条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後で

なければ、これをもって第三者に対抗することができない。

委任 一項の「政令」は「独立行政法人等登記令」

罰則 一項関係は「本法」四八条一項四号

(名称の使用制限)

第七条 事業団でない者は、日本私立学校振興・共済事業団という名称を用いてはならない。

罰則 「本法」四九条

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、事業団について準用する。

本条…全部改正〔平成一八年六月法律五〇号〕

第九条 削除〔平成二六年六月法律六七号〕

第二章 役員等

(役員)

第十条 事業団に、役員として、理事長一人、理事九人以内及び監事二人以内を置く。

本条…一部改正・旧九条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕

(役員の職務及び権限)

第十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときは

法律 日本私立学校振興・共済事業団法（第七条―第一一条）

その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、事業団の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、事業団がこの法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、事業団の子法人（事業団がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

四項…一部改正〔平成一一年二月法律一六〇号〕、旧一〇条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕、三項…一部改正・四―七項…追加・旧四項…八項に繰下〔平成二六年六月法律六七号〕

第二章 役員等

委任 三項の「文部科学省令」は「本法施行規則」一条、五項の「文部科学省令」同

二条

罰則 四・五項関係は「本法」四八条一項五号、六項関係は「本法」四八条二項

（理事長等への報告義務）

第十一条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、

若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六七号〕

（役員の任命）

第十二条 理事長は、次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が任命する。

一 事業団が行う業務に関して高度な知識及び経験を有する者
二 前号に掲げる者のほか、事業団が行う業務を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、文部科学大臣が任命する。

3 文部科学大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用を努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補

者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

5 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

本条…追加〔平成一四年一二月法律一五七号〕、三項…追加・旧三・四項…一項ずつ繰下〔平成二六年六月法律六七号〕

（役員の任期）

第十三条 理事長及び理事の任期は、二年とする。ただし、補欠の理事長及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

旧一二条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…三項に繰下〔平成二六年六月法律六七号〕

（役員の忠実義務）

第十三条の二 事業団の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする文部科学大臣の処分及び事業団が定める助成業務方

法書、共済規程、共済運営規則その他の規則を遵守し、事業団のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六七号〕

(役員)の報告義務)

第十三条の三 事業団の役員(監事を除く。)は、事業団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六七号〕

(役員)の欠格条項)

第十四条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

旧一三条…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

(役員)の解任)

第十五条 文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないことを認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

法律

日本私立学校振興・共済事業団法(第一三条の三―第一七条)

第二章 役員等

3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため事業団の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前二項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

一―三項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、三項…全部改正・四項…追加・旧一四條…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

(役員)の兼職禁止)

第十六条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

本条…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、旧一五條…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

(代表権)の制限)

第十七条 事業団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

旧一六條…繰下〔平成一四年一二月法律一五七号〕

(役員等の損害賠償責任)

第十七条の二 事業団の役員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、事業団に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、文部科学大臣の承認がなければ、免除することができない。

本条…追加〔平成二六年六月法律六七号〕

（運営審議会）

第十八条 事業団に、運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。）又は交付業務（同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項において同じ。）のみに係るものを除く。）について審議する。

3 審議会は、前項の事項に関し、理事長に対して意見を述べることができる。

4 審議会は、十人以内の委員で組織する。

5 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

6 第十三条第一項及び第三項の規定は、委員について準用する。

7 委員の互選により会長として定められた者は、審議会の会務を総理する。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

五項…一部改正〔平成一一年二月法律一六〇号〕、二・六項…一部改正・旧一七条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕、六項…一部改正〔平成二六年六月法律六七号〕、二項…一部改正〔平成二四年一月法律九八号・令和元年五月八号〕

（共済運営委員会）

第十九条 共済業務の適正な運営を図るため、共済法の定めるところにより、事業団に共済運営委員会を置く。

旧一八条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕

（共済審査会）

第二十条 共済法第十四条第一項に規定する加入者の資格に関する決定等に対する不服を審査するため、共済法の定めるところにより、事業団に共済審査会を置く。

旧一九条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕

（職員の任命）

第二十一条 事業団の職員は、理事長が任命する。

旧二〇条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕

（他の役員及び職員についての依頼等の規制等）

第二十一条の二 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

第五十条の四から第五十条の九までの規定は、事業団について準用する。この場合において、これらの規定中「中期目標管理法人の」とあり、及び「当該中期目標管理法人の」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の」と、「当該中期目標管理法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、

「目標管理法が」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団が」と、「当該中期目標管理法に」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団に」と、「中期目標管理法役員」とあるのは「事業団役員」と読み替えるほか、同法第五十条の四第二項第一号及び第五号、第三項並びに第五項、第五十条の六、第五十条の七第一項、第五十条の八第三項並びに第五十条の九中「政令」とあり、並びに同法第五十条の六第一号及び第二号中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第五十条の四第二項第四号中「第三十二条第一項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十二条第一項」と、同号及び同項第五号並びに同法第五十条の八第三項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第五十条の四第二項第五号中「第三十五条第一項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十五条第一項」と、同条第四項中「総務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第六項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振

興・共済事業団法」と、「業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務方法書、同法第二十四条に規定する共済規程、同法第二十五条第二項に規定する共済運営規則その他の規則」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二六年六月法律六七号〕
委任

本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の四第二項一号の「文部科学省令」
「本法施行規則」三条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の四第二項五号の「文部科学省令」
同四条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の四第三項の「文部科学省令」
同五条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の四第五項の「文部科学省令」
同六条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の六各号列記以外の部分の「文部科学省令」
同七条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の六第一号の「文部科学省令」
同八条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の六第二号の「文部科学省令」
同九条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の七第一項の「文部科学省令」
同一条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の八第三項の「文部科学省令」
同一条、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法五〇条の四第四項の「文部科学大臣が定め」
「日本私立学校振興・共済事業団法第二十一条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第五十条の四第四項の営利企業等でその業務が日本私立学校振興・共済事業団の事務又は事業と密接な関連を有するものうち文部科学大臣が定めるもの」

罰則
「本法」四八条一項六号

○独立行政法人通則法

（平成十一年七月十六日）〔抄〕
法律第百三十三号

最近改正 令和四年六月一七日 法律第六八号

（他の事業団役員
中期目標管理法人役員について）の依頼等の規制）

第五十条の四 日本私立学校振興・共済事業団の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「事業団役員」という。）

は、密接関係法人等に対し、当該中期目標管理法人の

他の事業団役員をその離職後に、若しくは当該日本私立学校振興・共済事業団の事業団役員

中期目標管理法人の中期目標管理法人役員であつた者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当

該他の事業団役員若しくは当該事業団役員中期目標管理法人役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地

位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の事業団役員中期目標管理法人役員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人

をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人

をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人

をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人

をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人

役員であつた者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 基礎研究、福祉に関する業務その他の円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものに從事し、若しくは従事していた他の事業団役員

又はこれらの業務に従事していた事業団役員中期目標管理法人役員

であつた者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

二 退職手当通算予定役員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

三 大学その他の教育研究機関の研究者であつた者であつて任期（十年以内に限る。）を定めて専ら研究に従事する職員として採用された他の事業団役員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

四 日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十二条第一項

第三十二条第一項の評価（同項第二号に規定する中期目標の

第三十二条第一項の評価（同項第二号に規定する中期目標の

第三十二条第一項の評価（同項第二号に規定する中期目標の

第三十二条第一項の評価（同項第二号に規定する中期目標の

密接な関連を有するもののうち 文部科学大臣 総務大臣 が定めるもの

（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程に

おいて、 事業団役員 日本私立学校振興・共済事業団役員 が 日本私立学校振興・共済事業団 中期目標管理法人役員 当該中期目標管理法人の

業団の長の要請に応じ、引き続き当該営利企業等の役員又

は当該営利企業等に使用される者となった場合に、 事業団役員 中期目標

職員

管理法人役員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又

は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている営利企業等に限る。）をいう。

5 第二項第二号の「退職手当通算予定役員」とは、 日本私立学校振興・共済事業団 中期目標

立学校振興・共済事業団の長の要請に応じ、引き続き退職手

当通算法人等（前項に規定する退職手当通算法人等をいう。

以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人等に使用される者

となるため退職することとなる 事業団役員 中期目標管理法人役員で

あって、当該退職手当通算法人等に在職した後、特別の事情

がない限り引き続いて採用が予定されている者のうち 文部科 政令

学省令で定めるものをいう。

6 第一項の規定によるもののほか、 日本私立学校振興・共済事業団 中期目標管理法人の

業団の役員又は職員は、 日本私立学校振興・共済事業団 若しくは この法律 個別法

は他の法令若しくは 日本私立学校振興・共済事業団が定める 同法 業務

第二十五条第一項に規定する助成業務方法書、同法第二十四条に規

方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則

定する共済規程、同法第二十五条第二項に規定する共済運営規則そ

の他の規則に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたこと又は 日本私立学校 振興・共済事業団 他の役員若しくは職員に法令等違反行為を

標管理法人の 他の役員若しくは職員に法令等違反行為を

させること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、

日本私立学校振興・共済事業団 他の役員若しくは職員をその

当該中期目標管理法人の 離職後に、又は 日本私立学校振興・共済事業団 役員若しくは

職員であつた者を、当該営利企業等の地位に就かせることを 要求し、又は依頼してはならない。

本条：追加平成二六年六月法律六六号

委任

二項一号の「文部科学省令」（日本私立学校振興・共済事業団法施行規則）三条、二項五号の「文部科学省令」同四条、三項の「文部科学省令」同五条、五項の「文部科学省令」同六条

（法令等違反行為に関する在職中の求職の規制）

第五十条の五

日本私立学校振興・共済事業団の役員又は職員は、中期目標管理法人の

法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は 日本私立学校振興・共済事業団の 他の役員若しくは職員に法令等違反行為

をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は

は約束してはならない。
本条：追加平成二六年六月法律六六号

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

第五十条の六

日本私立学校振興・共済事業団の役員又は職員は、中期目標管理法人の

次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、 文部科学省令 で定

めるところにより、 日本私立学校振興・共済事業団の長にその

旨を届け出なければならない。

一 事業団役員

中期目標管理法役職員であつた者であつて離職後に営

法律 日本私立学校振興・共済事業団法（第二十一条の二）

第二章

役員等（独立行政法人通則法）

一一

利企業等の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が、離職後二年を経過するまでの間に、

離職前五年間に在職していた 日本私立学校振興・共済事業団の 内部組織として 文部科学省令 で定めるものに属する役員又は職員に

対して行つた 日本私立学校振興・共済事業団と 当該中期目標管理法人の

業務等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分

に関する事務（日本私立学校振興・共済事業団の業務に係る 当該中期目標管理法人の

ものに限る。次号において「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、 日本私立学校振興・共済事業団の役員又は管理若しくは監督の地位として 文部科学省令 で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、 日本私立学校振興・共済事業団の 当該中期目標管理法人の

役員等（独立行政法人通則法）

役員等（独立行政法人通則法）

役員等（独立行政法人通則法）

法律 日本私立学校振興・共済事業団法（第二十一条の二）

役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行う、日本私立学校振興・共済事業団と 営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であつて日本私立学校振興・共済事業団においてその締結について自

当該中期目標管理法に

らが決定したもの又は 日本私立学校振興・共済事業団による

当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關する法令等違反行為の要求又は依頼

本条：追加平成二六年六月法律六六号

委任 各号列記以外の「文部科学省令」（日本私立学校振興・共済事業団

法施行規則）七条 一号の「文部科学省令」同八条、二号の「文部科

学省令」同九条

（日本私立学校振興・共済事業団の 長への届出）
中期目標管理法人の

第五十条の七 事業団役職員
中期目標管理法入役職員（第五十条の四第五項

に規定する退職手当通算予定役職員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やか

第二章 役員等（独立行政法人通則法）

一一

に、文部科学省令で定めるところにより、日本私立学校振興・共

政令 中期目標管理法

の

2 前項の規定による届出を受けた 日本私立学校振興・共済事業

団の 長は、 日本私立学校振興・共済事業団の 業務の公正性を確保

する観点から、当該届出を行った 事業団役職員の

職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする。

本条：追加平成二六年六月法律六六号

委任 一項の「文部科学省令」（日本私立学校振興・共済事業団法施行規

則）一〇条

（日本私立学校振興・共済事業団の 長がとるべき措置等）
中期目標管理法人の 日本私立学校振興・共済事業団の 長は、 日本私立学

校振興・共済事業団の 役員又は職員が第五十条の四から前条ま

での規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び 日本私立学校振興・共済事業 当該中期目標管理法に

團における当該規定の遵守のために必要な措置を講じなければならない。

2 第五十条の六の規定による届出を受けた日本私立学校振興・中期目標管理法

の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3 日本私立学校振興・共済事業団の長は、毎年度、第五十条の中期目標管理法

六の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

本条：追加平成二六年六月法律六六号
委任 三項の「文部科学省令」は「日本私立学校振興・共済事業団法施行規則」二一条

罰則 三項関係（日本私立学校振興・共済事業団法）四八条一項六号

（文部科学省令への委任）
政令

第五十条の九 第五十条の四から前条までの規定の実施に関し必要な手続は、文部科学省令で定める。
政令

本条：追加平成二六年六月法律六六号

法律 日本私立学校振興・共済事業団法（第二二条・第二三条）

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十二條 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

旧二条：續下（平成一四年二月法律一五七号）

第三章 業務

（業務）

第二十三條 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。

二 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育（私立の専修学校及び各種学校の教育を含む。以下この項において同じ。）に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。

三 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。

四 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び

第三章 業務

学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配付を行うこと。

五 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。

六 共済法第二十条第一項に規定する短期給付を行うこと。

七 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規定する保険給付を行うこと。

八 共済法第二十条第二項に規定する退職等年金給付を行うこと。

九 共済法第二十六条第一項に規定する福祉事業を行うこと。

十 第一号から第五号までの業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金、厚生年金保険法の規定による拠出金並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の

規定による交付金の受入れに関する業務を行う。

3 事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 共済法第二十条第三項に規定する短期給付を行うこと。

二 共済法第二十六条第二項に規定する福祉事業を行うこと。

三 政令で定める災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校（第一項第二号の業務の対象となるものを除く。）で政令で定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に対し、同号に規定する資金を貸し付けること。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

5 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。

注 右の第二三条は、令和七年二月二日法律八七号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第二十三条 一項 現行条文と同じ

- 2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の規定による医師手当拠出金等、介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）の規定による納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金、厚生年金保険法の規定による拠出金並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務を行う。

3 5 現行条文と同じ

二項…一部改正（平成九年二月法律一四号）、五項…一部改正（平成一年二月法律一六〇号）、三・四項…一部改正・五項…削除・旧二条…繰下（平成四年二月法律一五七号）、二項…一部改正（平成一八年六月法律八三号）、一・三項…一部改正（平成二十四年八月法律六三号）、一・三項…一部改正（平成二十四年一月法律九八号）、四項…追加・旧四項…五項…繰下（令和元年五月法律八号）、二項…一部改正（令和四年二月法律九六号・五年五月三十一号）、四項…一部改正（令和七年三月法律一七号）、二項…一部改正（令和六年六月法律四七号）

委任 一項一号の「政令」は「本法施行令」一条、一項二号の「政令」は同二条罰則 一―四項関係は「本法」四八条一項七号

（共済規程）

- 第二十四条 事業団は、共済法の定めるところにより、共済業務に関する重要事項について、共済規程を定めなければならない。

旧二三条…繰下（平成一四年二月法律一五七号）

（助成業務方法書及び共済運営規則）

- 第二十五条 事業団は、助成業務（第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。）（交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ。）の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

- 2 事業団は、共済業務の執行に関して必要な事項を共済運営規則で定めなければならない。

- 3 事業団は、助成業務方法書又は共済運営規則を変更しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 4 助成業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 助成業務の方法

- 二 理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他事業団の助成業務の適正を確保するための体制

- 三 その他文部科学省令で定める事項

5 前項の規定は、共済運営規則について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「助成業務」とあるのは、「共済業務」と読み替えるものとする。

6 事業団は、第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、その助成業務方法書を公表しなければならない。

三・四項：一部改正〔平成二十一年二月法律一六〇号〕、一項：一部改正・五・六項：追加・旧二四条：繰下〔平成二十四年二月法律一五七号〕、四・五項：全部改正〔平成二十六年六月法律六七号〕、一項：一部改正〔平成二十四年一月法律九八号・令和元年五月八号〕

〈委任〉 四項一号の「助成業務の方法」は〔本法施行規則〕五条、五項で読み替えて準用する四項一号の「共済業務の方法」は同一条

（評価等の指針の策定、中期目標、中期計画、年度計画及び評価等）

第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第十二条の二第二項、第二十八条の二、第二十八条の四、第二十九条、第三十条（第二項第七号を除く）、第三十一条第一項、第三十二条、第三十五条及び第三十五条の二の規定を準用する。この場合において、同法第十二条の二第二項中「前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号の規定により」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第二十八条の二第二項の規定により総務大臣に意見を述べたとき、又は同法第二十六条において準用する第二十九条第三項、第三十二条第五項若しくは第三十五条第三項の規定に

より文部科学大臣に」と、同法第二十八条の二第二項中「第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに」とあるのは「の策定及び」と、同項及び同条第三項中「第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項」とあるのは「第三十二条第一項」と、同条第一項及び第三項並びに同法第二十九条第一項、第二項第一号及び第三項、第三十条第一項及び第三項、第三十一条第一項、第三十二条（第三項を除く。）並びに第三十五条（第五項を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十八条の二第二項中「ときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに」とあるのは「ときは」と、同条第三項中「中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標」とあるのは「中期目標」と、同法第二十八条の四中「独立行政法人」とあり、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条第四項中「中期目標管理法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第四項及び第六項並びに第三十五条第一項中「当該中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十八条の四中「第三十二条第一

第三十二條第一項

項の年度目標の策定並びに第三十二條第一項、第三十五條の六第一項及び第二項並びに第三十五條の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを文部科学大臣主務大臣るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規

定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九條第一

項の中期目標、第三十五條の四第一項の中長期目標及び第三

十五條の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二條

第一項、第三十五條の六第一項及び第二項並びに第三十五條

業務（独立行政法人通則法）

の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

本条：追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（評価結果の取扱い等）

第二十八條の四

日本私立学校振興・共済事業団は、第三十二條第三十條第二項

第一項

第一項、第三十五條の六第一項若しくは第二項又は第三十五條の十一第一項若しくは第二項の評価の結果を、第三十條第

一項の中期計画及び第三十一條第一項の年度計画、第三十五

條の五第一項の中長期計画及び第三十五條の八において読み

替えて準用する第三十一條第一項の年度計画又は第三十五條

の十第一項の事業計画並びに業務運営の改善に適切に反映さ

せるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

本条：追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（中期目標）

第二十九條

文部科学大臣主務大臣は、三年以上五年以下の期間におい

日本私立学校振興・共済事業団が達成すべき業務運営に関する
中期目標管理法

る目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを日本私
立学校振興・共済事業団に指示するとともに、公表しなければ
ならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定
めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で文部科学大臣が
定める期間をいう。以下同じ。）

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しよう
とするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければな
らない。

一―三項…一部改正（平成二六年六月法律六六号）

（中期計画）

法律 日本私立学校振興・共済事業団法（第二六条） 第三章

第三十条

日本私立学校振興・共済事業団は、前条第一項の指示
中期目標管理法

を受けたときは、中期目標に基づき、文部科学省令で定める
ところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下こ
の節において「中期計画」という。）を作成し、文部科学大臣
の認可を受けなければならない。これを変更しようとするこ
きも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし
る。

一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき
措置

三 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金 の限度額

五 不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二に
不要財産又は

において準用する第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下こ
の号において同じ。）又は 不要財産となることが見込まれる

の号において同じ。）又は 不要財産となることが見込まれる

業務（独立行政法人通則法） 一九

財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 〔略〕

八 その他^{文部科学省令}で定める業務運営に関する事項
主務省令

3 文部科学大臣^{文部科学省令}は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 日本私立学校振興・共済事業団^{中期目標管理法}は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

二項：一部改正〔平成二二年五月法律三七号〕、一・二項：一部改正・三項：削除・旧五項：一部改正し四項に繰上・旧四項：三項に繰上〔平成二六年六月法律六六号〕
委任 二項八号の「文部科学省令」に「日本私立学校振興・共済事業団法施行規則」二八条
罰則 三項関係に「日本私立学校振興・共済事業団法」四八条一項八号

（年度計画）

第三十一条 日本私立学校振興・共済事業団^{中期目標管理法}は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、^{文部主務}

^{科学省令}で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを^{文部科学大臣}に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 〔略〕

一項：一部改正〔平成二六年六月法律六六号〕
委任 一項の「文部科学省令」に「日本私立学校振興・共済事業団法施行規則」一九条

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十二条 日本私立学校振興・共済事業団^{中期目標管理法}は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、^{文部科学主務大臣}

大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 日本私立学校振興・共済事業団 中期目標管理法人 は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令 主務省令 で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を 文部科学大臣 主務大臣 に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 文部科学大臣 主務大臣 は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、日本私立学校振興・共済事業団 に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見

込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

5 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、文部科学大臣 主務大臣 に意見を述べなければならない。

6 文部科学大臣 主務大臣 は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団 に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

本条：全部改正(平成二六年六月法律六六号)
委任 二項の「文部科学省令」は「日本私立学校振興・共済事業団」に改定
則「二〇条」
罰則 二項関係「日本私立学校振興・共済事業団」四八条一項九号、六項関係「日本私立学校振興・共済事業団」四八条一項八号

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 文部科学大臣 主務大臣 は、第三十二条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、日本私立学校振興・共済事業団 の業務を継続し、当該中期目標管理法人

させる必要性、組織の在り方又は組織の存続の必要性。その他その業務及び組織の全般に

わたる検討を行い、その結果に基づき、日本私立学校振興・共済事業団に關し

移管又は組織の廃止その他の業務の廃止若しくは所要の措置を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の検討の結果及び同項の規定により主務大臣

講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならぬ。

3 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があるとき、文部科学大臣主務大臣に意見を述べなければならない。

4 前項の場合において、委員会は、日本私立学校振興・共済事業団の主要な事務及び事業の改廃に關し、文部科学大臣主務大臣に勧告

をすることができる。

5 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

6 委員会は、第四項の勧告をしたときは、文部科学大臣主務大臣に對

し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

一項：一部改正・二・三項：全部改正・四―六項：追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（内閣総理大臣への意見具申）

第三十五条の二 委員会は、前条第四項の規定により勧告をした場合において特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に對し、当該勧告をした事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

本条：追加〔平成二六年六月法律六六号〕

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十三条第一項第一号及び第四項の規定により事業団が交付する補助金及び減免資金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七条第一項中「各省各庁の長は」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長の処分」とあるのは「私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

本条…一部改正・旧二五条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕、一部改正〔令和元年五月法律八号〕

(貸付業務の委託)

第二十八条 事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十三条第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2 事業団は、前項の規定により銀行その他の金融機関に業務の一

法律 日本私立学校振興・共済事業団法(第二十七条―第三二条)

部を委託しようとするときは、その金融機関に対し、当該委託業務に関する準則を示さなければならない。

一項…一部改正〔平成一一年二月法律一六〇号〕、一項…一部改正・旧二六条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十九条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

旧二七条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕

(事業計画等の認可)

第三十条 事業団は、毎事業年度、共済業務に係る事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

本条…一部改正〔平成一一年二月法律一六〇号〕、一部改正・旧二八条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕

(決算)

第三十一条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

旧二九条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕

(財務諸表等)

第三十二条 事業団は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利

第四章 財務及び会計

益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに文部科学省令で定めるところにより作成した当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書（以下「業務報告書等」という。）並びに監査報告書及び会計監査報告書を添付して、決算完結後二月以内（第三十三条第一項第一号の経理に係るものにあつては、一月以内）に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監査報告書及び会計監査報告書を添付して、決算完結後遅滞なく、これを審議会及び共済運営委員会に提出しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び業務報告書等並びに監査報告書及び会計監査報告書を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 事業団は、第一項の附属明細書その他文部科学省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通

信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて文部科学省令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

5 事業団が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の文部科学省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

三項：一、一部改正〔平成九年六月法律一〇三号〕、一、三項：一部改正〔平成二年一月法律一六〇号〕、一、二項：一部改正・三項：追加・旧三項：一部改正し四項に繰下・旧三〇条：繰下〔平成四年二月法律一五七号〕、一、二項：一部改正・三項：削除・四、五項：追加・旧四項：一部改正し三項に繰上〔平成二六年六月法律六七号〕

委任 一項第一の「文部科学省令」は「日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令一六条、一項第二の「文部科学省令」は同「一六条の二、三項の「文部科学省令」は同「一七条、四項第二の「文部科学省令」は同「一七条の二第一項、四項第二の「文部科学省令」は同「一七条の二第二項、罰則 三項関係は（本法）四八条一項一〇号

（会計監査人の監査）

第三十二条の二 独立行政法人通則法第三十九条から第四十三条までの規定は、事業団について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「財務諸表」とあるのは「財務諸表（日本私立学校振

興・共済事業団法第三十二条第一項に規定する財務諸表をいう。第四十一条第三項第一号において同じ。」と、「事業報告書」とあるのは「業務報告書」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「会計監査報告」とあるのは「会計監査報告書」と、同条第二項第二号中「総務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「子法人」とあるのは「子法人（日本私立学校振興・共済事業団法第十一条第六項に規定する子法人をいう。以下同じ。）」にと、同法第三十九条の二第一項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、同法第四十条及び第四十三条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第四十二条中「財務諸表承認日」とあるのは「財務諸表承認日（日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。）」と読み替えるものとする。

本条…追加（平成二六年六月法律六七号）

委任 本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法三九条一項の「文部科学省令」は日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令」一七条の三、本条で読み替えて準用する独立行政法人通則法三九条二項二号の「文部科学省令」は同「一七条の四」
罰則 〈本法〉四八条一項五号・二項

法律 日本私立学校振興・共済事業団法（第三十二条の二）
法）

○独立行政法人通則法

（平成十一年七月十六日）〔抄〕
（法律第百三十三号）

最近改正 令和四年六月一七日 法律第六八号

（会計監査人の監査）

第三十九条

日本私立学校振興・共済事業団

独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模

が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表（日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項に規定する財務諸表をいう。第四十一条第三項第一号において同じ。）、業務報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告書を作成しなければならない。

報告書
査報告

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に關

第四章 財務及び会計 （独立行政法人通則

法律 日本私立学校振興・共済事業団法（第三十二条の二）
法）

する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして 文部科学省令 総務省令 で定める

ものをいう。以下この号において同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を 文部科学省令 総務省令 で定める方法により表示したもの

科学省令

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、独

立行政法人の 子法人（日本私立学校振興・共済事業団法第十一条第

子法人に 六項に規定する子法人をいう。以下同じ。）に 対して会計に関する

報告を求め、又は独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号の

第四章 財務及び会計 （独立行政法人通則 二六

いずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人の役員又は職員

三 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

一項：一部改正・二五項：追加（平成二六年六月法律六六号）

委任 一項の「文部科学省令」ハ日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令」七条の三、二項第二号一の「文部科学省令」

同「七条の四第一項、二項第二号第二の「文部科学省令」ハ同「七条の四第二項

罰則 三項関係（日本私立学校振興・共済事業団法）四八条一項五号・二項

（監事に対する報告）

第三十九条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員

（監事を除く。）の職務の執行に関し不正の行為又は 日本私

立学校振興・共済事業団法 若しくは他の法令に違反する重大な

事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

本条：追加(平成二六年六月法律六六号)

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、文部科学大臣が選任する。

(会計監査人の資格等)

第四十一条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならぬ。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを独立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

- 一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者
- 二 監査の対象となる独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

法律 日本私立学校振興・共済事業団法(第三十二条の二)
法)

本条：全部改正(平成一七年七月法律八七号)、見出・一項：一部改正・二項：全部改正・三項：追加(平成二六年六月法律六六号)

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日(日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項の規定による同項の財務諸表の承認

の日をいう。)までとする。

本条：一部改正(平成二六年六月法律六六号)

(会計監査人の解任)

第四十三条 文部科学大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するとき、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第四章 財務及び会計 (独立行政法人通則

（区分経理）

第三十三条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 助成業務に係る経理

二 第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、介護保険法の規定による納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

三 第二十三条第一項第七号の業務並びに同条第二項に規定する厚生年金保険法の規定による拠出金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

四 第二十三条第一項第八号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

五 第二十三条第一項第九号及び同条第三項第二号の業務に係る経理

六 第二号から第四号までに掲げる業務に係る事務に係る経理

2 附則第六条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び第五条第二項の規定により政府が出資する金額に係る経理は、前項第一号の経理に係る勘定において行うものとする。

注 右の第三条は、令和七年（二〇二五年）二月一日法律八十七号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（区分経理）

第三十三条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 助成業務に係る経理

二 第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の規定による医師手当拠出金等、介護保険法の規定による納付金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る

経理（第六号に掲げるものを除く。）

三 第二十三条第一項第七号の業務並びに同条第二項に規定する厚生年金保険法の規定による拠出金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

四 第二十三条第一項第八号の業務に係る経理（第六号に掲げるものを除く。）

五 第二十三条第一項第九号及び同条第三項第二号の業務に係る経理

六 第二号から第四号までに掲げる業務に係る事務に係る経理

2 現行条文に同じ

一項…一部改正〔平成九年二月法律一三四号〕、一項…一部改正、旧三一条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕、一項…一部改正〔平成一八年六月法律八三三号・二四年八月六三三号・二一九八号・令和四年二月九六六号・五年五月三一号・六年六月四七号〕

（企業会計原則）

第三十四条 事業団の会計は、文部科学省令で定めるところにより、

り、原則として企業会計原則によるものとする。

本条…追加〔平成一四年二月法律一五七号〕

委任 「文部科学省令」Ⅱ（日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令）一条

法律 日本私立学校振興・共済事業団法（第三四条・第三五条）

（利益及び損失の処理）

第三十五条 事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、翌事業年度において第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 前二項の規定は、第三十三条第一項第二号から第六号までの経理に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「その残余の額のうち、翌事業年度において第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額」とあるのは、「その残余の額」と読み替えるものとする。

4 第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定における利益金の計算の方法に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

四項…一部改正〔平成一一年二月法律一六〇号〕、一四項…一部改正、旧三二条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕、三項…一部改正〔平成二四年二月法律九八号〕

委任 四項の「文部科学省令」Ⅱ（日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令）一八条

第四章 財務及び会計

（積立金の処分）

第三十六条 事業団は、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、助成業務の運営の健全性を勘案して文部科学省令で定める額を超える額の積立金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

本条：削り・追加〔平成一四年一二月法律一五七号〕

委任 一項の「文部科学省令」〔本法施行規則〕二一条、二項の「政令」〔本法施行令〕三条一五条

（借入金及び私学振興債券）

第三十七条 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条に規定する中期計画で定める同条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部科学大

臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は私学振興債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

5 事業団は、共済業務に必要な費用に充てるため、短期借入金及び長期借入金をしてはならない。ただし、私立学校教職員の福利厚生を図るため必要な場合において、文部科学大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

6 第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定による短期借入金について準用する。

7 第四項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

8 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

9 事業団は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

10 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第

11 第四項及び第七項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

- 正・四・七項：追加・旧六・一〇項：一部改正（二項ずつ繰下・旧四・五・七
 一・二・四・八項：一部改正（平成一一年二月法律一六〇号）：一項：全部改
 九項：二項ずつ繰下・旧三・三条：繰下（平成一四年二月法律一五七号）：一
 …一部改正（平成一七年七月法律七八号）：九項：一部改正（平成一八年六月法律
 五〇号）：七項：削除・旧八・一二項：一項ずつ繰下（平成二六年六月法律六七
 号）。

(償還計画)

本条…一部改正〔平成十一年二月法律一六〇号〕、二項…追加・旧三四条…繰下
〔平成十四年二月法律一五七号〕、二項…削除〔平成十六年六月法律六七号〕

第三十八条の二 独立行政法人通則法第八条第三項及び第四十六条

法律 日本私立学校振興・共済事業団法(第三八条・第三八条の二)

本条…追加〔平成二二年五月法律三七号〕、一部改正〔平成二六年六月法律六七号〕委任 本条で準用する独立行政法人通則法四六条の二第五項の「政令」は〔本法施

第四章 財務及び会計

○独立行政法人通則法

（平成十一年七月十六日）〔抄〕
法律第百三十三号

最近改正 令和四年六月一七日 法律第六八号

（財産的基礎等）

第八条 一項〔略〕

2 〔略〕

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第一号の經理に係る勘定に属するものに限る。）であつて文部科学省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十六

の二又は第四十六條の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

見出…全部改正・三項…追加（平成二年五月法律三七号）、三項…一部改正（平成四年六月法律四七号）

委任 三項の「文部科学省令」は日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（二条の二）

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六條の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、文部科学大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期

私立学校振興・共済事業団の日本私立学校振興・共済事業団法第二目標管理法
の中期計画
十六條において準用する第三十條第一項に規定する中期計画
において

同条第二項第五号の計画を定めた場合、
第三十條第二項第五号の計画を定めた場合、
国立研究開発法人の中長期計画において第三十五條の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十

画

画

画

画

画

五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、文部科学大臣
主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、文部科学大臣
主務大臣の認可を受けて、政府

出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で文部科学大臣
主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができ。ただし、日本私立学校振興・共済事業団
中期目標管理法の

日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三
中期計画

三十条第一項に規定する中期計画において同条第二項第五号

号の計画を定めた場合、であつて、その計画
国立研究開発法人の中長期計画にお

いて第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行

法律 日本私立学校振興・共済事業団法（第三八条の二）
法

政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、文部科学大臣
主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて文部
主務

科学大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として文部科学大臣
主務大臣が定める金額について

は、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少す

るものとする。

5 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

本条：追加〔平成二二年五月法律三七号〕、一・二項：一部改正・五項：削除・旧六項：五項に繰上〔平成二六年六月法律六六号〕

委任

二項の「基準」日本私立学校振興・共済事業団が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準、五項の「政令」独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令 四条一〇条

（余裕金の運用）

第三十九条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金
三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十三条第一項第二号から第五号までの経理に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

一項：一部改正〔平成一一年二月法律一六〇号〕、二項：一部改正・旧三五条：繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕、一項：一部改正〔平成一六年二月法律一五四号・一七年一〇月一〇二号〕、二項：一部改正〔平成二四年二月法律九八号〕

委任 二項の「政令」〔本法施行令〕一六条

罰則 〈本法〉四八条一項一一号

（役員の報酬及び職員の給与等）

第四十条 独立行政法人通則法第五十条の二の規定は、事業団の役員の報酬及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「中期目標管理法人」とあり、並びに同条第三項中「当該中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項中「主務大臣」とあるのは「文

部科学大臣」と読み替えるものとする。

2 独立行政法人通則法第五十条の十の規定は、事業団の職員の給与及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「中期目標管理法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第三項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように」と読み替えるものとする。

本条：追加〔平成一四年二月法律一五七号〕、一・二項：一部改正〔平成二六年六月法律六七号〕

○独立行政法人通則法

〔平成十一年七月十六日〕〔抄〕
〔法律第百三十三号〕

最近改正 令和四年六月一七日 法律第六八号

（役員の報酬等）

第五十条の二 日本私立学校振興・共済事業団の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 日本私立学校振興・共済事業団は、その役員に対する報酬等
中期目標管理法人

の支給の基準を定め、これを 文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）、民間企業の役員の報酬等、日本私立学校振興・共済事業団の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

本条：追加〔平成二六年六月法律六六号〕

（職員の給与等）

第五十条の十

日本私立学校振興・共済事業団の職員^一の給与は、中期目標管理法^二による。

その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならぬ。

2 日本私立学校振興・共済事業団は、その職員の給与等の支給中期目標管理法

の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与等の支給の基準は、日本私立学校振興・共済事業団の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとす法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家となるように

公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定めなければならない。

本条：追加（平成二六年六月法律六六号）

（文部科学省令への委任）

第四十一条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

見出・本条：一部改正（平成一一年二月法律一六〇号）、旧三七条：繰下（平成一四年二月法律一五七号）
委任「文部科学省令」日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に關する省令

第五章 監督

（監督）

第四十二条 事業団が行う業務のうち共済業務に關しては、文部科学大臣が事業団を監督する。

2 文部科学大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務（共済業務に限る。）に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

一・二項：一部改正（平成一一年二月法律一六〇号）、一項：全部改正・二項：一部改正・旧三八条：繰下（平成一四年二月法律一五七号）
罰則 二項關係（本法）四八条一項二號

（報告及び検査）

第四十三条 文部科学大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な

物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 厚生労働大臣は、事業団に対し、随時、共済業務及びこれに係る資産の状況について報告をさせることができる。

一・四項：一部改正〔平成一一年二月法律一六〇号〕、旧三九条：繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕

罰則 一項関係Ⅱ〔本法〕四七条

（違法行為等の是正）

第四十四条 独立行政法人通則法第三十五条の三の規定は、事業団又はその役員若しくは職員の助成業務に係る行為について準用する。この場合において、同条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「中期目標管理法」とあり、及び「当該中期目標管理法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と読み替えるものとする。

本条：追加〔平成一四年二月法律一五七号〕、一部改正〔平成二六年六月法律六七号〕

罰則 〈本法〕四八条一項一三号

法律 日本私立学校振興・共済事業団法（第四四条） 第五章

監督 （独立行政法人通則法）

三七

○独立行政法人通則法

（平成十一年七月十六日）〔抄〕
法律第百三号

最近改正 令和四年六月一七日 法律第六八号

（違法行為等の是正等）

第三十五条の三

文部科学大臣は、日本私立学校振興・共済事業団主務大臣、中期目標管理法

若しくはその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの日本私立学校振興・共済事業団法、個別法若しくは他の法令に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、

又は日本私立学校振興・共済事業団の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが

明白である場合において、特に必要があると認めるときは、

日本私立学校振興・共済事業団に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることが

できる。

本条：追加〔平成二六年六月法律六六号〕

罰則 〈日本私立学校振興・共済事業団法〕四八条一項一三号

第六章 雑則

（解散）

第四十五条 事業団の解散については、別に法律で定める。

旧四〇条：繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕

（財務大臣との協議）

第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項若しくは第九項、第三十八条又は第三十八条の二において準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の規定による認可（第三十条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第三号又は第六号の経理に係るものに限り、第三十八条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

二 第三十五条第四項、第三十六条第一項又は第四十一条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

三 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

四 第三十二条第一項の規定による承認（第三十三条第一項第三号又は第六号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

五 第三十九条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

見出：本条…一部改正〔平成一一年二月法律一六〇号〕、本条…一部改正・旧四一条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕、一部改正〔平成三年五月法律三七号・二六年六月七号・二四年一月九八号〕

第七章 罰則

第四十七条 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

見出：削除・本条…一部改正・旧四二条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律により公表をしなければならない場合において、そ

の公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。

五 第十一条第四項若しくは第五項又は第三十二条の二において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

六 第二十一条の二において準用する独立行政法人通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第二十三条第一項から第四項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

八 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第三項又は第三十二条第六項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

九 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十二条第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

十 第三十二条第三項の規定に違反して、第三十三条第一項第一号の経理に係る財務諸表、業務報告書等、監査報告書又は会計監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

法律 日本私立学校振興・共済事業団法（第四十九条） 附則

十一 第三十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十二 第四十二条第二項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

十三 第四十四条において準用する独立行政法人通則法第三十五条の三の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

2 事業団の子法人の役員が第十一条第六項又は第三十二条の二において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

本条…一部改正(平成十一年二月法律一六〇号)、一部改正・旧四三条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕、一項…一部改正・二項…追加〔平成二六年六月法律六七号〕、一項…一部改正(令和元年五月法律八号)

第四十九条 第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

旧四四条…繰下〔平成一四年二月法律一五七号〕

附 則 〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（事業団の設立）

第二条 文部大臣は、事業団の理事長となるべき者及び監事となる

べき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、次項及び第四項に規定する事務その他の事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、あらかじめ附則第六条第一項の規定による解散前の日本私立学校振興財団の運営審議会の意見を聴いて、助成業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

3 文部大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、あらかじめ附則第五条第一項の規定による解散前の私立学校教職員共済組合の運営審議会の意見を聴いて、共済規程及び共済運営規則を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

5 第二項の規定により作成された助成業務方法書並びに前項の規定により作成された共済規程及び共済運営規則は、事業団の成立の時において、それぞれ、事業団の助成業務方法書並びに共済規程及び共済運営規則となるものとする。

6 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を文部大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一

項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 事業団は、前条第六項の規定による届出があったときは、平成十年一月一日に成立する。

(私立学校教職員共済組合の解散等)

第五条 私立学校教職員共済組合は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度は、私立学校教職員共済組合の解散の日の前日に終わるものとする。

3 私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により私立学校教職員共済組合が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

委任 四項「政令」(本法施行令)附則一条

(日本私立学校振興財団の解散等)

第六条 日本私立学校振興財団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が

承継する。

2 日本私学振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度は、日本私学振興財団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 日本私学振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により事業団が日本私学振興財団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本私学振興財団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第一項の規定により日本私学振興財団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

委任 五項の「政令」は本法施行令（附則二条）

（非課税）

第七条 附則第五条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

2 附則第五条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別

法律 日本私立学校振興・共済事業団法 附則

土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 附則第五条第一項の規定により事業団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において私立学校教職員共済組合が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

三項…一部改正〔平成一〇年三月法律二七号〕

（職員の身分の取扱い）

第八条 事業団は、附則第五条第一項の規定により解散する私立学校教職員共済組合及び附則第六条第一項の規定により解散する日本私学振興財団の職員が引き続き事業団の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

（名称の使用制限等に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条 事業団の最初の事業年度は、第二十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成十年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画

については、第二十八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（区分経理の特例）

第十二条 事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において第三十五条第一項に規定する残余を生じたときは、第三十三条第一項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第七項に規定する費用等で政令で定めるものに充てため、その残余の額の一部を第三十三条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れることができる。この場合において、第三十五条第一項中「第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額」とあるのは、「第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額及び第三十三条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れられる額」とする。

本条…一部改正〔平成一四年一二月法律一五七号〕

委任 「政令」Ⅱ（本法施行令）一七条

（私立学校等の特例）

第十三条 この法律（第二十三条第一項第一号及び第四項を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の

推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）によって設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとする。

本条…一部改正〔平成一四年一二月法律一五七号・一八年六月八〇号・一九年六月九六号・二四年八月六七号・令和元年五月八号〕

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による病床転換支援金等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例）

第十三条の二 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の

適用については、これらの規定中「及び出産育児関係事務費拠出金」とあるのは、「、出産育児関係事務費拠出金及び病床転換支援金等」とする。

本条…追加〔平成一八年六月法律八三号〕、一項…一部改正〔令和四年二月法律九六号〕、見出…全部改正・一項…削除・旧二項…一部改正し一項に繰上〔令和五年五月法律三二号〕

第十四条 削除〔平成二四年八月法律六三号〕

（日本私学振興財団法の廃止）

第十五条 日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）

は、廃止する。

（日本私学振興財団法の廃止に伴う経過措置）

第十六条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本私学振興財団法（第十一条、第十二条、第十七条及び第十八条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第十七条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この附則に別段の規定があるものを除くほか、前条の規定

法律 日本私立学校振興・共済事業団法 附則

定の施行前に同条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第九条及び第十二条を除く。以下「旧共済法」という。）又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新共済法」という。）若しくはこれに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十九条 旧共済法による組合員であった者は新共済法による加入者（以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者」という。）であった者と、旧共済法による組合員であった期間（次に掲げる期間を除く。）は新共済法による加入者期間（以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者期間」という。）とみなす。

一 旧共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八号）附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

二 旧共済法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。次号において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一

時金の計算の基礎となつた期間

三 旧共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

第二十条 附則第十七条の規定の施行の際旧共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する任意継続組合員であつた者については、当該任意継続組合員となつた日から引き続き新共済法第二十五条において読み替へて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する任意継続加入者であつたものとみなして、新共済法の規定を適用する。

第二十一条 附則第十七条の規定の施行の日（以下「新共済法の施行日」という。）の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であつた日本私学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となつた者（事業団の職員となつた者に限る。）に対する新共済法の施行日以後の給付に係る新共済法の短期給付に関する規定及び新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第一項の規定の適用については、その者は、新共済法の施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた間

加入者であつたものとみなし、その者が新共済法の施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、新共済法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

第二十二条 新共済法の施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた日本私学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となつた者（事業団の職員となつた者に限る。以下附則第二十五条までにおいて「財団の職員であつた加入者」という。）のうち、一年以上の引き続く加入者期間（事業団の職員である期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて同じ。）を有しない者であり、かつ、新共済法の施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（日本私学振興財団の職員であつた期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて「厚生年金保険期間」という。）と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有する者とみなす。

2 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く加入者期間を有する者及び前項に規定する者に限る。）に対する新共済法第二十

五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

3 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

三項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

第二十三条 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）とする。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなし

て、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第二十四条 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

第二十五条 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、加入者期間が四十四年以上である者とみなす。

本条…一部改正〔平成一二年三月法律二三号〕

第二十六条 新共済法の施行日前に旧共済法第三十六条第一項の規定に基づき旧共済法第三十七条第一項の規定により私立学校教職員共済組合に置かれた審査会（以下この条において「旧組合の審査会」という。）に対してされた審査請求で新共済法の施行日の前日までに裁決が行われていないものは新共済法第三十六条第一項の規定に基づき新共済法第三十七条第一項の規定により事業団

に置かれる共済審査会（以下この条において「共済審査会」という。）に対してされた審査請求と、新共済法の施行日前に旧組合の審査会において行われた裁決は共済審査会において行われた裁決とみなす。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条 新共済法の施行日前において旧共済法による組合員であつた者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十九条第一項の規定の適用については、同項中「私立学校教職員共済法による給付」とあるのは、「私立学校教職員共済法による給付（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による給付を含む。）とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 新共済法の施行日前において旧共済法による組合員であつた者に対する前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十一条第一項の規定の適用については、同項中「私立学校教職員共済法による給付」とあるのは、「私立学校教職員共済法による給付（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による給付を含む。）とする。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第七十三条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第十一号の四及び第十三号並びに同条第四項の規定は、平成十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

委任 「政令」は本法施行令

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律
附 則 「平成九年六月二十四日 法律第一〇三号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十五条の規定 平成十年一月一日
- 二（略）

介護保険法施行法附 則 (平成九年二月一七日 法律第二四号)

この法律は、介護保険法〔平成九年一月二日法律第一二三号〕の施行の日〔平成十二年四月一日〕から施行する。〔後略〕

地方税法等の一部 附 則 (平成一〇年三月三十一日 法律第二七号 抄)
を改正する法律

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。〔後略〕

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法附則第七条第三項の規定は、平成十年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

中央省庁等改革関係法施行法〔平成十一年二月二日法律第一六〇号、抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その

他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第一千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の

法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

中央省庁等改革関係法施行法 附 則 〔平成二十一年二月二日 法律第一六〇号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 「前略」第千三百四十四条の規定 公布の日
- 二 「略」

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律 附 則 〔平成二十二年三月二日 法律第二三三号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則 〔平成二十四年二月一日 法律第一五七号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（役員に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において理事である者のうち理事長が指定する三人については、その任期は、この法律による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法第十二条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 この法律の施行の際現に理事長又は理事である者は、その際この法律による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法（以下「新法」という。）第十二条第一項又は第三項の規定により理事長又は理事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる理事長又は理事の任期は、新法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の理事長又は理事としての残任期間と同一の期間とする。

（最初の年度計画に関する経過措置）

第三条 新法第二十六条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第三十一条第一項の規定により日本私立

学校振興・共済事業団が最初に定める年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「平成十五年十月一日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（施行のために必要な準備）

第四条 文部科学大臣は、最初の中期目標（新法第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第一項に規定する中期目標をいう。）の策定及び次項の規定により準備された最初の中期計画（新法第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項に規定する中期計画をいう。次項において同じ。）に係る認可のために必要な準備として、施行日前においても文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くこと及び財務大臣との協議を行うことができる。

2 日本私立学校振興・共済事業団は、施行日前においても、最初の中期計画の作成の準備を行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国家公務員共済組
合法等の一部を改附 則 「平成一六年六月二三日 法律第一三〇号、抄」
正する法律

法律 日本私立学校振興・共済事業団法 附則（平一六―平一七）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四 「略」

五 第五条、第八条、第十二条、第十六条、第十九条及び第二十条並びに附則第十六条から第二十一条まで、第三十七条、第七十七条、第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定 平成十九年四月一日

六 「略」

本条…一部改正〔平成一六年六月法律一二六号・一七年六月六四号・六五号〕
信 託 業 法附 則 「平成一六年二月三日 法律第一五四号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
〔後略〕

〔平成一六年二月政令四二六号により、平成一六・一二・三〇から施行〕

会社法の施行に伴
う関係法律の整備附 則 「平成一七年七月二六日 法律第八七号」
等に関する法律

この法律は、会社法〔平成一七年七月法律第八六号〕の施行の日

〔平成一八年五月一日〕から施行する。〔後略〕

郵政民営化法等の
施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律
附 則 〔平成一七年一〇月二日 法律第一〇二号、抄〕

最近改正 平成三〇年六月八日 法律第四一号

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法〔平成一七年一〇月法律第九七号〕の施行の日〔平成一九年一〇月一日〕から施行する。〔後略〕

（無尽業法等の一部改正に伴う経過措置）

第五十八条 旧郵便貯金は、〔中略〕第四十三条、第八十八条、第一百八条及び第一百一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一〇十三 〔略〕

十四 日本私立学校振興・共済事業団法第三十九条第一項第二号十五〜二十一 〔略〕

本条…一部改正〔平成一八年六月法律八三号・二八年五月四〇号〕

（罰則に関する経過措置）

第一百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八

（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第一百四十四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一 一般社団法人及び
一 一般財団法人及び
社団法人及び公益
財団法人の認定等
に関する法律の施
行に伴う関係法律
の整備等に関する
法律

〔平成一八年六月二日 法律第五〇号、抄〕

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

一般財団法人及び
一般財団法人に
関する法律及び
公益社団法人
及び公益財
団法人の認定
等に関する
法律の施行に
伴う関係法律
の整備等に関
する法律

附 則 [平成一八年六月二日 法律第五〇号]

最近改正 平成二三年六月二四日 法律第七四号

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律〕平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一月一日〕から施行する。〔後略〕

一項の見出し：削除、一項：一部改正〔平成二三年六月法律七四号〕

学校教育法等の一附 則 [平成一八年六月二日 法律第八〇号、抄]
部を改正する法律

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

法律 日本私立学校振興・共済事業団法 附則(平一八)

健康保険法等の一附 則 [平成一八年六月二日 法律第八三号、抄]
部を改正する法律

最近改正 平成二三年六月二二日 法律第七二号

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、〔中略〕第三百三十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条〔中略〕第九十九条〔中略〕の規定 平成二十年四月一日

五・六 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第三百三十一条 この法律〔附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。〕の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律

の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本条…一部改正（平成二三年六月法律七二号）

（処分、手続等に関する経過措置）

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

学校教育法等の一附則
部を改正する法律
則「平成一九年六月二七日 法律第九六号 抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年二月政令三六二号により、平成一九・二二・二六から施行〕

独立行政法人通則
法の一部を改正す附則
る法律
則「平成二三年五月二八日 法律第三七号 抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

〔平成二三年一月政令二二五号により、平成二二・一一・二七から施行〕

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用するこの法律による改正前の独立行政法人通則法第三十条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する新法第三十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に日本私立学校振興・共済事業団が行った財産の譲渡であつて、施行日において前条の規定による改正後の日本私立学

校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして文部科学大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
附 則 [平成二十三年六月二日 法律第七二号、抄]

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条

法律 日本私立学校振興・共済事業団法 附則（平二三―平二四）

「中略」及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日
二 「略」

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

情報処理の高度化等に対処するため
の刑法等の一部を改正する法律
附 則 [平成二十三年六月二四日 法律第七四号、抄]

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
附 則 [平成二十四年八月二三日 法律第六三号、抄]

最近改正 平成二十四年一月二六日 法律第九八号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 一次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第百

六十条の規定 公布の日

二〇五 「略」

（日本私立学校振興・共済事業団の業務等に関する経過措置）

第八十一条 第五条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法（以下この条において「改正後事業団法」という。）の規定の適用については、当分の間、改正後事業団法第二十三条第一項第七号中「保険給付」とあるのは、「保険給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十八条第三項及び第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の共済法第二十条第二項に規定する長期給付」とする。

本条…一部改正〔平成二十四年一月法律九八号〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成二十四年八月二二日法律第六七号、抄〕

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附則 〔平成二十四年八月二三日法律第六七号〕

最近改正 平成二五年一月二三日 法律第一二二号

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二十四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

二〇五 「略」

本附則…一部改正〔平成二五年二月法律一二二号〕

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律 附則 〔平成二十四年二月二六日法律第九八号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

持続可能な社会保
障制度の確立を
図るための改革
の推進に関する法律
附則
抄
〔平成二五年一月三日 法律第一二二号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

独立行政法人通則
法の一部を改正す
る法律の施行に伴
う関係法律の整備
に関する法律
附則
抄
〔平成二六年六月一日 法律第六七号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律
(平成二六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」とい
う。)の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す
る。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の
日

二 〔略〕

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置)
第十六条 第七十二条の規定による改正後の日本私立学校振興・共
済事業団法(以下この条において「新事業団法」という。)第十
一条第三項、第四項、第六項及び第七項、第十一条の二並びに第

十三条の三並びに新事業団法第三十二条の二において準用する新
通則法第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規
定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

2 この法律の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団(以下
この条において「事業団」という。)の監事である者の任期(補
欠の事業団の監事の任期を含む。)については、新事業団法第十
三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に文部科学大臣が第七十二条の規定によ
る改正前の日本私立学校振興・共済事業団法(次項において「旧
事業団法」という。)第二十六条において準用する旧通則法第二
十九条第一項の規定により事業団に指示している同項の中期目標
は、文部科学大臣が新事業団法第二十六条において準用する新通
則法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標とみ
なす。

4 この法律の施行の際現に事業団が旧事業団法第二十六条におい
て準用する旧通則法第三十条第一項の規定により認可を受けてい
る同項の中期計画は、新事業団法第二十六条において準用する新
通則法第三十条第一項の規定により認可を受けた同項の中期計画
とみなす。

5 施行日を含む事業年度に係る新事業団法第二十六条において準
用する新通則法第三十一条第一項の規定の適用については、同項

中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第十六条第四項の規定により日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項の規定による認可を受けたとみなされる」とする。

6 新事業団法第二十六条において準用する新通則法第三十二条の規定は、事業団の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び附則
管理に関する法律の一部を改正する法律

附則 【平成二八年五月一八日 法律第四〇号、抄】

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

【平成二八年九月政令三一八号により、平成二八・一〇・一から施行】

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律

附則 【平成三〇年六月八日 法律第四一号、抄】

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕附則第四条から第八条まで、〔中略〕第十一条〔中

略」の規定 平成三十一年四月一日

大学等における修
学の支援に関する附 則 〔令和元年五月一七日 法律第八号、抄〕
法律

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日〔令和元年一〇月一日〕の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七九号により、令和二・四・一から施行〕

（政令への委任）

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

感染症の予防及び
感染症の患者に対
する医療に関する附 則 〔令和四年一二月九日 法律第九六号、抄〕
法律等の一部を改
正する法律

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第四十二条の規定 公布の日

二 四 〔略〕

（政令への委任）

第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

私立学校法の一部
を改正する法律 附 則 〔令和五年五月八日 法律第二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。〔後略〕

全世代対応型の持
続可能な社会保障
制度を構築するた
めの健康保険法等
の一部を改正する附 則 〔令和五年五月一九日 法律第三一号、抄〕
法律

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕

〔国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置〕

第五条 〔一項略〕

2・3 〔略〕

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の健康保険法附則第四条の三の規定、第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の船員保険法附則第七条の規定、第六条の規定

定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。第六項において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項及び第六項において「旧高確法」という。）

附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合法附則第十一条の三の規定、附則第二十一条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二條の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他これらの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

5・6 〔略〕

委任 三項の「政令」は（全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令〔抄〕）（令和六年一月政令八号）二条一項、二項、四項の「政令」は同一一条三項

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律
附則（令和六年六月二日 法律第四十七号、抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二 四 〔略〕

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

イ 〔略〕

ロ 「前略」第十五条の規定

ハ ネ 〔略〕

六 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

大学等における修
学の支援に関する
法律の一部を改正
する法律
附 則 〔令和七年三月二日 法律第一七号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。〔後略〕

医療法等の一部を
改正する法律 附 則 〔令和七年二月二日 法律第八七号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 八 〔略〕

九 〔前略〕附則〔中略〕第四十七条〔中略〕の規定〔中略〕

公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十 〔略〕

○私立学校教職員共済法

(昭和二十八年八月二十一日)
法律第二百四十五号

〔沿革〕

昭和一九年 五月一九日 法律第一一五号改正
昭和三〇年 六月三〇日 法律第三九号改正
昭和三〇年 八月 五日 法律第一三〇号改正
昭和三一年 六月二日 法律第一四八号改正
昭和三二年 五月二八日 法律第一三七号改正
昭和三三年 五月 一日 法律第一二八号改正
昭和三四年 四月二〇日 法律第一四八号改正
昭和三六年 六月一六日 法律第一四〇号改正
昭和三六年 十一月 一日 法律第一八二号改正
昭和三七七 四月 二日 法律第六七号改正
昭和三七七 九月一五日 法律第一六一号改正
昭和三七八 三月二二日 法律第六二号改正
昭和三九年 七月 六日 法律第一五三号改正
昭和四〇年 五月二八日 法律第八九号改正
昭和四〇年 六月 一日 法律第一三〇号改正
昭和四一年 五月 九日 法律第六七号改正
昭和四一年 七月 八日 法律第一一三号改正
昭和四一年 七月 八日 法律第一二二号改正
昭和四四年 二月一六日 法律第九四号改正
昭和四五年 四月 一日 法律第一三三号改正
昭和四五年 五月二六日 法律第一〇二号改正
昭和四六年 五月二九日 法律第八四号改正
昭和四七年 六月二二日 法律第八三号改正
昭和四八年 七月二四日 法律第六二号改正

昭和四八年 八月一〇日 法律第六九号改正
昭和四八年 九月二二日 法律第八五号改正
昭和四八年 九月二六日 法律第八九号改正
昭和四九年 九月二九日 法律第一〇四号改正
昭和四九年 六月二七日 法律第九九号改正
昭和四九年 六月二七日 法律第一〇〇号改正
昭和五〇年 七月 四日 法律第五三三号改正
昭和五〇年 七月一一日 法律第五九号改正
昭和五〇年 七月一一日 法律第六二二号改正
昭和五一年 五月二六日 法律第三一七号改正
昭和五一年 五月二七日 法律第三二二号改正
昭和五一年 六月 三日 法律第五四号改正
昭和五二年 六月 七日 法律第六六号改正
昭和五三年 五月三一日 法律第六〇号改正
昭和五四年 二月二八日 法律第七四号改正
昭和五五年 五月二二日 法律第七五号改正
昭和五五年 二月一〇日 法律第一〇八号改正
昭和五六年 五月三〇日 法律第五六号改正
昭和五六年 六月 九日 法律第七三三号改正
昭和五七年 七月一六日 法律第六六号改正
昭和五七年 七月二〇日 法律第六八号改正
昭和五七年 八月 七日 法律第八〇号改正
昭和五八年 二月 三日 法律第八二二号改正
昭和五九年 五月二五日 法律第七三三号改正
昭和五九年 八月一四日 法律第七七号改正
昭和六〇年 五月 一日 法律第三四号改正
昭和六〇年 六月二五日 法律第七九号改正
昭和六〇年 二月二七日 法律第一〇六号改正
昭和六一年 二月 四日 法律第八七号改正
平成 元年 二月二二日 法律第九三号改正
平成 元年 二月二七日 法律第九四号改正

平成 三年一〇月 四日 法律第八九号改正
平成 三年一二月二四日 法律第一一二号改正
平成 六年 六月二九日 法律第五六号改正
平成 六年一 月一六日 法律第一〇〇号改正
平成 七年 三月三一日 法律第五一号改正
平成 七年 六月 九日 法律第一〇七号改正
平成 八年 六月一四日 法律第八二号改正
平成 九年 五月 九日 法律第四八号改正
平成 九年 六月二四日 法律第一〇三号改正
平成 九年一二月七日 法律第一二四号改正
平成一一年 七月一六日 法律第一〇四号改正
平成一一年一二月二二日 法律第一六〇号改正
平成一二年 三月三一日 法律第二一号改正
平成一二年 三月三一日 法律第二三号改正
平成一二年一二月 六日 法律第一四〇号改正
平成一三年 七月 四日 法律第一〇一号改正
平成一三年一二月二二日 法律第一五三号改正
平成一四年 七月三二日 法律第九八号改正
平成一四年 八月 二日 法律第一〇二号改正
平成一四年 八月 二日 法律第一〇三号改正
平成一四年一二月三二日 法律第一五七号改正
平成一六年 六月 二日 法律第七六号改正
平成一六年 六月一八日 法律第一二六号改正
平成一六年 六月三二日 法律第一三〇号改正
平成一六年 六月三二日 法律第一三一号改正
平成一七年 四月 一日 法律第二五号改正
平成一七年 六月七日 法律第六四号改正
平成一七年 六月七日 法律第六五号改正
平成一七年一〇月二二日 法律第一〇二号改正
平成一八年 三月三二日 法律第二〇号改正
平成一八年 六月二二日 法律第八〇号改正

平成一八年 六月二二日 法律第八三号改正
平成一九年 三月三一日 法律第二三号改正
平成一九年 三月三二日 法律第二七号改正
平成一九年 七月 六日 法律第一〇九号改正
平成一九年 七月 六日 法律第一一一号改正
平成一九年 七月 六日 法律第一一一号改正
平成二〇年一二月二六日 法律第九五号改正
平成二一年 三月三〇日 法律第五号改正
平成二一年 五月 一日 法律第三六号改正
平成二一年 六月二六日 法律第六二号改正
平成二二年 七月 一日 法律第六五号改正
平成二二年 三月三二日 法律第七号改正
平成二二年 三月三一日 法律第一五号改正
平成二二年 三月三一日 法律第一九号改正
平成二三年 五月二七日 法律第五六号改正
平成二三年 六月三二日 法律第七二号改正
平成二三年 八月三〇日 法律第一〇七号改正
平成二四年一二月一四日 法律第一二一号改正
平成二四年 三月三二日 法律第二四号改正
平成二四年 八月二二日 法律第六二号改正
平成二四年 八月二二日 法律第六三号改正
平成二四年 八月三二日 法律第六七号改正
平成二四年一二月二六日 法律第九六号改正
平成二四年一二月二六日 法律第九八号改正
平成二四年 一月三二日 法律第二八号改正
平成二五年 五月三一日 法律第九九号改正
平成二五年 六月二六日 法律第六三号改正
平成二五年一二月三二日 法律第一一二号改正
平成二六年 五月三〇日 法律第四二号改正
平成二六年 六月一日 法律第六四号改正
平成二六年 六月三二日 法律第六九号改正

平成二十七年	三月二日	法律第九号改正
平成二十七年	五月二九日	法律第三一号改正
平成二十八年	一月二四日	法律第八四号改正
平成二十八年	二月二六日	法律第一一四号改正
平成二十九年	六月二日	法律第四五号改正
平成三〇年	六月八日	法律第四一号改正
令和元年	五月二二日	法律第九号改正
令和二年	三月三十一日	法律第八号改正
令和二年	六月五日	法律第四〇号改正
令和二年	六月二二日	法律第五二号改正
令和三年	六月一日	法律第六六号改正
令和四年	六月二七日	法律第六八号改正
令和四年	二月九日	法律第九六号改正
令和四年	二月九日	法律第九六号改正
令和五年	五月八日	法律第二一号改正
令和五年	五月一九日	法律第三一号改正
令和六年	六月二二日	法律第四七号改正
令和七年	六月二〇日	法律第七四号改正
令和七年	二月二二日	法律第八七号改正

注 右の法律による改正中、令和八年四月一日後に施行されるものについては、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文を点線で囲って登載した。

私立学校教職員共済組合法をここに公布する。

私立学校教職員共済法

題名：改正〔平成九年五月法律四八号〕

目次

第一章	総則（第一条―第六条）
第二章	削除〔七条―十一条〕
第三章	共済運営委員会（第十二条・第十三条）

第四章	加入者（第十四条―第十七条）
第五章	給付及び福祉事業
第一節	削除〔一八条・一九条〕
第二節	給付（第二十条―第二十五条）
第三節	福祉事業（第二十六条）
第六章	費用の負担（第二十七条―第三十五条）
第七章	共済審査会（第三十六条―第三十八条）
第八章	高齢の教職員等に係る特例（第三十九条―第四十四条）
第九章	雑則（第四十五条―第四十九条）
第十章	罰則（第五十条―第五十五条）
附則	
第一章	総則

（目的）

第一条 この法律は、私立学校教職員の相互扶助事業として、私立学校教職員の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する給付及び福祉事業を行う共済制度（以下「私立学校教職員共済制度」という。）を設け、私立学校教職員の福利厚生を図り、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。

本条：全部改正〔平成九年五月法律四八号〕

（管掌）

第二条 私立学校教職員共済制度は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が、管掌する。

本条：削り・追加〔平成九年五月法律四八号〕

第三条 削除〔平成二四年八月法律六三号〕

（共済規程）

第四条 事業団は、共済規程をもつて次に掲げる事項を規定しなければならぬ。

一 共済運営委員会に関する事項

二 加入者に関する事項

三 共済業務（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下「事業団法」という。）第十八条第二項に規定する共済業務をいう。以下同じ。）及びその執行に関する事項

四 掛金に関する事項

五 共済審査会に関する事項

六 共済業務に係る資産の管理その他財務に関する事項

七 共済業務に係る会計に関する事項

八 その他共済業務に関する重要事項

2 共済規程の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一項：一部改正〔平成六年一月法律一〇〇号〕、見出・一項：全部改正・二項：一部改正・旧三条：繰下〔平成九年五月法律四八号〕、二項：一部改正〔平成一

法律 私立学校教職員共済法（第二条―第一条） 第三章

年二月法律一六〇号〕、一項：一部改正〔平成二二年三月法律二三号・二四年二月一五七号〕
罰則 二項関係Ⅱ〔本法〕五〇条

（非課税）

第五条 この法律に基づく給付として支給を受ける金品のうち、退職年金及び職務遺族年金並びに休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

本条：一部改正〔昭和六〇年二月法律一〇六号〕、一部改正・旧六条：繰上〔平成九年五月法律四八号〕、一部改正〔平成二四年八月法律六三号・二月九八号〕

（戸籍書類の無料証明）

第六条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、事業団又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、加入者、加入者であつた者又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

本条：追加〔昭和三年五月法律一三七号〕、一部改正・旧六条の二：繰上〔平成九年五月法律四八号〕、一部改正〔平成二六年五月法律四二号〕

第二章 削除〔平成九年五月法律四八号〕

第七条から第十一条まで 削除〔平成九年五月法律四八号〕

第三章 共済運営委員会

章名：改正〔平成九年五月法律四八号〕

共済運営委員会

（共済運営委員会）

第十二条 共済業務の適正なる運営を図るため、事業団に共済運営委員会を置く。

2 共済運営委員会の委員は、二十一人以内とし、加入者、加入者を使用する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に定める学校法人又は同法第百五十二条第五項の法人の役員及び共済業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣が委嘱する。

3 文部科学大臣は、前項の規定により委員を委嘱する場合においては、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。

4 第二項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第二項の委員は、再任されることができる。

二項…一部改正〔昭和三二年五月法律一三七号〕、四項…一部改正〔平成元年一二月法律九四号〕、見出・四項…全部改正・一・二項…一部改正・五項…追加〔平成九年五月法律四八号〕、二・三項…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号〕、二項…一部改正〔令和五年五月法律二二号〕

（共済運営委員会の職務）

第十三条 次に掲げる事項については、事業団の理事長（以下単に「理事長」という。）は、あらかじめ、共済運営委員会の意見を聴かなければならない。

一 共済規程の変更

二 共済運営規則（事業団法第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。）の変更

三 共済業務に係る毎事業年度の事業計画、予算及び資金計画

四 共済業務に係る重要な財産の処分又は重大な義務の負担

五 共済業務に係る訴訟又は審査請求の提起及び和解

六 その他共済業務に関する重要事項で共済規程で定めるもの

2 前項に規定する事項のほか、共済運営委員会は、共済業務に関し、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

一項…一部改正〔昭和三七年九月法律一六一号〕、見出・一項…全部改正・二項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、一項…一部改正〔平成一四年一二月法律一五七号・二六年六月六九号〕

第四章 加入者

章名…改正〔平成九年五月法律四八号〕

（加入者）

第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第百五十二条第五項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

一 船員保険の被保険者

二 専任でない者又は臨時に使用される者であつて、政令で定めるもの

三 前二号に掲げる者のほか、一週間の所定労働時間その他の事情を勘案して政令で定める者

2 前項の規定により加入者とされた者が次に掲げる事由に該当することとなつたときは、同項及び第十六条の規定にかかわらず、その該当する間、その者を加入者とする。

一 公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取扱いを受けるとき（その取扱いの期間中、学校法人等から報酬を受ける場合に限る。）。

二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をするとき。

三 前二号に規定するもののほか、学校法人等から報酬を受けず、又は常時勤務に服しない場合であつて政令で定めるもの

一項…一部改正「二項：追加〔昭和三年五月法律一三七号〕、三項：追加〔昭和五〇年七月法律六二号〕、一項…一部改正〔昭和六〇年一月法律一〇六号〕、三項…削除〔平成三年二月法律一一二号〕、一項…一部改正、二項…全部改正〔平成六年一月法律一〇〇号〕、二項…一部改正〔平成七年六月法律一〇七号〕、見出し…全部改正、一・二項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、一・二項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、一項…一部改正〔平成二四年八月法律六二号・令和五年五月二二号〕

委任 一項二号の「政令」〔本法施行令〕一条の二第二項、一項三号の「政令」〔同一条の二第二項、二項三号の「政令」〕同二条

（加入者の資格の取得）

第十五条 教職員等は、その教職員等となつた日から、加入者の資格を取得する。

本条…一部改正〔昭和三年五月法律一三七号・六〇年一月一〇六号〕、見出し…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕

（加入者の資格の喪失）

第十六条 加入者は、次に掲げる事由に該当するに至つたときは、

その翌日（第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた日に他の法律に基づく共済組合の組合員又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その日）から加入者の資格を喪失する。ただし、第二号若しくは第四号に掲げる事由に該当するに至つた日若しくはその翌日又は第三号に掲げる事由に該当するに至つた日に更に教職員等となつたときは、この限りでない。

一 死亡したとき。

二 退職したとき。

三 第十四条第一項各号に掲げる者となつたとき。

四 その使用される学校法人等が解散したとき。

本条…一部改正〔昭和三年五月法律一三七号・六〇年一月一〇六号〕、見出し…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕

（加入者期間）

第十七条 加入者である期間（以下「加入者期間」という。）は、

加入者の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪

失した日の属する月の前月をもつて終わるものとする。

- 2 加入者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として加入者期間を計算する。ただし、その月に更に加入者の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合の組合員、厚生年金保険の被保険者（加入者及び他の法律に基づく共済組合の組合員たる被保険者を除く。）若しくは国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、この限りでない。

- 3 加入者の資格を喪失した後再び加入者の資格を取得したときは、前後の加入者期間を合算する。

二・三項…追加〔昭和三十二年五月法律一三七号〕、二項…一部改正〔昭和三十六年一月法律一八二号・四十九年六月九号・五十四年二月七四号〕、見出・二・三項…全部改正・一項…一部改正〔昭和六〇年二月法律一〇六号〕、見出…全部改正・一―三項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、二項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕

第五章 給付及び福祉事業

章名…改正〔平成九年五月法律四八号〕

第一節 削除〔平成九年五月法律四八号〕

第十八条及び第十九条 削除〔平成九年五月法律四八号〕

第二節 給付

（給付）

給付及び福祉事業

第二十條 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

- 一 療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費
 - 二 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費
 - 三 高額療養費及び高額介護合算療養費
 - 四 出産費
 - 五 家族出産費
 - 六 埋葬料
 - 七 家族埋葬料
 - 八 傷病手当金
 - 九 出産手当金
 - 十 休業手当金
 - 十一 弔慰金
 - 十二 家族弔慰金
 - 十三 災害見舞金
- 2 この法律による退職等年金給付は、次のとおりとする。
 - 一 退職年金
 - 二 職務障害年金
 - 三 職務遺族年金
 - 3 事業団は、政令で定めるところにより、第一項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

本条：一部改正〔昭和三年五月法律一三七号・三年五月一八号・五十七年七月六号・八月八〇号〕、全部改正〔昭和六〇年一月法律一〇六号〕、一項：一部改正〔平成六年六月法律五六号〕、二項：一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、一項：一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号・一八年六月八三号〕、二項：削除・旧三項：一部改正し二項に繰上〔平成二四年八月法律六三号〕、二項：追加・旧二項：一部改正し三項に繰下〔平成二四年一月法律九八号〕
委任 三項の「政令」Ⅱ（本法施行令）五条

（報酬及び賞与の範囲）

第二十一条 この法律において「報酬」とは、勤務の対償として受ける給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものを含まない。

2 この法律において「賞与」とは、前項に規定する給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるもので、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

3 報酬又は賞与の一部が金銭以外のものである場合においては、その価額は、その地方の時価により、理事長が定める。

一項：一部改正〔昭和六〇年一月法律一〇六号〕、見出：一部改正・二項：追加・旧二項：一部改正し三項に繰下〔平成二二年三月法律二三号〕、見出：一・三項：一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕

（標準報酬月額）

第二十二条 標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級

に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額 の等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満

第十級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第十一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第十二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第十三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第十四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第十五級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第十六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第十七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第十八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第十九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第二十級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満

第二十一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二十四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二十五級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二十六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二十七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第二十八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第二十九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第三十級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

短期給付等事務（短期給付（第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の額の算定並びに短期給付、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金並びに福祉事業に係る掛金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

標準報酬月額 の等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇 円	六三、〇〇〇 円未満
第二級	六八、〇〇〇 円	六三、〇〇〇 円以上 七三、〇〇〇 円未満
第三級	七八、〇〇〇 円	七三、〇〇〇 円以上 八三、〇〇〇 円未満
第四級	八八、〇〇〇 円	八三、〇〇〇 円以上 九三、〇〇〇 円未満

第十五級	一八〇、〇〇〇 円	一七五、〇〇〇 円以上 一八五、〇〇〇 円未満
第十四級	一七〇、〇〇〇 円	一六五、〇〇〇 円以上 一七五、〇〇〇 円未満
第十三級	一六〇、〇〇〇 円	一五五、〇〇〇 円以上 一六五、〇〇〇 円未満
第十二級	一五〇、〇〇〇 円	一四六、〇〇〇 円以上 一五五、〇〇〇 円未満
第十一級	一四二、〇〇〇 円	一三八、〇〇〇 円以上 一四六、〇〇〇 円未満
第十級	一三四、〇〇〇 円	一三〇、〇〇〇 円以上 一三八、〇〇〇 円未満
第九級	一二六、〇〇〇 円	一二二、〇〇〇 円以上 一三〇、〇〇〇 円未満
第八級	一一八、〇〇〇 円	一一四、〇〇〇 円以上 一二二、〇〇〇 円未満
第七級	一一〇、〇〇〇 円	一〇七、〇〇〇 円以上 一一四、〇〇〇 円未満
第六級	一〇四、〇〇〇 円	一〇一、〇〇〇 円以上 一〇七、〇〇〇 円未満
第五級	九八、〇〇〇 円	九三、〇〇〇 円以上 一〇一、〇〇〇 円未満

第十六級	一九〇、〇〇 〇円	一八五、〇〇 〇円以上	一九五、〇〇 〇円未満
第十七級	二〇〇、〇〇 〇円	一九五、〇〇 〇円以上	二一〇、〇〇 〇円未満
第十八級	二二〇、〇〇 〇円	二二〇、〇〇 〇円以上	二三〇、〇〇 〇円未満
第十九級	二四〇、〇〇 〇円	二三〇、〇〇 〇円以上	二五〇、〇〇 〇円未満
第二十級	二六〇、〇〇 〇円	二五〇、〇〇 〇円以上	二七〇、〇〇 〇円未満
第二十一級	二八〇、〇〇 〇円	二七〇、〇〇 〇円以上	二九〇、〇〇 〇円未満
第二十二級	三〇〇、〇〇 〇円	二九〇、〇〇 〇円以上	三一〇、〇〇 〇円未満
第二十三級	三二〇、〇〇 〇円	三一〇、〇〇 〇円以上	三三〇、〇〇 〇円未満
第二十四級	三四〇、〇〇 〇円	三三〇、〇〇 〇円以上	三五〇、〇〇 〇円未満
第二十五級	三六〇、〇〇 〇円	三五〇、〇〇 〇円以上	三七〇、〇〇 〇円未満
第二十六級	三八〇、〇〇 〇円	三七〇、〇〇 〇円以上	三九五、〇〇 〇円未満

第二十七級	四一〇、〇〇 〇円	三九五、〇〇 〇円以上	四二五、〇〇 〇円未満
第二十八級	四四〇、〇〇 〇円	四二五、〇〇 〇円以上	四五五、〇〇 〇円未満
第二十九級	四七〇、〇〇 〇円	四五五、〇〇 〇円以上	四八五、〇〇 〇円未満
第三十級	五〇〇、〇〇 〇円	四八五、〇〇 〇円以上	五一五、〇〇 〇円未満
第三十一級	五三〇、〇〇 〇円	五一五、〇〇 〇円以上	五四五、〇〇 〇円未満
第三十二級	五六〇、〇〇 〇円	五四五、〇〇 〇円以上	五七五、〇〇 〇円未満
第三十三級	五九〇、〇〇 〇円	五七五、〇〇 〇円以上	六〇五、〇〇 〇円未満
第三十四級	六二〇、〇〇 〇円	六〇五、〇〇 〇円以上	六三五、〇〇 〇円未満
第三十五級	六五〇、〇〇 〇円	六三五、〇〇 〇円以上	六六五、〇〇 〇円未満
第三十六級	六八〇、〇〇 〇円	六六五、〇〇 〇円以上	六九五、〇〇 〇円未満
第三十七級	七一〇、〇〇 〇円	六九五、〇〇 〇円以上	七三〇、〇〇 〇円未満

第三十八級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
第三十九級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
第四十級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
第四十一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
第四十二級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
第四十三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四十五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一一五、〇〇〇円未満
第四十六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
第四十七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上	一、二三五、〇〇〇円未満
第四十八級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上	一、二九五、〇〇〇円未満

第四十九級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上	一、三五五、〇〇〇円未満
第五十級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上	

3 短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬月額等の等級区分については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十条第三項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬月額等の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定及び同条第三項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

4 退職等年金給付の額の算定及び退職等年金給付に係る掛金の徴収に関する第一項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法第四十条第四項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第一項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に

更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額等の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第一項及び第四項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

5 事業団は、加入者が毎年七月一日現に使用される学校法人等において同日前三月間（その学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となつた日数が十七日（文部科学省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を定める。

6 前項の規定によつて定められた標準報酬月額は、その年の九月から翌年の八月までの各月の標準報酬月額とする。

7 第五項の規定は、六月一日から七月一日までの間に加入者の資格を取得した者並びに第十項又は第十二項及び第十三項若しくは第十四項及び第十五項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額が改定される加入者については、その年に限り適用しない。

8 事業団は、加入者の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在により標準報酬月額を定める。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬について

は、その報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を報酬月額とする。

9 前項の規定によつて定められた標準報酬月額は、加入者の資格を取得した月からその年の八月（六月一日から十二月三十一日までの間に加入者の資格を取得した者については、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

10 事業団は、加入者が現に使用される学校法人等において継続した三月間（各月とも、報酬の支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、文部科学省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬月額を改定するものとする。

11 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

12 事業団は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措

置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した加入者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十四項に規定する産前産後休業を開始している加入者は、この限りでない。

13 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

14 事業団は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間に就いて勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した加

入者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬の支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している加入者は、この限りでない。

15 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

16 加入者の報酬月額が、第五項、第八項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける他の教職員等の報酬月額その他の事情を考慮して理事長が適正と認めて算定する額をこれらの規定による当該加入者の報酬月額とする。

注1 右の第二二条は、令和七年六月二〇日法律七四号により改正され、令和九年九月一日から施行

（標準報酬月額）

第二二条 標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額 の等級	標準報酬月額	報酬月額
〔略〕		
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三十二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三十三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上

2 16 現行条文に同じ

注2 右の第二二条は、令和七年六月二〇日法律七四号により改正され、令和一〇年九月一日から施行

（標準報酬月額）

第二二条 標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき

次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額 の等級	標準報酬月額	報酬月額
〔略〕		
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三十二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三十三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三十四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上

2 16 現行条文に同じ

注3 右の第二二条は、令和七年十二月二日法律八七号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（標準報酬月額）

第二二条 標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬

月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬月額、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額 の等級	標準報酬月額	報酬月額
〔略〕		
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三十二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三十三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三十四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上

2 短期給付等事務（短期給付（第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の額の算定並びに短期給付、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の規定による医

師手当拠出金等、介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金並びに福祉事業に係る掛金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

標準報酬月額 の等級	標準報酬月額	報酬月額
〔略〕		

3 16 現行条文に同じ

注4 右の第二二条は、令和七年六月二〇日法律七四号により改正され、令和二年九月一日から施行

第二十二条 標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額 額の等級	標準報酬月額		報酬 月 額
	〔略〕		
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満	
第三十二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満	
第三十三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満	
第三十四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上 七三〇、〇〇〇円未満	
第三十五級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	

2 短期給付等事務（短期給付（第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の額の算定並びに短期給付、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び出産育児関係事務費拠出金、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の規定による医師手当拠出金等、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」とい

う。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金並びに福祉事業に係る掛金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表は、次のとおりとする。

標準報酬月額 額の等級	標準報酬月額	報酬月額
〔略〕		

3 16 現行条文に同じ

一項：一部改正・二―四項：全部改正・五―八項：追加（昭和三年五月法律一三七号）、一項：一部改正（昭和三年六月法律一四〇号、四〇年五月八九号、四四年二月九四号、四六年五月八四号、四七年六月八三号、四八年九月一〇四号）、一項：一部改正・九項：追加（昭和四九年六月法律九九号）、一項：一部改正（昭和五〇年七月法律五三三号、五一年六月五四号、五二年六月六六号、五三年五月六〇号、五四年二月七四号、五五年五月七五号、五六年五月五六号、五七年七月六八号、五九年五月四三三号、六〇年六月七五号、六一年二月一〇六号、平成元年二月九四号、六年一月一〇〇号）、一・二・四―七・九項：一部改正（平成九年五月法律四八号）、一項：一部改正（平成一二年三月法律二三号）、七項：一部改正（平成一二年二月法律一六〇号）、二―八項：一部改正（平成一二年三月法律二三号）、四・七項：一部改正・九・一〇項：追加・旧九項：一部改正（一―項に繰下、二・七・九項：一部改正（平成一六年六月法律一三二号）、九項：一部改正（平成二二年七月法律六五号）、四・九項：一部改正・一一・一二項：追

加・旧二・一項：一部改正し三項に繰下〔平成二四年八月法律六二号〕、見出：全部改正・一項：一部改正・二項：追加・旧二・三項：一部改正し一項ずつ繰下〔平成二四年八月法律六三号〕、一項：一部改正・二・四項：追加・旧二項：一部改正し三項に繰下・旧五・一〇・一四項：一部改正し二項ずつ繰下・旧三・四・六・九・一一・一三項：二項ずつ繰下〔平成二四年一月法律九八号〕、二項：一部改正〔平成二七年五月法律三二号〕、一・二・五項：一部改正〔平成二四年八月法律六二号〕、二項：全部改正〔令和二年六月法律四〇号〕、一部改正〔令和四年二月法律九六号・五年五月三二号・六年六月四七号〕

〔委任〕 四項の〔政令〕〔本法施行令〕五条の二、五項の〔文部科学省令〕〔本法施行規則〕一条の二の二、一〇項の〔文部科学省令〕同一条の二の六第二項

（標準賞与額の決定）

第二十三条 事業団は、加入者が賞与を受けた月において、その月に当該加入者が受けた賞与の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 短期給付等事務に関する前項の規定の適用については、同項後段中「標準賞与額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円」とあるのは、「加入者が受けた賞与によりその年度における標準賞与額の累計額が五百七十三万円（前条第三項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百七十三万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零」とする。

与額は零」とする。

3 前条第四項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われた場合における退職等年金給付の額の算定及び退職等年金給付に係る掛金の徴収に関する標準賞与額については、第一項後段中「百五十万円を」とあるのは、「百五十万円（前条第四項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を」とする。

4 前条第十六項の規定は、標準賞与額の算定について準用する。

本条：追加〔平成二二年三月法律二三号〕、旧二三条の二：繰下、二項：一部改正〔平成一六年六月法律一三二号〕、二項：一部改正〔平成二四年八月法律六二号〕、見出：全部改正・一・二項：一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、一項：一部改正・二・三項：追加・旧二項：一部改正し四項に繰下〔平成二四年一月法律九八号〕、二項：一部改正〔平成二七年五月法律三二号〕

委任 三項で読み替えて適用する一項の〔政令〕〔本法施行令〕五条の三

（給付額等の端数計算）

第二十四条 短期給付の額に一円に満たない端数を生じたときは、これを一元に切り上げる。

2 標準報酬月額に五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

3 退職等年金給付の額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。

一項…一部改正・二項…追加（昭和五一年六月法律五四号）、二項…一部改正（昭和五十七年七月法律六六号）、一・二項…一部改正（昭和六〇年二月法律一〇六号）、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…三項に繰下（平成六年一月法律一〇〇号）、三項…一部改正（平成八年六月法律八二号）、一項…一部改正（平成二年三月法律二三号）、一・三項…一部改正（平成一六年六月法律一三一号）、一・二項…一部改正・三項…削除（平成二四年八月法律六三号）、一項…一部改正・三項…追加（平成二四年一月法律九八号）

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び退職等年金給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十五条第一項、第四十九条から第五十一条まで、第六十八条の二から第六十八条の五まで、第三節第一款及び第二款、第七十四条、第七十九条の三第五項、第九十六条並びに第九十七条第四項を除く。）、第一百一十一条第一項、第二項及び第五項、第一百十二条、第二百二十六条の五、附則第十二条、附則第十三条から第十四条まで並びに別表第一の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十九条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第二項（各号を除く。）及び第五項、第六十七条第三項、第七十五条第一項、第二項及び第四項、第七十八条第二項及び第五項、第七十九条第二項及び第五項、第七十九条の四第一項第一号、第八十四条第三

項、第九十条第三項、第九十七条第一項、第二百二十六条の五第五項第四号並びに附則第十二条第一項から第六項まで及び第八項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「公務遺族年金」とあるのは「職務遺族年金」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日額」とあるのは「標準報酬日額」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「公務障害年金」とあるのは「職務障害年金」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「公務傷病」とあるのは「職務傷病」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項第二号	（短期給付	（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）
第二条第一項第四号	職員が	教職員等（私立学校教職員共済法第十四

第三十九条第一項			
	職員で	職員と	組合（退職等年金給付にあつては、連合会。次項、第四十六条第一項、第四十七条、第九十五条及び第百十三条において同じ。）が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚生年金保険法第三十三条の規定によりその権利を有する者の請求に基づいて連合会が裁定する
第四十六条第二項			
	療機関	第五十五条第一項第三号に掲げる保険医	条第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）が教職員等で教職員等と日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が決定する
学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この項にお			

第五十二条			
	前二条	第四十条第一項	特定長期入院組合員
第五十四条第二項第一号及び第二号			
	組合又は連合会	組合員（地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組	加入者（他の法律に基づく共済組合
第五十五条第一項第一号			
	事業団	特定長期入院加入者	同法第二十二條第一項
第五十五条第一項第二号			
	組合員（地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組	加入者（他の法律に基づく共済組合	若しくは健康保険法その学校法人等、保険医又は主治の医師
第五十五条第一項第三号			
	若しくは健康保険法	若しくは健康保険法	若しくは健康保険法
第五十五条第一項第四号			
	若しくは健康保険法	若しくは健康保険法	若しくは健康保険法

項 第五十五条第三	運営規則	組合員及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）	組合員	加入者の事業団が	共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。次項及び第六十八条において同じ。）
項 第五十五条第二	運営規則	組合員が	組合員の組合が	加入者の事業団が	共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。次項及び第六十八条において同じ。）

項 第五十五条第三 第一項及び第五 十五条の四第一 項	第五十九条第三 項第二号	第六十条第二項	第六十一条第二 項	第六十三条第四 項	第六十四条	特定長期入院組合員	他の法律に基づく共 済組合	特定長期入院加入者
組合員、私学共済制 度の加入者	被保険者を含む	国家公務員災害補償 法の規定による通勤 による災害に係る療 養補償又はこれに相 当する補償	組合員	組合員で	組合員で	国家公務員災害補償 法の規定による通勤 による災害に係る葬 祭補償又はこれに相 当する補償	加入者で	加入者で

第六十六条第一項	第六十八條から第六十八條の五まで	第六十八條
第六十六条第二項	標準報酬の月額（組合員が現に属する組合により定められたものに限る。以下この項において同じ。） 三分の二 標準報酬の月額が 標準報酬の基礎	標準報酬月額 標準報酬月額が
第六十六条第五項	組合員で	加入者で
第六十六条第十項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償（次項において「休業補償等」という。）	労働者災害補償保険法の規定による休業給付又は傷病年金の支給（次項において「休業給付等」という。）
第六十六条第十項	休業補償等	休業給付等

第六十七条第三項	組合員で	加入者で
第六十八条	百分の五十 運営規則	百分の六十 共済運営規則
第六十九条第二項	、休業手当金、育児休業手当金、育児休業支援手当金又は介護休業手当金	又は休業手当金
第七十五条第一項	組合員期間	加入者期間（私立学校教職員共済法第七十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）
	標準報酬の月額	標準報酬月額
	標準期末手当等の額	標準賞与額（同法第二十三条第一項に規定する標準賞与額をいう。）
第七十五条第二項	組合員 連合会の定款	加入者 共済規程（私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）

第七十五条第四項	金	連合会の定款	従前標準報酬月額	第七十五条の三第一項	規定	第七十八条第二項	第七十八条第二項	第七十九条第二項
退職等年金給付積立	日本私立学校振興・共済事業団法第三十三條第一項第四号の經理に係る勘定に属する積立金	共済規程	従前標準報酬月額	私立学校教職員共済法第二十八條第二項及び第三項の規定	私立学校教職員共済法第二十八條第五項及び第六項	額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）	連合会の定款	額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）

第七十九条第五項	連合会の定款	第七十九条の三第一項	同号の退職をした	規定する退職をした	第七十九条の三第二項	同号の退職をした	請求（他の法令の規	第七十九条の三第三項
国家公務員退職手当（昭和二十八年法律第百八十二号）第五條第一項第二号に掲げる	国家公務員の場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十八條第四号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された	同号の退職をした	規定する退職をした	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五條第一項第二号の退職をした	同号の退職をした	退職	請求（他の法令の規	第三項

第七十九条の三 第六項	規定（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含む。）	規定	第八十四条第三項	公務障害年金	職務障害年金
第七十九条の四 第一項第一号	給付算定基礎額（組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額）	規定	第八十五条第二項及び第八十七条第二項	後発公務傷病 その他公務障害 その他公務障害	後発職務傷病 その他職務障害
第八十三条第四項	基準公務傷病 その他公務傷病	基準職務傷病	第九十条第三項	終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額）	終身退職年金算定基礎額
第八十四条第一項及び第二項	公務障害年金算定基礎額	職務障害年金算定基礎額	第九十七条第一項	組合員若しくは組合員であつた者 組合員が懲戒処分（国家公務員法第八	加入者若しくは加入者であつた者 又は加入者が公務員の場合における懲戒

第八十四条第三項	公務障害年金	職務障害年金
第八十五条第二項及び第八十七条第二項	後発公務傷病 その他公務障害	後発職務傷病 その他職務障害
第九十条第三項	終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額）	終身退職年金算定基礎額
第九十七条第一項	組合員若しくは組合員であつた者 組合員が懲戒処分（国家公務員法第八	加入者若しくは加入者であつた者 又は加入者が公務員の場合における懲戒

[illegible]

附則第十二条第一項	組合員、私学共済制度の加入者		組合員	
	財務省令で定める要件	事業団が、文部科学省令で定める要件	文部科学大臣の認可を受けた組合（以下この条において「特定共済組合」という。）の組合員	共済規程
附則第十二条第二項	財務省令で定めるところ		文部科学省令で定めるところ	
	財務省令で定めるところ	文部科学省令で定めるところ	加入者	加入者
附則第十二条第三項	当該特定共済組合の組合員		加入者	
	任意継続組合員	任意継続加入者	加入者	加入者
附則第十二条第四項	当該特定共済組合の組合員		加入者	
	任意継続組合員	任意継続加入者	加入者	加入者
附則第十二条第五項	当該特定共済組合の組合員		加入者	
	任意継続組合員	任意継続加入者	加入者	加入者

附則第十二条第一項	組合員、私学共済制度の加入者		組合員	
	財務省令で定める要件	事業団が、文部科学省令で定める要件	文部科学大臣の認可を受けた組合（以下この条において「特定共済組合」という。）の組合員	共済規程
附則第十二条第二項	財務省令で定めるところ		文部科学省令で定めるところ	
	財務省令で定めるところ	文部科学省令で定めるところ	加入者	加入者
附則第十二条第三項	当該特定共済組合の組合員		加入者	
	任意継続組合員	任意継続加入者	加入者	加入者
附則第十二条第四項	当該特定共済組合の組合員		加入者	
	任意継続組合員	任意継続加入者	加入者	加入者
附則第十二条第五項	当該特定共済組合の組合員		加入者	
	任意継続組合員	任意継続加入者	加入者	加入者

附則第十二条第六項	特例退職組合員	特例退職加入者
	当該特定共済組合及び国の負担金（（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する流行政初期医療確保拠出金等に係る掛金を含み、	事業団
附則第十二条第七項	にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額	にあつては介護納付金に係る掛金を含む。）
	定款	共済規程
附則第十二条第八項	第六十八條から第六十八條の五まで	第六十八條
	休業手当金、育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金、育児時短勤務手当金	休業手当金
附則第十二条第八項	特例退職組合員	特例退職加入者
	任意継続組合員とみ	任意継続加入者とみ

附則第十二条第九項	なして	なして
附則第十三条の二第五項	第四百九条の二	私立学校教職員共済法第二十八條第二項及び第五項
附則第十三条の二第六項	第四百九条の二、第七十五條の九、第三百三條、第三百六條並びに第三百十五條第一項	私立学校教職員共済法第九並びに私立学校教職員共済法第二十四條第三項及び第三十六條並びに同法第三十八條において準用する第三百三條第三項及び第三百六條
	第四百九条中	同法第五條中

注 右の第二十五条は、令和七年（二〇二五）法律第八七号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び退職等年金給付については、国家公務員共済組合法第二十一条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、

第四章（第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十五条第一項、第四十九条から第五十一条まで、第六十八條の二から第六十八條の五まで、第三節第一款及び第二款、第七十四条、第七十九条の三第五項、第九十六条並びに第九十七条第四項を除く。）、第一百一十一条第一項、第二項及び第五項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条、附則第十三条から第十四条まで並びに別表第一の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十九条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第二項（各号を除く。）及び第五項、第六十七条第三項、第七十五条第一項、第二項及び第四項、第七十八条第二項及び第五項、第七十九条第二項及び第五項、第七十九条の四第一項第一号、第八十四条第三項、第九十条第三項、第九十七条第一項、第二百二十六条の五第五項第四号並びに附則第十二条第一項から第六項まで及び第八項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「公務遺族年金」とあるのは「職務遺族年金」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日

額」とあるのは「標準報酬日額」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「公務障害年金」とあるのは「職務障害年金」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「公務傷病」とあるのは「職務傷病」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	
第百二十六条の五第二項	及び国の負担金（ （前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する医師手当拠出金等及び流行初期医療確保拠出金等に係る掛金を含み、 にあつては、介護納付金に係る掛金を
	（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する医師手当拠出金等及び流行初期医療確保拠出金等に係る掛金を含み、 にあつては、介護納付金に係る掛金を

〔略〕	附則第十二 条第六項		〔略〕	及び国の負担金を 含む。）の合算額	定款
	及び国の負担金（ 当該特定共済組合 の特例退職組合員	及び国の負担金（ （前期高齢者納付 金等及び後期高 齢者支援金等並 びに第三条第四 項に規定する医 師手当拠出金等 及び流行初期医 療確保拠出金等 に係る掛金を含 む。）		（前期高齢者納付 金等及び後期高 齢者支援金等並 びに第三条第四 項に規定する医 師手当拠出金等 及び流行初期医 療確保拠出金等 に係る掛金を含 む。）	共済規程

本案：一部改正昭和三年五月法律三七七号、全部改正昭和三年五月法律二一八号、三六年六月四〇号、一部改正昭和三年三月法律六二七号、三九年七月五五号、四〇年五月八九号、六月一三〇号、四一年五月六七号、四八年七月六二七号、八月六九号、九月八五号、四九年六月九九号、五一年五月三十一号、三三号、六月五四号、见出一项：一部改正、二项：追加昭和五四年一月法律七四号、一项：一部改正昭和五六年六月法律七五号、一、二项：一部改正昭和五十七年七月法律六六号、一项：一部改正昭和五十七年八月法律八〇号、见出一、二项：一部改正昭和五十八年二月法律八二号、一项：一部改正昭和五十九年八月法律七七号、本案：全部改正昭和六〇年二月法律一〇六号、一部改正昭和六一年二月法律九三三号、平成三一年〇月八九号、六年六月五十六号、一月〇〇号、七年三月五五号、见出：全部改正、本案：一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、本案：一部改正平成九年五月法律四八八号、一月二四号、二年三月二二号、一年七月一〇四号、二月一六〇号、二年一月二四〇号、三月三三三号、三年七月一〇一十一号、四年八月一〇二二号、二年三月三三三号、四年七月九八八号、八月一〇二二号、二月一五七号、二年三月二二二号、六年六月一三三三号、一八年六月八三三三号、一六年六月一三二二号、一八年六月八三三三号、一七年一〇二二号、一六年六月一三二二号、一八年六月三二二号、二〇年二月九五号、一九年七月一〇九号、二年三月三三三号、二三年五月五六号、二四年八月六六号、六三三三号、一月九八八号、二七年五月三三三三号、令和元年五月九八八号、三年六月六六号、二年六月四〇〇号、三年六月六六号、四年一月二九六六号、六年六月四七七号。

項の「政令」同八条、本条で準用する国家公務員共済組合法二六条の五
の「政令」同七条、本条で準用する国家公務員共済組合法九七条の一・四
五項・七九条五項・七九条の三第三項第三・七九条の四第二項・八〇条四
項・八四条七項・九〇条七項、附則一三条三項・一三条の第一項・一四
条の「政令」同七条、本条で準用する国家公務員共済組合法九七条の一・四
五項・七九条五項・七九条の三第三項第三・七九条の四第二項・八〇条四
項・八四条七項・九〇条七項、附則一三条三項・一三条の第一項・一四
条の「政令」同七条、本条で準用する国家公務員共済組合法二六条の五

で読み替えて準用する国家公務員共済組合法九〇条八項の「文部科学省令」
 同 一八条の二 第二項

第二項第一の「政令」同 一三条、本条で準用する国家公務員共済組合法二六条の五第二項第二の「政令」同 一四条、本条で準用する国家公務員共済組合法二六条の五第三項の「政令」同 一七条、本条で準用する国家公務員共済組合法二六条の五第六項の「政令」同 一一条・一二条・一五条・一六条・一八条・二二条、本条で準用する国家公務員共済組合法附則一二条六・一〇項の「政令」同 二二条・二七条、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法二条一項二号第一の「文部科学省令」(本法施行規則)一条の四の二第二項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法二条一項二号第二の「文部科学省令」同 一条の四の二第二項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法五三条一項の「文部科学省令」同 一条の五、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法五三条の二第一項の「文部科学省令」同 一条の七第一項―四項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法五三条の二第二項第二の「文部科学省令」同 二条の二、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法五五一条一項の「文部科学省令」同 四条の二、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法五五一条の二、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法六六条三項の「文部科学省令」同 一四条の二、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法六六条六項の「文部科学省令」同 一四条三項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法六六条八項の「文部科学省令」同 一四条四項、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法六七条二項で準用する同法六六条三項の「文部科学省令」同 一五条の二、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法七五条五項の「文部科学省令」同 一八条―一八条の三・一八条の八・一八条の九、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法七五条の三第三項各号列記以外の部分の「文部科学省令」同 一七条の六、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法七五条の七の「文部科学省令」同 三〇条、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法七八条六項の「文部科学省令」同 一八条の四・一八条の五・一八条の八・一八条の九、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法七九条六項の「文部科学省令」同 一八条の六―一八条の九、本条で読み替えて準用する国家公務員共済組合法八四条八項の「文部科学省令」同 一八条の二 第一項、本条

○国家公務員共済組合法

（昭和三十三年五月一日）〔抄〕
（法律第百二十八号）

最近改正 令和七年 二月二日 法律第八七号

注 右の法律による改正中、令和八年四月一日後に施行されるものについては、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文を点線で囲って登載した。

題名：改正（昭和五八年・二月法律八二号・平成八年六月八二号）

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「略」

二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）その他健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて 文部科学省令 財務省令 で定める者

を除く。）で主として 加入者（私立学校教職員共済法第十四条 組合員（短期給付 第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）（短期給付 規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものであつて、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして 文部科学省令 財務省令 で定めるものをいう。

イ 加入者 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 加入者 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲

げる者以外のもの

ハ 加入者 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係

と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者

の死亡後におけるその父母及び子で、 加入者 組合員と同一の世

帯に属するもの

三 遺族 加入者 組合員又は 加入者 組合員であつた者の配偶者、子、父

母、孫及び祖父母で、加入者又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた加入者組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいう。

四 退職

教職員等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）が死亡以外の事由により教職員等でなくなることをいう。

職員等でなくなることをいう。教職員等でなくなる日又はその翌日に再び教職員等となる場合におけるその教職員等でなくなることを除く。）をいう。

五 七 〔略〕

2 前項第二号の規定の適用上主として加入者組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号の規定の適用上加入者組合員又は加入者組合員であつた者によつて生計を維持することの認定

者又は加入者組合員であつた者によつて生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第三号の規定の適用については、夫、父母又は祖父

法律 私立学校教職員共済法（第二五条） 第五章 給付及び福祉事業

母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未満で厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七條第二項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、まだ配偶者がいない者に限るものとし、加入者組合員又は

加入者組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

4 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

一項：一部改正（昭和三十四年五月法律一六三号・三十五年六月一三三号・四十六年五月八二二号・四十八年七月六二二号）、一項：一部改正（昭和五一年六月法律五二二号・五十六年五月五五五号）、三項：一部改正（昭和五十七年七月法律六六号）、一項：一部改正（昭和五十八年二月法律八二二号・五十九年八月七一号・二月八七号・六〇年五月三二四号・九七号）、一項：一部改正（昭和六〇年二月法律一〇五号）、一項：一部改正（昭和六一年二月法律九三三号・平成三年四月四五号・四六号・六年六月三三三号）、三項：一部改正（平成六年一月法律九八号）、一項：一部改正（平成八年六月法律八二二号・九年一月一一二二号・一八年六月八三三三号）、三項：一部改正（平成二四年八月法律六三三三号）、一・三項：一部改正（四項：追加（平成二四年一月法律九六号）、一項：一部改正（平成二四年八月法律六二二号・令和元年五月

九号）

委任 二項の「文部科学省令」は「私立学校共済法施行規則」一条の四の

二、二項の「政令」は「私立学校教職員共済法施行令」三条、四條

第四章 給付

章名：削り：追加「昭和五八年二月法律八二号」

第一節 通則

節名：削り：追加「昭和五八年二月法律八二号」

（給付の決定及び裁定）

第三十九条 短期給付及び退職等年金給付を受ける権利はその

権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づ

いて、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が決

定する組合（退職等年金給付にあつては、連合会。次項、第四

十六条第一項、第四十七条、第九十五条及び第百十三条にお

いて同じ。）が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚

生年金保険法第三十三条の規定によりその権利を有する者の

請求に基づいて連合会が裁定する。

2 [略]

一項：一部改正「昭和三六年二月法律一八二号・四九年六月九四号・五
一年六月五二号・五四年二月七二号・五八年二月八二号・六〇年一二
月一〇五号」見出：全部改正・三項：削除「平成一七年一〇月法律一〇二
号」見出：全部改正・一項：一部改正「平成二四年八月法律六三号」、一
項：一部改正・旧四一条：繰上「平成二四年一月法律九六号」

（遺族の順位）

第四十二条 給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序

とする。

一 配偶者及び子

二 父母

三 孫

四 祖父母

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順
とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、
実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 第一項の規定にかかわらず、父母は配偶者又は子が、孫は
配偶者、子又は父母が、祖父母は配偶者、子、父母又は孫が
給付を受けるべき権利を有することとなつたときは、それぞ
れ当該給付を受けることができる遺族としない。

4 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、
又は同順位者となることができる者がその他の同順位者であ
る者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者とな
ることができる者については、前三項の規定は、その生じた
日から適用する。

本案：削除「平成二四年八月法律六三号」、追加「平成二四年一月法律九
六号」

（同順位者が二人以上ある場合の給付）

第四十三条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

本条：削除〔平成二十四年八月法律六三号〕、追加〔平成二十四年一月法律九六号〕

（支払未済の給付の受給者の特例）

第四十四条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていたもの（次条第二項において「親族」という。）に支給する。

2 前項の場合において、死亡した者が職務遺族年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていた加入者又は加入者組合員であつた者の子であつて、その者の死亡によつて職務遺族年金の支給の停止が解除されたものは、同項に規定する子とみなす。

3 第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、政令で定める。

4 第一項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上

あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に對してしたものとみなす。

本条：削除〔平成二十四年八月法律六三号〕、追加〔平成二十四年一月法律九六号〕

委任 三項の「政令」は（私立学校教職員共済法施行令）四条の二

（給付金からの控除）

第四十五条 一項〔略〕

2 加入者が加入者組合員組合員の資格を喪失した場合において、その者又はその者の親族（前条第二項の規定により同条第一項に規定する子とみなされる者を含む。）に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が事業団に對して支払うべき金額があるときは、当該給付金からこれを控除する。

本条：削除〔平成二十四年八月法律六三号〕、追加〔平成二十四年一月法律九六号〕

（不正受給者からの費用の徴収等）

第四十六条 偽りその他不正の行為により事業団から給付を受けた者がある場合には、事業団は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払つた一

章 給付

部負担金（第五十五条の二第二項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この項において同

除医療機関

じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五条第一項第三号

に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第五十

八条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法第

八十八条第一項に規定する主治の医師が事業団組合に提出される

べき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたも

のであるときは、事業団組合は、その学校法人等、保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3 事業団組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定

訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により加入者組合員又は被

扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険

医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる

額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

一項：追加・旧一項：二項に繰下（昭和三十六年六月法律一五二号）、一項：一部改正（平成二四年八月法律六三号）、本条：全部改正（平成二四年一月法律九六号）

（損害賠償の請求権）

第四十七条 事業団組合は、給付事由（第七十条又は第七十一条の

規定による給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつ

て生じた場合には、当該給付事由に対して行つた給付の価額

の限度で、受給権者（当該給付事由が加入者組合員の被扶養者につ

いて生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、事業団組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

本条：削り・追加（平成二四年一月法律九六号）

（給付を受ける権利の保護）

第四十八条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは職務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

本条：削り・追加（平成二四年一月法律九六号）

第二節 短期給付

第一款 通則

（短期給付の給付額の算定の基礎となる標準報酬）

第五十二条 短期給付（私立学校教職員共済法第二十条第一項及び前二条）

第三項 に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の

算定の基準となるべき 同法第二十二條第一項に規定する標準報酬月額 第四十條第一項に規定する標準報酬月額

（以下「標準報酬月額」という。）又は同項に規定する 標準報酬月額

（以下「標準報酬日額」という。）

は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合に

法律 私立学校教職員共済法（第二五条） 第五章 給付及び福祉事業

は、退職の日）の 標準報酬月額 又は 標準報酬日額 とする。

本条：追加（昭和六〇年二月法律一〇五号）、一部改正・旧五二条の二：繰下（平成二四年八月法律六三号）、一部改正・旧五二条の四：繰上（平成二四年二月法律九六号）

（被扶養者に係る届出及び短期給付）

第五十三条 新たに 加入者 となった者に被扶養者の要件を備える者が 加入者 となる場合又は 加入者 となる場合

は、その 加入者 は、文部科学省令 で定める 組合員 について次の各号の一に該当する

事実が生じた場合には、その 加入者 は、財務省令 で定め

る手続により、その旨を 事業団 に届け出なければならない。

一 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたこと。

二 被扶養者がその要件を欠くに至ったこと。

2 被扶養者に係る短期給付は、新たに 加入者 となった者に被

扶養者となるべき者がある場合にはその者が 加入者 となった

日から、加入者 に前項第一号に該当する事実が生じた場合に

はその事実が生じた日から、それぞれ行うものとする。ただ

章 国家公務員共済組合法 第四

章 給付）

し、同項（第二号を除く。）の規定による届出がその加入者となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行うものとする。

二項：一部改正（昭和三十四年五月法律一六三号、三十六年六月一五二号、一項：一部改正（平成一年一月法律一六〇号）、見出：全部改正・二項：一部改正（平成二四年八月法律六三号）
委任 一項の「文部科学省令」は「私立学校教職員共済法施行規則」一条の五

（加入者）の資格の確認に必要な書面の交付等）
（組合員）

第五十三条の二 加入者又はその被扶養者が第五十五条第一項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該加入者は、文部科学省令で定めるところにより、事業団に対し、当該状況にある加入者若しくはその被扶養者の資格に係る情報として文部科学省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。この場合

加入者又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を電磁的方法により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の文部科学省令で定め定める事項の提供を受ける方法により同項の文部科学省令で定め定める事項の提供を受けることにより、第五十五条第一項（第五十七条第七項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項又は第五十六条の二第一項（第五十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

において、当該事業団は、文部科学省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った加入者に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った加入者組合員に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の文部科学省令で定め定める事項の提供を受ける方法により同項の文部科学省令で定め定める事項の提供を受けることにより、第五十五条第一項（第五十七条第七項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項又は第五十六条の二第一項（第五十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

本条：追加（令和五年六月法律四八号）
委任 一項の「文部科学省令」は「私立学校教職員共済法施行規則」一条の七、二項第一の「文部科学省令」同一一条の七、二項第二の「文部科学省令」同一二条の二

第二款 保健給付

(療養の給付)

第五十四条

事業団は、加入者の職務組合は、組合員の公務

について次に掲げる療養の給付を行う。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である加組)

入者(以下「特定長期入院加入者」という。)に係るもの
合員(以下「特定長期入院組合員」という。)

法律 私立学校教職員共済法(第二十五条) 第五章 給付及び福祉事業 (国家公務員共済組合法 第四

を除く。以下「食事療養」という。)

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの(特定長期入院加入者に係るものに限る。以下

「生活療養」という。)

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養(以下「評価療養」という。)

四 健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養(以下「患者申出療養」という。)

五 健康保険法第六十三条第二項第五号に掲げる療養(以下「選定療養」という。)

一項…一部改正(昭和五十七年八月法律八〇号・五十九年八月七号・六〇年二月一〇五号)、一項…一部改正・二項…全部改正(平成六年六月法律五六号)、三項…追加(平成九年二月法律二四号)、二・三項…一部改正(平成一一年二月法律一六〇号)、三項…一部改正(平成一二年二月法律一四一号)、二・三項…一部改正(平成一四年八月法律一〇二号)、三項…一部改正(平成一七年六月法律七七号)、二項…全部改正、一・二項…一部改正、三項…削除(平成一八年六月法律八三号)、二項…一部改正(平成二七年五月法律三三号)

(療養の機関及び費用の負担)

法律

私立学校教職員共済法（第二五条） 第五章 給付及び福祉事業（国家公務員共済組合法 第四

九八

第五十五条

加入者組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を

受けようとするときは、文部科学省令で定めるところによ

財務省令

り、保険医療機関等（次に掲げる医療機関又は薬局をいう。

以下同じ。）から、電子資格確認（保険医療機関等から療養

を受けようとする者又は第五十六条の二第一項に規定する指

定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けよ

うとする者が、事業団組合に対し、個人番号カード（行政手続に

事業団組合

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する

個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証

明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認

証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十

二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を

送信する方法その他の文部科学省令で定める方法により、

財務省令

加入者

組合員又は被扶養者の資格に係る情報（短期給付に係る費用

の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理

組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法

により、事業団組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機

関等又は当該指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機

関等又は当該指定訪問看護事業者から加入者組合員又は被扶養者で

あることの確認を受けることをいう。以下同じ。）その他

文部科学省令で定める方法（以下「電子資格確認等」とい

財務省令

う。）により、加入者組合員であることの確認を受け、その給付を

受けるものとする。

一 事業団組合又は連合会の経営する医療機関又は薬局

二 加入者（他の法律に基づく共済組合

組合員（地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定す

る地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）で

療養の給付に相当する給付を行うものの加入者及び私立学

組合員

校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規

定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共

済制度の加入者」という。）を含む。）に対し療養を行う医

療機関又は薬局で加入者の療養について組合が契約して
いるもの

三 保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第六十三条第三
項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以
下同じ。）

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関
又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける
際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について
健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用
の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金
として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、
前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、
事業団は、共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成
組合）運営規則

九年法律第四十八号）第二十五条第二項に規定する共済運営規則を

いう。次項及び第六十八条において同じ。）で定めるところによ

り、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないもの
とすることができる。

一 七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三

法律 私立学校教職員共済法（第二十五条） 第五章 給付及び福祉事業
章 給付）

十

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次
号に掲げる場合を除く。） 百分の二十

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であ
つて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令
で定める額以上であるとき 百分の三十

3 事業団は、共済運営規則で定めるところにより、第一項第一
組合 運営規則

号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者につ
いては、前項の規定の例により算定した金額の範囲内で共済
運営規則で定める金額を一部負担金として支払わせることが
できる。

4 保険医療機関又は保険薬局は、第二項に規定する一部負担
金（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額さ
れた一部負担金）の支払を受領しなければならないものと
し、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一
の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、
加入者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないと
組合は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求によ

国家公務員共済組合法 第四

法律

私立学校教職員共済法（第二五条） 第五章 給付及び福祉事業 （国家公務員共済組合法 第

一〇〇

第四章 給付

り、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた^{加入者}組合員から、これを徴収することができる。

5 ^{加入者}組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合に

は、^{事業団}組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、

その費用から^{加入者}組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担

金に相当する金額を控除した金額を負担し、第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用

から^{加入者}組合員が支払うべき第二項に規定する一部負担金（次条

第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

6 前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額（当該金額の範囲内において^{事業団}組合が第一

項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたとところにより算定した金額）とする。

7 第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

三項：追加・旧三・四項：一部改正し一項ずつ繰下〔昭和五五年二月法律一〇八号〕、一項：一部改正〔昭和五八年二月法律八二号〕、一―四項：一部改正・六・七項：追加〔昭和五九年八月法律七七号〕、三項：追加・旧三・四項：一部改正し一項ずつ繰下・旧五一―七項：一項ずつ繰下〔昭和六〇年二月法律一〇五号〕、一項：一部改正・七項：削除・旧八項：七項に繰上〔平成六年六月法律五六号〕、一項：一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、七項：一部改正〔平成九年六月法律九四号〕、一項：一部改正〔平成一〇年六月法律一〇九号〕、六項：一部改正〔平成一一年二月法律一六〇号〕、一項：一部改正〔平成一三年七月法律一〇一号〕、一―三・六・七項：一部改正、二項：一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、二・四・五項：一部改正、二項：一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、一項：一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、令和元年五月九号・三年五月三七号〕委任 一項の「文部科学省令」へ私立学校教職員共済法施行規則「四条の二、二項の「共済運営規則」へ「共済運営規則」五条、二項三号の「政令」へ「国家公務員共済組合法施行令」二一条の三の二、三項の「共済運営規則」へ「共済運営規則」七条の二

参照 六項の「厚生労働大臣が定め」へ「診療報酬の算定方法」

（一部負担金の額の特例）

第五十五条の二 ^{事業団}組合は、災害その他の^{文部科学省令}財務省令で定める

特別の事情がある^{加入者}組合員であつて、前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に同条第二項の規定による一

部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

一 一部負担金を減額すること。

二 一部負担金の支払を免除すること。

三 当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた加入者は、前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた加入者

組合員にあつてはその減額

された一部負担金を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うをもつて足り、前項第二号又は第三

号の措置を受けた加入者にあつては一部負担金を当該医療機

関又は薬局に支払うことを要しない。

3 前条第七項の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

本条：追加平成一八年六月法律八三号

委任 一項の文部科学省令（私立学校教職員共済法施行規則）四条の二

（入院時食事療養費）

第五十五条の三 加入者（特定長期入院加入者を除く。）が職
組合員（特定長期入院組合員）

法律 私立学校教職員共済法（第二十五条） 第五章 給付及び福祉事業（国家公務員共済組合法 第
四章 給付）

務）によらない病気又は負傷により、文部科学省令で定めると
財務省令

ころにより、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から、

電子資格確認等により、加入者であることの確認を受け、第
組合員

五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養
を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時
食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険
法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準に
よりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に
当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食
事療養に要した費用の額）から同項に規定する食事療養標準
負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した
金額とする。

3 加入者（特定長期入院組合員を除く。以下この条において
組合員）が第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関から食

事療養を受けた場合において、事業団がその加入者の支払う
組合

べき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として
加入者に支給すべき金額の支払を免除したときは、加入者
組合員に

対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4 加入者が第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる医療組合員

機関から食事療養を受けた場合には、事業団は、その加入者が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について

入院時食事療養費として加入者に支給すべき金額に相当する金額を、加入者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、加入者に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

6 第五十五条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした加入者に対し、領収証を交付しなければならない。

加入者
組合員

本条：追加〔平成六年六月法律五六号〕、七項：追加〔平成九年二月法律

二四号〕、二項：一部改正〔平成一年二月法律一六〇号・一四年八月

一〇二号〕、一四・六項：一部改正・旧五五条の二：繰下、七項：削除

〔平成一八年六月法律八三号〕、一・三項：一部改正〔令和元年五月法律九号〕

参照 二項の「定め」へ入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準

（入院時生活療養費）

第五十五条の四 特定長期入院加入者が職務
特定長期入院組合員が公務

は負傷により、文部科学省令
財務省令で定めるところにより、第五十

五条第一項各号に掲げる医療機関から、電子資格確認等により、加入者であることの確認を受け、第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるとときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から同項に規定する生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3 前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

本条：追加 三項：一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、一項：一部改正〔令和元年五月法律九号〕

(保険外併用療養費)

第五十五条の五

加入者が職務組合員が公務員

り、文部科学省令財務省令で定めるところにより、保険医療機関等から、電子資格確認等により、加入者組合員であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2

保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額との合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額との合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について健康保険法第八十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣

が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採ら

れるときは、当該措置が採られたものとした場合の額)を控除した金額

二 当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から食事療養標準負担額を控除した金額

三 当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)から生活療養標準負担額を控除した金額

四 第五十五条の三第三項から第六項までの規定は、保険外併用療養費の支給について準用する。

4 第五十五条第七項の規定は、前項において準用する第五

五条の三第四項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

本条…追加(昭和五九年八月法律七十七号)一・八項…一部改正(昭和六〇

法律

私立学校教職員共済法（第二五条）

第五章

給付及び福祉事業

（国家公務員共済組合法 第

一〇四

四章 給付）

年二月法律一〇五号、一・二項：全部改正・三・四・七・八項：一部改正・旧五五条の二：繰下〔平成六年六月法律五六号〕、三項：追加・旧八項：一部改正し九項に繰下・旧三・七項：一項ずつ繰下平成九年六月法律九四号〕、九項：追加・旧九項：一〇項に繰下〔平成九年二月法律一二四号〕、二・三項：一部改正〔平成一九年二月法律一六〇号〕、一―三・八項：一部改正・三項：削除・旧一〇項：一部改正し九項に繰上・旧四―九項：一項ずつ繰上〔平成一九年八月法律一〇二号〕、見出・一項：全部改正・二項：一部改正・三・七項：削除・旧八・九項：一部改正し五項ずつ繰上・旧五五条の三：繰下、三項：一部改正〔平成一九年六月法律八三号〕、一項：一部改正〔平成二七年五月法律三一号・令和元年五月九号〕参照 二項二号〔厚生労働大臣が定め〕ハ入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準）

（療養費）

第五十六条

事業団組合

費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）をすることが

困難であると認めたとき、又は加入者組合員が保険医療機関等以外

組合員

の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若し

くは薬剤の支給を受けた場合において、事業団がやむを得ない

組合

いと認めたときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2

事業団は、加入者組合員が

が第五十五条第一項第二号又は第三号の

医療機関又は薬局から第五十四条第一項各号に掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払った場合において、事業団が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

事業団組合

3

前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養（食事療養又は生活療養を除く。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額（その額が現に食事療養又は生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養又は生活療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で事業団が定める金額）とする。

事業団組合

4 前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算

定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の第三第二項の食事療養についての費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の第四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

一・四項…一部改正(昭和五五年二月法律一〇八号)、一―三項…一部改正、四項…全部改正(昭和五九年八月法律七七号)、三・四項…一部改正〔昭和六〇年二月法律一〇五号〕、一―四項…一部改正(平成六年六月法律五六号)、三項…一部改正、四項…追加、旧四項…一部改正し五項に繰下〔平成九年六月法律九四号〕、四項…一部改正(平成一一年二月法律一六〇号)、三・四項…一部改正、三項…一部改正、四項…削除、旧五項…一部改正し四項に繰上〔平成一四年八月法律一〇二号〕、一・三・四項…一部改正(平成一八年六月法律八三号)

(訪問看護療養費)

第五十六条の二

加入者が職務組合員が公務

り、文部科学省令財務省令で定めるところにより、健康保険法第八十

八条第一項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)から、電子資格確認等により、組合加入

者であることの確認を受け、同項に規定する指定訪問看護

(以下「指定訪問看護」という。)を受けた場合において、事業団が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額)を控除した金額とする。

3

加入者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合組合員

合には、事業団は、その加入者が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護

療養費として加入者に支給すべき金額に相当する金額を、組合加入

者組合員に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、加入者組合員に対し訪問看護療養費を支給したものとみなす。

5 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした加入者組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

6 指定訪問看護は、第五十四条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

7 第五十五条第七項の規定は、第三項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

本条：追加〔平成六年六月法律五六号〕、二項：一部改正〔平成十一年二月法律一六〇号〕、一・二項：一部改正〔平成十四年八月法律一〇二号〕、二項：一部改正〔平成十八年六月法律八三号〕、一項：一部改正〔令和元年五月法律九号〕
委任 一項の「文部科学省令」〔私立学校教職員共済法施行規則〕（四条の二参照 二項の「定め」）〔訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法〕

（移送費）

第五十六条の三 加入者組合員が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送された

場合において、事業団組合員が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。

2 移送費の額は、健康保険法第九十七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるところによりされる算定の例により算定した金額とする。

本条：追加〔平成六年六月法律五六号〕、二項：一部改正〔平成十一年二月法律一六〇号〕、一四年八月一〇二号、一項：一部改正〔平成十八年六月法律八三号〕

参照 二項の「厚生労働省令」〔健康保険法施行規則〕（八〇条

（家族療養費）

第五十七条 被扶養者が保険医療機関等から療養を受けたときは、その療養に要した費用について加入者組合員に対し家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次の

イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の七十

ロ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合 百分の八十

ハ 被扶養者（ニに規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

ニ 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する^{加入者組合}

^{加入者組合}その他政令で定める^{加入者組合}の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の七十

二 当該食事療養について算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した金額

三 当該生活療養について算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に

法律 私立学校教職員共済法（第二十五条） 第五章 給付及び福祉事業 第四章 給付）

生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養（評価療養、患者申出療養及び選定療養を除く。）を受ける場合にあつては第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受ける場合にあつては第五十五条の五第二項の療養についての費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、第五十五条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては、第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定の例による。

4 被扶養者が第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合において、^{事業団組合}がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として^{加入者組合員}に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、^{加入者組合員}に対し家族療養費を支給したものとみなす。

5 被扶養者が第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる医

療機関又は薬局から療養を受けた場合には、事業団組合は、療養

に要した費用のうち家族療養費として^{加入者}組合員に支給すべき金

額に相当する金額を、^{加入者}組合員に代わり、これらの医療機関又は

は薬局に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、^{加入者}組合員に対し家族

療養費を支給したものとみなす。

7 第五十五条第一項、第五十五条の三第六項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、被扶養者の療養及び家族療養費の支給について準用する。

8 前項において準用する第五十六条第一項又は第二項の規定により支給する家族療養費の額は、第二項の規定の例により算定した金額（同条第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で^{事業団}組合が定める金額）とする。

9 第五十五条第七項の規定は、第五項の場合において、療養につき第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払に

ついて準用する。

二・六項：一部改正（昭和四八年九月法律八九号）、二項：全部改正・六項：一部改正（昭和五五年二月法律一〇八号）、一項：一部改正（昭和五七年八月法律八〇号）、一・二項：一部改正・三・八項：追加・旧四・六項：一部改正し一項ずつ繰下・旧三・五項：一項ずつ繰下（昭和五九年八月法律七七号）、三・七・八項：一部改正（昭和六〇年二月法律一〇五号）、一・三項：一部改正・七項：全部改正・八項：追加・旧八項：一部改正し九項に繰下（平成六年六月法律五六号）、三項：追加・旧三・七・九項：一部改正し一項ずつ繰下・旧四・六項：一項ずつ繰下（平成九年六月法律九四号）、八項：一部改正（平成九年二月法律二四号）、三項：一部改正（平成一年二月法律一六〇号）、三・五項：追加・旧三・九・一〇項：一部改正し三項ずつ繰下・旧四・八項：三項ずつ繰下・二項：全部改正・三・六項：削除・旧七・一・一・三項：一部改正し四項ずつ繰上・旧八・一〇項：四項ずつ繰上（平成一四年八月法律一〇二号）、一・三・五・七項：一部改正、一・二項：一部改正、七項：一部改正（平成一八年六月法律八三号）、三項：一部改正（平成二七年五月法律三一号）、七項：一部改正（令和元年五月法律九号）

（家族療養費の額の特例）

第五十七条の二 ^{事業団}組合は、第五十五条の二第一項に規定する

^{加入者}組合員の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第

二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において^{事業団}組合が定めた割合とする措置を採ることができる。

2 ^{事業団}組合は、前項に規定する被扶養者に係る前条第五項の規

定の適用については、同項中「家族療養費として組合員に支給すべき金額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、事業団は、当該支払をした金額から家族療養費として組合員に対し支給すべき金額に相当する金額を控除した金額をその被扶養者に係る組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

本条：追加平成一八年六月法律八三号

（家族訪問看護療養費）

第五十七条の三 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合において、事業団が必要と認めたときは、組合員が指定訪問看護に要した費用について組合員に対し家族訪問看護療養費を支給する。

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額に第五

法律 私立学校教職員共済法（第二五条） 第五章 給付及び福祉事業（国家公務員共済組合法 第

十七条第二項第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、同号イからニまでに定める割合を乗じて得た金額（家族療養費の支給について前条第一項又は第二項の規定が適用されるときは、当該規定が適用されたものとした場合の金額）とする。

3 第五十六条の二第一項及び第三項から第五項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

4 第五十五条第七項の規定は、前項において準用する第五十六条の二第三項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

本条：追加（平成六年六月法律五六号）、二項：一部改正（平成一一年二月法律一六〇号・一四年八月一〇二号）、二項：一部改正（旧五七条の二）；継下（平成一八年六月法律八三号）、三項：一部改正（令和元年五月法律九号）

参照 二項の「定め」は（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法）

（家族移送費）

第五十七条の四 被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、事業団が必要

め病院又は診療所に移送された場合において、事業団が必要

と認めたときは、その移送に要した費用について加入者に對し家族移送費を支給する。

2 第五十六条の三第二項の規定は、家族移送費の支給について準用する。

本条：追加〔平成六年六月法律五六号〕、旧五七条の三：繰下〔平成一八年六月法律八三号〕

（保険医療機関の療養担当等）

第五十八条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、加入者及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当組合員し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2 指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所（健康保険法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所をいう。第百十七条第二項において同じ。）の看護師その他の従業者は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、加入者組合員及びその被扶養者の指定訪問看護並びにこれに係る事務を担当し、又は指定訪問看護に当た

らなければならない。

本条：一部改正〔昭和五九年八月法律七七号〕、一項：一部改正・二項：追加〔平成六年六月法律五六号〕、二項：一部改正〔平成一三年一二月法律一五三号〕、一・二項：一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、一項：一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕

委任 一項の「命令」は（保険医療機関及び保険医療担当規則）へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則、二項の「命令」は（指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準）

加入者が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合組合員等の給付）

第五十九条 加入者が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条

第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅

法律

私立学校教職員共済法（第二五条） 第五章 給付及び福祉事業 （国家公務員共済組合法 第

一一二

第四章 給付）

除法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該加入者組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項に規定する移送費を除く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき。

二 その者が、他の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合
地方の組合）

でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学

共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三

条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者をいう。第六十一条第二項ただし書、第六十四条ただし書、第六十六条第五項ただし書及び第六十七条第三項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

三 加入者組合員の資格を喪失した日から起算して六月を経過したとき。

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第一百四十五条第六項において準用する同法第一百三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給を受けることができる間は、行わない。

二項…一部改正（昭和三六年六月法律一五二号）、見出…全部改正・一項…削除・二・三項…一部改正（一項ずつ繰上（昭和三八年三月法律六二号）、一・二項…一部改正・三項…追加（昭和五七年八月法律八〇号）、一項…一部改正（昭和五九年八月法律七七号）、一・三項…一部改正（昭和六一年二月法律一〇六号・平成三年一〇月八九号・六年六月五六号）、一項…一部改正（平成九年五月法律四八号）、一―三項…一部改正（平成九年一二月

法律一二四号）、一項：一部改正（平成一三年七月法律一〇一号）、一項：一部改正、見出・三項：全部改正・一・二項：一部改正、四項：追加平成四年八月法律一〇二号）、一・二項：一部改正（平成一七年六月法律七七号）、一―四項：一部改正、三項：一部改正、一―四項：一部改正（平成一八年六月法律八三号）、一・二項：一部改正（平成二三年六月法律七二号）、一項：一部改正（平成二四年八月法律六三号・二六年六月八三号）、三項：一部改正（平成二七年五月法律三一号）

（他の法令による療養との調整）

第六十条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは高額療養費の支給は、行わない。

2 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、労働者災害補償保険法（昭和二十二年国家公務員災害補償法の規定による療養給付（法律第五十号）の規定による療養給付）の規定による療養給付が行われるときは、行わない。

3 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保

険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付が行われるときは、行わない。

二項：追加（昭和四八年八月法律六九号）、一・二項：一部改正（昭和五九年八月法律七七号・平成六年六月五六号）、三項：追加（平成九年二月法律一二四号）、一―三項：一部改正（平成一八年六月法律八三号）
参照 一項の「他の法令」は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（災害救助法）等

（高額療養費）

第六十条の二 療養の給付につき支払われた第五十五条第二項若しくは第三項に規定する一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に對し、高額療養費を支給する。

法律

私立学校教職員共済法（第二十五条）

第五章

給付及び福祉事業

（国家公務員共済組合法 第

四章 給付）

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に
関し必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える
影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

本条：追加[昭和四八年九月法律八九号]、全部改正[昭和五五年二月法
律一〇八号・五九年八月七号]、一項：一部改正[昭和六〇年二月法律
一〇五号・平成六年六月五号]、二項：一部改正[平成二年二月法律
一四〇号]、一項：一部改正[平成一八年六月法律八三号]
委任 二項の「政令」は国家公務員共済組合法施行令「一条の三の三—
一条の三の六

（高額介護合算療養費）

第六十条の三 一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が
支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控
除した金額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する
介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支
給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除
した金額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防
サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支
給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除
した金額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負
担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養
費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養
費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給す

る。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について
準用する。

本条：追加[平成一八年六月法律八三号]
委任 二項で準用する六〇条の二第二項の「政令」は国家公務員共済組合
法施行令「一条の三の六の二—一条の三の六の四

（出産費及び家族出産費）

第六十一条 ^{加入者}組合員が出産したときは、出産費として、政令で
定める金額を支給する。

2 前項の規定は、^{加入者}組合員の資格を喪失した日の前日まで引き
続き一年以上^{加入者で}あつた者（以下「一年以上^{加入者で}組合員であ
つた者」という。）が退職後六月以内に出生した場合につい
て準用する。ただし、退職後出生するまでの間に他の組合の
組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

3 ^{加入者}組合員の被扶養者（前項本文の規定の適用を受ける者を除
く。）が出生したときは、家族出産費として、政令で定める
金額を支給する。

一・三項：一部改正[昭和三六年六月法律一五二号・四四年八月六号・
四八年九月八九号・五一年六月六二号・五五年二月一〇八号]、一項：

一部改正(昭和六〇年二月法律一〇五号)、見出…全部改正・三項…一部改正、二項…一部改正(平成一四年八月法律一〇二号)、一・三項…一部改正(平成一八年六月法律八三号)

委任 一・三項…二項で準用する一項の「政令」(国家公務員共済組合法施行令一一条の三の七)

第六十二条 削除(平成六年六月法律五六号)

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十三条

加入者が職務組合員が公務員によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者が埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合には、埋葬を行つた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

4 埋葬料及び家族埋葬料は、労働者災害補償保険法の規定による国家公務員災害補償法の規定に

葬祭給付

よる通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償が行われるときは、支給しない。

四項…追加(昭和四八年八月法律六九号)、一・三項…一部改正(昭和四八年九月法律八九号・五一年六月二二号・五五年一月一〇八号)、一項…一部改正(昭和六〇年二月法律一〇五号)、三項…一部改正(平成一四年

法律

私立学校教職員共済法(第二五条) 第五章 給付及び福祉事業

四章 給付)

八月法律一〇二号)、一・三・四項…一部改正(平成一八年六月法律八三号)

第六十四条

加入者であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、退職後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

一・二項…一部改正(昭和三八年三月法律六二二号)、三項…追加(昭和五七年八月法律八〇号)、一部改正(昭和五九年八月法律七七号・六一年一月一〇六号・平成三年一〇月八九号)、一・三項…一部改正(平成六年六月法律五六号)、三項…一部改正(平成九年一月法律一二四号)、本条…全部改正(平成一四年八月法律一〇二号)

(日雇特例被保険者に係る給付との調整)

第六十五条 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料は、同一の病氣、負傷、出産又は死亡に關し、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

見出…全部改正・本条…一部改正(昭和五九年八月法律七七号)、本条…一部改正(平成六年六月法律五六号・一四年八月一〇二号・一八年六月八三

号)

法律

私立学校教職員共済法(第二五条) 第五章 給付及び福祉事業

四章 給付)

(国家公務員共済組合法 第

一一五

法律

私立学校教職員共済法（第二五条）

第五章

給付及び福祉事業

（国家公務員共済組合法 第

一六

四章 給付）

第三款 休業等給付

款名：改正（令和六年六月法律四七号）

（傷病手当金）

第六十六条

加入者
組合員

（第二百二十六条の五第二項に規定する

任意

継続加入者
継続組合員

を除く。第五項、次条第一項及び第三項並びに第

六十八条

において同じ。）が職務に

六十八条から第六十八条の五まで

よらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

2

傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額

報酬月額

報酬の月額（組合員が現に属する組合により定められたもの

に限る。以下この項において同じ。）

の平均額の二十二分の

一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるとき

は、これを十円に切り上げるものとする。）の百分の八十

当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、こ

れを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、こ

れを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、同日

の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月

額が定められている月が十二月に満たない場合にあって

は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない額の百分

二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数がある

ときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。

一 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継

続した各月の標準報酬月額の平均額の二十二分の一に相

当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、こ

れを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、こ

れを十円に切り上げるものとする。）

二 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九

月三十日における短期給付に関する規定の適用を受ける全

ての加入者の同月の標準報酬月額
組合員の標準報酬の月額
の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の基礎
標準報酬の月額

の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

3 前項に規定するもののほか、傷病手当金の額の算定に関し

て必要な事項は、
文部科学省令
財務省令
で定める。

4 傷病手当金の支給期間は、同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）については、第一項に規定する勤務に服することができなくなった日以後三日を経過した日（同日において第六十九条第一項の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して一年六月間（結核性の病気については、三年間）とする。

5 一年以上加入者で組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支

給する。ただし、その者が他の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

6 傷病手当金は、同一の傷病について厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額の合算額）を

基準として
文部科学省令
財務省令
で定めるところにより算定した額

（以下この項において「障害年金の額」という。）が、第二項の規定により算定される額より少ないときは、当該額から次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額を控除した額を支給する。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出產手当金の支給を受けることができない場合 障害年金の額
二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出產手当金の支給を受けることができる場合 出產手当金の額
（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれが多い額

四章 給付）

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合当該受けることができる報酬の全部又は一部の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれが多い額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれが多い額

7 傷病手当金は、同一の傷病について厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつたときは、当該障害手当金の支給を受けることとなつた日からその日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超える場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他の政令で定めるときは、当該合計額から当該障害手当金の額を控除した

額その他の政令で定める額については、この限りでない。

8 第五項の傷病手当金（政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。）は、厚生年金保険法又は国民年金法による老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、支給しない。

ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額）を基準として

学省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該

文部科学省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

財務省令

9 事業団組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に

関し必要があると認めるときは、第六項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第七項の障害手当金又は前項の退職老齢

年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者（次項において「年金支給実施機関」という。）に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

10 年金支給実施機関（厚生労働大臣を除く。）は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託することができる。

11 厚生労働大臣は、日本年金機構に、前項の規定により委託を受けた資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）を行わせるものとする。

12 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

13 傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合（第六項又は第七項に該当するものを除く。）には、その期間内は、支給しない。ただし、報酬を受けることができなかつたならば支給されることとなる出産手当金の額が、第二項の規定により算定される額より少ないときは、同項の規定により算定される額から当該出産手当金の額を控除した額を支給する。

14 傷病手当金は、同一の傷病に関し、労働者災害補償保険法の国家公務員災害補償法

規定による休業給付又は傷病年金の支給（次項において「休業給付の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償等」という。）が行われるときは、支給しない。

15 組合は、前項の規定による傷病手当金に関する処分に関し、必要があると認めるときは、休業給付等
休業補償等の支給状況につき、休業給付等
休業補償等の支給を行う者に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

三項：一部改正（昭和三十六年六月法律一五二号）、三項：一部改正・四・五項：全部改正（昭和三十八年三月法律六二号）、七項：追加（昭和四十八年八月法律六九号）、一部改正（昭和五一年五月法律三一号）、三項：一部改正（昭和五二年二月法律八六号）、五項：一部改正（昭和五五年二月法律一〇八号・五七年七月六六号）、二項：一部改正（昭和五七年八月法律八〇号）、五項：全部改正・六項：追加・旧六・七項：一項ずつ繰下（昭和五九年八月法律七七号）、一・二・五項：一部改正（昭和六〇年二月法律一〇五号）、二項：削除・旧三項：一部改正し二項に繰上・旧四・八項：一項ずつ繰上（平成六年六月法律五六号）、四項：一部改正（平成一年二月法律一六〇号）、六・八項：追加・旧六・七項：三項ずつ繰下（平成二年二月法律一四〇号）、六項：一部改正（平成二年五月法律九九号・三年七月一〇号）、三項：一部改正（平成四年八月法律一〇二号）、一項：一部改正（平成一八年六月法律八三号）、八項：一部改正・九・一〇項：追加・旧九・一〇項：二項ずつ繰下（平成一九年七月法律一〇九号）、四・八項：一部改正（平成二四年八月法律六二号）、一項：一部改正・二・三・

第四章 給付）

一 三項：追加・一 一項：削除・旧二・四一七項：一部改正し二項ずつ繰下旧三・八一〇・一二項：二項ずつ繰下平成二七年五月法律三一
号、一 四項：一部改正・一 五項：追加（令和三年六月法律六六号）、一 項
：一部改正（令和六年六月法律四七号）

委任

三項の「文部科学省令」は「私立学校教職員共済法施行規則」一 四条の二、六項ただし書の「文部科学省令」同一一 四条三項、七項ただし書の「政令」は「国家公務員共済組合法施行令」一 一条の三の八の二、八項ただし書の「文部科学省令」は「私立学校教職員共済法施行規則」一 四条四項、八項第一の「政令」は「国家公務員共済組合法施行令」一 一条の三の九第一項、八項第二の「政令」同一一 一条の三の九第二項、一二項の「政令」同一一 一条の三の九第三項

（出産手当金）

第六十七条 加入者が出産した場合には、出産の日（出産の日

組合員

が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までとの間において勤務に服することができなかった期間、出産手当金を支給する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、出産手当金の額の算定について準用する。

3 一年以上加入者で組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受

けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

（休業手当金）

第六十八条 加入者が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合には、休業手当金として、その期間（第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内において

加入者組合員

その欠勤した期間）一日につき標準報酬日額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

標準報酬日額

一 被扶養者の病氣又は負傷

二 加入者の配偶者の出産 十四日

三 加入者の職務組合員公務 係る不慮の災害 五日

四 加入者の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは組合員の

は一親等の姻族で主として加入者組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭

七日

五 前各号に掲げるもののほか、共済運営規則で定める事由

共済運営規則
運営規則で定める期間

本条：一部改正〔昭和六〇年二月法律一〇五号〕
委任 五号の「共済運営規則」〔共済運営規則〕二九条

（報酬との調整）

第六十九條 傷病手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合（第六十六條第六項、第七項又は第十三項に該当するときを除く。）には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

2 出産手当金又は休業手当金、育児休業手当金、育児休業支援手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

法律 私立学校教職員共済法（第二五条） 第五章 給付及び福祉事業 （国家公務員共済組合法 第
四章 給付）

本条：一部改正〔昭和三六年六月法律一五二号〕、見出・本条：一部改正〔昭和六〇年二月法律一〇五号〕、本条：一部改正〔平成七年三月法律五一号・一二年三月二一號・一一年七月一〇四号・二二年三月五号〕、一項：一部改正・二項：追加〔平成二七年五月法律三一號〕、二項：一部改正〔令和六年六月法律四七号〕
委任 一項の「政令」〔国家公務員共済法施行令〕二一條の四第一項、二項の「政令」〔同二一條の四第二項〕

第四款 災害給付

（弔慰金及び家族弔慰金）

第七十條 加入者又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、加入者組合員

害により死亡したときは、加入者組合員については標準報酬月額に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については当該金額の百分の七十に相当する金額の家族弔慰金を加入者組合員に支給する。

本条：一部改正〔昭和四八年九月法律八九号・六〇年二月一〇五号〕、二
— 四項：追加〔平成二四年八月法律六三号〕、削除〔平成二四年一月法律
九六号〕

（災害見舞金）

第七十一條 加入者が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を標準報酬

一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を標準報酬

月額に乘じて得た金額を支給する。

本条：一部改正（昭和六〇年二月法律一〇五号・平成一六年六月一三〇号・二四年八月六三号・二一月九六号）

第三節 長期給付

第三款 退職等年金給付

本款：追加（平成二四年一月法律九六号）

第一目 通則

本目：追加（平成二四年一月法律九六号）

（給付算定基礎額）

第七十五条 退職等年金給付の給付事由が生じた日における当

該退職等年金給付の額の算定の基礎となるべき額（以下「給

付算定基礎額」という。）は、

加入者期間（私立学校教職員共済組合員期間

法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）

の計

算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬月額と

標準賞与額（同法第二十三条第一項に規定する標準賞与額をいう。）

標準期末手当等の額

に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から当該給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。

第

（国家公務員共済組合法 第

2 前項に規定する付与率は、退職等年金給付が加入者組合員であつ

た者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることその他政令で定める

事情を勘案して、共済規程（私立学校教職員共済法第四条第一項連合会の定款

に規定する共済規程をいう。以下同じ。）で定める。

3 第一項に規定する利子は、掛金の払込みがあつた月から退職等年金給付の給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。

4 各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される前項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）は、毎年九月三十日までに、国債の利回りを基礎として、日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第四号の経

理に係る勘定に属する積立金の運用の状況及びその見通しその

他政令で定める事情を勘案して、共済規程連合会の定款で定める。

5 前各項に定めるもののほか、給付算定基礎額の計算に関し

必要な事項は、文部科学省令財務省令で定める。

本案：削り、追加（平成二四年一月法律九六号）

委任 二項の「政令」は（国家公務員共済組合法施行令）一三条、四項の「政

令」は同一四條、五項の「文部科学省令」は（私立学校教職員共済法施

行規則）一八条、一八条の三、一八条の八、一八条の九

（退職等年金給付の支給期間及び支給期月）

第七十五條の二 退職等年金給付は、その給付事由が生じた日

の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月ま
での分を支給する。

2 退職等年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたとき
は、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が
なくなった日の属する月までの分の支給を停止する。ただ
し、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しな
い。

3 退職等年金給付の額を改定する事由が生じたときは、その
事由が生じた日の属する月の翌月からその改定した金額を
支給する。

4 退職等年金給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及
び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。た
だし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給
を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわら
ず、その際、その月までの分を支給する。

本案：追加（平成二四年一月法律九六号）

（三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の
計算の特例）

第七十五條の三

三歳に満たない子を養育し、又は養育してい

る加入者又は加入者であった者が、事業団（加入者
た組合員又は組合員であつた者が、組合（組合員であつた

者にあつては、事業団（加入者）に申出をしたときは、当該子を養育
連合会）

することとなつた日（文部科学省令（財務省令）で定める事由が生じた場
合にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれか

に該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月の
うち、その標準報酬月額が当該子を養育することとなつた

日の属する月の前月（当該月において加入者でない場合にあ
つては、当該月前一年以内における加入者であつた月のうち

直近の月。以下この条において「基準月」という。）の標準
報酬月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準

報酬月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準
報酬の月額）とみなされている場合

標準報酬月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準
報酬の月額）とみなされている場合

標準報酬月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準
報酬の月額）とみなされている場合

標準報酬月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準
報酬の月額）とみなされている場合

四章 給付）

にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬月額。以下

この項において「従前標準報酬月額」といふ。）を下回る

月（当該申出が行われた日の属する月の前月の月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。）については、従前標準報酬月額を当該

下回る月の標準報酬月額とみなして、第七十五条第一項の規定を適用する。

一 当該子が三歳に達したとき。

二 当該加入者若しくは当該組合員であつた者が死亡したとき、又は当該加入者が退職したとき。

三 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに準ずるものとして

文部科学省令で定めるものが生じたとき。

四 当該子が死亡したときその他当該加入者が当該子を養育

しないこととなつたとき。

五 当該加入者が私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第

三項の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。

六 当該加入者が私立学校教職員共済法第二十八条第五項及び第

六項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。

2 前項の規定による給付算定基礎額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第六号の規定に該当した加入者（同項の規定により

当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が基準月の標準報酬月額とみなされている場合を除く。）に対する同項

の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該

子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の

標準報酬月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係

る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬月額とする。

本条：追加〔平成二十四年二月法律九六号〕、一項：一部改正〔令和三年六月法律六六号〕

委任 一項の「文部科学省令」〔私立学校教職員共済法施行規則〕一七条の

六

(併給の調整)

第七十五条の四 次の各号に掲げる退職等年金給付（第七十九条の二第三項前段、第七十九条の三第二項前段若しくは第三項又は第七十九条の四第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。）の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。

一 退職年金 職務障害年金 公務障害年金 を受けることができるとき。

二 公務障害年金 退職年金又は職務遺族年金 公務遺族年金 を受けることができるとき。

三 職務遺族年金 公務遺族年金 職務障害年金 公務障害年金 を受けることができる

法律 私立学校教職員共済法（第二十五条） 第五章 給付及び福祉事業（国家公務員共済組合法 第四章 給付） 第

き。

2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた退職等年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 現にその支給が行われている退職等年金給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該退職等年金給付に係る前項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該退職等年金給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

4 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合には、当該申請に係る退職等年金給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は行わない。ただし、その者に係る他の退職等年金給付について、第二項の申請があつたとき（次項の規定により当該申請が撤回された場合を除く。）は、この限りでない。

5 第二項の申請は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

本条：追加〔平成二十四年二月法律九六号〕

四章 給付）

（受給権者の申出による支給停止）

第七十五条の五 退職等年金給付（この法律の他の規定により支給を停止されているものを除く。）は、その受給権者の申出により、その支給を停止する。

2 前項の申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

3 第一項の規定による支給停止の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

本条：追加（平成二四年一月法律九六号）

委任 三項の「政令」は（国家公務員共済組合法施行令）一五条

（年金の支払の調整）

第七十五条の六 退職等年金給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者が他の退職等年金給付（以下この項において「甲年金」という。）を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 退職等年金給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として退職等年金給付が支

払われたときは、その支払われた退職等年金給付は、その後に支払うべき退職等年金給付の内払とみなすことができる。

退職等年金給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の退職等年金給付が支払われた場合における当該退職等年金給付の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

3 第七十九条の二第三項前段又は第七十九条の三第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、職務

障害年金 障害年金の支給を受けるときは、その支払われた一時金は、

その後支払うべき職務障害年金の支給期月ごとの支給額の

二分の一に相当する金額の限度において、当該支給期月において支払うべき職務障害年金の内払とみなす。

本条：追加（平成二四年一月法律九六号）

第七十五条の七 退職等年金給付の受給権者が死亡したためその受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該退職等年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権

(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき退職等年金給付があるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該退職等年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

本条：追加(平成二四年一月法律九六号)

委任 「文部科学省令」(私立学校教職員共済法施行規則)三〇条

(死亡の推定)

第七十五条の八 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗つていた加入者若しくは

加入者であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行組合員

中に行方不明となつた加入者若しくは加入者であつた者の生死が三月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に

に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、職務遺族年金

公務遺族年金又はその他の退職等年金給付に係る支払未

済の給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと

法律

私立学校教職員共済法(第二十五条) 第五章 給付及び福祉事業 (国家公務員共済組合法 第四章 給付)

推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた加入者若しくは加入者であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた加入者若しくは加入者であつた者の生死が三月間分らない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合にも、同様とする。

本条：追加(平成二四年一月法律九六号)

(年金受給者の書類の提出等)

第七十五条の九 事業団は、退職等年金給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係

の異動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 事業団は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくこれに応じない者があるときは、その者に対しては、

これに應ずるまでの間、退職等年金給付の支払を差し止めることができる。

本条：追加(平成二四年一月法律九六号)

（政令への委任）

第七十五条の十 この款に定めるもののほか、退職等年金給付の額の計算及びその支給に関し必要な事項は、政令で定める。

本条：追加〔平成二十四年一月法律九六号〕

委任 「政令」Ⅱ（国家公務員共済組合法施行令）一五条の二・一五条の二の

二

第二目 退職年金

本目：追加〔平成二十四年一月法律九六号〕

（退職年金の種類）

第七十六条 退職年金は、支給期間を終身とするもの（以下「終身退職年金」という。）及び支給期間を二百四十月とするもの（以下「有期退職年金」という。）とする。

2 有期退職年金の受給権者が事業団連合会

3 前項の申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に、退職年金の支給の請求と同時に行わなければならない。

本条：削り・追加〔平成二十四年一月法律九六号〕

（退職年金の受給権者）

第七十七条 一年以上の引き続く加入者期間を有する者が退職

した後に六十五歳に達したとき（その者が組合員である場合を除く。）、又は六十五歳に達した日以後に退職したときは、

その者に退職年金を支給する。

2 第八十二条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失った者が前項に規定する場合に該当するに至ったときは、同条第二項の規定にかかわらず、その者に有期退職年金を支給する。この場合において、当該失った権利に係る加入者期間

は、この項の規定により支給する有期退職年金の額の計算については、加入者期間に含まれないものとするほか、

当該有期退職年金の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

本条：削り・追加〔平成二十四年一月法律九六号〕

委任 二項の「政令」Ⅱ（国家公務員共済組合法施行令）一五条の三

（終身退職年金の額）

第七十八条 終身退職年金の額は、終身退職年金の額の算定の基礎となるべき額（以下「終身退職年金算定基礎額」という。）を、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率で除して

得た金額とする。

2 終身退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の

二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。

3 終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年（終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の給付事由が生じた日からその日の属する年の九月三十日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間に

おいては終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年の前年の三月三十一日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日）における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（第八十四条第一項及び第九十条第一項において「終身年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、共済規程で定める。

6 前各項に定めるもののほか、終身退職年金の額の計算に關し必要な事項は、文部科学省令 財務省令で定める。

法律

私立学校教職員共済法（第二五条）

第五章 給付及び福祉事業（国家公務員共済組合法 第

一三〇

本条：削り、追加（平成二四年一月法律九六号）
委任 五項の「政令」に「国家公務員共済組合法施行令」一六条、六項の「文部科学省令」に「私立学校教職員共済法施行規則」一八条の四・一八

条の五・一八条の八・一八条の九

（有期退職年金の額）

第七十九条

有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額（以下「有期退職年金算定基礎額」という。）を、支給残月数に応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。

2

有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。

は、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。

3

有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその

年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。

4

第一項及び前項に規定する支給残月数（次項において「支給残月数」という。）は、有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては二百四十月（第七十六条第二項の申出があつた場合は百二十月。以下この項、第七十九条の四第一項第二号及び第八十一条第四項において同じ。）とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二百四十月から当該給付事由が生じた日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。

5

各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する有期年金現価率（第七十九条の四第一項第二号及び第八十一条第四項において「有期年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、
共済規程
連合会の定款で定める。

6 前各項に定めるもののほか、有期退職年金の額の計算に關し必要な事項は、文部科学省令 財務省令 で定める。

本条：削り・追加〔平成二四年一月法律九六号〕

委任 五項の「政令」は「国家公務員共済組合法施行令」七条、六項の「文部科学省令」は「私立学校教職員共済法施行規則」一八条の六―一八条の九

（有期退職年金に代わる一時金）

第七十九条の二 有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に、一時金の支給を事業団連合会に請求することができる。

2 前項の請求は、退職年金の支給の請求と同時にに行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に給付事由が生じた日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。

4 前項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第七十七条、前条及び第八十二条第二項を除く。）を適用する。

本条：追加〔平成二四年一月法律九六号〕

法律 私立学校教職員共済法（第二五条） 第五章 給付及び福祉事業（国家公務員共済組合法 第

（整理退職の場合の一時金）

第七十九条の三

国家公務員の場合における国家公務員法（昭和二十八年法律第百二十号） 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号） 第五條第一項第二号に掲げる分限免職の事由

に相当する事由により解雇された者（一年以上の引き続く加入者組合

期間）を有する者であつて、六十五歳未満であるものに限る。）は、その解雇された日から六月以内に、一時金の支給を事業団連合会に請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に同項に規定する解雇された日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額の一時金を支給する。この場合において、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「国家公務員の場合における国家公務員法（昭和二十八年法律第百二十号） 第七十八條第四号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された日」と、「当該給付事由が生じた日

律第百二十号）第七十八條第四号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された日」と、「当該給付事由が生じた日

第四章 給付）

の」とあるのは「その解雇された 日の」と、同条第三項中
同号の退職をした

「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同項
規定する解雇された 日」とする。
規定する退職をした

3 第一項の請求をした者が、他の 解雇に係る同項の 請求（他

の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定め
るものに基づく請求を含む。）をした者であるときは、前項

の規定にかかわらず、その者に同項の規定の例により算定し
た金額から当該他の 解雇 に関する同項の 規定（他の法令の規定

で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含
む。）により支給すべき一時金の額に相当する金額として政

令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の一時
金を支給する。

4 前二項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこ
の法律の規定（第七十七条、第七十九条及び第八十二条第二
項を除く。）を適用する。

5 「略」

6 第一項から第四項まで に定めるもののほか、第二項又は第三
前各項

項の規定による一時金の支給に関し必要な事項は、政令で定
める。

本条…追加〔平成二十四年二月法律九六号〕、二項…一部改正〔令和二年六
月法律四〇号〕

委任 三項第三の「政令」は〔国家公務員共済組合法施行令〕一八条三項

（遺族に対する一時金）

第七十九条の四 一年以上の引き続く 加入者期間 を有する者が

死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の
区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その者が死亡

した日における 給付算定基礎額
給付算定基礎額（組合員であつた者が死亡

した場合において、その者の組合員期間が十年に満たない

ときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額）

の二分の一に相当する金額（当該死亡した者が前条第一項
の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二
分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべ

き一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額)

二 その者が退職年金の受給権者である場合(次号に掲げる場合を除く。) その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

三 その者が退職年金の受給権者であり、かつ、加入者組合員である場合

その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十五条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続き加入者期間組合員期間を有する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。

法律 私立学校教職員共済法(第二十五条) 第四章 給付)

第五章 給付及び福祉事業 (国家公務員共済組合法 第

3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により職務遺族年金公務遺族年金を受けることができる

きは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と職務遺族公務遺族

年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

4 第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定(第七十七条、第七十九条及び第八十二条第二項を除く。)を適用する。

本条：追加(平成二十四年一月法律九六号)

委任 一項 二号の「政令」(国家公務員共済組合法施行令)一八条の二第一項、一項 三号の「政令」(同)一八条の二第二項

(支給の繰下げ)

第八十条 退職年金の受給権者であつて当該退職年金を請求していないものは、事業団連合会に当該退職年金の支給の繰下げの申出をすることができる。

2 退職年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日(以下この項において「十年経過日」という。)後にある者が前項の申出(第四項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。)をしたときは、十年経過日において、前項

法律

私立学校教職員共済法（第二五条） 第五章 給付及び福祉事業 （国家公務員共済組合法 第

一三四

四章 給付）

の申出があつたものとみなす。

3 第一項の申出（次項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。第五項及び次条第七項において同じ。）をした者に対する退職年金は、第七十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4 退職年金の受給権者が、退職年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に当該退職年金を請求し、かつ、当該請求の際に第一項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が退職年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるときは、この限りでない。

5 第一項の申出があつた場合における第七十五条から前条までの規定の適用については、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十条第一項の申出（同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。以下この条において同じ。）があつた日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「申出があつた日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第八十条第一項の申出があつた日」とするほか、必要な技術的読替えは、

政令で定める。

6 前各項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰下げについて必要な事項は、政令で定める。

本条：削り・追加（平成二四年一月法律九六号）、一項：一部改正・二項：追加・旧二・四項：一部改正し一項ずつ繰下・旧三項：四項に繰下、二・三項：一部改正・四項：追加・旧四項：一部改正し五項に繰下・旧五項：六項に繰下（令和二年六月法律四〇号）
委任 四項の「政令」は（国家公務員共済組合法施行令）一九条

（加入者
組合員）である間の退職年金の支給の停止等）

第八十一条 終身退職年金の受給権者が加入者組合員であるときは、

加入者組合員である間、終身退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定により終身退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合における当該退職をした日からその年の九月三十日（当該退職をした日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における終身退職年金算定基礎額は、第七十八条第三項の規定にかかわらず、最後に加入者組合員となつた日（以下この条において「最終資格取得日」という。）の前日における終身退職年金算定基礎額に最終資格取得日の属する月から当該退職をした

日の前日の属する月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額及び当該退職をした日を給付事由が生じた日と、
組

加入者期間から最終資格取得日前の加入者期間を
組合員期間を除いた期間を

加入者期間とみなして第七十八条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

3 有期退職年金の受給権者が加入者であるときは、加入者である間、有期退職年金は支給しない。組合員で

4 前項の規定により有期退職年金の支給を受けないこととされている者が退職をした場合における当該退職をした日からその年の九月三十日（当該退職をした日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における有期退職年金算定基礎額は、第七十九条第三項の規定にかかわらず、最終資格取得日の前日における有期退職年金の額に同日における二百四十月から給付事由が生じた日の属する月の翌月から最終資格取得日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に最終資格取得日の属する月から当該退職をした日の前日の属する月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額及び当該退職をした日を給付事由が生じた日と、
加入者期間から
組合員期間を

最終資格取得日前の加入者期間を
組合員期間を
除いた期間を
加入者期間と
みなして同条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

5 前項に規定する退職をした場合における第七十九条から前条までの規定の適用については、第七十九条第四項中「有期退職年金の給付事由が生じた日から」とあるのは「第八十一条第四項に規定する退職をした日（以下この項において「最終退職日」という。）から」と、「有期退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「最終退職日」と、「とし、同日」とあるのは「から有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から最後に加入者となった日（以下この項において「最終資格取得日」という。）の属する月までの月数を控除した月数とし、最終退職日の属する年の九月三十日（最終退職日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）」と、「とする」とあるのは「に最終資格取得日の属する月の翌月から最終退職日の属する月までの月数を加えた月数とする」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第二項及び第四項に規定する利子は、最終資格取得日の属

四章 給付）

する月から退職をした日の前日の属する月までの期間に及び、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。

7 前条第一項の申出をした者に対する第四項の規定の適用については、同項中「給付事由が生じた日」とあるのは、「前条第一項の申出（同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）があつた日」と、「同条第二項」とあるのは「第七十九条第二項」とする。

8 前各項に定めるもののほか、終身退職年金算定基礎額及び有期退職年金算定基礎額の計算に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
財務省令

本条：削り・追加（平成二四年二月法律九六号）、七項：一部改正（令和二年六月法律四〇号）

（退職年金の失権）

第八十二条 退職年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

2 有期退職年金を受ける権利は、前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

一 第七十六条第一項又は第二項に規定する支給期間が終了したとき。

二 第七十九条の二第一項又は第七十九条の三第一項の規定により一時金の支給を請求したとき。

本条：削り・追加（平成二四年二月法律九六号）

第三目 職務障害年金
公務障害年金

本目：追加（平成二四年二月法律九六号）

（職務障害年金
公務障害年金）の受給権者）

第八十三条 職務公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その

の病気又は負傷に係る傷病（以下「職務傷病公務傷病」という。）に

ついて初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初

診日」という。）において加入者組合員であつたものが、当該初診

日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその公職

職務傷病公務傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待

できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。）において、その

職務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある公務員の場合には、その障害の程度に応じて、その者に職務障害年金を支給する。

2 公務員により病気にかかり、又は負傷した者で、その公務員の初診日において加入者であった者のうち、障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態になかった者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間にあって、その職務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に前項の公務員に支給を請求することができる。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の職務障害年金を支給する。

4 公務員により病気にかかり、又は負傷した者で、その公務員の初診日において加入者であつた者のうち、その公務員の初診日において組合員であつた者のうち、その公務員に以下この項において「基準職務傷病」という。）以外の公務員に支給する。

職務傷病（以下この項において「その他職務傷病」という。）により障害の状態にある者が、基準職務傷病に係る障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間にあって、初めて、基準職務傷病による障害（以下この項において「基準公務員障害」という。）とその他職務傷病による障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になつたとき（基準職務傷病の初診日が、その他職務傷病（その他職務傷病が二以上ある場合は、全てのその他職務傷病）に係る初診日以後であるときに限る。）は、その者に基準公務員障害とその他職務傷病による障害とを併合した障害の程度に職務障害年金を支給する。

5 前項の職務障害年金の支給は、第七十五条の二第一項の規定にかかわらず、当該職務障害年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

本案：削り、追加（平成二四年一月法律九六号）

（職務障害年金の額）
公務障害年金

第八十四条

職務障害年金の額は、公務障害年金の額の算定の

基礎となるべき額（次項において「職務障害年金算定基礎額」

という。）を、加入者又は加入者であつた者の公務障害年金

の給付事由が生じた日における年齢（その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳）に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。

2 職務障害年金算定基礎額は、次に掲げる額の合計額とする。
公務障害年金算定基礎額

一 給付算定基礎額に五・三三四（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、八・〇〇一）を乗じて得た額を加入者期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額

二 給付算定基礎額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、給付算定基礎額に一・二五を乗じて得た額）を加入者期間の月数で除して得た額に加入者期間の月

数（加入者期間の月数が三百月以下であるときは、三百月）から三百月を控除した月数を乗じて得た額

3 第一項に規定する者が退職年金の受給権者である場合における前項の規定の適用については、同項各号中「給付算定基礎額」とあるのは、「職務障害年金の給付事由が生じた日に

おけるその者の終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期

間）が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に

二を乗じて得た額）に二を乗じて得た額」とする。

4 第一項に規定する加入者又は加入者であつた者の年齢については、第七十八条第四項の規定を準用する。

5 第一項に規定する調整率は、各年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を公務

務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除して得た率とする。

6 職務障害年金の額が、その受給権者の職務傷病による障害公務障害年金

の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該 職務障害年金 公務障害年金 の額とする。

- 一 障害等級一級 四百十五万二千六百円
- 二 障害等級二級 二百五十六万四千八百円
- 三 障害等級三級 二百三十二万六百元

7 前項に規定する厚生年金相当額は、職務障害年金 公務障害年金 の受給権

者が受ける権利を有する厚生年金保険法による障害厚生年金の額（同法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び第九十条第七項において同じ。）の規定により同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による老齢厚生年金の額、同法による遺族厚生年金の額（同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定

の例により算定した額）、同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

8 前各項に定めるもののほか、職務障害年金 公務障害年金 の額の計算に關し必要な事項は、文部科学省令 財務省令 で定める。

本条：削り・追加（平成二十四年一月法律九六号）
委任 七項の「政令」は（国家公務員共済組合法施行令二〇条、八項の「文部科学省令」は（私立学校教職員共済法施行規則）一八条の一〇・一八条の二第二項

（障害の程度が変わつた場合の 職務障害年金 公務障害年金 の額の改定）

第八十五条 職務障害年金 公務障害年金 の受給権者の障害の程度が減退した

とき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じて、その 職務障害年金 公務障害年金 の額を改定する。

2 職務障害年金 公務障害年金 （その権利を取得した当時から引き続き障害

等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受

法律

私立学校教職員共済法（第二五条） 第五章 給付及び福祉事業（国家公務員共済組合法 第

四〇

四章 給付）

給権者に係るものを除く。）の受給権者であつて、後発公務

病（職務傷病）であつて当該職務障害年金の給付事由となつ

た障害に係る職務傷病の初診日後に初診日があるものをい

う。以下この項及び第八十七条第二項ただし書において同
じ。）の初診日において加入者であつたものが、当該後発公務

傷病（職務傷病）により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程

度のものに限る。以下この項及び第八十七条第二項ただし書
において「その他職務障害」という。）の状態にあり、か

つ、当該後発職務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達す

る日の前日までの間において、当該職務障害年金の給付事由

となつた障害とその他職務障害（その他職務障害が二以上あ

る場合は、全てのその他職務障害を併合した障害）とを併合

した障害の程度が当該職務障害年金の給付事由となつた障害

の程度より増進した場合においてその期間内にその者の請求
があつたときは、その増進した後における障害の程度に応じ
て、その職務障害年金の額を改定する。
公務障害年金

3 第一項の規定は、職務障害年金（障害等級の三級に該当す
る程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者（当該

職務障害年金の給付事由となつた障害について国民年金法に
よる障害基礎年金が支給されない者に限る。）であつて、か
つ、六十五歳以上の者については、適用しない。

本条：削り・追加（平成二四年一月法律九六号）

（二以上の障害がある場合の取扱い）

第八十六条 職務障害年金（その権利を取得した当時から引き

続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態
にある受給権者に係るものを除く。以下この条において同

じ。）の受給権者に対して更に職務障害年金を支給すべき事

由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八
十三条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 職務障害年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を
公務障害年金

併合した障害の程度による 職務障害年金 を受ける権利を取得したときは、従前の 職務障害年金 を受ける権利は、消滅する。

3 第一項の規定による 職務障害年金 の額が前項の規定により

消滅した 公務障害年金 の額に満たないときは、第八十四条第

一項の規定にかかわらず、従前の 職務障害年金 の額に相当す

る額をもつて、第一項の規定による 職務障害年金 の額とす

る。

本条：削り：追加〔平成二四年一月法律九六号〕

(加入者である間の 職務障害年金 の支給の停止等)
組合員

第八十七条 職務障害年金 の受給権者が 加入者 であるときは、公務障害年金 組合員

加入者 である間、職務障害年金 の支給を停止する。

2 職務障害年金 の受給権者の障害の程度が障害等級に該当し

なくなつたときは、その該当しない間、職務障害年金 の支給

を停止する。ただし、その支給を停止された 職務障害年金

（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るもの

を除く。）の受給権者が 後発職務傷病 の初診日において 組合員

加入者 であつた場合であつて、当該 後発職務傷病 により その他

公務障害 の状態にあり、かつ、当該 後発職務傷病 に係る障害

認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当

該 職務障害年金 の給付事由となつた障害と その他公務障害

その他職務障害 が二以上ある場合は、全ての その他公務障害

を併合した障害とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

本条：削り：追加〔平成二四年一月法律九六号〕

(職務障害年金 の失権)
公務障害年金

第八十八条 職務障害年金 を受ける権利は、第八十六条第二項

の規定によつて消滅するほか、職務障害年金 の受給権者が次

四章 給付）

の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、

障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

本条：削り・追加〔平成二四年一月法律九六号〕

第四目 職務遺族年金
公務遺族年金

本目：追加〔平成二四年一月法律九六号〕

（職務遺族年金
公務遺族年金）の受給権者）

第八十九条 加入者又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に職務遺族年金を支給する。

る。

一 加入者が、職務傷病により死亡したとき（公務により行組合員が、公務傷病により死亡したとき）方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされたときを含む。）。

二 加入者であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初

診日がある公務傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある公務

職務障害年金の受給権者が当該公務障害年金の給付事由とな

つた公務傷病により死亡したとき。

2 一年以上の引き続く加入者期間を有し、かつ、国民年金法

第五条第一項に規定する保険料納付済期間、同条第二項に規定する保険料免除期間及び同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者が、公

職務傷病により死亡したときの前項の規定の適用については、同項第二号中「当該初診日から起算して五年を経過する日前

に死亡した」とあるのは「死亡した」と、同項第三号中「の一級又は二級に該当する」とあるのは「に該当する」とする。

（職務遺族年金の額）

職務遺族年金算定基礎額
基礎となるべき額（次項において「公務遺族年金算定基礎額」

ける年齢（その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十（四歳）に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。

職務遺族年金算定基礎額は、給付算定基礎額に二・二五を

は、当該乗じて得た額を加入者期間の月数で除して得た額に組合員期間の月数で除して得た額（三百を乗じて得た額）とする。

3 第一項に規定する者が退職年金の受給権者である場合にお

法律
私立学校教職員共済法（第二十五条）
第四章 給付）
第五章 給付及び福祉事業（国家公務員共済組合法 第

ける前項の規定の適用については、同項中「給付算定基礎額」とあるのは、「死亡した日におけるその者の終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額）を乗じて得た額」とする。

4 第一項に規定する加入者又は加入者組合員であつた者の年齢については、第七十八条第四項の規定を準用する。

5 第一項に規定する調整率は、各年度における改定率を公務|職務

6 第一項の規定による公務遺族年金の額が百三万八千百円に

族年金
族年金
の額とする。

7 前項に規定する厚生年金相当額は、職務遺族年金の受給権公務遺族年金

者が受ける権利を有する厚生年金保険法による遺族厚生年金の額（同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による老齢厚生年金の額、同法による障害厚生年金の額（同法第四十七条第一項ただし書の規定により障害厚生年金を受ける権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

8 前各項に定めるもののほか、職務遺族年金の額の計算に関

し必要な事項は、文部科学省令
財務省令で定める。

本条：削り・追加（平成二四年一月法律九六号）

委任 七項の「政令」に（国家公務員共済組合法施行令）二〇条、八項の「文部科学省令」に（私立学校教職員共済法施行規則）一八条の一〇・一八条の二第二項

（職務遺族年金
公務遺族年金の支給の停止）

第九十一条 夫、父母又は祖父母に対する職務遺族年金は、そ

の者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただ

し、夫に対する職務遺族年金については、当該加入者又は組

加入者であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族

基礎年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 子に対する職務遺族年金は、配偶者が公務遺族年金を受け

る権利を有する間、その支給を停止する。ただし、配偶者に

対する職務遺族年金が第七十五条の五第一項、前項本文、次

項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されてい

る間は、この限りでない。

3 配偶者に対する職務遺族年金は、当該加入者又は加入者で

あつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基

礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基

礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停

止する。ただし、子に対する公務遺族年金が次条第一項の規

定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、配偶者に支給する。

5 第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、子に支給する。

本条：削り・追加〔平成二四年一月法律九六号〕

第九十二条 公務遺族年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の申請により、

その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき公務遺族

年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に支給する。

本条：削り・追加〔平成二四年一月法律九六号〕

（公務遺族年金の失権）

第九十三条 公務遺族年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

- 一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 死亡した加入者組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 公務遺族年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民

年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき

当該公務遺族年金の受給権を取得した日

ロ 公務遺族年金と当該公務遺族年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する

妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

四章 給付）

2 職務遺族年金 公務遺族年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のい

ずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで

の間にある子又は孫を除く。）について、その事情がなく

なつたとき。

三 子又は孫が、二十歳に達したとき。

本条：削り・追加（平成二四年一月法律九六号）

第四節 給付の制限

（給付の制限）

第九十四条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、障害、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、障害、死亡又は災害に係る給付は、行わな

い。

2 職務遺族年金 公務遺族年金である給付又は第四十四条の規定により支給

するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項及び第百十一条第五項において「遺族給付」という。）を受けるべき者が加入者、加入者組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者が故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行わない。加入者又は加入者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病氣若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷、障害又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わず、また、当該障害については、第八十五条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして同項の規定による職務障害年金の額の改定

職務障害年金 公務障害年金

を行うことができる。

一 三項…一部改正昭和三十四年五月法律一六三号、一 三項…一部改正「昭和五十七年七月法律六六号」、一 三項…一部改正「昭和六〇年一月法律一〇五号」、二 項…一部改正「平成一年二月法律一六〇号」、本条…全部改正「平成二十四年八月法律六三号・一月九六号」、二 項…一部改正「令和二年六月法律四〇号」

第九十五条

事業団がこの法律に基づく給付の支給に関し必要組合

があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

本条…削除「平成二十四年八月法律六三号」、追加「平成二十四年一月法律九六号」

第九十七条

加入者若しくは加入者であつた者が拘禁刑以上の組合員若しくは組合員であつた者

刑に処せられたとき、又は加入者が公務員の場合における懲戒の組合員が懲戒処分（国家公務員法第八

事由に相当する事由により解雇された

十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する

処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後）に再び

組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退

法律

私立学校教職員共済法（第二十五条） 第五章 給付及び福祉事業（国家公務員共済組合法 第

職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法第十四条第一

項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職

手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当を

をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を

支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三

号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等

の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相

当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたとき

は、政令で定めるところにより、その者には、その加入者期

間に係る退職年金又は職務障害年金の全部又は一部を支給し

ないことができる。

2

職務遺族年金 職務遺族年金の受給権者が拘禁刑以上の刑に処せられたと

きは、政令で定めるところにより、その者には、職務遺族年金

八章 雑則）

金の一部を支給しないことができる。

3 拘禁刑以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその加入者期間に係る退職年金又は職務障害年金組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

4 〔略〕

本条：削除〔平成二四年八月法律六三号〕、追加〔平成二四年一月法律九六号〕、一―三項：一部改正〔令和四年六月法律六八号〕

委任 一・二項の〔政令〕（私立学校教職員共済法施行令）八条

第八章 雑則

旧九章：繰下〔昭和五九年八月法律七一号〕、旧一〇章：繰上〔平成八年六月法律八二号〕、旧九章：繰上〔平成一一年七月法律一〇二号〕

（時効）

第百十一条 短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から二年間、退職等年金給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から五年間、退職等年金給付の返還を受ける権利はこれを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

2 退職等年金給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3・4 〔略〕

5 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 加入者又は加入者組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの

二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

旧一二条：繰上〔平成一一年七月法律一〇二号〕、一・三項：一部改正〔平成二四年八月法律六三号・一一月九六号〕、一項：一部改正〔平成二九年六月法律四五号〕、一項：一部改正・二・四項：追加・旧二項：三項に繰下・旧三項：五項に繰下〔令和二年六月法律四〇号〕

（期間計算の特例）

第百十二条 この法律の規定により給付の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求、申出又は届出が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した日数

は、その期間に算入しない。

本条：一部改正〔昭和三十六年六月法律一五二号・三十七年九月一六二号〕、旧
一三条：繰上〔平成一年七月法律一〇二号〕、一部改正〔平成一四年七月法律一〇〇号・二四年八月六三号・一一年九六号〕

（任意継続加入者
任意継続組合員）に対する短期給付等）

第二百二十六条の五 退職の日の前日まで引き続き一年以上加入組合

者であつた者（後期高齢者医療の被保険者等でないものに限

る。）は、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正

当な理由があると事業団組合が認めた場合には、その認めた日）

までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用する

ことを希望する旨を事業団組合に申し出ることができる。この場

合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給
付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めが

あるものを除き、引き続き当該事業団加入者組合であるものと

みなす。

2 前項後段の規定により加入者組合員であるものとみなされた者

法律 私立学校教職員共済法（第二五条） 第五章 給付及び福祉事業
八章 雑則）

（以下この条において「任意継続加入者
任意継続組合員」という。）は、事業団組合

が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付、子ど

も・子育て支援納付金及び福祉事業に係る掛金（前期高齢者
及び国の負担

納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する流
金）

行初期医療確保拠出金等に係る掛金を含み、介護保険第二号被保

険者の資格を有する 任意継続加入者にあつては介護納付金に係る
任意継続組合員にあつては、介護納付金

（掛金を含む。）に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額を基礎として

共済規程で定める金額（以下この条において「任意継続掛
定款

金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、事業団組合

に払い込まなければならない。

3 任意継続加入者 任意継続組合員は、将来の一定期間に係る任意継続掛金を

前納することができる。この場合において、前納すべき額
は、当該期間の各月の任意継続掛金の合計額から政令で定め

る額を控除した額とする。

4 任意継続加入者が初めて払い込むべき任意継続掛金をその任意継続組合員が初めて払い込むべき任意継続掛金をその

払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項の規定にかかわらず、その者は、任意継続加入者にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由がある

と事業団が認めたときは、この限りでない。

5 任意継続加入者が次の各号のいずれかに該当するに至つた任意継続組合員が次の各号のいずれかに該当するに至つた

ときは、その翌日（第四号又は第六号に該当するに至つたときは、その日）から、その資格を喪失する。

一 任意継続加入者となつた日から起算して二年を経過した任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき。

二 死亡したとき。

三 任意継続掛金（初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかつたとき（払込みの遅延について正当な理由があると事業団が認めたときを除く。）。

四 加入者（他の法律に基づく共済組合）で短期給付に相当する給付を行うものの組合員（地方の組合）組合員（組合員、私学共済制度の加入者、健康保険

の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。）となつたとき。

五 任意継続加入者でなくなることを希望する旨を任意継続組合員に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する

月の末日が到来したとき。

六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

6 第一項及び前項第五号の申出の手続、任意継続加入者に対する短期給付の支給の特例その他任意継続加入者に関する事項並びに任意継続掛金の前納の手続、前納された任意継続掛金の還付その他任意継続掛金の前納に関し必要な事項は、政令で定める。

注 右の第一二六条の五の読み替え部分は、令和七年二月二日法律八七号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第百二十六条の五 一項 現行条文と同じ

2 前項後段の規定により加入者組合員であるものとみなされた者（以下この条において「任意継続加入者」という。）は、事業団組合が、政令で定める基準に従い、

その者の短期給付、子ども・子育て支援納付金及び福祉事業に係る掛金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する医師手当拠出金等及び流行初期医療確保拠出金等に係る掛金を含み、介護

保険第二号被保険者の資格を有する任意継続加入者にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）を基礎として定款で定める金額（以下この条において「任意継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、事業組合に払い込まなければならない。

3 6 現行条文に同じ

本条：追加（昭和四十九年六月法律九四号）、一・二・四項：一部改正（昭和

法律 私立学校教職員共済法（第二十五条） 第五章 給付及び福祉事業

附則

（特例退職加入者
特例退職組合員）に対する短期給付等）

第十二条 事業団が、文部科学省令で定める要件に該当するものと財務省令で定める要件

として、文部科学大臣の認可を受けた場合には、加入者財務大臣の認可を受けた組合（以下この条において「特

定共済組合」という。）の組合員であつた者で健康保険法等

の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第八条の二第一項に

（国家公務員共済組合法 附

規定する退職被保険者であるべきもののうち 共済規程 当該特定共済組

合の定款 で定めるものは、 文部科学省令で定めるところ によ

り、加入者

当該特定共済組合の組合員として短期給付を受けること

を希望する旨を 事業団に 申し出ることができる。

当該特定共済組合に

ただし、第二百二十六条の五第二項に規定する 任意継続加入者 任意継続組合員

であるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により申出をした者は、この法律の規定中短期給付に係る部分の適用については、別段の定めがあるも

のを除き、 加入者 であるものとみなす。

当該特定共済組合の組合員

3 前項の規定により 加入者 であるものとみなされた者（以下この条及び附則第十四条の二第二項において

「特例退職加入者」特例退職組合員」という。）は、第二項の申出が受理され

た日からその資格を取得するものとする。

4

特例退職加入者 は、同時に 他の組合の組合員（他の法 特例退職組合員）は、同時に 二以上の組合の組合員（地方の

律に基づく共済組合 で短期給付に相当する給付を行うものの組

合員、私学共済制度の加入者 及び健康保険の被保険者（健康

保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）

をいう。）となることができない。

を含む

5

特例退職加入者の標準報酬月額は、私立学校教職員共済法第二十

特例退職組合員の標準報酬の月額は、第四十条

二条の規定にかかわらず、前年（一月から三月までの 標準報酬月額）あつては、前々年）の九月三十日における 短期給

付 例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定

の適用を受ける全ての 加入者（特例退職加入者を除く。）の

標準報酬月額の 平均額の範囲内で 定款 で定める金額を

標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの 標準報酬

標準報酬月額とする。

の月額とする。

6

特例退職加入者 は、事業団 特例退職組合員は、当該特定共済組合 が、その者の短期給

付及び子ども・子育て支援納付金に係る掛金（前期高齢者
納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第三条第四項に規定する
金）

流行初期医療確保拠出金等に係る掛金を含み、
介護保険第二号

被保険者の資格を有する
特例退職加入者にあつては介護納付金
特例退職組合員にあつては、介護

に係る掛金を含む。）

納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額を基

礎として
共済規程
定款
で定める金額を、毎月、政令で定めると

ころにより、
事業団
当該特定共済組合
に払い込まなければならない
い。

7
第六十六条、
第六十八條から第六十八條の五まで、
第七十

条及び第七十一条の規定にかかわらず、
特例退職加入者
特例退職組合員
につ

いては、傷病手当金、
休業手当金
休業手当金、育児休業手当金、育児休

業支援手当金、介護休業手当金、育児時短勤務手当金、
弔慰
金及び家族弔慰金並びに災害見舞金は、支給しない。

法律
（私立学校教職員共済法（第二十五条）
第五章
給付及び福祉事業

8
特例退職加入者
特例退職組合員
は、第二百二十六条の五第二項に規定する任

意継続加入者とみなして
同条第三項、第四項並びに第五項第
意継続組合員とみなして

一号及び第三号の規定を適用する。この場合において、同条
第四項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第一項」と、

同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算し
て二年を経過したとき」とあるのは「健康保険法等の一部を

改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十三条の規定
による改正前の国民健康保険法第八条の二第一項に規定する

退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み
替えるものとする。

9
私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第五項
の規定は、
特

例退職加入者
例退職組合員
については、適用しない。

10
特例退職加入者
特例退職組合員
に対する短期給付の支給の特例その他特例

退職加入者
退職組合員
に關し必要な事項は、政令で定める。

注1 右の附則第一二条は、令和七年六月二〇日法律七四号によ

り改正され、令和八年一〇月一日から施行

第十二条 一項 現行条文に同じ

附

2 現行条文に同じ

3 前項の規定により 加入者 特定共済組合の組合員 であるものとみなされた者（以下この条及び附則第十四条の二の二第二項において「特例退職加入者」という。）

は、第一項の申出が受理された日からその資格を取得するものとする。

4 10 現行条文に同じ

注 2 右の附則第二二条の読み替え部分は、令和七年二月二日法律八七号により改正され、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第十二条 一項 現行条文に同じ

2 現行条文に同じ

3 前項の規定により 加入者 特定共済組合の組合員 であるものとみなされた者（以下この条及び附則第十四条の二の二第二項において「特例退職加入者」という。）

は、第一項の申出が受理された日からその資格を取得するものとする。

4 5 現行条文に同じ

6 特例退職加入者 は、事業団 特例退職組合員 が、その者の短期給付及び子ども・子育て支援納付金に係る掛金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに第

及び国の負担金）

三条第四項に規定する医師手当拠出金等及び流行初期医療

確保拠出金等に係る掛金を含み、介護保険第二号被保

険者の資格を有する 特例退職加入者 にあつては介護納付

特例退職組合員 にあつては、介

金に係る掛金を含む。）

護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合

算額を基礎として 定款 共済規程 で定める金額を、毎月、

政令で定めるところにより、事業団 当該特定共済組合 に払

い込まなければならない。

7 10 現行条文に同じ

本条…全部改正〔昭和五九年八月法律七七号〕、五項…追加・旧五項…一部改正し六項に繰下・旧六―八項…一項ずつ繰下〔昭和六〇年二月法律一〇五号〕、六項…一部改正〔昭和六一年二月法律九三号〕、九項…追加・旧九項…一〇項に繰下〔平成六年一月法律九八号〕、七項…一部改正・六項…追加・旧八―一〇項…一項ずつ繰下〔平成七年三月法律五二号〕、六項…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、四項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、三・六項…一部改正〔平成九年十二月法律一二四号〕、七項…一部改正〔平成一二年三月法律二二号〕、一項…一部改正〔平成一一年二月法律一六〇号〕、四項…一部改正〔平成一三年七月法律一〇二号〕、四・九項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、六項…一部改正〔平成一四年七月法律九八号〕、五・九項…一部改正〔平成一四年八月法律一〇二号〕、七・八項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕、九項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、六項…一部改正〔平成一七年一〇月法律

一〇二号)、一・九項:一部改正(平成一八年六月法律八三号)、八項:前除・旧九一二項:一項ずつ繰上(平成二二年三月法律五号)、九項:一部改正(平成二四年八月法律六二号)、五項:一部改正(平成二七年五月法律三二号)、七項:一部改正、六項:一部改正(令和六年六月法律四七号) 委任 六項の「政令」(私立学校教職員共済法施行令(二二条―二五条、一〇項の「政令」(同二六条・二七条

(支給の繰上げ)

第十三条 当分の間、一年以上の引き続く加入者期間を有する組合員期間

者であり、かつ、退職している者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるものは、退職年金の支給を事業団連合会に請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に退職年金を支給する。この場合においては、第七十七条の規定は、適用しない。

3 第一項の請求があつた場合における第七十五条から第七十九条の四までの規定の適用については、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「請求をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十三

条第一項の請求をした日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前三項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰上げについて必要な事項は、政令で定める。

本条:前除(平成二四年八月法律六三号)、追加(平成二四年一月法律九六号)

委任 三項の「政令」(国家公務員共済組合法施行令(附則七条

(日本国籍を有しない者に対する一時金の支給)

第十三条の二 当分の間、加入者期間が一年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者(第三十九条

第一項の規定による退職等年金給付の請求を行つた者を除く。)であつて、当該加入者期間に係る厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求したものは、一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が職務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を公務障害年金

有したことがあるときは、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に一時金を支給する。

3 前項の規定による一時金の額は、退職をした日における給

付算定基礎額の二分の一に相当する金額とする。この場合において、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付」とあるのは「退職をした日における一時金」と、当該給付事由が生じた日の」とあるのは「当該退職をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同項に規定する退職をした日」とする。

4 第二項の規定による一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた加入者組合員であつた期間は退職等年金給付

に関する規定の適用について加入者期間でなかつたものとみなし、当該期間に係る給付算定基礎額は零とみなす。

5 第二項の規定による一時金について第四十八条及び私立学校教職員共済法第五

条の規定を適用する場合には、第四十八条中「退職年金」とあるのは「退職年金若しくは一時金」と、

同法第五十条中「退職年金及び」とあるのは「退職年金及び一時金並びに」とする。

6 第二項の規定による一時金は、第三十九条第一項、第四十条第一項、第三項及び第四項、第四十六条第一項、第七十

七十五条の九並びに私立学校教職員共済法第二十四条第三項及び第五十条の九、第三百三条、第六十六条並びに第一百五十一条、第三十六条並びに同法第三十八条において準用する第三百三条第三項及

び第六十六条の規定の適用については、退職等年金給付とみなす。

本条…追加（令和二年六月法律四〇号）
委任 一項の「政令」は（国家公務員共済組合法施行令）七条の三の三

（職務障害年金
公務障害年金等に関する暫定措置）

第十四条 第七十九条の三第一項、第八十四条第一項及び第九十条第一項の規定の適用については、当分の間、第七十九条の三第一項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と、第八十四条第一項及び第九十条第一項中「六十四歳」とあるのは「五十九歳」とするほか、必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

本条…一部改正（昭和三十四年五月法律一六三号・五十四年二月七二号・平成二四年八月六三号）、全部改正（平成二四年一月法律九六号）
委任「政令」は（国家公務員共済組合法施行令）附則七条の二

別表第一（第七十一条関係）

損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	三月
一 住居及び家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。 二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 三 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	二月
一 住居及び家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。 二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 三 住居又は家財の二分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。 四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	一月
一 住居又は家財の三分の一以上が焼失し、又は滅失したとき。	

二 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 ○・五月

本表：一部改正〔昭和五一年六月法律五二号〕、旧別表一：別表に改正〔昭和六〇年一二月法律一〇五号〕、旧別表：別表一に改正〔平成一六年六月法律二〇号〕

第三節 福祉事業

本節：全部改正〔昭和四〇年五月法律八九号〕

（福祉事業）

第二十六条 事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行う。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査（第三項において単に「特定健康診査」という。）及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この号及び第三十五条第三項において「特定健康診査等」という。）並びに特定健康診査等以外の事業であつて加入者及びその被扶養者（以下この条において「加入者等」という。）の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る加入者等の自助努力についての支援その他の加入者等の健康の保持増進のために必要な事業
- 二 加入者の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- 三 加入者の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- 四 加入者の貯金の受入れ又はその運用
- 五 加入者の臨時の支出に対する貸付け
- 六 加入者の需要する生活必需物資の供給
- 七 その他加入者の福祉の増進に資する事業で共済規程で定めるもの

福祉事業

2 事業団は、加入者であつた者の福祉を増進するため、前項各号に掲げる事業に準ずる事業であつて政令で定めるものを行うことができる。

3 事業団は、第一項第一号の規定により加入者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、加入者等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他文部科学省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、文部科学省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして文部科学省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している加入者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、文部科学省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

5 事業団は、第一項第一号に掲げる事業を行うに当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報、事業者等から提供を受けた加入者等に係る健康診

断に関する記録の写しその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

6 文部科学大臣は、第一項第一号の規定により事業団が行う加入者等の健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

7 前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

本条…全部改正〔昭和四〇年五月法律八九号〕、一部改正〔昭和五七年八月法律八〇号・五九年八月七七号〕、一項…一部改正、二項…追加〔平成九年五月法律四八号〕、三・四項…追加〔平成一四年八月法律一〇三号〕、一項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号・二四年一月九八号〕、一項…一部改正、三項…追加、旧三項…一部改正し四項に繰下、旧四項…五項に繰下〔平成二七年五月法律三二号〕、三項…一部改正〔令和元年五月法律九号〕、一項…一部改正、三・四項…追加、旧三項…一部改正し五項に繰下、旧四・五項…二項ずつ繰下〔令和三年六月法律六六号〕

委任 二項の「政令」…〔本法施行令〕一〇条、三項第一の「文部科学省令」…〔本法施行規則〕三二条の三第一項、三項第二の「文部科学省令」…同三二条の四
科学省令…同三二条の四第二項

第六章 費用の負担

章名…改正〔平成二四年八月法律六三号・令和五年五月三一号〕

（掛金等）

第二十七条 事業団は、共済業務に要する費用に充てるため、掛金

法律 私立学校教職員共済法（第二十七条） 第六章 費用の負担

及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）を徴収する。

2 掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）は、加入者期間の計算の基礎となる各月（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち加入者（附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付のみを受けることができることとなつた加入者を除く。）の資格及び介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を併せ有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）に限る。）につき、徴収するものとする。

3 前二項の規定による掛金は、加入者の標準報酬月額及び標準賞与額を標準として算定するものとし、その標準報酬月額及び標準賞与額と掛金との割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

二項…追加、旧二項…一部改正し三項に繰下〔昭和六〇年二月法律一〇六号〕、一―三項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、二項…一部改正〔平成九年二月法律一二四号〕、三項…一部改正〔平成二二年三月法律三三号・一四年八月二二号〕、見出…全部改正、一―三項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、二項…一部改正〔平成二四年一月法律九八号〕

委任 二項の「政令」…〔本法施行令〕二八条、三項の「政令」…同二九条

（掛金の折半負担等）

第二十八条 加入者及びその加入者を使用する学校法人等は、前条の規定による掛金を折半して、これを負担する。

2 育児休業等をしている加入者（第五項の規定の適用を受けている加入者及び第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。第四項において同じ。）が事業団に申出をしたときは、前

項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該加入者に関する掛金等（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る掛金等に限る。）を免除する。

一 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合 その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として文部科学省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合 当該月

3 育児休業等をしている加入者（第五項の規定の適用を受けている加入者を除く。）を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる場合の区

分に応じ、当該各号に定める月の当該加入者に係る掛金等であつて第一項の規定により当該学校法人等が負担すべきもの（その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る掛金等に限る。）を免除する。

4 加入者が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として文部科学省令で定める場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

5 産前産後休業をしている加入者（第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。）が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者が負担すべき掛金等を免除する。

6 産前産後休業をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金等であつて同項の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

見出：一部改正・二項：追加〔平成六年二月法律一〇〇号〕、二項：一部改正〔平成七年六月法律一〇七号・八年六月八二号〕、一・二項：一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、三項：追加〔平成二年三月法律三三号〕、一部改正〔平成二年二月法律一四〇号〕、二・三項：一部改正〔平成一六年六月法律一三一号〕、二・三項：一部改正・四・五項：追加〔平成二四年八月法律六二号〕、二・五項：一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、二・三項：一部改正・四項：追加、旧四・五項：一項ずつ繰下〔令和三年六月法律六六号〕
委任 二項二号の「文部科学省令」〔本法施行規則〕三四条六項、四項の「文部科学省令」同三四条七項

（掛金等の納付義務及び報酬からの控除等）

第二十九条 学校法人等は、自己及びその使用する加入者の負担すべき毎月の掛金等を、翌月末日までに事業団に納付する義務を負う。

2 学校法人等は、加入者の報酬を支給するときは、その報酬から当該加入者が負担すべき当該報酬に係る月の前月の標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等（加入者が当該報酬に係る月の翌月の初日からその資格を喪失する場合においては、当該報酬に係る月の前月及びその月の標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等）に相当する金額を控除することができる。

3 学校法人等は、加入者の賞与を支給するときは、その賞与から当該加入者が負担すべき当該賞与に係る月の標準賞与額及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等に相当する金額を控除することができる。

法律 私立学校教職員共済法（第二十九条・第二十九条の二）

4 学校法人等は、加入者が事業団に対して支払うべき第二十六条第一項第五号の貸付金の返還の債務がある場合において、事業団から求められたときは、当該加入者に支給すべき報酬、賞与又は退職手当からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を加入者に代わり事業団に支払わなければならない。

三項：一部改正〔昭和四〇年五月法律八九号・五九年八月七号〕、二項：一部改正〔昭和六〇年二月法律一〇六号〕、三項：一部改正〔平成元年二月法律九四号・六年一月一〇〇号〕、一―三項：一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、二項：一部改正・三項：追加、旧三項：一部改正し四項に繰下〔平成二年三月法律三三号〕、見出：全部改正・一―四項：一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕

（掛金等の繰上徴収）

第二十九条の二 掛金等は、次に掲げる場合においては、納期前であつても、全て徴収することができる。

- 一 学校法人等が、次のいずれかに該当する場合
- イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。
- ロ 強制執行を受けるとき。
- ハ 破産手続開始の決定を受けたとき。
- ニ 競売の開始があつたとき。
- 三 学校法人等が、解散をした場合
- 三 加入者の勤務する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校が、廃止された場合

第六章 費用の負担

本条：追加〔昭和三年五月法律一三七号〕、一部改正〔昭和五〇年七月法律五九号・平成九年五月四八号・一六年六月七六号〕、見出：本条…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕

（督促及び延滞金の徴収）

第三十条 掛金等を滞納した学校法人等に対しては、事業団は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により掛金等を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、事業団は、学校法人等に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 前項の規定によつて督促をしたときは、事業団は、掛金等の額に、納期限の翌日から掛金等の完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金等の額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

4 前項の場合において、掛金等の額の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金等は、その納付のあつた掛金等の額を控除した金額によ

る。

5 延滞金を計算するに当たり、掛金等の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 督促状に指定した期限までに掛金等を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

三項…一部改正〔昭和三〇年六月法律三九号〕、一・二項…一部改正〔昭和三年五月法律一三七号〕、三項…一部改正〔昭和七年四月法律六七号・四五年四月一三号〕、一―三項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、三項…一部改正〔平成二一年五月法律三六号〕、一・三一六項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕

（滞納処分）

第三十一条 前条の規定による督促又は第二十九条の二各号（第一号ハを除く。）のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げてする掛金等の納入の告知を受けた学校法人等が、この指定の期限までに掛金等を完納しないときは、事業団は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は学校法人等若しくはその財産のある市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区又は総合区とする。第三項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

2 事業団は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しよ

うとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分例によつてこれを処分することができる。この場合においては、事業団は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

一項：一部改正〔昭和三十一年六月法律一四八号・三十二年五月一三七号〕、一項：一部改正・二項：全部改正・三項：追加〔平成六年一月法律一〇〇号〕、一・二・三項：一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、二項：一部改正〔平成十二年二月法律一六〇号〕、一項：一部改正〔平成二十四年八月法律六三号・二六年五月四二号〕

(先取特権の順位)

第三十二条 掛金等その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

本条：一部改正〔昭和三十四年四月法律一四八号・平成二十四年八月六三号〕

(徴収に関する通則)

第三十三条 掛金等その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

本条：一部改正〔昭和三十一年五月法律一三七号〕、全部改正〔昭和三十四年四月法律一四八号〕、一部改正〔平成二十四年八月法律六三号〕

(時効)

第三十四条 掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使用することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

法律 私立学校教職員共済法（第三十二条―第三十四条の二）

2 前項に規定する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 事業団が行う掛金等その他この法律の規定による徴収金の督促は、時効の更新の効力を有する。

二項：一部改正〔昭和三十四年四月法律一四八号・平成九年五月四八号・二十四年八月六三号〕、一・二項：一部改正〔平成二十九年六月法律四五号〕、二項：追加・旧二項：三項に繰下〔令和二年六月法律四〇号〕

(出産育児交付金)

第三十四条の二 出産費及び家族出産費の支給に要する費用（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第一項（第二十五条において準用する同法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九号）による社会保険診療報酬支払基金が事業団に対して交付する出産育児交付金をもつて充てて。

2 健康保険法第五百十二条の三から第五百十二条の五まで及び高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条の規定は、前項の出産育児交付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章 費用の負担

注 右の第三四条の二は、令和七年二月二日法律八七号により改正され、令和八年一〇月一日から施行

（出産育児交付金）

- 第三十四条の二 出産費及び家族出産費の支給に要する費用（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第一項（第二十五条において準用する同法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の四第一項の規定により医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が事業団に対して交付する出産育児交付金をもつて充てる。

2 現行条文に同じ

本条…追加〔令和五年五月法律三一号〕

委任 一項の「政令」…〔本法施行令二九条の二、二項の「政令」…同二九条の三、

二項で読み替えて準用する健康保険法一五二条の三第二項の「文部科学省令」…〔本法施行規則三五条の三、二項で読み替えて準用する健康保険法一五二条の四の「文部科学省令」…同三五条の四

（国及び都道府県の補助）

第三十五条 国は、毎年度、事業団が国民年金法第九十四条の二第

二項の規定により当該事業年度において納付する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する金額を補助する。

2 国は、前項の規定により補助する金額を、政令で定めるところにより、事業団に交付しなければならない。

3 国は、予算の範囲内において、事業団の共済業務に係る事務及び特定健康診査等の実施に要する費用を補助することができる。

4 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、事業団の共済業務に要する経費について補助することができる。

一項…一部改正〔昭和三〇年八月法律一三〇号〕、一項…一部改正、二項…追加、旧二項…三項に繰下〔昭和四一年七月法律一一三号〕、一項…一部改正〔昭和四七年六月法律八三号・五七年七月六六号〕、一項…全部改正、二項…追加、旧二項…一部改正し三項に繰下、旧三項…四項に繰下〔昭和六〇年二月法律一〇六号〕、一―四項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、一項…一部改正〔平成一年六月法律一三一号〕、三項…一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、委任 二項の「政令」…〔本法施行令三〇条〕

第七章 共済審査会

章名…改正〔平成九年五月法律四八号〕

（審査請求）

第三十六条 加入者の資格若しくは給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第二号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法の規定による徴収金の徴収、加入者期間の確認、国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度

の診査又は第三十一条の規定による処分に対し異議のある者は、共済審査会に対し、文書又は口頭をもつて審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

3 共済審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

本条…一部改正〔昭和三十三年五月法律一三八号・三六年一月一八二号〕、見出…全部改正・一項…一部改正・二項…追加昭和三十七年九月法律一六一号、一項…一部改正〔昭和五十二年六月法律六六号・六〇年五月三十四号〕、一・二項…一部改正〔昭和六〇年二月法律一〇六号〕、一項…一部改正〔平成六年一月法律一〇〇号・九年五月四八号・一二年三月三三号〕、一・二項…一部改正〔平成二十四年八月法律六三三号〕、一項…一部改正〔平成二十四年十一月法律九八号〕、一・二項…一部改正・三項…追加〔平成二六年六月法律六九号〕

（共済審査会）

第三十七条 共済審査会は、事業団に置き、前条第一項の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

2 共済審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 前項の委員は、加入者を代表する者、学校法人等を代表する者

法律 私立学校教職員共済法（第三十七条・第三八条） 第七章

及び公益を代表する者各三人とし、文部科学大臣が委嘱する。

4 第十二条第四項及び第五項の規定は、前項の委員について準用する。

一項…一部改正〔昭和三十七年九月法律一六一号〕、四項…一部改正〔平成元年二月法律九四号〕、見出…全部改正・一・四項…一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、三項…一部改正〔平成二二年二月法律一六〇号〕

（国家公務員共済組合法の準用）

第三十八条 前二条に規定するもののほか、共済審査会については、国家公務員共済組合法第百三条第三項、第百四条第六項及び第七項並びに第百五条から第百七条までの規定を準用する。この場合において、同法第百五条第一項中「組合員」とあるのは「加入者」と、「国」とあるのは「学校法人等」と、同法第百六条中「当該審査請求に係る組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）」とあるのは「事業団」と、同法第百七条中「この章」とあるのは「私立学校教職員共済法第七章」と読み替えるものとする。

本条…一部改正〔昭和三十三年五月法律一三七号〕、全部改正〔昭和三十三年五月法律一三八号〕、一部改正〔昭和三十七年九月法律一六一号〕、見出…一部改正〔昭和五十八年二月法律八二号〕、本条…一部改正〔昭和六〇年二月法律一〇六号・六一年二月九三三号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、本条…一部改正〔平成九年五月法律四八号・二四年七月九八号・二七年一〇月一〇二号・二四年八月六三三号〕

委任 本条で準用する国家公務員共済組合法一〇七条の「政令」は〔本法施行令〕三一条―三五条

共済審査会

審査請求）

○国家公務員共済組合法

（昭和三十三年五月一日）〔抄〕
法律第百二十八号

最近改正 令和七年 二月 二日 法律第八七号

題名：改正（昭和五八年 二月 法律八二号・平成八年六月八二号）

第七章 審査請求

章名：改正（昭和三七年九月法律一六一号）

（審査請求）

第百三条 一項〔略〕

2 〔略〕

3 審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 〔略〕

見出：全部改正・三項：一部改正（昭和三七年九月法律一六一号）、三項：一部改正（平成二九年六月法律四五号）

（審査会の設置及び組織）

第百四条 一項〔略〕

2～5 〔略〕

6 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会

長が欠けたときは、あらかじめその指名する公益を代表する委員がその職務を行う。

（議事）

第百五条 審査会は、

加入者 組合員 を代表する委員、
学校法人等 を代

表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

一項：一部改正（昭和五八年 二月 法律八二号・五九年八月七一号・六一年 二月 九三号・平成八年六月八二号・一四年七月九八号・一七年一〇月 一〇二号）

（組合又は連合会に対する通知等）

第百六条 審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除

き、事業団

当該審査請求に係る組合（審査請求のうち長期給付に係

るものにあつては、連合会）

にこれを通知し、かつ、利害関

係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

見出：一項：一部改正・二項：削除（昭和三七年九月法律一六一号）、見出

…全部改正・本条…一部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、本条…一部改正〔平成二六年六月法律六九号〕

（政令への委任）

第一百七条

私立学校教職員共済法第七章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第三十四条の規定により事実の陳述を求め、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

本条…一部改正・旧一〇条…繰上〔昭和三七年九月法律一六一号〕、一部改正〔昭和五八年二月法律八二号・平成二六年六月六九号〕

委任「政令」〔私立学校教職員共済法施行令〕三一条—三五条

第八章 高齢の教職員等に係る特例

本章…削除〔平成九年五月法律四八号〕、追加〔平成二二年三月法律二三号〕、章名…改正〔平成一八年六月法律八三号〕

（短期給付に関する規定の特例）

第三十九条

この法律の短期給付に関する規定は、教職員等のうち、後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（第三項において「後期高齢者医療の被保険者等」という。）に該当するものには、適用しない。

2 この法律の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者が前項の規定によりその適用を受けないこととなつたときは、この法律の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

3 第一項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない者が後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、この法律の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に教職員等となつたものとみなす。

本条…追加〔平成一八年六月法律八三号〕、見出…削除・旧三八条の二…繰下〔平成二四年八月法律六三号〕、見出…追加〔平成二四年二月法律九八号〕

（掛金率の特例）

第四十条

前条第一項の規定により短期給付に関する規定を適用し

ないこととされた加入者の掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に對する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

本条…削除〔平成二十四年八月法律六三号〕、追加〔平成二十四年一月法律九八号〕

委任 「政令」ニ〔本法施行令〕三六条

（退職等年金給付に関する規定の適用の特例）

第四十一条 七十歳以上の教職員等に対するこの法律の退職等年金給付に関する規定の適用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 七十歳に達した日の前日において加入者であつた者で七十歳に達した日以後引き続き加入者であるもの 七十歳に達した日の前日に退職したものとみなす。

二 七十歳に達した日以後に加入者となつた者 加入者でないものとみなす。

本条…削除〔平成二十二年三月法律二三号〕、追加〔平成二十四年一月法律九八号〕

（掛金率の特例）

第四十二条 前条の規定により退職等年金給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者の掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

本条…削除〔平成二十二年三月法律二三号〕、追加〔平成二十四年一月法律九八号〕

委任 「政令」ニ〔本法施行令〕三七条

第四十三条及び第四十四条 削除〔令和元年五月法律九号〕

第九章 雑則

旧一〇章…繰上〔平成二十四年一月法律九八号〕

（加入者等記号・番号等の利用制限等）

第四十五条 文部科学大臣、事業団、保険医療機関等（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項に規定する保険医療機関等をいう。第四十七条の四において同じ。）、指定訪問看護事業者（第二十五条において準用する同法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）その他の短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため加入者等記号・番号等（保険者番号（文部科学大臣が健康保険法第三条第十一項に規定する保険者番号に準じて定めるものをいう。）及び加入者等記号・番号（事業団が加入者又は被扶養者の資格を管理するための記号、番号その他の符号として、加入者又は被扶養者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として文部科学省令で定める者（以下この条において「文部科学大臣等」という。）は、これらの事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 文部科学大臣等以外の者は、短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため加入者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として文部科学省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る加入者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 文部科学大臣等が、第一項に規定する場合に、加入者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 文部科学大臣等以外の者が、前項に規定する文部科学省令で定める場合に、加入者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、加入者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る加入者等記号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

のをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 文部科学大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 文部科学大臣等以外の者が、第二項に規定する文部科学省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 文部科学大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 文部科学大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

本条…削り・追加〔令和元年五月法律九号〕

委任 一項の「文部科学省令」は本法施行規則三七条の四第一項、二項の文部

科学省令は同三七条の四第二項

罰則 六項関係は本法五一条・五三条

（報告の請求及び検査）

第四十六条 文部科学大臣は、事業団の療養に関する短期給付につ

いての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該給付に係る療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下この条において同じ。）若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該保険医療機関若しくは保険薬局について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2

文部科学大臣は、事業団の訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者若しくは指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所（第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十八条第二項に規定する訪問看護事業所をいう。以下この項において同じ。）の看護師その他の従業者であつた者に対し、その行つた訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給に關して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について、当該指定訪問看護事業者の同意を得て、実地に帳簿書類その他の物件を検査させることがで

きる。

3 保険医療機関若しくは保険薬局若しくはその管理者又は指定訪問看護事業者が、正当な理由がなく、前二項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定の同意を拒んだときは、文部科学大臣は、事業団に対して当該保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者に対する費用の支払を一時差し止めるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内に於いて、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 当該職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6 第四項の質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

一・二項…一部改正(昭和三年五月法律一三七号)、一項…一部改正(昭和三年五月法律一三八号・四〇年五月八九号)、一・二項…一部改正(昭和五年五月法律七五号)、一項…一部改正(昭和五年二月法律一〇八号・五八年二月八

二号」、一・二項：一部改正〔昭和五十九年八月法律七十七号〕、一項：一部改正〔昭和六〇年二月法律一〇六号〕、一項：一部改正・二項：追加・旧二項：一部改正し三項に繰下〔平成六年六月法律五十六号〕、一・二項：一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、一―三項：一部改正〔平成九年五月法律四八号・一年二月一六〇号〕、二項：一部改正〔平成十三年二月法律一五三号〕、一・三項：一部改正〔平成一八年六月法律八三号〕、二項：一部改正・四―六項：追加〔令和元年五月法律九号〕

罰則 四項関係Ⅱ〔本法〕五二条・五三条

（事業団の報告徴取等）

第四十七条 事業団は、文部科学省令で定めるところにより、加入者を使用する学校法人等に、その使用する加入者の異動、報酬等に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他共済業務の執行に必要な事務を行わせることができる。

2 事業団は、文部科学省令で定めるところにより、加入者又はこの法律若しくは厚生年金保険法により給付を受けるべき者に、事業団又は学校法人等に対して共済業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

見出・一・二項：一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、一・二項：一部改正〔平成一一年二月法律一六〇号・二四年八月六三号〕

罰則 〔本法〕五四条

（資料の提供）

第四十七条の二 事業団は、年金である給付に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付（これに相当する給付として政令で定める

法律 私立学校教職員共済法（第四十七条―第四十七条の三）

ものを含む。）の支給状況につき、厚生労働大臣又は他の法律に基づく共済組合に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

本条：追加〔平成二四年一月法律九八号〕
委任 「政令」Ⅱ〔本法施行令〕三九条

（社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託）

第四十七条の三 事業団は、次に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一 第二十条第一項に規定する短期給付のうち文部科学省令で定めるものの支給に関する事務

二 第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者若しくは加入者であつた者又はこれらの被扶養者（次号において「加入者等」という。）に係る情報の収集又は整理に関する事務

三 第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者等に係る情報の利用又は提供に関する事務

第九章 雑則

2

事業団は、前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて文部科学省令で定めるもの並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区と共同して委託するものとする。

注1 右の第四七条の三は、令和七年二月二日法律八七号により改正され、令和八年一月一日から施行

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等への事務の委託）

第四七条の三 事業団は、次に掲げる事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険法（昭和三十三年法律百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一 第二十条第一項に規定する短期給付のうち文部科学省令で定めるものの支給に関する事務
二 第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者若しくは加入者であつた者又はこれらの被扶養者（次号におい

て「加入者等」という。）に係る情報の収集又は整理に関する事務

三 第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者等に係る情報の利用又は提供に関する事務

2

事業団は、前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、他の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて文部科学省令で定めるもの並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区と共同して委託するものとする。

注2 右の第四七条の三は、令和七年二月二日法律八七号により改正され、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等への事務の委託）

第四七条の三 事業団は、次に掲げる事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険法（昭和三十三年法

律第九十二号) 第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

一 第二十条第一項に規定する短期給付のうち文部科学省令で定めるものの支給に関する事務

二 第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者若しくは加入者であつた者又はこれらの被扶養者(次号において「加入者等」という。)に係る情報の収集又は整理に関する事務

三 第二十条第一項に規定する短期給付の支給、第二十六条第一項及び第二項に規定する福祉事業の実施その他の文部科学省令で定める事務に係る加入者等に係る情報の利用又は提供に関する事務

2

事業団は、前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、他の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付に係る事務を行う者であつて文部科学省令で定めるもの並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区その他文部科学

法律 私立学校教職員共済法(第四七条の四・第四七条の五)

学省令で定める者と共同して委託するものとする。

本条…追加(平成二十七年五月法律三一号)、一項…一部改正(令和元年五月法律九号)、二項…一部改正(令和三年六月法律六六号)、一項…一部改正、二項…一部改正(令和五年五月法律三一号)

委任 一項一号の「文部科学省令」(本法施行規則)三九条の二第一項、一項二号の「文部科学省令」同三九条の二第二項、一項三号の「文部科学省令」同三九条の二第三項、二項の「文部科学省令」同三九条の二第五項

(関係者の連携及び協力)

第四十七條の四 国、事業団及び保険医療機関等その他の関係者は、電子資格確認(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項に規定する電子資格確認をいう。)の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。)その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

本条…追加(令和元年五月法律九号)、一部改正(令和三年六月法律六六号)

(秘密保持義務)

第四十七條の五 事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、共済業務に関して職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第九章 雑則

法律 私立学校教職員共済法（第四八条―第五〇条） 第一〇章 罰則

一七四

本条…追加〔平成一八年六月法律八三号〕、一部改正・旧四七条の四…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕、旧四七条の二…繰下〔平成二四年一月法律九八号〕、旧四七条の三…繰下〔平成二七年五月法律三十一号〕、旧四七条の四…繰下〔令和元年五月法律九号〕

罰則 〈本法〕五五条

（医療に関する事項）

第四十八条 事業団は、この法律に定める医療に関する事項については、随時、厚生労働大臣に連絡をしなければならない。

本条…一部改正〔平成九年五月法律四八号・一一年二月一六〇号〕

（国家公務員共済組合法の改正の場合等の経過措置）

第四十八条の二 第二十五条又は第三十八条において準用する国家公務員共済組合法の規定が改正された場合におけるこの法律の適用については、必要な経過措置に関しては、政令で定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

本条…追加〔昭和三二年五月法律一三七号〕、見出・本条…一部改正〔昭和五四年二月法律七四号・五八年二月八二号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔昭和六〇年二月法律一〇六号〕、見出・本条…一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

委任 前段の「政令」…なし、後段の「政令」…〔私立学校教職員共済組合法施行令

等の一部を改正する等の政令〕〔昭和六一年三月政令六六号〕附則三項・二四項、〔私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令〕〔平成六年一月政令三五九号〕附則六項、〔私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令〕〔平成一二年三月政令一八五号〕附則二項・三項、〔私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する政令〕〔平成一五年三月政令一〇八号〕附則二条、〔私立学校教職員共済組合法施行令等の一部

を改正する政令〕〔平成一七年四月政令一三〇号〕附則三項、〔被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令〕〔平成二七年九月政令三四八号〕一八条

第四十八条の三 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められる範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

本条…追加〔昭和六〇年二月法律一〇六号〕

（文部科学省令への委任）

第四十九条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、文部科学省令で定める。

見出・本条…一部改正〔昭和六〇年二月法律一〇六号・平成一二年二月一六〇号〕

委任 「文部科学省令」…〔本法施行規則〕〔東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令〕

第十章 罰則

旧一章…繰上〔平成二四年一月法律九八号〕

第五十条 第四条第二項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、事業団の役員を二十万円以下の過料に処する。

本条…一部改正〔昭和五七年八月法律八〇号・平成六年一月一〇〇号〕、一部改正・旧五一一条…繰上〔平成九年五月法律四八号〕、一部改正〔平成一二年二月法律一六〇号〕

第五十一条 第四十五条第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

本条…追加〔令和元年五月法律九号〕、一部改正〔令和四年六月法律六八号〕

第五十二条 正当な理由がなく、第四十六条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の問題に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

本条…追加〔令和元年五月法律九号〕

第五十三条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

本条…追加〔令和元年五月法律九号〕

第五十四条 第四十七条の規定による報告、申出若しくは届出をせず、虚偽の報告、申出若しくは届出をし、又は文書の提示若しくは提出を怠つた者は、十万円以下の過料に処する。

本条…一部改正〔昭和五十七年八月法律八〇号〕、旧五二条…繰上〔平成九年五月法律四八号〕、旧五一一条…繰下〔令和元年五月法律九号〕

第五十五条 第四十七条の五の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

本条…追加〔平成一八年六月法律八三号〕、一部改正〔平成二四年八月法律六三号・一月九八号・二七年五月三一号〕、一部改正・旧五二条…繰下〔令和元年五月法律九号〕、一部改正〔令和四年六月法律六八号〕

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第二項から第六項まで及び第二十四項の規定は、公布の日から施行する。

（組合の設立）

2 文部大臣は、組合の設立前に、第九条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された者は、組合成立の日において、この法律の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

- 4 文部大臣は、設立委員を命じ、組合の設立に関する事務を処理させる。
- 5 設立委員は、定款、業務方法書並びに最初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。
- 6 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
- 7 第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 8 組合は、設立の登記をすることによつて成立する。
(最初の事業年度)
- 9 組合の最初の事業年度は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、昭和二十九年一月一日に始まり、同年三月三十一日に終るものとする。
- 10 (学校法人とみなされるもの)
私立の幼稚園を設置する者並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法(一部改正法)」という。)附則第三条第二項に規定する

- みなし幼保連携型認定こども園を設置する者及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。
- (恩給財団等の解散)
- 11 財団法人私学恩給財団(以下「恩給財団」という。)及び財団法人私学教職員共済会は、組合成立の日に解散し、その権利義務は、組合が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
 - 12 前項の財団法人の解散の登記に必要事項は、政令で定める。
(厚生年金保険の被保険者であつた期間)
 - 13 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であつて組合成立と同時に組合員となつた者に対してこの法律による給付を行う場合においては、その者の厚生年金保険の被保険者であつた期間(その期間の計算については、旧厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第二十四条から第二十五条ノ二までの規定の例による。以下同じ。)は、この法律による加入者期間とみなし、政令で定

めるところにより、これとその者がこの法律による加入者となつた後の加入者期間とを合算する。

(恩給財団の加入教職員であつた期間)

- 14 第十一項前段の規定による恩給財団の解散の際現にその加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場合においては、その者の恩給財団の加入教職員であつた期間（その期間の計算については、従前の例による。以下同じ。）は、この法律による加入者期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその者がこの法律による加入者となつた後の加入者期間とを合算する。

(加入者期間とみなされる期間の標準給与)

- 15 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による加入者期間とみなす場合においては、その期間における各月の旧厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月におけるこの法律による標準給与の月額とみなし、前項の規定により恩給財団の加入教職員であつた期間をこの法律による加入者期間とみなす場合においては、その期間における標準給与の月額は、一万円であつたものとみなす。

(期間の合算に関する特例)

- 16 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であり、かつ、恩給財団の加入教職員である者に対してこの法律による給付を行う場

合においては、第十三項又は第十四項の規定にかかわらず、第十三項の規定により合算されるべき厚生年金保険の被保険者であつた期間と第十四項の規定により合算されるべき恩給財団の加入教職員期間のうち、いずれか長い方の期間（その期間が等しい場合には、そのうち一方の期間）のみと、その者がこの法律により加入者となつた後の加入者期間とを合算する。

(給付費の負担の特例)

- 17 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による加入者期間とみなして退職共済年金又は遺族共済年金の給付が行われた場合において、そのみなされた期間がその給付の計算の基礎となつたときは、その給付に要する費用は、事業団と年金特別会計とが負担する。ただし、当該加入者を厚生年金保険の被保険者とみなし、加入者期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなした場合において、厚生年金保険法に照らし、当該給付に相当する保険給付を行うことができないときは、この限りでない。

- 18 前項の場合において、負担の割合その他費用の負担に関して必要な事項は、政令で定める。

(保険給付の調整)

- 19 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者である者に対する厚生年金保険法による保険給付については、第十三項の規定により

その者の厚生年金保険の被保険者であつた期間が、この法律による加入者期間とみなされることに伴い相当と認められる限度において、政令で定めるところにより、調整を行うことができる。

(適用除外)

20 組合成立の際現に健康保険又は厚生年金保険の被保険者である者を使用する学校法人が、その設置する私立学校（この法律による組合員となるべき当該私立学校に勤務するすべての教職員が健康保険又は厚生年金保険の被保険者でないものを除く。以下同じ。）ごとに当該私立学校に勤務する教職員（健康保険組合を組織している場合においては、当該組合の組合員たる教職員。以下同じ。）の過半数の同意を得て、組合成立の日から三十日以内に、文部大臣に対し、当該同意に係る私立学校の教職員が健康保険法による保険給付を受け、又は厚生年金保険の被保険者となるべき旨の申請をしたときは、当該申請に係る私立学校に勤務する教職員は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）第一条の規定による改正前の健康保険法第十二条第一項の規定にかかわらず、健康保険法による保険給付を受けることができ、又は旧厚生年金保険法第十六条ノ二の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となるものとする。この場合において、健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた者は、短期給付に関し、厚生年金保険のみの被保険者とな

つた者は、長期給付に関しては、それぞれこの法律による加入者でない者とみなし、健康保険法による保険給付を受け、かつ、厚生年金保険の被保険者となつた者は、第十四条の規定にかかわらず、この法律による加入者にならないものとする。組合成立後新たに当該同意に係る私立学校に勤務することとなつた教職員についても同様とする。

21 前項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた者が勤務する私立学校の教職員等は、退職等年金給付に関する規定及び厚生年金保険法の規定の適用については、この法律による加入者でない者とみなす。

(適用除外教職員に対するこの法律の適用)

22 昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付を受けることができ、かつ、同項の規定により厚生年金保険の被保険者である教職員等を使用する学校法人が、当該教職員等の過半数の同意（当該教職員等を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の組合会の議決による同意）を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に対し、当該教職員等がこの法律による組合員となるべき旨の申出をしたときは、同項の規定にかかわらず、昭和四十九年三月三十一日の経過する際現に当該学校法人に使用される教職員等は、同年四月一日にこの法律による

組合員となるものとする。

23 昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができるこの法律による組合員又は同項の規定により厚生年金保険のみの被保険者であるこの法律による組合員を使用する学校法人が、当該組合員の過半数の同意（当該組合員を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の組合会の議決による同意）を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に対し、それぞれ、当該組合員がこの法律に基づく保健給付、災害給付及び休業給付又は退職給付、障害給付及び遺族給付に関しても組合員となるべき旨の申出をしたときは、同項の規定にかかわらず、昭和四十九年三月三十一日の経過する際現に当該学校法人に使用される組合員は、同年四月一日に当該申出に係る給付に関してもこの法律による組合員となるものとする。

24 前二項の申出をした学校法人に昭和四十九年四月一日以後に使用されることとなる教職員等については、附則第二十項後段の規定は、適用しない。

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による病床転換支援金等の納付が行われる場合における任意継続加入者等に係る掛金の特例）

25 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で

定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十二條第二項及び第二十五條の規定の適用については、同項中「及び出産育児関係事務費拠出金」とあるのは、「出産育児関係事務費拠出金及び病床転換支援金等」と、同条の表第二百二十六條の五第二項の項下欄及び附則第十二條第六項の項下欄中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）

26 介護納付金に係る掛金は、第二十七條第二項の規定により徴収するもののほか、共済規程で定めるところにより、加入者期間の計算の基礎となる各月のうち、加入者（附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなった加入者を除く。）が介護保険第二号被保険者の資格を有しない日（当該加入者に介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある日に限る。）を含む月（政令で定めるものを除く。）であつて共済規程で定めるものにつき、徴収することができる。

27 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合においては、第二十五條の表第二百二十六條の五第二項の項下欄中「にあつては介護納付金」とあるのは「及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない任意継続加入者（介護保険第二号被保

険者の資格を有しない任意継続加入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で共済規程で定めるものに限る。）にあつては介護納付金」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「にあつては介護納付金」とあるのは「及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者（介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で共済規程で定めるものに限る。）にあつては介護納付金」と、第二十七条第三項中「前二項」とあるのは「前二項及び附則第二十六項」とする。

（延滞金の割合の特例）

28 第三十条第三項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合

を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

（令和六年度及び令和七年度の出産育児交付金の特例）

29 令和六年度及び令和七年度においては、第三十四条の第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四及び第百五十二条の五中「に同年度」とあるのは、「の二分の一に相当する額に同年度」とする。

一三・一五・一七項：一部改正（昭和二十九年五月法律一一五号）、二〇・二二項：削除・旧二一―二三項：二項ずつ繰上（昭和三十六年六月法律一四〇号）、二二―二四項：追加・旧二一―二三項：三項ずつ繰下（昭和四十八年九月法律一〇四号）、二六項：追加・旧二六―三四項：一項ずつ繰下（昭和四十九年六月法律九十九号）、二一―二二項：一部改正（昭和五十五年五月法律七五号・二月一〇八号）、一七・二〇・二一・二三項：一部改正（昭和五十七年七月法律六六号）、二二・二六項：一部改正（昭和五十八年二月法律八二号）、二二項：一部改正（昭和五十九年八月法律七七号・六〇年五月三十四号）、一三・一四項・一五項の見出・一五項・一六項の見出・一六・一七・一九・二〇項：一部改正・二二項：全部改正・二六―三五項：削除（昭和六〇年二月法律一〇六号）、三四項：追加・旧三四項：三五項に繰下（平成元年二月法律八七号）、二五―二三項：追加・旧二五項：三四項に繰下（平成元年二月法律九四号）、二二項：一部改正（平成六年六月法律五六号）、二八項：全部改正（平成六年一月法律一〇〇号）、二二・二五・二九項：一部改正・一四項：全部改正（平成八年六月法律八二号）、一三・一四項・一五項の見出・一五・一七・一九―二二・二八・二九・三〇―三三項：一部改正・三四項：削除・旧三五項：三四項に繰上（平成九年五月法律四八号）、三四項の見出・三四・三五項：追加・二〇項：一部改正・旧三四項：三六項に繰下（平成九年二月法律一四四号）、二八項：全部改正・二九―三三項：削除・旧三四―三六項：五項ずつ繰上（平成十二年三月法律二三号）、三四・三五項：一部改正（平成十二年二月法律一四〇号）、二九項の見出・二九―三三項：削除・旧三四―三六項：五項ずつ繰上（平成十二年三月法律二三号）、二〇・二二項：一部改正（平成十四年八月法律一〇二号）、二八項の見出・二八項：一部改正（平成二十年三月法律

二三号」、二五項の見出・二六項：一部改正〔平成十四年八月法律一〇二号〕、二六項：一部改正・二八項の見出・二九・三〇項：追加・二八項：全部改正・旧二九・三一項：二項ずつ繰下〔平成十六年六月法律三十一号〕、一〇項：一部改正〔平成十八年六月法律八〇号〕、二六項：一部改正〔平成十八年六月法律八三号〕、一七項：一部改正〔平成十九年三月法律二三号〕、三一・三二項：追加・旧三二項：一部改正し三四項に繰下・旧三一・三三項：二項ずつ繰下〔平成十八年六月法律八三号〕、二一項：一部改正〔平成十九年七月法律一〇号〕、三五項：追加・旧三五項：三六項に繰下〔平成二十一年五月法律三六号〕、三五項：一部改正〔平成二十六年六月法律六四号〕、一〇項：一部改正〔平成二十四年八月法律六七号〕、二一項：全部改正・二五・三〇項：削除・旧三四項：一部改正し二八項に繰上・旧三一・三三・三五・三六項：六項ずつ繰上〔平成二十四年八月法律六三号〕、二一・二六項：一部改正〔平成二十四年一月法律九八号〕、二五項：一部改正〔平成二十七年五月法律三一号〕、二九項：一部改正〔令和二年三月法律八号〕、二八項：一部改正〔令和四年一月法律九六号〕、二五項の見出・二五項：削除・二九項：追加・旧二六項：見出追加・一部改正し二五項に繰上・旧二七項：見出削り・追加し二六項に繰上・旧二八項：一部改正し二七項に繰上・旧二九項：二八項に繰上〔令和五年五月法律三一号〕、三〇項：削除〔令和五年五月法律二一号〕

委任 七項の「政令」〔独立行政法人等登記令〕、一二項の「政令」〔本法施行令〕

附則 二項・三項、二六項の「政令」〔同附則五項〕

厚生年金保険法附 則〔昭和二十九年五月一九日 法律第一一五号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。

国税徴収法の一部 附 則〔昭和三〇年六月三〇日 法律第三九号、抄〕を改正する法律

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

13 前項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定は、こ

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭二九―昭三二）

の法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則〔昭和三〇年八月五日 法律第三〇号〕

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年度から適用する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律 附 則〔昭和三十一年六月二日 法律第一四八号、抄〕

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百七十七号）の施行の日〔昭和三十一年九月一日〕から施行する。

附 則〔昭和三十一年五月二八日 法律第一三七号〕

（施行期日）

1 この法律中目次の改正規定、第六条の次に一条を加える改正規定、第十二条第二項、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条及び第二十二條の改正規定、第二十五条の次に一条を加える改正規定、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項並びに第三十三條の改正規定、第四十八條の次に一条を加える改正規定並びに附則第三項から附則第五項までの規定は、昭和三十一年六月一日から施行し、その他の規定は、各規定につき、同日から起算して二箇月をこえ

ない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和三十三年六月政令一五七号により、一七条、一九条一項一号、二五条、三三条及び四六条の改正規定並びに附則二項の規定は昭和三十三年七月一日から施行〕

（組合員たる期間の計算に関する経過措置）

2 この法律による改正後の第十七条第二項の規定は、同項の改正規定の施行の日前に再び組合員たる資格を取得した者に係る給付で同日以後に給付事由が生じたものの基礎となるべき組合員たる期間の計算についても、適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3 昭和三十三年六月一日前に組合員たる資格を取得した同日まで引き続き組合員たる資格を有する者の同年同月から同年九月までの各月の標準給与については、その者が同日に組合員たる資格を取得したものとみなしてこの法律による改正後の第二十五条第五項の規定を適用するものとする。

（資格喪失後の期間に係る継続給付に関する経過措置）

4 昭和三十三年六月一日において現に第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第三十条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項若しくは第三項、第五十五条第五項又は第五十六条第一項後段若しくは第三項の規定により給付を受けている者の当該給付については、この法律による改正後の第二十五条の二の規定は、適用しない。

（掛金徴収に関する経過措置）

5 昭和三十三年五月以前の月に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の第三十条の規定の適用を妨げない。

国家公務員共済組 附 則 〔昭和三十三年五月一日 法律第一二八号、抄〕
合 法

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。〔後略〕

国税徴収法の施行
に伴う関係法律の附 則 〔昭和三十四年四月二〇日 法律第一四八号、抄〕
整理等に関する法 律

（施行期日）

1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）の施行の日〔昭和三十五年一月一日〕から施行する。

（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

私立学校教職員共済組合法等の一部附則〔昭和三十六年六月一六日法律第一四〇号、抄〕を改正する法律

最近改正 平成二四年八月二二日法律第六二号

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。

(現組合員である者についての標準給与に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に組合員である者については、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「新法」という。)第二十二条第二項の規定にかかわらず、その者がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)に組合員の資格を取得したものとみなして新法第二十二条第五項の規定を適用する。

(長期給付に関する経過措置)

3 新法の長期給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項は、次項から附則第二十項までに定めるところによる。

(定義)

4 次項から附則第二十項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 旧長期組合員 この法律による改正前の私立学校教職員共済組合法(以下「旧法」という。)の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員(恩給財団における従前の例による者を含む。)

法律 私立学校教職員共済法 附則(昭三六)

む。)をいう。

二 恩給財団における従前の例による者 旧法附則第二十項の規定により恩給財団(旧法附則第十一項の恩給財団をいう。以下同じ。)における従前の例によることとされている者をいう。

三 長期組合員 新法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。

四 長期加入者 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。)の長期給付に関する規定の適用を受ける加入者(共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。)をいう。

五 更新加入者 施行日の前日に旧長期組合員であつた者で、施行日に長期組合員となり、引き続き平成十年一月一日に長期加入者となり、引き続き長期加入者であるものをいう。

(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い)

5 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による長期給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、なお従前の例による。

(施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等)

6 前項に規定する給付のうち年金である給付並びに日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)が共済法附則第十四項及び日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十

八号。次項において「事業団法」という。）附則第五条第一項の規定により権利義務を承継したことにより支給すべき義務を負う恩給財団の年金及び旧法附則第二十項の規定により恩給財団における従前の例によることとされた年金（次項及び附則第八項において「旧法の規定による年金等」という。）の額については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百九号）第三条の二の規定により国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による年金である給付の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して、政令で定めるところにより改定する。

7 前項の規定による旧法の規定による年金等（附則第五項に規定する給付のうち年金である給付を除く。）の額の改定により増加する費用は、事業団の負担とし、その費用については、文部科学大臣の定めるところにより、事業団法第三十三条第一項第一号の經理に係る勘定から同項第三号の經理に係る勘定に事業団法附則第十二条の規定による繰入れを行うものとする。

8 国家公務員共済組合法第七十三条第四項、第七十四条の三第二項及び第七十四条の四の規定は、旧法の規定による年金等について準用する。この場合において、同条中「財務省令」とあるの

は、「文部科学省令」と読み替えるものとする。
（加入者期間の計算の特例）

9 更新加入者に係る共済法附則第十四項に規定する恩給財団の加入教職員であつた期間のうち、昭和二十九年一月一日まで引き続き期間以外の期間については、これと同日後にその者が旧長期組合員となつた後の加入者期間（共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）とを合算しても二十年（恩給財団における従前の例による者であつた更新加入者に係るものにあつては、十五年）に満たないときは、同項の規定は適用しない。
（更新加入者に対する退職共済年金等に関する経過措置）

10 施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新加入者であつて加入者期間が十五年以上であるものに對する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十七条第二項第一号	組合員期間が二十年以上である者	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百四十号。以下「昭和三十

第七十八条第一項	退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）	その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員
	退職共済年金	その権利を取得した当時
第七十七条第二項第二号	二十年未満である者（特定更新加入者を除く。）	二十年未満である者（特定更新加入者を除く。）
	二十年未満である者	六年改正法」という。）附則第十項に規定する更新加入者（以下「特定更新加入者」という。）

第七十九条第六項	二十年以上であるもの	二十年以上であるもの及び特定更新加入者に該当して支給されるもの	期間が二十年以上となるに至った当時。第三項において同じ。）
第八十八条第一項第四号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新加入者	
第八十九条第一項第一号ロ(2)(i)	組合員期間が二十年以上である者	特定更新加入者	
第八十九条第一項第一号ロ(2)(ii)	二十年未満である者	二十年未満である者（特定更新加入者を除く。）	
第九十条	遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）	遺族共済年金	

附則第十二条の四の二第二項第一号	当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月		当該月数が、二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百八十月を超えるときは四百八十月とする。	
	次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号		第一号	
附則第十二条の四の二第三項	組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員		
附則第十二条の四の二第四項	第七十八条第一項	昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項		
	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時		
附則第十二条の四の三第四項	第七十八条第一項	昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項		

附則第十二条の六第一項		当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）	
第七十八条第一項	算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの	算定されているもの	
第七十八条第一項	昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項	当時	

附則第十二条の 六第二項及び第 三項	当時（退職共済年金 を受ける権利を取 得た当時	当時（退職共済年金 を受ける権利を取 得た当時
	当時（当該請求があ つた当時	当時
第七十八条第一項	昭和三十六年改正法 附則第十項において 読み替えられた第七 十八条第一項	当時（退職共済年金 を受ける権利を取 得た当時、当該退職 共済年金の額の算定 の基礎となる組合員 期間が二十年未満で あつたときは、前条 第四項の規定により 当該退職共済年金の 額が改定された場合 において当該組合員 期間が二十年以上と なるに至つた当時。 第三項において同 じ。）

附則第十二条の 七の五第四項及 び第五項	附則第十二条の 七の五第一項	組合員期間	加入者期間（当該月 数が二百四十月未 満であるときは、二 百四十月）
附則第十二条の 七の五第四項及 び第五項	附則第十二条の 七の五第一項	組合員期間	加入者期間（当該月 数が二百四十月未 満であるときは、二 百四十月）

附則第十二条の七の五第六項		附則第十二条の七の六第一項	
同条第一項	昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた同条第一項	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額	当時（その年齢に達した当時、当該退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）
当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額	当時	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額
昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた同条第一項	昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項	昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項	昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項

附則第十二条の七の六第二項		第七十八条第一項	
当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額	当時（当該年齢に達した当時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額
当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時	当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額	当時（当該年齢に達した当時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額
昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項	昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項	昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項	昭和三十六年改正法附則第十項において読み替えられた第七十八条第一項

	(附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。)	
附則第十二条の八第一項、第二項及び第九項	組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者	特定更新組合員

11

前項の規定は、昭和二十九年一月一日以後引き続き組合員であつた更新加入者で次の表の上欄に掲げる者に該当するものうち、加入者期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であり、かつ、その加入者期間に同日まで引き続く文部科学省令で定める学校法人等における文部科学省令で定める在職期間（加入者期間を除く。）を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となる更新加入者について準用する。この場合において、同項の表の下欄中「附則第十項」とあるのは、「附則第十一項」と読み替えるものとする。

明治四十二年一月一日以前に生まれた者	十年
明治四十二年一月二日から明治四十三年一月一日までの間に生まれた者	十一年

明治四十三年一月二日から明治四十四年一月一日までの間に生まれた者	十二年
明治四十四年一月二日から明治四十五年一月一日までの間に生まれた者	十三年
明治四十五年一月二日から大正二年一月一日までの間に生まれた者	十四年
大正二年一月二日から大正三年一月一日までの間に生まれた者	十五年
大正三年一月二日から大正四年一月一日までの間に生まれた者	十六年
大正四年一月二日から大正五年一月一日までの間に生まれた者	十七年
大正五年一月二日から大正六年一月一日までの間に生まれた者	十八年
大正六年一月二日から大正七年一月一日までの間に生まれた者	十九年

12

施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新加入者が退職共済年金（その額の算定の基礎となる加入者期間が十五年以上であるものに限る。）又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合において、その者につき恩給財団における従前の例による控除すべき金額があるときは、当該控除す

べき金額の合計額（以下この項及び次項において「控除額」という。）に相当する金額を、当該退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、事業団に納付しなければならない。

この場合において、控除額に相当する金額の事業団への納付については、国家公務員共済組合法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

13 前項に規定する更新加入者の遺族（共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。）が、遺族共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、控除額に相当する金額（前項の規定により納付されたものがあるときは、その納付された金額を控除した金額）を、当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、事業団に納付しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

14 更新加入者（附則第十項に規定する更新加入者、附則第十項に規定する更新加入者又は加入者期間が二十年以上である更新加入者に限る。）に対する共済法第二十五条の規定の適用については、同条中「附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで」とあるのは、「附則第十二条の三から第十二条の六まで、附則第

十二条の七の二から第十二条の八の三まで」とし、当該更新加入者が六十歳に達する前に退職（同条において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ。）をした場合における共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」とする。

15 前項の更新加入者に支給する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金は、その者が六十歳（その者が、同法附則別表第一の上欄に掲げる者であるとき、又は同法附則別表第二の上欄に掲げる者であり、かつ、その者の事情によらないで引き続き勤務すること困難とする理由により退職をした者が政令で定めるものに該当するときは、これらの表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれこれらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項において同じ。）未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

16 附則第十四項の更新加入者に支給する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額（同法第七十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）に旧長期組合員であつた期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた加入者期間の月数で除

して得た割合を乗じて得た金額については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる旧長期組合員であつた期間の区分に応じ、それぞれ、第一号の期間に係るものにあつては同号に定める年齢に達した日以後その全額を支給し、第二号の期間に係るものにあつては同号に定める年齢に達するまではその百分の七十に相当する金額、同号に定める年齢に達した日以後はその全額を支給する。

一 旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。） 五十歳

二 恩給財団における従前の例による者であつた期間 四十五歳（更新加入者に対する長期給付に関する経過措置についての施行法の準用）

17 附則第十項から前項までに規定するもののほか、旧法の規定による退職一時金の支給を受けた更新加入者に係る退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金に係る支給額に相当する金額の返還については国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十四条第三項及び第十五条第三項の規定を、更新加入者に係る旧法の規定による障害年金の支給の停止及び額の改定については同法第六条第二項及び第十八条の規定を、施行日以後における更新加入者の職務傷病による障害共済年金及び遺族共済年金に関する規定の適用については同法第十六条及び第十七条の規定を、更新

加入者に係る旧法の規定による遺族年金の失権については同法第十九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

法律

私立学校教職員共済法 附則（昭三六）（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法
第二章 更新組合員に関する一般的経過措置・第三章 退職共済年金等に関する経過措置）

一九二

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

（昭和三十三年五月一日）〔抄〕
（法律第二百二十九号）

最近改正 令和二年六月五日 法律第四〇号

題名：改正（昭和五八年・二月法律八二号・平成八年六月八二号）

第二章 更新組合員に関する一般的経過措置

（旧法の退職年金等の受給権の取扱）

第六条

2 更新加入者（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律更新組合員に

（昭和三十六年法律第四百十号。以下「私学の昭和三十六年改正法」という。）附則第四項第五号に規定する更新加入者をいう。以下

同じ。）に係る私学の昭和三十六年改正法第一条の規定による改正前
前項ただし書に規定する退職年金及び旧法

の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。

以下「私学の旧法」という。）第二十五条の七において準用する旧法

の規定による障害年金は、その者が更新加入者である間、その支給を停止する。

二項：一部改正（昭和五七年七月法律六六号）

第三章 退職共済年金等に関する経過措置

章名：追加（昭和六〇年・二月法律一〇五号）

（一時恩給又は旧法等の規定による退職一時金の返還）

第十四条

3 私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を旧法等

改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号）第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法の規定

による退職一時金を受けた更新加入者が退職共済年金（私学の昭和三十六年改正法附則第十四項に規定する更新加入者に係るもの職共済年金に限る。）又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつ

た場合には、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法

法附則第十二条の十二の規定を準用する。

本条…全部改正（昭和三四年五月法律一六三号）、見出・本条…一部改正
〔昭和四四年・二月法律九二号〕、本条…全部改正（昭和六〇年・二月法律
一〇五号）

第十五条

3 私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を旧法等

改正する法律第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の

二において準用する旧法の規定による退職一時金を受けた更新更新

加入者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとな組合員

つた場合には、新法私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法

附則第十二条の十三の規定を準用する。

二・三項…追加〔昭和三十四年五月法律一六三号〕、二項…一部改正・三項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下〔昭和三十七年五月法律一六号〕、三・四項…一部改正〔昭和三十八年六月法律一一四号〕、四項…一部改正〔昭和四〇年三月法律三六号〕、二・三項…一部改正〔昭和四〇年六月法律一〇一号〕、四二年七月一〇四号・四三年五月法律八一号〕、一―三項…一部改正〔昭和四四年一月法律九二号〕、二・三項…一部改正〔昭和四五年五月法律一〇〇号〕、二項…一部改正・三項…削除・旧四項…一部改正し三項に繰上〔昭和四六年五月法律八二号〕、一項…一部改正〔昭和四九年六月法律九四号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一月法律一〇五号〕

（公務等による障害共済年金に関する規定の適用）

第十六条 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法第四新法第四章

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭三六） 第三章 退職共済年金等に関する経過措置（）

第四章

第三節第三款中新法第八十二条第二項に規定する公務等

による障害共済年金に関する部分の規定は、更新加入者が施組合員

行日以後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務に

よる傷病により障害の状態となつた場合について適用する。

本条…一部改正〔昭和四四年二月法律九二号・四九年六月九四号・五〇年二月七九号〕、全部改正〔昭和六〇年一月法律一〇五号〕

（公務等傷病による死亡者に係る遺族共済年金の規定の適用）

第十七条 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法第四新法第四章

第三節第四款中新法第八十九条第三項に規定する公務等

による遺族共済年金に関する部分の規定は、更新加入者が施組合員

行日以後公務により病気にかかり、又は負傷し、当該公務に

よる傷病により死亡した場合について適用する。

一項…一部改正〔昭和三十四年五月法律一六三号〕、見出・一・二項…一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一月法律一〇五号〕、一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（旧法の規定による障害年金の額の改定の特例）

私立学校教職員共済組合法の長期給付に関する施行法

法律

私立学校教職員共済法 附則（昭三六）
第三章 退職共済年金等に関する経過措置

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

一九四

第十八条

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法
新法 第

八十四条第一項の規定は、この法律の施行の際 旧法の旧法第

旧法

二十五条の七において準用する旧法

第四十二条の規定により障害

年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合に

おいて、
私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法 第

新法

八十四条第一項中「障害の程度に応じて」とあるのは、「旧私

旧私

学の旧法第二十五条の七において準用する旧法

別表第二の上欄に

掲げる障害の程度に応じて」とする。

見出・本条…一部改正〔昭和三六年一月法律一八二号、本条…全部改正

〔昭和五四年二月法律七二号・六〇年二月一〇五号〕

（旧法の規定による遺族年金の失権に関する経過措置）

第十九条

私立学校教職員共済法第二十五条の七において準用する旧法 第四十
旧法

六条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が養子縁

組をした場合における当該遺族年金の失権については、私立

昭和

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第
六十年改正法

百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第

二十五条第一項において準用する昭和六十年改正法 第一条の規定

による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律

第二百二十八号。以下「昭和六十年改正前の新法」という。）
第九十一条第三号の規定の例による。

本条…削除〔昭和五四年二月法律七二号〕、追加〔昭和六〇年二月法律

一〇五号〕、一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

(再就職者に関する経過措置)

18

附則第十項から前項までの規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合において、これらの規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 一 更新加入者であつた者で、再び長期加入者となつたもの
- 二 旧長期組合員であつた期間を有する者で、長期加入者となつたもの（更新加入者及び前号に掲げる者を除く。）

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年五月一日）〔抄〕
（法律第百二十九号）

最近改正 令和二年六月五日 法律第四〇号

題名：改正（昭和五八年二月法律八二号・平成八年六月八二号）

第二章 更新組合員に関する一般的経過措置

（旧法の退職年金等の受給権の取扱）

第六条

2 更新加入者（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律更新組合員に

（昭和三十六年法律第百四十号。以下「私学」の昭和三十六年改正

法」という。）附則第四項第五号に規定する更新加入者をいう。以下

同じ。）に係る私学の昭和三十六年改正法第一条の規定による改正前

前項ただし書に規定する退職年金及び旧法

の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。

以下「私学の旧法」という。）第二十五条の七において準用する旧法

の規定による障害年金は、その者が更新加入者である間、その支給を停止する。

二項…一部改正（昭和五十七年七月法律六六号）

法律

私立学校教職員共済法 附則（昭三六）（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法）
第二章 更新組合員に関する一般的経過措置

一九五

法律

私立学校教職員共済法 附則（昭三六）
第三章 退職共済年金等に関する経過措置

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

一九六

第三章

退職共済年金等に関する経過措置

章名：追加（昭和六〇年二月法律一〇五号）

（一時恩給又は旧法等の規定による退職一時金の返還）

第十四条

3 私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を旧法等

改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）第七条の規定によ

る改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法の規定

による退職一時金を受けた更新加入者が退職共済年金（私学の更新組合員）第一項に規定する退

昭和三十六年改正法附則第十四項に規定する更新加入者に係るもの職共済年金

に限る。）又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつ

た場合には、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新

新法

法附則第十二条の十二の規定を準用する。

本条…全部改正（昭和三十四年五月法律一六三号）、見出・本条…一部改正（昭和四四年二月法律九二号）、本条…全部改正（昭和六〇年二月法律一〇五号）

第十五条

3

私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を旧法等

改正する法律第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の

二において準用する旧法の規定による退職一時金を受けた更新

加入者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとな組合員

つた場合には、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法

新法附則第十二条の十三の規定を準用する。

二・三項…追加（昭和三十四年五月法律一六三号）、二項…一部改正・三項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下（昭和三十七年五月法律一六号）、三・四項…一部改正（昭和三十八年六月法律一一四号）、四項…一部改正（昭和四〇年三月法律三六号）、二・三項…一部改正（昭和四〇年六月法律一〇一号・四二年七月一〇四号・四三年五月法律八一号）、一―三項…一部改正（昭和四四年二月法律九二号）、二・三項…一部改正（昭和四五年五月法律一〇〇号）、二項…一部改正・三項…削除・旧四項…一部改正し三項に繰上（昭和四六年五月法律八二号）、一―項…一部改正（昭和四九年六月法律九四号）、本条…全部改正（昭和六〇年二月法律一〇五号）

（公務等による障害共済年金に関する規定の適用）

第十六条

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法第四章新法第四章

四章

第三節第三款中新法第八十二条第二項に規定する職務等公務等

による障害共済年金に関する部分の規定は、更新加入者が施

行日以後^{職務}公務により病気にかかり、又は負傷し、当該^{職務}公務に

よる傷病により障害の状態となつた場合について適用する。

本条…一部改正〔昭和四四年二月法律九二号・四九年六月九四号・五〇年二月七九号〕、全部改正〔昭和六〇年二月法律一〇五号〕

（公務等傷病による死亡者に係る遺族共済年金の規定の適用）

第十七条 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法第四

章^{職務等}第三節第四款中新法第八十九条第三項に規定する公務等

による遺族共済年金に関する部分の規定は、更新加入者が施

行日以後^{職務}公務により病気にかかり、又は負傷し、当該^{職務}公務に

よる傷病により死亡した場合について適用する。

一項…一部改正〔昭和三四年五月法律一六三号〕、見出…一項…一部改正昭和五七年七月法律六六号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年二月法律一〇五号〕、一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正の場合の経過措置）

19 附則第十七項（前項において準用する場合を含む。）において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定が改正された場合におけるこの附則の適用について必要な経過措置に関しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）

20 附則第三項から前項までに規定するもののほか、長期給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

〔参考〕

21 この法律による改正後の昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（以下「改正後の特別措置法」という。）第一条に規定する年金のうち、この法律による改正がなかつたとしたならば、この法律による改正前の昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律第二条の規定により支給を停止されることとなる金額に相当する部分については、改正後の特別措置法第二条の規定にかかわらず、その支給を受ける者が五十歳に達する月までは、支給を停止する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 改正後の国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定による通算退職年金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の国家公務員共済組合法第八十条第二号に掲げる金額（その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額）に相当する金額（以下附則第二十二条第二項において「控除額相当額」という。）を組合に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員期間については、この限りでない。

第二十条 改正後の国家公務員共済組合法第八十条又は第九十三条の規定は、施行日以後の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金について適用し、同日前の退職又は死亡に係る退職一時金又は遺族一時金については、なお従前の例による。

第二十一条 施行日前から引き続き組合員であつて次の各号の一に

該当する者について改正後の国家公務員共済組合法第八十条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二号第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二 施行日から八年以内に退職する者（その退職の場合に国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなる女子以外の女子を除く。）

本条…一部改正（昭和四〇年六月法律一〇四号・四二年七月一〇四号）

第二十二条 改正後の国家公務員共済組合法第八十条の二、第八十条の三又は第九十三条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日前の退職に係る退職一時金（次項の規定により同法第八十条第二項の退職一時金とみなされるものを除く。）を含まないものとする。

2 附則第十八条ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の国家公務員共済組合法第八十条第二項の退職一時金とみなして、同法第八十条の二、第八十条の三及び第九十三条の二の規定を適用する。この場合において、同法第八十条の二第二項中「前に退職し

た日」とあり、又は同法第九十三条の二第二項中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の二の規定による通算退職年金は、施行日前の退職（同法第十六条第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた場合をいう。以下本条及び附則第三十一条から附則第三十三条までにおいて同じ。）に係る退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間における退職につき改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条の二において準用する国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第四十一条の規定による退職一時金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第二項第二号に掲げる金額（その額が支給を受けた退職一時金の額をこえるときは、その退職一時金の額）に相当する金額（以下附則第三十三条第二項において「控除額相当額」という。）を組合に返還したものの当該退職一時金の基礎となつた組合員であつた期間については、この限りでない。

第三十一条 改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三の規定は、施行日以後の退職に係る退職一時金について適用し、同

日前の退職に係る退職一時金については、なお従前の例による。

第三十二条 施行日前から引き続き組合員であつて次の各号の一に該当する者について改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を組合に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項の規定を適用する。

一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者

二 施行日から三年以内に退職する男子

三 施行日から五年以内に退職する女子

第三十三条 改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の四から第二十五条の六までの規定の適用については、これらの規定に規定する退職一時金には、施行日前の退職に係る退職一時金（次項の規定により同法第二十五条の三第二項の退職一時金とみなされるものを除く。）を含まないものとする。

2 附則第二十九条ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職一時金を改正後の私立学校教職員共済組合法第二十五条の三第二項の退職一時金とみなして、同法第二十五条の四から第二十五条の六までの規定を適用

する。この場合において、同法第二十五条の四第二項中「前に退職した日」とあり、又は同法第二十五条の六第二項中「退職した日」とあるのは、「控除額相当額を組合に返還した日」とする。

(私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律の効力)

第三十四条 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)のうち、本則の規定はこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法の規定を、附則第十九項の規定は通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

国税通則法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律 附 則 「昭和三十七年四月二日 法律第六十七号 抄」

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律 附 則 「昭和三十七年九月一日 法律第一六一号 抄」

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施

行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭三八―昭四〇）

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

委任 九項の「政令」なし

国民健康保険法等の一部を改正する附則
法律 則〔昭和三十八年三月三十一日 法律第六二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。〔後略〕

（国家公務員共済組合の療養の給付等に関する経過措置）

第六条 国家公務員共済組合の組合員であつた者又は被扶養者であつた者の傷病であつて、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後この法律の施行前に三年を経過したものに關するこれらの給付の支給については、国家公務員共済組合法第五十九条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に同一の傷病に關し療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後三年を経過した国家公務員共済組合の組合員又は被扶養者の当該期間經過後この法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて發した病氣に關する療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給については、なお従前

の例による。

国家公務員共済組
合法等の一部を改附
正する法律 則〔昭和三十九年七月六日 法律第一五三号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法〔中略〕第七十六条第三項〔中略〕、第七十八条、第七十九条第三項から第五項まで、第八十五条第四項から第六項まで〔中略〕の規定は、この法律の施行の日〔中略〕以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

私立学校教職員共
済組合法等の一部附
を改正する法律 則〔昭和四〇年五月二八日 法律第八九号〕

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。

（この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い）

2 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付については、なお従前の例による。
（現組合員である者についての標準給与に關する経過措置）

3 この法律の施行の際現に組合員である者の昭和四十年七月から

昭和四十一年九月までの各月の標準給与については、その者がこの法律の施行の日に組合員の資格を取得したものとみなして改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二条第五項の規定を適用する。

国家公務員共済組
合法の長期給付に附則〔昭和四〇年六月一日法律第一〇一号、抄〕
関する施行法

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。〔後略〕

厚生年金保険法の
一部を改正する法附 則 〔昭和四〇年六月一日法律第一〇四号、抄〕
律

最近改正 昭和四十八年九月二六日 法律第九二号

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

第二条 「前略」附則第二十九条から附則第三十六条まで「中略」

の規定は、昭和四十年五月一日から「中略」適用する。

（退職一時金に関する特例）

第二十三条 次の表の上欄に掲げる組合員「中略」たる女子で組合員であつた期間が一年以上二十年未満である者が、この法律の公布の日から起算して十三年以内に組合員の資格を喪失したときは、その者に対しては、その者が当該資格を喪失した際、通算退職年金を受ける権利を有することとなる場合又は同表の中欄に掲

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭四〇）

げる規定の適用を受ける場合を除き、同表の下欄に掲げる規定を適用する。

〔中略〕

私立学校教職員共 済組合法（昭和二 十八年法律第二百 四十五号）に基づ く共済組合の組合 員	私立学校教職員共 済組合法第四十八 条の二の規定によ りその例によるこ ととされた関係整 理法附則第二十一 条	私立学校教職員共 済組合法第二十五 条において準用す る国家公務員共 済組合法第八十 条第三項

〔後略〕

2 昭和三十六年十一月一日以後前項の表の上欄に掲げる組合員の資格を取得した女子で組合員であつた期間が一年以上二十年未満である者が、同日からこの法律の公布の日の前日までの間に当該組合員の資格を喪失したときは、その者に対しても、同項と同様とする。この場合において、同表の下欄に掲げる規定中「退職の日」「中略」とあるのは「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）の公布の日」とする。

3 前項の規定により退職一時金を支給する場合において、その者に同項に規定する組合員の資格の喪失につき退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定により支給

すべき退職一時金の内払とみなす。

一項…一部改正（昭和四十六年五月法律八二号・四十八年九月九二号）

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書〔中略〕、第七十九条の二第三項、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三条第二項〔中略〕、第三十二条の二〔中略〕、第三十三条〔中略〕の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条 昭和三十六年十一月一日前から引き続き国家公務員共済組合法に基づく共済組合（以下この条において「組合」という。）の組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子（明治四十四年四月一

日以前に生まれた者を除く。）については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第四百号）の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に国家公務員共済組合法第八十条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

労働者災害補償保
険法の一部を改正す
る法律

則 [昭和四〇年六月一日 法律第一三〇号 抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、
〔中略〕附則第十四条から附則第四十三条まで〔中略〕の規定は
昭和四十一年二月一日から施行する。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定
による第二種障害補償費を支給する事由が生じたことにより昭和
四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の私立学
校教職員共済組合法（以下この条において「旧法」という。）第
二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年
法律第二百二十八号）第八十六条の規定によりその一部の支給が停
止されている職務による廃疾年金の支給については、私立学校教
職員共済組合法第二十五条の規定の改正にかかわらず、なお従前
の例による。旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規
定による遺族補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十
一年二月一日において現に旧法第二十五条において準用する国家
公務員共済組合法第九十二条の規定によりその一部の支給が停止
されている職務による遺族年金の支給についても、同様とする。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭四〇―昭四一）

国家公務員災害補
償法の一部を改正す
る法律

則 [昭和四一年五月九日 法律第六七号 抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

私立学校教職員共
済組合法等の一部附
則 [昭和四一年七月二日 法律第一一三号]
を改正する法律

最近改正 昭和五十七年七月一六日 法律第六六号

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

(施行日前に給付事由が生じた長期給付の取扱い)

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由
が生じたこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法の規
定による長期給付については、この附則に別段の規定があるもの
を除くほか、なお従前の例による。

(施行日前に給付事由が生じた年金の額の特例)

3 昭和三十六年十二月三十一日以前に給付事由が生じた私立学校
教職員共済組合法（以下「法」という。）の規定による退職年金
（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（次項にお
いて「法律第四百十号」という。）附則第四項第二号に規定する
恩給財団における従前の例による者に係るものを除く。）で施行
日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給される

ものについては、昭和四十一年十月分以降、その額を私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十九号）による改正後の法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額を基礎として、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第三十九条第二項の規定の例により計算した額とする。ただし、その計算した額が従前の年金の額より少ないときは、従前の年金の額とする。

4 昭和三十七年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた法の規定による退職年金で施行日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給されるものについては、昭和四十一年十月分以降、その額をこの法律による改正後の法律第四百四十号附則第八項及び第九項の規定により計算した額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 施行日前に給付事由が生じた障害年金又は遺族年金については、昭和四十一年十月分以降、その額を前二項に規定する退職年金の額の計算の例に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

6 昭和四十年四月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分から昭和四十四年九月

分まで、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合は、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 六万円
二 遺族年金 三万円

六項：一部改正〔昭和四四年二月法律九四号〕、五・六項：一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕

委任 五項の「政令」ハ本法施行令等の一部を改正する政令〔昭和四十一年九月政令三三三号〕附則二項

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律 附則〔昭和四一年七月八日 法律第一二二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。〔後略〕

（特例による退職年金の額に関する経過措置）

第六条 改正後の施行法第十三条第一項の規定は、給付事由の生じた日（同項の規定の適用を受けるべき更新組合員に係る遺族年金にあつては、当該更新組合員が退職し、又は死亡した日）が施行

日以後である場合について適用し、当該給付事由の生じた日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

国家公務員共済組
合法の長期給付に附則
関する施行法

最近改正 昭和五十七年七月一六日 法律第六六号

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、附則第六条中施行法第二十條、第二十七條〔中略〕の改正規定〔中略〕及び附則第九条から附則第十三条までの規定は、公布の日から施行する。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 昭和三十六年十一月一日前から引き続き新法に基づく共済組合(以下この条において「組合」という。)の組合員であつて、昭和四十一年十一月一日からこの法律の公布の前日までの間に退職した者(その退職の場合に新法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。)については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条中「退職の日」とあるのは、「昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

法律 私立学校教職員共済法 附則(昭四二―昭四四)

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の前日において消滅する。

二項：一部改正〔昭和五十七年七月法律六六号〕

国家公務員共済組
合法の長期給付に附則
関する施行法

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。〔後略〕

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年九月一日から施行する。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭四四）

二〇八

（公共企業体職員等共済組合法等の一部改正に伴う経過措置）

第六条 昭和四十四年九月一日前に出產した「中略」国家公務員共済組合「中略」の組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者に係る「中略」国家公務員共済組合法「中略」の規定による出產費又は配偶者出產費の額については、なお従前の例による。

国家公務員共済組 附則（昭和四四年二月六日法律第七八号、抄）
合法

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。「後略」

2 次に掲げる規定は、昭和四十四年十一月一日から適用する。

一・二 「略」

三 「前略」附則第四十八条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）「中略」附則第十九条第三項「中略」の規定「後略」
（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書「中略」、第七十九条の二第三項第一号、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給

付に関する施行法第十三条第二項「中略」、第三十二条の二第一項「中略」の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。
（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十九条 「略」

2 「略」

3 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員が昭和四十四年十一月一日前に退職した場合において、附則第三十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定及び前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十九条第三項の規定を適用するとならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十四年十一月分（同年十一月一日以後六十歳に達する場合には、その達した日の属する月の翌月分）から、その者に通算退職年金を支給する。

4・5 「略」

国家公務員共済組 合法の長期給付に附則（昭和四四年二月一六日法律第九二号、抄）
関する施行法

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正規定（同法「中略」第三十三条「中略」の改正規定を除く）「中略」は、昭和四十五年四

月一日から施行する。

2 「前略」第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法〔中略〕第三十三条〔中略〕の規定は同年〔昭和四十四年〕十月一日から適用する。

昭和四十四年度に
おける私立学校教
職員共済組合法の
規定による年金の
額の改定に関する
法律

附 則 「昭和四十四年二月一六日 法律第九四号、抄」

最近改正 平成九年五月九日 法律第四八号

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の法律第四百十号附則第八項、第九項及び第十二項の規定並びに附則第四項の規定による改正後の法(以下「改正後の法」という。)第二十二条の規定は昭和四十四年十一月一日から、附則第八項の規定は同年十月一日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

5 昭和四十四年十一月一日前に組合員であつた者で同日まで引き続き組合員であるものについては、その者が同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

6 改正後の法第二十二条の規定による標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和四十四年十一月分以後の掛金について行な

法律 私立学校教職員共済法 附則(昭四四―昭四五)

うものとし、同年十月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(昭和四十四年十一月一日前に給付事由が生じた給付の取扱い)

7 昭和四十四年十一月一日前に給付事由が生じた改正前の法及び附則第三項の規定による改正前の法律第四百十号の規定による給付については、なお従前の例による。

(長期在職組合員の退職年金等の額の最低保障)

8 昭和四十四年十月一日以後に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合(法律第四百十号附則第六項の規定に該当する場合を除く。)は、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 九万六千円

二 遺族年金 四万八千円

八項…一部改正〔昭和五十七年七月法律六六号〕

利率等の表示の年
利建て移行に関する法律
附 則 「昭和四十五年四月一日 法律第一三号、抄」

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭四五―昭四六）

昭和四十四年度に
おける私立学校教
職員共済組合法の
規定による年金の
額の改定に関する
法律の一部を改正
する法律

附 則 「昭和四十五年五月二六日 法律第一〇二号、抄」

最近改正 昭和五十七年七月一六日 法律第六六号

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

（昭和四十五年十月以後に退職をした長期在職老齢組合員の退職年金等の額の最低保障）

3 昭和四十五年十月一日以後に退職（死亡を含む。）をした組合

員に係る次の各号に掲げる年金（七十歳以上の者又は遺族年金を受ける妻、子若しくは孫に係るものに限る。）については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第六項の規定に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 十二万円

二 遺族年金 六万円

三項…一部改正「昭和五十七年七月法律六六号」

国家公務員共済組
合法、国家公務員
共済組合法の長期
給付に関する施行
法

附 則 「昭和四十六年五月二九日 法律第八二号、抄」

最近改正 昭和五十七年七月一六日 法律第六六号

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第三条中国国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書、第七十九条の二第三項第一号、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の改正規定、第四条中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三条第二項、第三十二条の三第一項「中略」の改正規定並びに第六条並びに附則第三条及び附則第七条の規定は同年十一月一日から、第七条の規定は同年六月一日から、それぞれ施行する。

（遺族の範囲に関する経過措置）

第二条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二条第一項第三号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する経過措置）

第三条 改正後の法第七十六条第二項ただし書、第七十九条の二第三項第一号、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定並びに第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十三条第二項、第三十二条の三第一項及び第四十五条の三第二項の規定は、昭和四十

六年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。

2 「略」

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員が昭和四十六年十一月一日前に退職した場合において、同法の規定及び第六条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十九条第一項の規定を適用するとしたならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十六年十一月分から、その者に通算退職年金を支給する。

2 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「施行法」という。）第四十条第二項の規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を受ける者について準用する。

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律
附 則 「昭和四十六年五月二十九日 法律第八四号、抄」

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、次の規定は、公布の日から施行する。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭四六）

（標準給与に関する経過措置）

2 組合が昭和四十六年十月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（次項及び附則第五項において「改正前の法」という。）第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（次項において「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定の例による。

3 昭和四十六年十月一日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を準用する。

（この法律の施行前に給付事由が生じた新法の規定による年金の額の算定に関する特例）

4 第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第二条第一項に規定する新法の規定による年金の昭和四十六年一月分から同年九月分までの額の算定については、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八項第二号中「一・五八九」とあるのは「一・四六五」と、「六千四百円」とあるのは「五千九百円」とする。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭四七）

二二二

（この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い）

- 5 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、この附則に別段の規定があるものを除くほか、なお従前の例による。

私立学校教職員共済組合法等の一部附則〔昭和四十七年六月二日法律第八三号 抄〕を改正する法律

最近改正 昭和五十七年七月一日 法律第六六号

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済組合法第三十五条第一項第一号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行し、改正後の同法同条同項同号の規定は、同年四月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

- 2 私立学校教職員共済組合が昭和四十七年十月一日前に第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（次項及び附則第四項において「改正前の法」という。）第二十二條第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（次項において「改正後の法」という。）第二十二條第一項の規定の例による。

- 3 昭和四十七年十月一日前に改正前の法第二十二條第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二條第五項の規定を適用する。

（この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い）

- 4 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、なお従前の例による。

（昭和四十七年十月以後に退職をした長期在職組合員の退職年金等の額の最低保障）

- 5 昭和四十七年十月一日以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年（組合員である間に死亡したことにより給付事由が生じた遺族年金については、十年）に満たない場合（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第六項の規定に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 十一万四百円

二 遺族年金 五万五千二百円

6 前項各号に掲げる年金で、六十五歳以上の者又は六十五歳未満の遺族年金を受ける妻、子若しくは孫に係るものに関する同項の規定の適用については、同項第一号中「十一万四百円」とあるのは「十三万四千四百円」と、同項第二号中「五万五千二百円」とあるのは「六万七千二百円」とする。

7 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

五項…一部改正「昭和五十七年七月法律六六号」

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律

附則「昭和四十八年七月二十四日 法律第六二号 抄」

最近改正 昭和六〇年一月二七日 法律第一〇五号

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭四八）

一 「略」

二 第二条中国国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書、第七十九条の二第三項第一号、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の改正規定、第三条中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三条第二項、第三十二条の三第一項「中略」の改正規定並びに附則第三条の規定 昭和四十八年十一月一日

(遺族の範囲に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二条第一項第三号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する経過措置)

第三条 改正後の法第七十六条第二項ただし書、第七十九条の二第三項第一号、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十三条第二項、第三十二条の三第一項及び第四十五条の三第二項の規定は、昭和四十八年十月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十一月分以後適用する。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭四八）

2 「略」

（遺族年金等に関する経過措置）

第四条 改正後の法第八十八条第一項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に係る給付については、なお従前の例による。

四項：追加「昭和四十八年八月法律六十九号」、三項：一部改正「昭和四十九年六月法律第九十四号」、二項：一部改正・三・四項：削除「昭和六〇年二月法律第一〇五号」

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律 附則 「昭和四十八年八月一〇日法律第六十九号、抄」

（施行期日等）

第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日〔昭和四十八年二月一日〕から施行する。〔後略〕

2 「略」

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律 附則 「昭和四十八年九月二日法律第八十五号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内

において政令で定める日から施行する。

〔昭和四十八年一〇月政令三二一号により、昭和四八・一二・一から施行〕

健康保険法等の一部を改正する法律 附則 「昭和四十八年九月二六日法律第八十九号、抄」

最近改正 平成四年三月三十一日 法律第七号

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。〔後略〕

厚生年金保険法、附則 「昭和四十八年九月二六日法律第九二号、抄」
国民年金法

最近改正 平成八年六月一四日 法律第八二号

（施行期日）

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 「略」

二 「前略」、附則第二十二條から附則第二十八條まで〔中略〕の規定 昭和四十八年十一月一日

三・四 「略」

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の附則 「昭和四十八年九月二九日法律第一〇四号、抄」
改定に関する法律等の一部を改正する法律

最近改正 平成一二年三月三十一日 法律第三号

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定中私立学校教職員共済組合法附則第二十一項の次に三項を加える改正規定のうち附則第二十四項に係る部分並びに附則第四項から附則第七項まで、附則第十項から附則第二十一項まで、附則第二十五項及び附則第二十六項の規定は昭和四十九年四月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

2 私立学校教職員共済組合が昭和四十八年十月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定の例による。

3 昭和四十八年十月一日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

（厚生年金保険の被保険者であつた加入者の取扱い）

4 昭和四十九年三月三十一日において厚生年金保険法（昭和二十

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭四八）

九年法律第百十五号）による厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の被保険者であつた者で改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定により同年四月一日（以下「切替日」という。）に私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）による組合員（以下「組合員」という。）となつたもの（以下「切替組合員」という。）の当該被保険者であつた期間（以下「厚生年金保険期間」という。）は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）の長期給付に関する規定の適用については、加入者期間（共済法第七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）とみなす。この場合における厚生年金保険期間の計算については、厚生年金保険法の規定による被保険者期間の計算の例による。

5 切替組合員の前項の規定により加入者期間とみなされた期間とは、切替日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

（加入者期間とみなされる期間の標準給与）

6 附則第四項の規定により厚生年金保険期間を加入者期間とみなす場合における私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号。以下この項において「平成十二年改正法」という。）第二条の規定による改正前の共済法第二十三条に規定する平均標準給与月額算定については、その期間にお

ける各月の厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月における平成十二年改正法第二条の規定による改正前の共済法による標準給与の月額とみなす。

（厚生保険特別会計からの交付金）

7 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされることとなつた切替組合員の当該厚生年金保険期間に係る部分を、政令で定めるところにより、切替日から二年以内に、厚生保険特別会計から私立学校教職員共済組合（以下「組合」という。）に交付するものとする。

（厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者等の取扱い）

8 切替組合員のうち、厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する者が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に対し、当該年金たる保険給付を受けない旨の申出をしなかつたときは、附則第四項の規定にかかわらず、その者の当該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険期間は、同項に規定する厚生年金保険期間から控除する。切替組合員のうち、昭和四十九年一月一日から切替日の前日までの間に厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有することとなる者が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に対し、あらかじめ当該年金たる給付を受けないこととする旨の申出をしな

かつたときも、同様とする。

9 切替組合員が前項に規定する申出をしたときは、当該切替組合員の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、切替日の前日に消滅する。

（更新加入者の長期給付に関する経過措置）

10 切替組合員で引き続き共済法の長期給付に関する規定の適用を受けるもの（以下「更新加入者」という。）につき恩給財団（共済法附則第十一項の恩給財団をいう。）における従前の例による控除すべき金額がある場合においては、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）附則第十二項及び第十三項の規定を準用する。

11 前項に規定するもののほか、更新加入者に対する長期給付については、昭和三十六年改正法附則第十七項の規定を準用する。この場合において、同項の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年五月一日）〔抄〕
（法律第二百二十九号）

最近改正 令和二年六月五日 法律第四〇号

題名：改正（昭和五八年・二月法律八二号・平成八年六月八二号）

第二章 更新組合員に関する一般的経過措置

（旧法の退職年金等の受給権の取扱）

第六条

2 更新加入者（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合から更新組合員に

合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和

四十八年法律第四百号。以下「昭和四十八年改正法」という。）附

則第十項に規定する更新加入者をいう。以下同じ。）に係る私立学校
前項た

教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百
だし書に規定する退職年金及び旧法

四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）第一条の規定による

改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭四八）（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法
第二章 更新組合員に関する一般的経過措置・第三章 退職共済年金等に関する経過措置）

五号。以下「私学の旧法」という。）第二十五条の七において準用す

る旧法の規定による障害年金は、その者が更新加入者である
更新組合員である

間、その支給を停止する。

二項：一部改正（昭和五十七年七月法律六六号）

第三章 退職共済年金等に関する経過措置

章名：追加（昭和六〇年・二月法律一〇五号）

（一時恩給又は旧法等の規定による退職一時金の返還）

第十四条

3 私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を
旧法等

改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）第七条の規定によ

る改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法の規定

による退職一時金を受けた更新加入者が退職共済年金（更新加入
更新組合員 第一項に規定する退

職共済年金 入者であつて、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第
職共済年金

四十八号）附則第二十八条の規定による改正前の昭和三十六年改正

法附則第十項若しくは第十一項に規定する更新組合員であつたもの

法律

私立学校教職員共済法 附則（昭四八） 第三章 退職共済年金等に関する経過措置

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

二一八

又はその額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものに係るものに限る。）又は障害共済年金を受ける権利を有する

こととなつた場合には、私立学校教職員共済法第二十五条におい

新法

て準用する新法 附則第十二条の十二の規定を準用する。

本条…全部改正〔昭和三四年五月法律一六三号〕、見出・本条…一部改正
〔昭和四四年一月法律九二号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一月法律
一〇五号〕

第十五条

3 私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を

旧法等

改正する法律第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の

二において準用する旧法の規定による退職一時金を受けた更新更新

加入者組合員の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとな

つた場合には、私立学校教職員共済法第二十五条において準用す
新法

る新法 附則第十二条の十三の規定を準用する。

二・三項…追加〔昭和三四年五月法律一六三号〕、二項…一部改正・三項…
追加・旧三項…一部改正し四項に繰下〔昭和三七年五月法律一六号〕、
三・四項…一部改正〔昭和三八年六月法律一一四号〕、四項…一部改正〔昭
和四〇年三月法律三六号〕、二・三項…一部改正〔昭和四〇年六月法律一〇
一号・四二年七月一〇四号・四三年五月法律八一号〕、一―三項…一部改
正〔昭和四四年一月法律九二号〕、二・三項…一部改正〔昭和四五年五月
法律一〇〇号〕、二項…一部改正・三項…削除・旧四項…一部改正し三項
に繰上〔昭和四六年五月法律八二号〕、一項…一部改正〔昭和四九年六月法
律九四号〕、本条…全部改正〔昭和六〇年一月法律一〇五号〕

(再就職者に関する経過措置)

12 前二項の規定は、更新加入者であつた者で再び加入者（共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）となつたもの及び日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第三十条の規定による改正前の附則第十項に規定する更新組合員であつた者で加入者となつたものについて準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

法律

私立学校教職員共済法 附則（昭四八）（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法）
第二章 更新組合員に関する一般的経過措置

○国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年五月一日）〔抄〕
（法律第二百二十九号）

最近改正 令和二年六月五日 法律第四〇号

題名：改正（昭和五八年・二月法律八二号・平成八年六月八二号）

第二章 更新組合員に関する一般的経過措置

（旧法の退職年金等の受給権の取扱）

第六条

2 更新加入者（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組更新組合員に

合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭

和四十八年法律第四百号。以下「昭和四十八年改正法」という。）附

則第十項に規定する更新加入者をいう。以下同じ。）に係る私立学校
前項た

教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百
だし書に規定する退職年金及び旧法

四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。）第一条の規定による

改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十

法律

私立学校教職員共済法 附則（昭四八） 第三章 退職共済年金等に関する経過措置

五号。以下「私学の旧法」という。）第二十五条の七において準用す

る旧法

の規定による障害年金は、その者が更新加入者である更新組合員で

間、その支給を停止する。

二項：一部改正（昭和五十七年七月法律六六号）

第三章 退職共済年金等に関する経過措置

章名：追加（昭和六〇年二月法律一〇五号）

（一時恩給又は旧法等の規定による退職一時金の返還）

第十四条

3

私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を旧法等

改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）第七条の規定によ

る改正前の私学の旧法第二十五条の二において準用する旧法の規定

による退職一時金を受けた更新加入者が退職共済年金（更新加入者であつて、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第

職共済年金（四十八号）附則第二十八条の規定による改正前の昭和三十六年改正

法附則第十項若しくは第十一項に規定する更新組合員であつたもの

二二〇

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

又はその額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるもの

に係るものに限る。）

又は障害共済年金を受ける権利を有する

こととなつた場合には、

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する新法

附則第十二条の十二の規定を準用する。

本条：全部改正（昭和四十四年五月法律一六三号）、見出・本条：一部改正

〔昭和四十四年二月法律九二号〕、本条：全部改正（昭和六〇年二月法律

一〇五号）

第十五条

3

私学の旧法又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を旧法等

改正する法律第七条の規定による改正前の私学の旧法第二十五条の

二において準用する旧法の規定による退職一時金を受けた更新

更新

加入者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとな

つた場合には、私立学校教職員共済法第二十五条において準用す

新法

る新法 附則第十二条の十三の規定を準用する。

二・三項：追加〔昭和三十四年五月法律一六三号〕、二項：一部改正・三項：追加・旧三項：一部改正し四項に繰下〔昭和三十七年五月法律一六号〕、三・四項：一部改正〔昭和三十八年六月法律一一四号〕、四項：一部改正〔昭和四〇年三月法律三六号〕、二・三項：一部改正〔昭和四〇年六月法律一〇一号・四二年七月一〇四号・四三年五月法律八一号〕、一―三項：一部改正〔昭和四四年一月法律九二号〕、二・三項：一部改正〔昭和四五年五月法律一〇〇号〕、二項：一部改正・三項：削除・旧四項：一部改正し三項に繰上〔昭和四六年五月法律八二号〕、一項：一部改正〔昭和四九年六月法律九四号〕、本条：全部改正〔昭和六〇年一月法律一〇五号〕

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正の場合の経過措置）

13 附則第十一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により準用される昭和三十六年改正法附則第十七項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の規定が改正された場合におけるこの附則の適用について必要な経過措置に関しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（退職年金等の受給権の取扱い）

14 更新組合員で改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金を受ける権利を有するものは、切替日に再び組合員となったものとみなし、これらの給付の支給の停止に関する規定を適用する。

15 更新組合員で切替日前に法の規定による退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利（切替日の前日においてその支給を停止されていた退職年金を受ける権利を除く。）を有するものが、切替日から二箇月以内に組合に対してその支給を受けることを希望する旨を申し出た場合には、前項の規定及びこれらの給付の支給の停止に関する規定にかかわらず、その支給を停止しな

い。

16 前項の申出をした者又はその遺族に対して支給する共済法の規定による長期給付については、同項に規定する退職年金、減額退職年金又は障害年金の基礎となつた期間は、加入者であつた期間に該当しないものとする。

（健康保険法による保険給付を受けることができた者であつた期間に係る給付の取扱い）

17 切替日の前日に健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であつた者で改正後の法附則第二十二項又は第二十三項の規定により切替日に組合員となつたものに対する法の保健給付又は休業給付に関する規定の適用については、その者は、切替日前の健康保険法による保険給付を受けることができた者であつた期間、組合員であつたものとみなし、その者が切替日の前日の経過する際現に健康保険法による保険給付を受けている場合においては、当該保険給付は、法に基づいて当該保険給付に相当する給付として受けていたものとみなして、組合は、切替日以後に係る給付を支給する。

（健康保険組合の解散等）

18 改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定による申出がなされた場合において、これらの規定に基づいて組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されているとき

は、当該健康保険組合は、切替日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、組合が承継する。ただし、当該解散は、当該健康保険組合が二以上の学校法人に係るものである場合にあっては、当該学校法人のすべてが当該申出をしたときに限る。

（政令への委任）

19 附則第四項から前項までに規定するもののほか、これらの規定に係るこの法律の施行に関し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。

（この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い）

20 この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、なお従前の例による。

一〇一四・一七項：一部改正〔昭和四九年六月法律九号〕、一六項：一部改正〔昭和五一年六月法律五四号〕、一一項：一部改正〔昭和五二年六月法律六六号〕、一二・一三項：削除、旧一四・一七項：一部改正し二項ずつ繰上、旧一八一・二四項：二項ずつ繰上〔昭和五四年二月法律七号〕、四・一四・一六・一八項：一部改正〔昭和五七年七月法律六六号〕、一四・一五項：一部改正〔昭和五八年二月法律八二号〕、四・五項：六項の見出・六・一〇項：一部改正・一一・一四項：削除、旧一二・一三項：一部改正し二項ずつ繰上、旧一五項：一部改正し三項に繰上、旧一六・一二項：二項ずつ繰上〔昭和六〇年二月法律一〇六号〕、一三項の見出・一三項：一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、四項の見出・四・五項・六項の見出・六項・一〇項の見出・一〇一・一二・一六項：一部改正〔平成九年五月法律四八号〕、六項：一部改正〔平成二年三月法律三三号〕

委任 一 二項の「政令」(本法施行令の一部を改正する政令(昭和四十八年九月政令二八五号)附則二項・三項、一二項の「政令」(同附則八項・九項、一九項の「政令」(同附則四項)七項

国家公務員共済組
合法 国家公務員
共済組合法の長期
給付に関する施行
法 附則 (昭和四十九年六月二五日 法律第九四号、抄)

最近改正 昭和六〇年二月二七日 法律第一〇五号

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条国家公務員共済組合法(「中略」)第百二十六条の四の次に一条を加える改正規定(「中略」)並びに附則第六条、附則第十一条及び附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

本条…全部改正(昭和四十九年六月法律一〇〇号)

(退職年金等の額に関する経過措置)

第三条 改正後の法第七十六条第二項、第七十六条の二、第七十六条の三、第七十八条、第七十九条第三項から第六項まで、第八十二条から第八十二条の三まで、第八十三条第六項、第八十四条、第八十五条第四項から第八項まで、第八十八条から第八十八条の四まで(「中略」)並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)(「中略」)第十三条第一項から第三項まで、「中略」第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十五條第一項、第二十六條第二項、第三十一條の二(同法第三十二條第二項において準用する場合を含む。)(「中略」)改正後の法

法律 私立学校教職員共済法 附則(昭四九)

八十八条の三の規定に係る部分に限る。)(「中略」)の規定は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和四十九年九月分以後適用する。

2 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

3 改正後の法第七十九条の二第四項の規定は、昭和四十九年八月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年九月分以後適用する。

一・三項…一部改正(昭和四十九年六月法律一〇〇号)

(障害年金と障害補償年金との調整に関する経過措置)

第四条 改正後の法第八十六条第二項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

見出…一部改正(昭和五十七年七月法律六六号)

(任意継続組合員に関する経過措置)

第六条 改正後の法第二百六条の五の規定は、附則第一条ただし書に規定する日(「私学共済組合にあつては昭和四十九年六月二十七日」)以後に組合員の資格を喪失した者について適用する。

本条…一部改正(昭和四十九年六月法律一〇〇号)

(政令への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、「中略」その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭四九）

二二四

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の附則（昭和四十九年六月二十七日 法律第九九号）改定に関する法律等の一部を改正する法律

最近改正 昭和六〇年二月二十七日 法律第一〇六号

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の改正規定（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十六条の五の規定を準用する部分に限る。）及び私立学校教職員共済組合法第二十五条の二の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

- 2 私立学校教職員共済組合がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定の例による。

- 3 施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の

資格を有する者（昭和四十九年九月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が三万六千円以下である者又は二十二万円である者（給与月額が二十二万五千円未満である者を除く。）の同月の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

- 4 昭和四十九年十月一日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で附則第二項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

- 5 施行日前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という。）第四条の規定による改正前の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百四号。以下「法律第四百四号」という。）附則において準用する場合を含む。）の規定による給付については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

(平均標準給与に関する経過措置)

6 改正後の法第二十三条の規定は、施行日前に給付事由が生じた年金たる給付についても、同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる平均標準給与について適用する。

7 施行日前に給付事由が生じた年金たる給付の同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる平均標準給与につき改正後の法第二十三条の規定により算定した平均標準給与の額が改正前の法第二十三条の規定により算定した平均標準給与の額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その額を改正後の法第二十三条の規定により算定した平均標準給与とみなす。

8 前項の規定は、当分の間、施行日以後に給付事由が生じた長期給付(同日以後に給付事由が生じた返還一時金及び死亡一時金で、同日前に退職した組合員に係るものを除く。)の算定の基礎となる平均標準給与について準用する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

9 第三条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項、第九項、第十一項及び第十二項の規定(附則第八項、第九項及び第十一項の規定を第四条の規定による改正後の法律第四百十号附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付について、昭和四十九年九月分以後適用する。この場合において、第三

条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「二百九十四万円」とあるのは、「二百六十四万円(昭和四十八年九月三十日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、二百二十万円)」と読み替えるものとする。

10 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

(昭和四十九年九月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の額の最低保障)

11 施行日以後に退職(死亡を含む。)をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年(法律第四百十号附則第六項の規定に該当する場合にあつては、十五年。以下「退職年金の最短期年限」という。)に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が十年以上のものに係る年金(イに掲げる

年金を除く。）及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で障害年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十二万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で障害年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で障害年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 二十四万二千二百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 十六万八千八百円

ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が

受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 十二万六千六百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 八万四千四百円

12 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

13 附則第五項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

一項…一部改正・三項…追加・旧二項の見出し…一部改正・旧三・八・四項…一部改正し一項ずつ繰下・旧四・七・九・一三項…一項ずつ繰下（昭和四九年六月法律一〇〇号）、一一項…削除・旧一二・一五項…一項ずつ繰上（昭和五一年六月法律五四号）、一一項…一部改正（昭和五七年七月法律六六号）、一三項…削除・旧一四項…一三項に繰上（昭和六〇年二月法律一〇六号）

委任 一〇項の「政令」ハ本法施行令等の一部を改正する政令（昭和四九年八月政令三〇七号）附則三項、一三項の「政令」ハなし

恩給法等の一部を
改正する法律等の
一部を改正する法
律

則 「昭和四十九年六月二十七日 法律第一〇〇号」

この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十四年度以
後における私立学
校教職員共済組合
からの年金の額の
改定に関する法律
等の一部を改正す
る法律

附 則 「昭和五〇年七月四日 法律第五三号」

最近改正 昭和五十七年七月一日 法律第六六号

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。ただし、第四条の規定は昭和五十一年一月一日から、附則第三項の規定は公布の日から施行する。

(端数計算に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第一条から第一条の六まで、第二条から第二条の六まで、第五条及び第五条の二の規定により年金額を改定する場合においては、同法第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(標準給与に関する経過措置)

- 3 私立学校教職員共済組合がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭四九―昭五〇）

共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定の例による。

- 4 施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和五十年八月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が四万八千円以下である者又は二十三万円以上である者（給与月額が二十三万五千円未満である者を除く。）の同月及び同年九月の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

- 5 施行日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で附則第三項の規定の適用を受けないものは、昭和五十年十月一日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い)

- 6 施行日前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

（昭和三十六年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という。昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百四号。以下「法律第四百四号」という。）附則において準用する場合を含む。）の規定による給付については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

（退職年金等の額に関する経過措置）

7 第三条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項の規定（法律第四百四号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和四十九年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「三百七十二万円」とあるのは、「二百九十四万円（昭和四十九年八月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、二百六十四万円）」と読み替えるものとする。

8 第四条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項の規定（法律第四百四号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年一月一日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年一月分以後適用する。この場合において、第四条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「三百七十二万円」とあるのは、「三百

七十二万円（昭和四十九年八月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては二百六十四万円、同年九月一日から昭和五十年七月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付にあつては二百九十四万円）」と読み替えるものとする。

（昭和五十年八月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障）

9 施行日以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金

次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年（法律第四百十号附則第六項の規定に該当する場合にあつては、十五年。以下「退職年金の最短期間」という。）に達しているものに係る年金 四十万円

ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が十年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算

の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で障害年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で障害年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で障害年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十一万円

ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭五〇）

受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 十五万七千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十万五千円

10 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

11 附則第六項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

九項…一部改正〔昭和五十七年七月法律六十六号〕

委任 一 一項の「政令」ニなし

学校教育法の一部 附 則 〔昭和五〇年七月二一日 法律第五十九号 抄〕を改正する法律

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日〔昭和五一年一月二一日〕から施行する。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭五〇―昭五一）

二三〇

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律 附則（昭和五〇年七月二日 法律第六二号、抄）

最近改正 平成三年二月二四日 法律第一二二号

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。〔後略〕

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法の長期附則（昭和五〇年二月二〇日 法律第七九号、抄）
給付に関する施行法

最近改正 昭和五十七年七月一六日 法律第六六号

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 〔略〕

第二条 第二条の規定によつた場合の年金額の改定等に関する経過措置（障害の程度が変わつた場合の年金額の改定等に関する経過措置）

正後の法」という。）第八十三条第三項及び第八十五条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に障害年金を受ける権利を有する者が国家公務員共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態に該当しなくなつた場合について適用する。

見出・本条…一部改正（昭和五十七年七月法律六六号）

（職務加算等の期間を有する者等に関する経過措置）

第五条 改正後の施行法第十一条第三項から第五項まで及び第七項から

第九項まで、〔中略〕第二十二條第三項、第四項及び第六項、第三十一條第三項から第八項まで、第三十一條の二、第三十二條〔中略〕の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、〔中略〕その他

この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

国家公務員災害補償法等の一部を改附 則（昭和五一年五月二六日 法律第三一号、抄）
正する法律

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。〔後略〕

2 〔略〕

労働者災害補償保険法等の一部を改附 則（昭和五一年五月二七日 法律第三二号、抄）
正する法律

最近改正 昭和五十七年七月一六日 法律第六六号

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。〔後略〕

2 〔略〕

（私立学校教職員共済組合法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十條 附則第十六條の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による職務による障害年金、附則第十七條の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による職務による障害年金又は前條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による業務による障害年金のうち施行日の前日までの間に係る分については、なお従前の例による。

本条…一部改正〔昭和五十七年七月法律六六号〕

国家公務員共済組
合法、国家公務員
共済組合法の長期附則〔昭和五十一年六月三日 法律第五二号、抄〕
給付に関する施行
法

最近改正 昭和六〇年二月二七日 法律第一〇五号

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 〔略〕

二 第二条中国国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書、第七十六条の二、第七十八条第二項から第四項まで、第七十九条第四項及び第五項、第七十九条の二第三項第一号、第八十二条、第八十二条の二、第八十五条第四項から第八項まで、第八十八条の二第一号、第八十八条の三第一項並びに第八十八条の四第一項及び第二項第二号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに〔中略〕別表第三の改正規定、第三条中国国家公務員共済組合法の長期給

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭五一）

付に関する施行法〔中略〕第十三条第二項及び第三十二条の三第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定〔中略〕並びに附則第二条の規定 昭和五十一年八月一日

三 第二条中国国家公務員共済組合法〔中略〕、第二条〔中略〕第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十五条、第七十二条第一項、第七十四条、第八十一条第一項第二号及び第二項、第八十三条第五項並びに第八十七条第一項及び第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第八十八条第三号及び第九十二条の見出しの改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第九十三条第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに別表第二の二の改正規定〔中略〕並びに附則第三条から附則第五条までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲以内において政令で定める日

〔八一条二項の改正規定及び附則三条二項の規定を除く部分は、昭和五十一年九月政令二五七号により、昭和五一・一〇・一から施行・八一条二項の改正規定及び附則三条二項の規定は、昭和五十二年七月政令二四四号により、昭和五二・八・一から施行〕

（退職年金等の額に関する経過措置）

第二條 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第七十六条第二項ただし書き、第七十六条の二、第七十八条第二項から第四項まで、第七十九条第四項及び第五項、第八十二条、第八十二条の二、第八十五条第四項から第八項まで、第八十八条の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭五一）

四、第八十八条の五〔中略〕並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）、〔中略〕第十三条第二項、第三十二条の三第一項、第三十二条の四〔中略〕の規定は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

2 改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定は、昭和五十年四月一日から昭和五十一年七月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

（他の公約年金制度から遺族年金が支給される場合の経過措置）

第四条 改正後の法第九十二条の二の規定は、附則第一条第三号に定める日の前日において現に第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

本条：一部改正（昭和六〇年二月法律一〇五号）

（通算遺族年金に関する経過措置）

第五条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号）附則第十九条第一項又は第二項に規定する者は、改正後の法第九十二条の三の規定の適用については、改正後の法第七十九条の二第二項第一号に該当するものとみなす。

（任意継続組合員に関する経過措置）

第八条 改正後の法第二百六条の五第一項の規定は、施行日以後に退職した組合員であつた者について適用し、施行日前に退職した組合員であつた者については、なお従前の例による。

（長期在職者の老齢加算等に関する経過措置）

第九条 改正後の施行法〔中略〕第二十二条第二項、第三十一条第二項及び第三項〔中略〕の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

（政令への委任）

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の附則

附則（昭和五十一年六月三日 法律第五十四号 抄）

改定に関する法律等の一部を改正する法律

最近改正 昭和五十七年七月一六日 法律第六六号

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第四条及び第六条の規定 昭和五十一年八月一日

二 第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の表の改正規定、第三条中私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七項の改正規定及び第五条の規定 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十二

号)の公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔二条中私立学校教職員共済組合法二五条の表の改正規定のうち八一条二項の項の改正に係る部分を除く部分は、昭和五十一年九月政令二六一号により、昭和五一・一〇・一から施行・二条中私立学校教職員共済組合法二五条の表の改正規定のうち八一条二項の項の改正に係る部分は、昭和五十二年七月政令二四六号により、昭和五二・八・一から施行〕

(標準給与に関する経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十一年七月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が六万円以下である者(給与月額が五万九千円以上である者を除く。)又は三十一万円である者(給与月額が三十一万五千円未満である者を除く。)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額をこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

3 施行日前にこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十二条第五項の規定により標準給与が定められた組合員で昭和五十一年度と同条第二項の規定の適用を受けられないものは、昭和五十一年十月一日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正

正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

(端数処理に関する経過措置)

4 改正後の法第二十四条の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う退職給付、障害給付又は遺族給付の額の決定又は改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行うこれらの給付の額の決定又は改定については、なお従前の例による。

(退職年金等の額に関する経過措置)

5 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という。)附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百号)附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和五十年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「四百八万円」とあるのは、「三百七十二万円(昭和五十年七月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、二百九十四万円)」と読み替えるものとする。

(昭和五十一年七月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障)

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭五一―昭五二）

二三四

6 当分の間、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四條の六及び第五條の規定は、施行日以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る年金について準用する。この場合において、同法第四條の六第一項第三号中「遺族年金」とあるのは、

「遺族年金（新法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第九十二條の二の規定の適用を受けるものを除く。）」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

7 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に

関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

四項…一部改正（昭和五七年七月法律六六号）

委任 七項の「政令」ニナシ

国家公務員共済組
合法 附則〔昭和五一年六月五日 法律第六二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。〔後略〕

国家公務員共済組
合法 附則〔昭和五二年六月七日 法律第六四号、抄〕

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

2 〔略〕

（政令への委任）

第七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の附則〔昭和五二年六月七日 法律第六六号、抄〕

等の一部を改正する法律

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二條第一項の規定、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「改正後の法律第四百十号」という。）附則第八項の規定、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百四号。以下「法律第四百四号」という。）附則第十一項の規定〔中略〕は、昭和五十二年四月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十二年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において

同じ。)までの標準給与のうち、その月額が六万四千円以下である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が六万三千円以上であるものを除く。)又は三十四万円である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が三十四万五千円未満であるものを除く。)は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十二年九月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)

5 附則第三項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十二年四月分以後の掛金について行うものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(退職年金等の額に関する経過措置)

6 改正後の法律第四百十号附則第八項(法律第四百号附則第十項において準用する場合を含む。)及びこの法律による改正後の法律第四百号附則第十一項の規定は、昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後

の法律第四百十号附則第八項第一号中「四百三十二万円」とあるのは、「四百八万円(昭和五十一年六月三十日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、三百七十二万円)」と読み替えるものとする。

(昭和五十二年四月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障)

7 当分の間、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四条の七及び第五条の規定は、昭和五十二年四月一日以後に退職(死亡を含む。)をした組合員に係る年金について準用する。

(政令への委任)

8 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

委任 八項の「政令」ニなし

国家公務員共済組
合法
附則(昭和五十二年二月二十六日法律第八六号、抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年一月一日から施行する。〔後略〕

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の日前に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十六条第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金の支給期間については、なお従前の例による。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭五三）

二二六

国家公務員共済組
合法、国家公務員
共済組合法の長期
給付に関する施行
法

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中国国家公務員共済組合法第八十八条の五第一項の改正規定及び第三条中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正規定〔中略〕並びに次条及び附則第四条の規定は、昭和五十三年六月一日から施行する。

2 「略」

（遺族年金に係る加算に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法〔中略〕第八十八条の五第一項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

（長期在職者の老齢加算等に関する経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法〔中略〕第十一条第二項から第七項まで、〔中略〕第二十二條第二項から第五項まで、第三十一条第二項から第六項まで、第三十一条の二〔中略〕の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の附則
改定に関する法律等の一部を改正する法律
則〔昭和五十三年五月三十一日 法律第六〇号、抄〕

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、〔中略〕第四条、附則第三項及び附則第八項の規定は、昭和五十三年六月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という。）附則第八項の規定及び附則第九項の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

（旧法の規定による遺族年金等に係る加算に関する経過措置）

3 第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。）第五条第一項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付について、同年六月分以後適用する。

（標準給与に関する経過措置）

4 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十三年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が六万八千円以下である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が六万七千円以上であるものを除く。）又は三十六万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が三十六万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

5 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十三年九月までの各月の標準給与とする。

（掛金に関する経過措置）

6 附則第四項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十三年四月分以後の掛金について行うものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（退職年金等の額に関する経過措置）

7 第三条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年

金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百四号。以下「法律第四百四号」という。）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百三十二万円」と読み替えるものとする。

8 第四条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項の規定（法律第四百四号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年五月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「四百五十六万円」とあるのは、「四百五十六万円（昭和五十三年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、四百三十二万円）」と読み替えるものとする。

（昭和五十三年四月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障）

9 当分の間、改正後の年金額改定法第四条の八及び第五条の規定は、昭和五十三年四月一日（改正後の年金額改定法第五条の規定については、同年六月一日）以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る年金について準用する。

（政令への委任）

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

委任 一〇項の「政令」はなし

国家公務員共済組
合法 国家公務員
共済組合法の長期附則（昭和五四年二月二八日 法律第七二号、抄）
給付に関する施行
法

最近改正 昭和六〇年二月二七日 法律第一〇五号

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」第二条中国国家公務員共済組合法「中略」第八十八条の五
第一項の改正規定、「中略」第三条中国国家公務員共済組合法の長期
給付に関する施行法第十一条第二項、第四項、第六項及び第七項、
第二十二條第二項、第三項及び第五項、第三十一條第二項から第五
項まで、「中略」の規定並びに次項、附則第八条「中略」第十六
条、「中略」第二十二條「中略」の規定 公布の日

二 第二条中国国家公務員共済組合法第七十七条第二項及び第三項並び
に第七十九条第一項、第二項及び第六項の改正規定、同法第七十九
条の第三項から第七項までの改正規定（同条第七項後段を削り、
同項を同条第六項とする部分に限る。）、同法第八十九条の改正規

定、同法附則第十二条の次に六条を加える改正規定（同法附則第十二条の四から第十二条の六までに係る部分に限る。）並びに「中略」附則第三条の規定 昭和五十五年七月一日

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 「略」

二 「前略」改正後の法第八十八条の五第一項の規定、改正後の施行法第十一条第二項及び第六項、第二十二條第二項及び第五項、第三十一條第二項及び第四項「中略」の規定並びに附則第八条及び第十六条第一項の規定 昭和五十四年六月一日

三 「前略」改正後の施行法第十一条第四項及び第七項、第二十二條第三項、第三十一條第三項及び第五項「中略」の規定並びに附則第十六条第二項「中略」の規定 昭和五十四年十月一日

（退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の特例等に関する経過措置）

第二条 改正後の法附則第十二条の三の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

2 改正後の施行法第十三条第二項、第二十三條第一項、「中略」第三十二條の三「中略」の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

見出：一部改正（昭和五十七年法律六十六号）
（退職年金等の支給開始年齢等に関する経過措置）

第三条 改正後の法第七十七条第二項及び第三項、第七十九条第一項、

第二項及び第六項、第八十九条並びに附則第十二条の四から第十二条の六まで〔中略〕の規定は、昭和五十五年七月一日以後に退職年金、遺族年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、同日前に退職年金、遺族年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつた者については、なお従前の例による。

本条…一部改正(昭和五十七年七月法律六六号)

(退職年金等の停止に関する経過措置)

第四条 改正後の法第七十七条第四項から第六項までの規定(改正後の法第七十九条第三項において準用する場合を含む。)並びに改正後の施行法第十七条の二〔中略〕、第十八条〔中略〕の規定は、施行日以後に退職年金を受ける権利を有することとなつた者について適用する。

本条…一部改正(昭和五十六年五月法律五五号・六〇年二月一〇五号)

(通算退職年金等に関する経過措置)

第五条 改正後の法第七十九条の二及び第九十二条の三の規定は、施行日以後の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定について適用し、施行日前の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定については、なお従前の例による。

2 施行日前に給付事由が生じた障害年金を受ける権利の基礎となつた組合員期間は、改正後の法第七十九条の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

3 通算退職年金又は通算遺族年金の額を算定する場合における第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前の法」と

法律 私立学校教職員共済法 附則(昭五四)

いう。)第八十条第三項の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされた給付を含む。)の支給を受けた者、障害年金を受ける権利を施行日以後において有する者となつたことにより改正前の法第八十条の二の規定による返還一時金の支給を受けた者又は改正前の法第八十条の三の規定による返還一時金の支給を受けた者に係るこれらの一時金の基礎となつた組合員期間については、なお従前の例による。

二・三項…一部改正(昭和五十七年七月法律六六号)

(脱退一時金等に関する経過措置)

第六条 改正後の法第八十条の規定による脱退一時金及び改正後の法附則第十二条の七の規定による特例死亡一時金は、施行日前の退職に係る退職一時金の基礎となつた組合員期間については、支給しない。

(退職一時金等に関する経過措置)

第七条 施行日前に給付事由が生じた一時金である長期給付については、なお従前の例による。

二・三項…一部改正(昭和五十七年七月法律六六号)、二・四項…削除(昭和六〇年二月法律一〇五号)

(遺族年金に係る加算に関する経過措置)

第八条 改正後の法第八十八条の五第一項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)

第十六条 改正後の施行法第十一条第二項及び第六項、第二十二條第二項及び第五項、第三十一条第二項及び第四項〔中略〕の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭五四）

二四〇

六月分以後適用する。

- 2 改正後の施行法第十一条第四項及び第七項、第二十二條第三項、第三十一條第三項及び第五項「中略」の規定は、昭和五十四年九月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十月分以後適用する。

（退職年金等の最低保障の特例に関する経過措置）

- 第十七條 改正後の施行法第十三條の二、第二十四條の二「中略」の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

（政令への委任）

- 第二十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の附則

附則（昭和五十四年二月二十八日法律第七四号、抄）

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第二条第一項、第四条の六第一項、第六条第三項及び第六条の六第四項の改正規定、第二条中私立学校教職員共

済組合法第十七条第二項ただし書、第二十五条及び第四十八条の二の改正規定並びに第五条、第六条、附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和五十五年一月一日から施行する。

- 2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という。）附則第八項の規定及び附則第十項の規定は昭和五十四年四月一日から、第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。）第五条の規定及び第四条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項の規定は昭和五十四年六月一日から適用する。

（国家公務員共済組合法の準用に関する経過措置）

- 3 昭和五十五年一月一日から同年六月三十日までの間は、改正後の法第二十五条第一項中「附則第十二條の三から第十二條の七まで」とあるのは、「附則第十二條の三及び附則第十二條の七」とする。

（旧法の規定による遺族年金等に係る加算に関する経過措置）

- 4 改正後の年金額改定法第五条第一項の規定は、昭和五十四年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分

以後適用する。

（標準給与に関する経過措置）

- 5 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十四年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が六万八千円以下である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が六万七千五百円以上であるものを除く。）又は三十八万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が三十八万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

- 6 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十五年九月までの各月の標準給与とする。

- 7 附則第五項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

- 8 第三条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年

金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百四号。以下「法律第四百四号」という。）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百四十号附則第八項第一号中「四百六十八万円」とあるのは、「四百五十六万円」と読み替えるものとする。

- 9 第四条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項の規定（法律第四百四号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年五月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年六月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「四百六十八万円」とあるのは、「四百六十八万円（昭和五十四年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、四百五十六万円）」と読み替えるものとする。

- （昭和五十四年四月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障）

- 10 改正後の年金額改定法第四条の九及び第五条の規定は、昭和五十四年四月一日から同年十一月三十日までの間に退職（死亡を含む。以下この項において同じ。）をした組合員に係る年金について準用する。この場合において、同年四月一日から同年五月三十

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭五五）

一日までの間に退職をした組合員に係る年金についての改正後の年金額改定法第五条第一項の規定の準用については、同項第一号中「六万円」とあるのは「四万八千円」と、同項第二号中「八万四千円」とあるのは「七万二千元」と、同項第三号中「四万八千円」とあるのは「三万六千円」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

（通算年金通則法の一部改正に伴う経過措置）

13 昭和五十五年一月一日前に退職した者に係る通算対象期間について、なお従前の例による。

委任 一 一項の「政令」はなし

国家公務員共済組
合法の長期給付に附則（昭和五十五年五月三十一日 法律第七四号、抄）
関する施行法

最近改正 昭和五十七年七月一日 法律第六六号

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

一〇三 〔略〕

2 〔前略〕、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十三条

の二、第二十四条の二第一項、〔中略〕並びに〔中略〕附則第四条〔中略〕の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

一項…一部改正〔昭和五五年一〇月法律八号〕

（長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第四条 改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項〔中略〕の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金及び障害年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は障害年金について改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項〔中略〕の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金については、改正後の施行法第十三条の二中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」とし、改正後の施行法第二十四条の二第一項中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」と〔中略〕する。

一・二項…一部改正〔昭和五十七年七月法律六六号〕

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

附 則 〔昭和五十五年五月三十一日 法律第七五号〕

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第五号第一項第一号から第三号までの改正規定は昭和五十五年八月一日から、同条第一項の次に二項を加える改正規定は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）第一条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六十五条の次に一条を加える改正規定の施行の日〔昭和五十五年一〇月三十一日〕から施行する。

- 2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」という。）附則第八項の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

- 3 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十五年四月から施行日の属する月（施行日がある属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が七万二千円以下であ

る標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が七万五百円以上であるものを除く。）又は三十九万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が三十九万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

- 4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十五年九月までの各月の標準給与とする。

- 5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

- 6 改正後の法律第百四十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百九十二万円」とあるのは、「四百六十八万円」と読み替えるものとする。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭五五）

（政令への委任）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

委任 七項の「政令」はなし

国家公務員共済組
合法、国家公務員
共済組合法の長期附則
給付に関する施行
法

〔昭和五五年一月二六日 法律第八八号〕

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）の規定、第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定〔中略〕並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

3 改正後の法の規定（改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定を除く。）及び改正後の施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

4 改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給

付についても、同年六月分以後適用する。

健康保険法等の一 附 則 「昭和五五年一月二〇日 法律第一〇八号、
部を改正する法律 抄」

最近改正 昭和五十七年七月一六日 法律第六六号

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和五六年二月政令一三号により、昭和五六・三・一から施行〕

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の日前の療養に係る前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十条の二の規定に基づく高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に障害年金又は障害一時金の支給を受けることとなったときについて適用し、同日前に障害年金又は障害一時金の支給を受けることとなったときについては、なお従前の例による。

3 組合員又は組合員であつた者の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気であつて、療養の給付又は療養費の支給開始後この法律の施行の日前に三年を経過したものに関する傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

二項…一部改正〔昭和五十七年七月法律第六六号〕

国家公務員共済組
合法、国家公務員
共済組合法の長期附則（昭和五十六年五月三〇日 法律第五五号、抄）
給付に関する施行
法

最近改正 昭和五十七年七月一六日 法律第六六号

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第八十八条の五第一項、第八十八条の六〔中略〕の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定並びに附則第三条第二項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

（遺族の範囲に関する経過措置）

第二条 改正後の法第二条の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（遺族年金に係る加算に関する経過措置）

第三条 改正後の法第八十八条の五第一項及び第八十八条の六の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間のいずれかの日において国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定による加算が行われている遺族年金（その全額の支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。）を受ける妻が、同日において

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭五六）

改正後の法第八十八条の六に規定する政令で定める給付（その全額の支給を停止されている給付を除く。以下この項において「公的年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、同条中「同項の規定による加算」とあるのは、「同項の規定により当該遺族年金に加算されるべき額のうち昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第五十五号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定により当該遺族年金に加算されるべき額を超える部分に相当する金額の加算」として、同条の規定を適用する。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される公的年金給付がその全額の支給を停止されるに至ったときは、この限りでない。

（長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第五条 改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項〔中略〕の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金及び障害年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十六年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は障害年金について改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項〔中略〕の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金については、改正後の施行法第十三条の二中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、改正後の施行法第二十四条の二第一項中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、「五十六万八千八百円」とあるのは「五十五万二百円」と〔中略〕する。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭五六）

一・二項…一部改正昭和五十七年七月法律第六号」

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の附則
改定に関する法律
等の一部を改正する法律

附則 「昭和五十六年五月三〇日 法律第五十六号」

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「改正後の法律第四百十号」という。）附則第八項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十六年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において

同じ。）までの標準給与のうち、その月額が六万九千円である標準給与又は四十一万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十一万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十六年九月までの各月の標準給与とする。

5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

6 改正後の法律第四百十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「五百四万円」とあるのは、「四百九十二万円」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

委任 七項の「政令」になし

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

附則 [昭和五十六年六月九日 法律第七三号、抄]

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、「中略」附則「中略」第十六条から第三十二条までの規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 [略]

国家公務員共済組合法の長期給付に附則 [昭和五十七年五月二五日 法律第五六号、抄] 関する施行法

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 「前略」第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（附則第三条において「改正後の施行法」という。）の規定は同年五月一日から適用する。

（長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭五六―昭五七）

第三条 改正後の施行法の規定は、昭和五十七年四月三十日以前に給付

事由が生じた給付についても、同年五月分以後適用する。

2 [略]

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

障害に関する用語の整理に関する法律 附則 [昭和五十七年七月一六日 法律第六六号]

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

附則 [昭和五十七年七月二〇日 法律第六八号]

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「改正後の法律第四百十号」という。）附則第八項第一号の規定は昭和五十七年四月一日から、同項第二号の規定は同年五月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

- 3 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十七年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が七万二千円である標準給与、七万六千円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が七万五千五百円以上であるものを除く。）又は四十二万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十二万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

- 4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十七年九月までの各月の標準給与とする。

- 5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

- 6 改正後の法律第四百十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する

る法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十六年四月一日から昭和五十七年四月三十日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年五月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「五百二十八万円」とあるのは、「五百二十八万円（昭和五十七年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、五百四万円）」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

- 7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

委任 七項の「政令」はなし

国民年金法の一部 附 則 「昭和五十七年八月一三日 法律第七九号、抄」を改正する法律

（施行期日等）

- 第一条 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。ただし、「中略」附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

- 2 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第二十二条の二の規定及び附則第五条の規定は、昭和五十七年七月一日「中略」から適用する。

(年金額の改定措置の特例)

- 第五条 法律第九十二号附則第二十二条第一項に規定する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付〔中略〕については、政府は、昭和五十六年度の同項に規定する物価指数が昭和五十五年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、その上昇した比率を基準として、昭和五十七年七月(国民年金法による年金たる給付にあつては、同年八月)以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定による措置は、政令で定める。
- 3 前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二条第一項〔中略〕の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。
- 4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。
- 五 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額を改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四
- 法律 私立学校教職員共済法 附則(昭五七―昭五九)

十九年法律第九十九号) 附則第十三項

老人保健法 附 則 [昭和五十七年八月一七日 法律第八〇号、抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔昭和五十七年一月政令二九二号により、昭和五八・二・一から施行〕

国家公務員及び公
共企業体職員に係
る共済組合制度の
統合等を図るため
の国家公務員共済
組合法等の一部を
改正する法律 附 則 [昭和五十八年二月三日 法律第八二号、抄]

最近改正 平成八年六月一四日 法律第八二号

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。〔後略〕

国家公務員等共済
組合法の長期給付附則 [昭和五十九年五月二三日 法律第三五号、抄]
に関する施行法

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 〔略〕

(六十五歳以上の者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三条 改正後の施行法の規定は、昭和五十九年二月二十九日以前に給付事由が生じた給付についても、同年三月分以後適用する。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭五九）

二五〇

2 「略」

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の附

則（昭和五十九年五月二五日 法律第四三号）

改定に関する法律等の一部を改正する法律

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「改正後の法律第四百十号」という。）附則第八項第二号の規定は昭和五十九年三月一日から、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二條第一項の規定及び改正後の法律第四百十号附則第八項第一号の規定は同年四月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和五十九年四月から施行日の属する月（施行日がそ

の属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が八万円以下である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が七万八千五百円以上であるものを除く。）又は四十四万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十四万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十九年九月までの各月の標準給与とする。

5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

6 改正後の法律第四百十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十八年四月一日から昭和五十九年二月二十九日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年三月分以後適用する。この場合におい

て、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「五百四十万円」とあるのは、「五百二十八万円」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

委任 七項の「政令」はなし

国家公務員等共済組合法 附則〔昭和五十九年八月一〇日法律第七一号、抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。〔後略〕

健康保険法等の一部を改正する法律 附則〔昭和五十九年八月一四日法律第七七号、抄〕

最近改正 平成一四年八月二日法律第一〇二号

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、「中略」附則第四十六条中国国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十二条の改正規定「中略」は昭和六十年四月一日から「中略」施行する。

〔昭和五十九年九月政令二六七号により、昭和五九・一〇・一から施行〕

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭五九）

第四十七条 国家公務員共済組合法第五十五条の第三項第一号に規定する特定療養費の割合は、同号の規定にかかわらず、附則第四條第一項の厚生大臣の告示する日までの間は百分の九十とする。

2 附則第四條第一項及び前項の規定は、国家公務員共済組合法附則第十二條第三項に規定する特例退職組合員については、適用しない。

3 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係るこの法律による改正前の国家公務員等共済組合法の規定による高額療養費又は家族高額療養費の支給については、なお従前の例による。

4 改正後の法第六十六条第五項及び第六項の規定は、傷病手当金を受けるべき者であつて、同一の病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣について施行日以後に障害年金又は障害一時金の支給を受けることができることとなつたものについて適用する。

一・二項：一部改正〔平成六年六月法律五六号附則第二七条〕、見出：一・四項：一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

旧六四條…繰上〔平成一四年八月法律一〇二号〕
委任 「政令」はなし

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

国民年金法等の一附則 則「昭和六〇年五月一日法律第三四号、抄」部を改正する法律

最近改正 平成九年五月九日 法律第四八号

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日「中略」から施行する。「後略」

（国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百三十六条 国家公務員等共済組合法附則第十三条の三第二項の規定の適用については、昭和六十年三月三十一日から施行日の前日までの間に船員保険の被保険者となつた者は、当該船員保険の被保険者となつた日において厚生年金保険の被保険者となつたものとみなし、その者が施行日前に船員保険の被保険者の資格を喪失したときは、当該被保険者の資格の喪失は、厚生年金保険の被保険者の資格の喪失とみなす。

本条…一部改正（昭和六〇年二月法律第一〇五号）

国家公務員等共済組合法の長期給付附則「昭和六〇年六月七日法律第四九号、抄」に関する施行法

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 「前略」第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

（六十五歳以上の者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第三条 改正後の施行法の規定は、昭和六十年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和六十年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員等共済組合法第八十一条第一号又は第八十八条第一号の規定による年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第一の規定を適用する場合合には、同年四月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千元」と、同条第二項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千元」と、「百三十四万四千円」とあるのは「百三十一万九千元」と、同表中「三、八四九、八〇〇円」とあるのは「三、八一九、八〇〇円」と、「二、六一八、八〇〇円」とあるのは「二、五九三、八〇〇円」と、「一、八二一、八〇〇円」とあるのは「一、八〇一、八〇〇円」とする。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の附則「昭和六〇年六月二五日法律第七九号」改定に関する法律等の一部を改正する法律

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第二十二条第一項の規定及び第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正す

る法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「改正後の法律第四百十号」という。）附則第八項の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

（標準給与に関する経過措置）

3 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に組合員であつた者の昭和六十年四月から施行日の属する月（施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。）までの標準給与のうち、その月額が七万七千円である標準給与又は四十五万円である標準給与（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十五万五千円未満であるものを除く。）は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法律第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和六十年九月までの各月の標準給与とする。

5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

（退職年金等の額に関する経過措置）

6 改正後の法律第四百十号附則第八項の規定（昭和四十四年度以

後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四百号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「五百五十二万円」とあるのは、「五百四十万円」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法の附則（昭和六〇年二月二七日法律第一〇五号、抄）
長期給付に関する
施行法 国民年金
法

最近改正 令和二年六月五日 法律第四〇三号

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（用語の定義）

第二条 この条から附則第六十六条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新共済法 第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

二五四

をいう。

二 旧共済法 第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。

三 新施行法 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

四 旧施行法 第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

五 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金 それぞれ旧共済法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金をいい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

六 旧共済法による年金 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、

障害年金、遺族年金及び通算遺族年金をいい、他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。

七 削除

八 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下附則第六十条までにおいて「共済法」という。）の規定による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

九 共済法による年金 退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金をいう。

十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下附

則第六十六条までにおいて「国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号。以下附則第六十六条までにおいて「新国民年金法」という。）の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

本条…一部改正（平成元年・二月法律九三号・六年・一月九号・八年六月八二号・一一年・二月一六〇号・一六年六月一三〇号）

（施行日前に給付事由が生じた給付に関する一般的経過措置）

第三条 別段の定めがあるもののほか、新共済法及び新施行法の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2

施行日前の組合員である間の通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五号）第七条第一項第三号の「通勤をいう。」）により

十六年法律第百九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。）により生じた病気（以下「傷病」という。）により障害の状態にある者又は死亡した者に係る共済法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下附則第六十六条までにおいて「施行法」という。）の障害共済年金若しくは障害一時金又は遺族共済年金に関する規定の適用については、その者は当該通勤による傷病によらないで障害の状態になり、又は死亡したものとみなす。

二項…一部改正（平成八年六月法律八二号）

(短期給付に関する経過措置)

第四条

2 新共済法第六十六条の規定による傷病手当金の支給を受ける者が障害年金を受ける権利を有する場合又は旧共済法による障害一時金の支給を受けることとなった場合における当該傷病手当金の支給及び当該傷病手当金と当該障害年金又は障害一時金の額との調整については、新共済法第六十六条第五項及び第六項の規定にかかわらず、旧共済法第六十六条第五項及び第六項の規定の例による。

(施行日前に退職した者に対する共済法の長期給付に関する規定の適用関係)

第五条 共済法及び施行法の退職共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者についても、適用する。ただし、その者が退職年金若しくは減額退職年金の受給権者若しくは通算退職年金の受給権者で大正十五年四月一日以前に生まれたもの(施行日において組合員である者及び施行日以後に再び組合員となった者を除く。)であるとき、又は昭和三十六年四月一日以後に組合員であつた期間を有しない者であるときは、この限りでない。

2 共済法及び施行法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、組合員である間の傷病により、施行日以後に共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受けることができるときは、この限りでない。

3 共済法及び施行法の遺族共済年金に関する規定は、施行日前に退職

法律 私立学校教職員共済法 附則(昭六〇)

した者が、施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

見出・一―三項…一部改正(平成八年六月法律八二号)

(旧共済法による年金の支給期月等)

第十条 共済法第七十三条第四項の規定は、私立学校教職員共済組合法等の旧共済法による年金

一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号。以下「私学共済改正法」

う。第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法

律第二百四十五号。以下「旧私学共済法」という。)による年金(私学共済改正

法第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法

律(昭和三十六年法律第百四十号。以下「新昭和三十六年改正法」という。)附

則第四項に規定する旧法の規定による年金を除く。以下同じ。)の支給期月に

ついても、適用する。

2 共済法第四十五条及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規

定は、旧私学共済法による年金
旧共済法による年金について準用する。

見出…一部改正・二項…全部改正(平成六年一月法律九八号)・一・二項

…一部改正(平成八年六月法律八二号)・二項…一部改正(平成二年三月

法律二一〇号・一六年六月一三〇号)

第十一条 共済法第七十四条第一項に定めるもののほか、共済法による

(併給の調整の経過措置)

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

二五六

年金の受給権者が^{旧私学共済法による年金}又は国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付（退職共済年金の受給権者にあつては、これらの給付のうち退職又は老齢を給付事由とするものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該共済法による年金は、その支給を停止する。

2 次の各号に掲げる^{旧私学共済法による年金}の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

一 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金又は^{他の法律に基づく共済組合が支給する}地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第

百五十二号）（第十一章を除く。以下この項及び第四項において同

じ。）による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法（昭和

二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付で共済法による年金に相当するもの（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、国民年金等改正法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号。以下附則第六十六条までにおいて「新厚生年金保険法」という。）による年金である保険給付（老

齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。）若しくは新国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給

付並びに国民年金等改正法附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金を除く。）を受けることができるとき。

二 障害年金 共済法による年金である給付又は^{他の法律に基づく共済組合が支給する}地方公務員等共済組

合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で共済法による年金に相当するもの、新厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは新国民年金法による年金である給付（国民年金等改正法附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金を除く。次号において同じ。）を受けることができるとき。

三 遺族年金又は通算遺族年金 共済法による年金である給付又は^{他の法律に基づく共済組合が支給する}地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職

員共済法による年金である給付で共済法による年金に相当するもの、新厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは新国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）を受けることができるとき。

3 共済法第七十四条第三項から第六項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第四項ただし書中「この法

律による年金である給付」とあるのは、「この法律による年金である給付、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第十一条第一項に規定する旧共済法による年金法律第二百四十五号）による年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第四項に規定する旧法の規定による年金を除く。）若しくは旧船員保険法による年金たる保険給付」と読み替えるものとする。

4 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金は、その受給権者（六十歳に達している者に限る。）が遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する

組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金で遺族共済年金に相当するもの若しくは新厚生年金保険法による年金である保険給付で死亡を給付事由とするものの支給を受けることができるときは、第二項の規定にかかわらず、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額の二分の一に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

5 退職共済年金の受給権者が国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるときは、その者が受ける退職共済年金は、前各

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

項、共済法第七十四条、新国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、退職年金とみなし、退職共済年金でないものとみなす。

6 前項の規定により退職年金とみなされた退職共済年金の受給権者が障害年金を受ける権利を有するときは、その者に有利ないずれかの給付を行うものとする。

7 障害年金又は遺族年金若しくは通算遺族年金の受給権者が国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるときは、第二項の規定の適用については、同項第二号及び第三号中「相当するもの」とあるのは、「相当するもの（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）」とする。

三項：一部改正（平成元年「二月法律九三号」、五項：一部改正（平成六年「一月法律九八号」、一―三・五項：一部改正（平成八年六月法律八二号」、二・四項：一部改正（平成九年五月法律四八号」、二・四項：一部改正（平成「三年七月法律一〇一号」、五項：一部改正（平成「六年六月法律一三〇号」）

委任 五項の「政令」は「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」八条三項

（組合員期間等に関する経過措置）

第十二条 施行日前における次に掲げる期間は、共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等（以下「組合員期間等」という。）に算入する。

一 国民年金等改正法附則第八条第一項及び第二項の規定により保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなされた期間のうち組合員期間（旧公企体組合員期間その他の組合員期間とみなされた期間及び

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

組合員期間に算入することとされた期間を含む。以下同じ。）以外の期間

二 国民年金等改正法附則第八条第五項の規定により合算対象期間に算入することとされた期間のうち組合員期間以外の期間

2 前項の規定により組合員期間等に算入することとされた期間の計算に關し必要な事項その他組合員期間等の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

一項：一部改正（平成八年六月法律八二号）

委任 二項の「政令」は「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に關する政令」九条

（退職共済年金等の支給要件の特例）

第十四条 組合員期間等が二十五年未満である者（新昭和三十六年改正法

附則第十項及び第十一項（これらの規定を新昭和三十六年改正法附則第十八項に第一項及び第十三条の五並びに施行法第八条及び第九条（これらの規定において準用する場合を含む。）並びに私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号。以下「昭和六十一年改正政令」という。）第三條の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う文部省關係法令の適用の特別措置等に關する政令（昭和四十七年政令第百六号。以下「新沖繩特別措置令」という。）第三十四條（新沖繩特別措置令第三十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者（以下「特例受給資格を

有する者」という。）を除く。以下この条において同じ。）で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、共済法第八十八條第一項第四号並びに附則第十二條の八第一項、第二項及び第九項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

2 組合員期間等が十年未満である者で大正十五年四月二日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二條第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、共済法第七十六條、附則第十二條の三、第十二條の六の二第一項及び第十三條の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者であるものとみなし、組合員期間等が二十五年未満である者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）で同日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二條第一項各号（第八号から第十一号まで及び第二十号を除く。）のいずれかに該当するときは、共済法第八十八條第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

3 組合員期間等が二十五年未満である者（第一項の規定の適用を受ける者を除く。）で大正十五年四月一日以前に生まれたものが、旧共済法、私学共済改正法第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法、旧施行法

の一部を改正する法律（以下「旧昭和三十六年改正法」という。）附則、昭和六十一年改正政令第三条の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う文部省關係法令の

適用の特別措置等に関する政令（以下「旧沖縄特別措置令」という。）及び旧通

則法（国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）をいう。次項において同じ。）の規定の例によるとしたならば、退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなるときは、共済法第八十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。

4 組合員期間等が十年以上である者で、大正十五年四月一日以前に生まれたものが旧共済法、旧昭和三十六年改正法附則、旧沖縄特別措置令及び旧通則法の規定の例によるとしたならば、退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、共済法第七十六条、附則第十二条の三及び第十三条の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者でないものとみなす。

5 前項に定めるもののほか、大正十五年四月一日以前に生まれた者に係る退職共済年金又は遺族共済年金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

一―四項…一部改正（平成六年一月法律九八号・八年六月八二号）、一・二項…一部改正（平成一二年三月法律二二号）、一―四項…一部改正（平成二四年八月法律六二号）
委任 五項の「政令」は「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」二四条

（退職共済年金の額の一般的特例）

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

第十五条 附則別表第二の第一欄に掲げる者又はその遺族について共済

法第七十七条第一項及び第二項（共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに第八十九条第一項及び第二項並びに共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項（共済法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「千分の五・四八」とあるのは同表の第二欄に掲げる割合に、「千分の一・〇九六」とあるのは同表の第三欄に掲げる割合に、「千分の〇・五四八」とあるのは同表の第四欄に掲げる割合に、それぞれ読み替えるものとする。

2 附則別表第二の第一欄に掲げる者の遺族について共済法第八十九条第三項及び第九十三条の三の規定を適用する場合（当該遺族が支給を受ける遺族共済年金が共済法第八十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものである場合に限る。）においては、共済法第八十九条第三項及び第九十三条の三中「千分の二・四六六」とあるのは、「千分の二・四六六（その組合員又は組合員であつた者が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則別表第二の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合）」とする。

3 退職年金若しくは減額退職年金又は国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金その他の政令で定める

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

年金の受給権者で昭和二年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれたものについて共済法第七十七条第一項及び第二項（共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに共済法附則第十二条の七の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の規定を適用する場合には、第一項の規定にかかわらず、共済法第七十七条第一項（共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに共済法附則第十二条の七の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた共済法附則第十二条の四の二第二項及び第三項の四の二第二項中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の七・三〇八」と、共済法第七十七条第二項（共済法第七十八条の二第四項においてその例による場合を含む。）並びに共済法附則第十二条の七の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた共済法附則第十二条の四の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた共済法附則第十二条の四の二第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の〇・三六五」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・一八三」とする。

一・三項：一部改正〔平成六年一月法律九八号〕、一―三項：一部改正〔平成八年六月法律八二号・一二年三月二一號・一六年六月一三〇号〕

委任 三項の「政令」〔国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〕二条

（退職共済年金の額の経過的加算）

第十六条 退職共済年金（大正十五年四月一日以前に生まれた者又は退職年金若しくは減額退職年金若しくは前条第三項に規定する政令で定める年金の受給権者で昭和六年四月一日以前に生まれたもの（以下こ

の条において「施行日に六十歳以上である者等」という。）に係るものと及び共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金を除く。）の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、共済法第七十七条第一項及び第七十八条第一項の規定により算定した金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

一 千六百二十八円に新国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）を乗じて得た金額

二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た金額

イ 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものその他政令で定める期間に係るものを除く。）の月数

ロ 附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

2 附則別表第二の第一欄に掲げる者（施行日に六十歳以上である者を除く。）に対する前項第一号及び共済法附則第十二条の四の二第二

項第一号（共済法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の第二項、第十二条の七の第三項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用については、これらの規定中「とする。」とあるのは、「とする。」に政令で定める率を乗じて得た金額」とする。

3 前項の規定により読み替えられた第一項第一号及び共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第二の第一欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額にその率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）が三千五十三円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）から千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）までの間を一定の割合で減減するように定められるものとする。

4 施行日に六十歳以上である者等に係る共済法第七十六条の規定による退職共済年金の額の算定については、共済法第七十七条第一項及び第七十八条第一項の規定により算定した金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、三千五十三円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これ

を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に組合員期間の月数（当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月）を乗じて得た金額を加算した金額とする。

5 施行日に六十歳以上である者等に対する共済法附則第十二条の七の二第二項及び第十二条の八第三項においてその例によるものとされた共済法附則第十二条の四の二第二項第一号の規定の適用については、同号中「千六百二十八円」とあるのは、「三千五十三円」とする。

6 特例受給資格を有する者に対する第一項第一号又は第四項の規定の適用については、退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が二百四十月未満であるときは、当該組合員期間の月数は、二百四十月であるものとみなす。

7・8 [略]

9 第一項の規定により退職共済年金の額が算定されている者については、共済法第七十八条の二第四項中「金額に」とあるのは、「金額に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により加算されることとなる金額を加算した金額に」とする。

一―三項…一部改正・四項…削除・旧五―八項…一部改正し一項ずつ繰上
〔平成元年（二月法律九三号）、一―五項…一部改正（平成六年（二月法律九八号）、一―五・七項…一部改正（平成八年（六月法律八二号）、一―五項…一部改正（平成二年（三月法律二二号）、一―五項…一部改正、一項…一部改正、八項…追加（平成一六年（六月法律一三〇号）、八項…追加・旧八項…九項に繰下（平成二四年（八月法律六三三号）

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

委任

一項 二号イの「政令」を「國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」三一条一項、二項で読み替えた「政令」同一三一条二項

（退職共済年金の加給年金額等の特例）

第十七条

退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、共済法第七十八條第一項並びに第八十三條第一項及び第四項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）附則第二条第三項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」としてこれらの規定を適用し、共済法第七十八條第四項第四号（共済法第八十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2

退職共済年金の受給権者が次の各号に掲げる者であるときは、共済法第七十八條第一項の規定による配偶者に係る加給年金額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項に定める金額に、当該各号に定める金額に国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。

一 昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者
三万三千二百円

二 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者
六万六千三百円

三 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者
九万九千五百円

二六二

者 九万九千五百円

四 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者
十三万二千六百円

五 昭和十八年四月二日以後に生まれた者
十六万五千八百円

3

【略】

二項…一部改正（平成元年二月法律九三号・六年一月九八号）、一・二項…一部改正（平成八年六月法律八二号）、二項…一部改正（平成二年三月法律二一・一六年六月一三〇号）、一項…一部改正（平成二年四月法律二七号）、三項…追加（平成二四年八月法律六三号）

（退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例）

第十八条 組合員期間が二十年未満である者（特例受給資格を有する者を除く。）又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合においては、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律七十二号。附則第四十五条第三項において「昭和五十四年法律七十二号」という。）第二条の規定による改正

前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号。附則第六十二条第一項において「昭和五十四年改正前の共済法」という。）第八十条第三項の規定による退職一時金又は昭和三十六年改正法による改正前の旧私学共済法の規定による退職一時金（昭和三十六年改正法によるける公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金改正前の旧私学共済法第二十五条の三第二項の規定による退職一時金を除く。）の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正

正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正

前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）

附則第六十二条第一項において「昭和五十四年改正前の旧公共体共済

法」という。）第五十四条第五項の規定による退職一時金を受けた者

のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。この場合においては、共済法附則第十二条の十二第一

項及び第十二条の十三並びに新昭和三十六年改正法附則第十七項において準用
第十二条の十三

する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二

十九号）第十四条第三項及び第十五条第三項の規定にかかわらず、これら

の一時金に係る同項に規定する支給額等又は同条に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。

本条：一部改正（平成八年六月法律八二号）

（退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額の特別）

第十九条 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額を算定する場合には、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

2 前項の規定にかかわらず、退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数とを合算した月数が五百二十八月以上

であるときは、共済法附則第十二条の四の二第五項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間が四十四年以上である者であるものとみなす。

3 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額を算定する場合においては、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数が四百八十月以上であるときは、共済法附則第十二条の四の二第二項第一号（共済法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）及び第十二条の七の五の規定並びに附則第十六条の規定は適用しないものとし、当該組合員期間の月数が四百八十月未満であり、かつ、その月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数とを合算した月数が四百八十月を超えるときは、共済法附則第十二条の四の二第二項第一号並びに第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項の規定並びに附則第十六条第一項第一号及び第四項の規定に規定する金額の算定については、四百八十月から当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数を控除して得た月数をもつて、これらの規定に規定する金額の算定の基礎とする組合員期間の月数とする。

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

二六四

4 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、共済法第七十八条の規定にかかわらず、加給年金額は、加算しない。

二項：一部改正（平成元年二月法律九三号）、二項：追加、旧二項：一部改正
正し三項に繰下・旧三項：四項に繰下（平成六年一月法律九八号）、二
一四項：一部改正（平成八年六月法律八二号）、二項：一部改正（平成
二年三月法律二二号）、三項：一部改正（平成一六年六月法律一三〇号）

（通算退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額の特例）

第二十条 施行日前に退職した者で退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していないものが退職共済年金の支給を受けることとなつたときは、通算退職年金は支給しない。

2 前項の規定により支給しないこととされた通算退職年金の受給権者に支給する退職共済年金の額が、その者が施行日の前日において受ける権利を有していた通算退職年金の額（その者が大正十五年四月一日以前に生まれた者であるときは、当該退職共済年金の給付事由が生じた日の前日において受ける権利を有していた当該通算退職年金の額とし、その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該通算退職年金の額から、老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額とする。）より少ないときは、その額に相当する額をもつて、当該退職共済年金の額とする。

3 前項の規定は、組合員である間に支給される退職共済年金の額の算定については、適用しない。

4 第一項に規定する者で退職共済年金の支給を受けるものが施行日前

に二回以上の退職をした者である場合における前各項の規定の適用に
関し必要な経過措置は、政令で定める。

三項：一部改正（平成八年六月法律八二号）、三項：削除、旧四項：一部改
正し三項に繰上・旧五項：四項に繰上（平成一六年六月法律一三〇号）

委任 二項の「政令」は「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律
の施行に伴う経過措置に関する政令」一五条一項、四項の「政令」は
同 一五条二項

（退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の額の特
例）

第二十一条 退職共済年金の受給権者が、施行日の前日において組合員
であつた者で施行日以後引き続き組合員であるもののうち、次の各号
に掲げる者である場合における当該退職共済年金の額については、共
済法第七十七条（共済法第七十八条の二第四項においてその例による
場合を含む。）及び第七十八条並びに附則第十二条の四の二第二項及
び第三項（共済法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条
の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてそ
の例による場合を含む。）並びに
新沖縄特別措置令第三十五条
施行法第十一条
の規定並び

に附則第十五条から前条までの規定により算定した額が当該各号に定
める額（その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該各号に定
める額から当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当
する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た
額）より少ないときは、当該各号に定める額をもつて、当該退職共済
年金の額とする。

一 施行日の前日において退職したとしたならば、退職年金を受ける

権利を有することができた者　その者が同日において退職したものとみなして、
旧私学共済法、旧昭和三十六年改正法附則、私学共済改正法第三
旧共済法及び旧施行法

三条の規定による改正前の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組
合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年
法律第四百四号。以下「旧昭和四十八年改正法」という。）附則及び旧沖縄特別

措置令
の規定により算定するものとした場合の当該退職年金の額に
相当する額

二 施行日の前日において退職年金又は減額退職年金を受ける権利を
有していた者　その者が同日において退職したものとみなして、旧
共済法第七十八条、第七十九条第三項から第六項まで又は附則第十
三条の十六の規定により改定するものとした場合の退職年金又は減
額退職年金の当該改定後の額と当該改定前の額との差額に相当する
額

256
〔略〕

7 前各項の規定は、組合員である間に支給される退職共済年金の額の
算定については、適用しない。

一項…一部改正〔平成六年一月法律九八号〕、一・二項…一部改正〔平成
八年六月法律八二号〕、一項…一部改正・二項…削除・旧三項…一部改正
し二項に繰上〔平成一六年六月法律一三〇号〕、二一六項…追加・旧二項…
一部改正し七項に繰下〔平成二四年八月法律六三三号〕

法律　私立学校教職員共済法　附則（昭六〇）

委任　一項の「政令」は「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律
の施行に伴う経過措置に関する政令」六条一項

（退職共済年金の支給停止の特例）

第二十一条の二　共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金
（当該退職共済年金に係る共済法附則第十二条の四の二第二項第一号
に規定する金額が当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期
間を基礎として算定した附則第十六条第一項第二号に規定する金額を
超えるものに限る。）に係る共済法附則第十二条の四の四並びに第十
二条の七の四第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、
共済法附則第十二条の四の四中「当該退職共済年金に係る附則第十二
条の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは「当該退職共済
年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公
務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百五
号）附則第十六条第一項第二号に規定する金額（附則第十二条の七の
四第二項において「基礎年金相当部分の額」という。）と、共済法附
則第十二条の七の四第二項中「当該退職共済年金に係る附則第十二条
の四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは「基礎年金相当部
分の額」と、同条第三項中「当該退職共済年金に係る附則第十二条の
四の二第二項第一号に規定する金額」とあるのは「当該退職共済年金
の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した国家公務員
等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百五号）附
則第十六条第一項第二号に規定する金額」とする。

2 附則第十六条第一項又は第四項の規定により算定した金額が加算さ

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

れた退職共済年金に係る共済法第七十九条第二項及び第八十条第一項の規定の適用については、共済法第七十九条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分」と、同項第一号中「加算される金額を」とあるのは「加算される金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額を」と、共済法第八十条第一項中「加算される金額」とあるのは「加算される金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」とする。

本条…追加（平成六年一月法律九八号）、一部改正（平成八年六月法律八二号）、二項…追加（平成二年三月法律二二号）、一部改正（平成一六年六月法律一三〇号）

（退職共済年金の支給の繰下げの経過措置）

第二十一条の三 退職共済年金について、共済法第七十八条の二の規定を適用する場合には、同条第一項ただし書中「障害共済年金若しくは遺族共済年金」とあるのは「障害共済年金若しくは遺族共済年金、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）以下この項において「私学共済改正法」という。）第一条の規定による法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金（私学共済改正法第一条の規定

による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第四項に規定する旧法の規定による年金を除く。）若し

くは同条第十号に規定する国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付（これらの給付のうち退職又は老齢を給付事由とするものを除く。以下この条において「旧

私学共済法等による年金」という。）と、「において障害共済年金若しくは遺族共済年金」とあるのは「において障害共済年金若しくは遺族

共済年金、旧私学共済法等による年金」と、同条第二項中「遺族共済年金、旧共済法等

による年金」とあるのは「遺族共済年金、旧私学共済法等による年金」とする。

本条…追加（平成一六年六月法律一三〇号）

（施行日前の組合員期間を有する者の退職共済年金の特例）

第二十二條 附則第十九条から前条までに定めるもののほか、施行日前に退職した者に支給する退職共済年金の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法第八十条の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法の退職共済年金に関する規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

本条…一部改正（平成八年六月法律八二号・一二年三月二二号）委任「政令」Ⅱ（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行

に伴う経過措置に関する政令」一六条の二―一八条

(障害共済年金の支給要件の特例)

第二十三条 共済法第八十一条第三項の規定による障害共済年金は、同

一の傷病による障害について障害年金又は国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(以下附則第六十六条までにおいて「旧国民年金法」という。)による障害年金を受ける権利を有していることがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

本条…一部改正(平成八年六月法律八二号)

(障害年金と障害共済年金とを併給する場合の取扱い等)

第二十四条 共済法第八十二条第四項及び第八十五条第一項の規定は、障害年金で障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの受給権者に対して更に障害共済年金(その障害の程度が共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。次項において同じ。)を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

一・二項…一部改正(平成八年六月法律八二号)

委任 一項の「政令」(「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」二〇条一項、二項第一の「政令」同二〇条二項、二項第二の「政令」同二〇条三項―五項

(障害一時金に関する経過措置)

第二十五条 新共済法第八十七条の五の規定は、施行日以後に退職した者について適用するものとし、施行日前に退職した者に係る障害一時金については、なお従前の例による。

法律 私立学校教職員共済法 附則(昭六〇)

2 共済法第八十七条の六の規定の適用については、旧私学共済法による年金は、共済法による年金とみなす。

3 前項の規定により共済法による年金とみなされた障害年金の受給権者について共済法第八十七条の六の規定を適用する場合においては、同条第一号中「障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態(以下この号」と、「障害共済年金」とあるのは「同法の規定による障害年金(他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む。)」とする。

三項…追加(平成六年一月法律九八号)、二・三項…一部改正(平成八年六月法律八二号)

(施行日前の組合員期間を有する者の障害共済年金等の特例)

第二十六条 施行日前における組合員である間の傷病により施行日以後において障害の状態にある者に対する障害共済年金の額の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法第八十七条の二の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する共済法の障害共済年金及び障害一時金に関する規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

本条…一部改正(平成八年六月法律八二号)
委任 「政令」(「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」一九条・二一条―三三

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

二六八

（遺族共済年金の支給要件の特例）

第二十七条 施行日前に退職した者に対する共済法の遺族共済年金に関する規定の適用については、共済法第八十八条第一項第三号中「障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金」とあるのは「障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある障害共済年金又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（次号において「昭和六十年改正前の法」という。）の規定による障害年金（他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む。）と、同項第四号中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。）とする。

2 前項に定めるもののほか、施行日前に退職した者が施行日以後に死亡した場合における遺族共済年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

一項…一部改正（平成八年六月法律八二号）

委任 二項の「政令」はなし

（遺族共済年金の加算の特例）

第二十八条 共済法第九十条に規定する遺族共済年金の受給権者が六十五歳以上の妻であつて附則別表第四の上欄に掲げるものであるときは、当該遺族共済年金の額のうち共済法第八十九条第一項第一号イ（1）又はロ（1）に掲げる金額（同条第二項第一号イに掲げる同条第一項第一

号の規定の例により算定した金額を含む。）は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

一 共済法第九十条に規定する加算額

二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にそれぞれ附則別表第四の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額

2 「略」

3 共済法第九十条の規定によりその額が加算された遺族共済年金を受ける妻であつて附則別表第四の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、その者を第一項の規定に該当する者とみなして当該遺族共済年金の額を改定する。

4 共済法第九十三条第一項の規定は、第一項の規定による加算額について準用する。

5 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、障害基礎年金若しくは旧国民年金法による障害年金又は国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定による遺族共済年金のうち、第一

項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第

百八号）附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものの支給を

受けることができるときは、その間、第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

一項：一部改正〔平成元年（二月法律九三号）、一―三項：一部改正〔平成八年六月法律八二号）、一・四項：一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号）、二項：追加・旧二項：一部改正し三項に繰下・旧三・四項：一項ずつ繰下〔平成二四年八月法律六三号〕〕

第二十九条 配偶者に支給する遺族共済年金の額は、その配偶者が、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時遺族である子と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき（新国民年金法第三十七条ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときを除く。次項において同じ。）は、共済法第八十九条及び第九十条の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

2 子に支給する遺族共済年金の額は、その子が組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、共済法第八十九条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

3
〔略〕

4 新国民年金法第三十九条第二項及び第三項、第三十九条の二第二項、第四十条、第四十一条第二項及び第四十一条の二の規定は、遺族共済年金のうち第一項又は第二項の加算額に相当する部分について準

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

用する。

5 共済法第九十一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「配偶者に対する遺族共済年金」とあるのは「配偶者に対する遺族共済年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

6 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する共済法第九十三条第一項（前条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、共済法第九十三条第一項中「その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とあるのは、「当該遺族共済年金が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算されたものであるとき」とする。

7 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、これらの規定による加算額に相当する部分は、共済法第七十四条、新国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定で政令で定めるもの及び共済法第九十三条の二第一項第五号の規定の適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。

一・二・四―六項：一部改正〔平成八年六月法律八二号）、六項：一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号）、三項：追加・旧三・五項：一部改正し一項ずつ繰下・旧四・六項：一項ずつ繰下〔平成二四年八月法律六三号〕、

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

一・五項：一部改正（平成二十四年八月法律六二号）

委任 七項の「政令」は「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」二五条

（退職年金の受給権者等に対する遺族共済年金の額の特例）

第三十条 退職年金又は減額退職年金の受給権者（特例退職年金（旧共済法附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金をいう。以下同じ。）の受給権者及び特例受給資格を有する者を除く。）で組合員期間が二十年未満のものが施行日以後に死亡した場合における共済法第八十九条第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項第一号ロ（2）中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める」とあるのは「(i)に定める」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十条第一項に規定する退職年金又は減額退職年金の受給権者」とする。

2 退職年金若しくは減額退職年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合、施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員である者が組合員である間に死亡した場合又は附則第二十一条第一項の規定によりその額が算定された退職共済年金の受給権者が死亡した場合における遺族共済年金の額については、共済法第八十九条及び第九十条並びに新沖縄特別措置令第三十五条の三の規定並びに前二条施行法第十三条

の規定により算定した額が、これらの者について施行日の前日において遺族年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されるべき遺族年金の額（当該遺族が同一の事由により遺族基礎年金の

二七〇

支給を受けるときは、当該遺族年金の額から、当該遺族基礎年金の額のうち組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額）より少ないときは、その額をもつて、当該遺族共済年金の額とする。

3 前二項に定めるもののほか、前項に規定する場合における遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

一―三項：一部改正（平成八年六月法律八二号）、一項：一部改正・三項：削除・旧四項：一部改正し三項に繰上（平成一六年六月法律二二〇号）

委任 二項の「政令」は「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」二六条一項、三項の「政令」は同二六条二項―七項

（退職年金の額の改定）

第三十五条 退職年金（特例退職年金を除く。以下この条、附則第三十八条、第四十六条、第五十二条、第五十三条及び第五十七条において同じ。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額を合算した額に改定する。ただし、その額が施行日の前日における退職年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額とし、その額が当該退職年金の額の算定の基礎となつている俸給年額（旧共済法第四十二条第二項に規定する俸給年額又は公企体基礎俸給年額に附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率（以下「俸給年額改定率」という。）を乗じて得た額をいい、その年金が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）に係るものである場合には、これらの額に、政令で定め

る額に当該俸給年額改定率を乗じて得た額を加えた額とする。以下同じ。）の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは当該百分の六十八・〇七五に相当する金額とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り捨てた年数。以下同じ。）が二十年以下である場合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

ロ 当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数が二十年を超える場合 イに定める金額に当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間のうち二十年を超える年数（当該年数が十五年を超える場合は、十五年）一年につきイに定める金額を二十で除して得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を加えた金額

二 当該退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）一年につき俸給年額の百分の〇・九五に相当する金額

2 退職年金で旧共済法第七十八条第二項から第四項までの規定によりその額が改定されたもの又は改正前の昭和五十八年法律第八十二号附

則第十八条第七項の規定によりその額が算定されたものについては、前項の規定にかかわらず、施行日の属する月分以後、その額を、旧共済法第七十八条第三項及び第四項の規定に準じて政令で定めるところにより算定した額に改定する。

3 前二項の場合において、これらの規定による改定後の退職年金の額が施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、これらの規定による改定後の退職年金の額とする。

4 第一項に規定する俸給年額改定率は、共済法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

一項…一部改正〔平成元年一二月法律九三号・六年一月九八号・一二年三月二一号〕、一項…一部改正・四項…追加〔平成一六年六月法律一三〇号〕

委任 一項第一の「政令」〔国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令〕三四条、一項第二の「政令」〔同三五条、一項第三の「政令」〔同三六条、二項の「政令」〔同三八条、四項の「政令」〕（令和八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令）

（退職年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱い）

第三十六条 退職年金の受給権者が六十歳に達した日の属する月の翌月以後の組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職年金の額のうち、当該各

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

二七二

号に定める金額に共済法第七十八条の規定及び附則第十七条の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の総報酬月額相当額（共済法第七十九条第二項第一号に規定する総報酬月額相当額をいう。次号及び附則第四十四条第一項において同じ。）と当該退職年金の額のうちその算定の基礎となつて

いる組合員期間を基礎として共済法附則第十二条の四の二第二項並びに新沖縄特別措置令第三十五条の規定並びに私学共済改正法附則第四条及び施行法第十一条の規定並びに附則第九条及び第十五条

び附則第十五条の規定の例により算定した金額（以下この項において

「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が共済法第七十九条第三項に規定する停止解除調整開始額（以下この項及び附則第四十四条第一項において「停止解除調整開始額」という。）以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が、在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額、イ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が共済法第七十九条第四項に規定する停止解除調

整変更額（以下この項及び附則第四十四条第一項において「停止解除調整変更額」という。）以下である場合、その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合、停止解除調整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合、その者の総報酬月額相当額の二分の一に相当する金額

ニ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合、その者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額を控除して得た金額

2 退職年金の受給権者が退職したときは、当該退職年金の額を、当該退職年金の額の算定の基礎となつて

いる組合員期間を基礎として共済法第七十八条、附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに第十三条の九並びに新沖縄特別措置令第三十五条の規定並びに私学共済改正法附則第十四条並びに附則第十五条及び第十七条

の規定の例により算定した額に改定する。

3 前項の場合において、同項の規定による改定後の退職年金の額が改定前の退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、同項の規定による改定後の退職年金の額とする。

一項：一部改正(平成元年二月法律九三号)、一項：全部改正・二項：一部改正(平成六年一月法律九八号)、一・二項：一部改正(平成八年六月法律八二号)、一項：一部改正(平成二年三月法律二一号)、一・二項：一部改正(平成一六年六月法律一三〇号)

(減額退職年金の額の改定)

第三十七条 減額退職年金については、施行日の属する月分以後、その額を、当該減額退職年金の施行日の前日における額を当該減額退職年金を支給しなかつたとしたならば支給すべきであつた退職年金の施行日の前日における額で除して得た割合を、当該退職年金を支給してゐたとしたならば附則第三十五条の規定により改定すべきこととなる当該退職年金の額に乘じて得た額に改定する。

2 附則第三十五条第三項の規定は、前項の規定による減額退職年金の額の改定について準用する。

(減額退職年金の支給開始年齢の特例)

第三十八条 退職年金の受給権者が、施行日から六月を経過する日以後に、減額退職年金の支給を受けることを希望する旨を国家公務員共済組合連合会に申し出た場合において、その者が次の各号に掲げる者であるときは、当該減額退職年金は、当該各号に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月以後でその者の希望する月から支給する。

一 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者(旧共済法附則第十二条の五第二項及び第十三条の

法律 私立学校教職員共済法 附則(昭六〇)

十第一項に規定する政令で定める者に該当した者並びに旧公企体共済法附則第十六条の第三第二項に規定する政令で定める者に該当した者を除く。以下この項において同じ。)で昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれたもの 五十三歳

二 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者で昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれたもの 五十四歳

三 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者で昭和十一年七月二日以後に生まれたもの 五十五歳

2 前項第三号に掲げる者(昭和十五年七月一日以前に生まれた者を除く。)に支給する減額退職年金の額は、同項に規定する申出に係る退職年金の額から、その額に、当該退職年金の支給を開始することとされていた年齢と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に応じ、保険数理を基礎として政令で定める率を乘じて得た金額を減じた金額とする。

一項：一部改正(昭和六年二月法律九三号・平成八年六月八二号)
委任 二項の「政令」は「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」四〇条

(減額退職年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱い)

第三十九条 附則第三十六条の規定は、減額退職年金の受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつたときについて準用する。この場合においては、同条第一項中「算定した金額」とあるのは「算定した金額(当該減額退職年金の支給が開始

されていたものであるときは、その算定した金額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に應じ、政令で定める金額を控除した金額」と、同条第二項中「算定した額」とあるのは「算定した額（当該減額退職年金の支給が開始されていたものであるときは、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に應じ、政令で定める額を控除した額）」と読み替へるものとする。

本条…一部改正（平成八年六月法律八二号）

委任 後段で読み替へた第一の「政令」は（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令）四一条一項、後段で読み替へた第二の「政令」は同四一条二項

（通算退職年金等の額の改定）

第四十条 通算退職年金（特例退職年金を含む。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数乗じて得た額に改定する。

一 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

二 俸給年額の十二分の一の額の千分の九・五に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の規定により改定すべき通算退職年金で旧共済法第七十九条の二第五項（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十条第三項

の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に該当するものについては、旧共済法第七十九条の二第五項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前項の規定の例により改定した額の合算額をもつて、当該通算退職年金の額とする。

一項…一部改正（平成元年一月法律九三号・六年一月九八号・一二年三月二一号・一六年六月一三〇号）

（障害年金の特例支給）

第四十一条 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるもの（障害年金の受給権者を除く。）で施行日の前日において退職したとしたならば、同日において障害年金を受ける権利を有することとなるものには、その者が施行日の前日において退職したものとみなして、旧共済法及び旧施行法並びに旧沖縄特別措置令の障害年金に

障害年金に 関する規定の例により、障害年金を支給する。この場合に

においては、次条から附則第四十四条までの規定を適用する。

2 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるもののうち、障害年金の支給が旧共済法第八十五条第一項の規定により停止されていた者で施行日の前日において退職したとしたならば同日において障害年金の額が改定されることとなるものについては、同日において当該障害年金の額を改定する。

（障害年金の額の改定）

第四十二条 旧共済法第八十一条第一項第一号の規定による障害年金（以下「公務による障害年金」という。）の額については、施行日の

属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額の百分の七十五（旧共済法別表第三の上欄に掲げる障害の程度（以下「旧共済法の障害等級」という。）の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。）に相当する額に俸給年額の百分の九・五（旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。）に相当する額を加えた金額に改定する。ただし、その額が施行日の前日における障害年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額とし、その額が俸給年額の百分の九十七・二五に相当する金額を超えるときは、俸給年額の百分の九十七・二五に相当する金額とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数が二十年以下である場合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

ロ 当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数が二十年を超える場合 イに定める金額に当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間のうち二十年を超える年数（当該年数が十五年を超える場合は、十五年）一年につきイに定める

金額を二十で除して得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を加えた金額

二 組合員期間の年数（当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。）一年につき俸給年額の百分の〇・九五に相当する金額

2 旧共済法第八十一条第二号の規定による障害年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十一条第三項に規定する移行障害年金を含む。以下「公務によらない障害年金」という。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に掲げる金額の百分の七十五（旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。）に相当する額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）に俸給年額の百分の十九に相当する金額を加算して得た金額（次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。）

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合 障害年金基礎額に、組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た金額

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

二七六

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十五年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた金額に、二十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する金額を加算して得た金額

令 同五四条

（障害の程度が変わつた場合の年金額の改定等）

四 組合員期間の年数が三十五年を超える場合 組合員期間の年数が三十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、三十五年を超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき

第四十三条 障害年金を受ける権利を有する者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する旧共済法の障害等級に応じて、その障害年金の額を改定する。

3 前二項の規定による改定後の障害年金の額が当該障害年金の受給権者が施行日の前日において受ける権利を有していた障害年金の額（前条第一項の規定により支給される障害年金にあつては同項の規定により算定される額とし、同条第二項の規定により改定された障害年金にあつては同項の規定による改定後の額とする。）より少ないときは、その額をもつて、前二項の規定による改定後の障害年金の額とする。

2 障害年金を受ける権利は、障害年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

4 前三項に定めるもののほか、障害年金の基礎となつた障害が二以上ある場合における障害年金の額の改定の特例、旧共済法第八十五条第二項から第八項までの規定によりその額が改定された障害年金の額の改定の特例その他の障害年金の額の改定に関し必要な事項は、政令で定める。

二 旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

三 旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して旧共済法の障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

一・二項…一部改正〔平成元年二月法律九三号・六年一月九八号・二年三月二一號・一六年六月一三〇号〕

委任 一項ただし書の「政令」は「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」四二条一項一三項、二項で準用する一項ただし書の「政令」は同四二条四項、四項の政

（障害年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱い）
第四十四条 障害年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害年金の額のうち、当該各号に定める金額（当該障害年金が旧共済法

の障害等級の一級又は二級に該当するときは、当該金額に共済法第八十三条の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の総報酬月額相当額と当該障害年金の額のうちその算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として共済法第八十二条第一項第一号及び
新沖縄特別措置令第三十五条の二並びに私学共済改正法附則第四
施行法第十二条の規定並びに附則第九条

条の規定の例により算定した金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が停止解除調整開始額以下である場合 在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合 在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額イ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 停止解除調

整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の総報酬月額相当額の二分の一に相当する金額

ニ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 その者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額を控除して得た金額

2 障害年金の受給権者が退職したときは、旧共済法第八十五条第二項の規定にかかわらず、その額の改定は行わない。

一項：一部改正（平成元年二月法律九三号）、全部改正（平成六年二月法律九八号）、一部改正（平成八年六月法律八二号・二年三月二号・六年六月一三〇号）

（厚生年金保険の被保険者等である間における支給停止）

第四十五条 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が共済法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等（次項において「厚生年金保険の被保険者等」という。）である場合において、その者の同条第一項に規定する総収入月額相当額（以下この条において「総収入月額相当額」という。）とその者に支給されるべきこれらの年金の額に百分の九十を乗じて得た額（当該退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者が六十五歳以上であるとき、又は障害年金の受給権者であるときは、更に、百分の五十を乗

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

二七八

じて得た額とする。以下この項において「停止対象年金額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が共済法第八十条第二項に規定する支給停止調整額（以下この項において「支給停止調整額」という。）を超えるときは、当該停止対象年金額のうち、総収入月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該停止対象年金額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該停止対象年金額に相当する金額を限度とする。

2 国家公務員共済組合連合会は、前項の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、共済法第八十条第二項に規定する年金保険者等に対し、前項の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に必要資料の提供を求めることができる。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による年金の支給の停止に關し必要な経過措置は、政令で定める。

一項…一部改正（平成八年六月法律八二号）、一項…一部改正、全部改正・二・三項…削除・旧四項…一部改正し二項に繰上（平成二年三月法律二一号）、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下（平成一六年六月法律一三〇号）

委任 三項の「政令」は「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」四四条

（遺族年金の額の改定）

第四十六条 遺族年金（旧共済法附則第十三条の十八第二項に規定する特例遺族年金を除く。以下この条及び次条において同じ。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該遺族年金の区分に応じ、当該各号に掲げる金額に改定する。

一 公務による遺族年金（旧共済法第八十八条第一号の規定による遺族年金をいう。以下同じ。） 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）に俸給年額の百分の十九に相当する金額を加えた金額（以下この条において「遺族年金基礎額」という。）（組合員期間（当該遺族年金の基礎となつた組合員期間に限る。以下この項において同じ。）が二十年を超えるときは、二十年を超え三十五年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する金額を、三十五年を超える期間についてはその超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき俸給年額の百分の〇・九五に相当する金額を加えた金額）

二 旧共済法第八十八条第二号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二條第三項第一号及び第二号に掲げる移行遺族年金を含む。） 当該遺族年金に係る組合員であつた者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、減額退職年金若しくは障害年金を

支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において支給すべきであつた退職年金の額を附則第三十五条の規定により改定するものとした場合における当該改定後の退職年金の額の百分の五十に相当する金額

三 旧共済法第八十八条第三号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二条第三号に掲げる移行遺族年金を含む。）遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額（組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加えた金額）

四 旧共済法第八十八条第四号の規定による遺族年金 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額

2 旧共済法第二条第三項及び第八十八条の三の規定は、前項の規定により遺族年金を改定する場合について、なおその効力を有する。この場合において、旧共済法第二条第三項中「十八歳未満で」とあるのは、「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による改定後の遺族年金の額（前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の三の規定の適用があるときは、同条の規定により加えることとされた金額を加えた額）が、施行日の前日における遺族年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額を当該遺族年金の額とし、公務による遺族年金の額が、俸給年額の百分の六十

八・〇七五に相当する金額を超えるときは、当該百分の六十八・〇七五に相当する金額を当該公務による遺族年金の額とする。

4 旧共済法第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の規定は、前三項の規定により遺族年金の額を改定する場合について、なおその効力を有する。

5 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の五第一項の規定の適用については、同項第一号中「十二万円」とあるのは「十四万九千七百円に国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した同法第二十七条本文に規定する改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」と、同項第二号中「二十一万円」とあるのは「二十六万二千百円に前号に規定する改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」と、同項第三号中「十二万円」とあるのは「十四万九千七百円に第一号に規定する改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」と読み替えるものとする。は、これを百円に切り上げるものとする。）」と読み替えるものとする。ほか、第二項及び前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の三並びに第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の二の規定の適用について必要な技術的読替えその他こ

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

二八〇

これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前各項の規定による改定後の遺族年金の額が施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額より少ないときは、その額をもつて、第一項の規定による改定後の遺族年金の額とする。

7 共済法第八十九条第五項の規定は、遺族年金について準用する。

一・五項：一部改正〔平成元年二月法律九三号〕、一・二・五項：一部改正〔平成六年二月法律九八号〕、一・三・五項：一部改正〔平成二年三月法律二一号〕、一・五項：一部改正・七項：追加・一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

委任 三項の「政令」〔国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令四五条、五項の「政令」〕同四六条一項・四七条

（遺族年金の失権）

第四十六条の二 旧共済法第九十一条の規定は、遺族年金についてなおその効力を有する。この場合において、同条第五号中「十八歳に達した」とあるのは、「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と読み替えるものとする。

本条：追加〔平成六年二月法律九八号〕

（通算遺族年金等の額の改定）

第四十七条 通算遺族年金（旧共済法附則第十三条の十八第二項に規定する特例遺族年金を含む。）については、施行日の属する月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして附則第四十条の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

（離婚等をした場合における特例）

第五十条 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が共済法第九十三条の五第一項に規定する離婚等をした場合におけるこれらの年金の額の改定その他必要な事項については、同条から共済法第九十三条の十二までの規定に準じて、政令で定める。

本条：削除・追加〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（更新組合員等であつた者の退職年金等の額の改定の特例）

第五十二条 退職年金又は減額退職年金の受給権者が組合員期間二十年

未満の更新加入者等（新昭和三十六年改正法附則第四項第五号に規定する更新更新組合員等

加入者及び新昭和三十六年改正法附則第十八項各号に掲げる者並びに新沖縄特別

措置令第三十四条に規定する更新加入者及び新沖縄特別措置令第三十七条第一項

各号に掲げる者をいう。以下同じ。）であつた場合における附則第三十五

条第一項又は第三十七条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項中「次に掲げる金額を合算した額」とあるのは、「組合員期間が二十年であるものとして算定した次に掲げる金額の合算額の二十分の一に相当する金額に当該年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数を乗じて得た金額」とする。

2 退職年金又は減額退職年金の受給権者が新沖縄特別措置令第三十五条第

一項に規定する控除期間（以下「控除期間」という。）を有する更新加入者等

更新組合員等であつた者である場合における附則第三十五条第一項又は第三十七条第

一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項各号に掲げる金額は、同項各号の規定にかかわらず、その金額から、その金額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た金額の百分の四十五に相当する金額に控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

3 前項の場合において、同項に規定する更新加入者等更新組合員等であつた者の同項に規定する組合員期間の年数が三十五年を超えるときは、同項中

「控除期間」の年数」とあるのは、「控除期間」の年数

（同項第一号に掲げる金額については当該期間以外の組合員期間と合算して三十五年を超える部分の年数を除き、同項第二号に掲げる金額については当該期間以外の組合員期間と合算して四十年を超える部分の年数を除く。）とする。

4 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する更新加入者等更新組合員等であつた者が、施行日以後に七十歳若しくは八十歳又は六十歳に達した場合において、旧昭和三十六年改正法附則第八項の規定（他の法令において

その例によることとされる同条の規定を含む。以下この条において同じ。）がなおその効力を有していたとしたならば、旧昭和三十六年改正法附則第十一條第一項又は第七項の規定により当該退職年金又は減額退職年金の額が改

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

定されるものであり、かつ、その達した日の属する月においてその者が支給を受けている退職年金又は減額退職年金の額が施行日の前日において改定を^{改定}するも旧施行法第十一條第六項又は第七項の規定による改定を^{改定}するものとした場合における当該改定後の退職年金又は減額退職年金の額より少ないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、当該改定後の退職年金又は減額退職年金の額に相当する額に改定する。

四項：一部改正（平成一六年六月法律一三〇号）

（更新組合員等であつた者の退職年金の支給停止の特例）

第五十三条

2 旧昭和三十六年改正法附則第四項第一号に規定する旧長期組合員であつた旧施行法第七條第一項第二号から第四号までの

を有する更新加入者等であつた者が受けるに該当する期間が六年以上である更新組合員等

権利を有する退職年金については、旧共済法第七十七條第二項及び旧昭和三十六年改正法附則第十二項の規定にかかわらず、その額に旧昭和三十六年改正法附則第四項第一号に規定する旧長期組合員であつた期間（旧施行法第七條第一項第二号から第四号までの）期間の年数

における従前の例による者であつた期間（旧昭和三十六年改正法附則第四項第二号に規定する恩給財団における従前の例による者であつた期間をいう。以下同

じ。）を除く。）の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇）

二八二

の年数で除して得た割合を乗じて得た金額に相当する部分^{に限り、}は、その者が五十歳に達した日以後は支給の停止を行わず、当該年金の額に恩給その者が五十歳に達した日の属する月の翌月分以後、

財団の従前の例による者であつた期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつ

た組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額に相当する部分について

は、その者が四十五歳に達するまでは当該相当する部分の十分の三の支給の停止

を行い、その者が四十五歳に達した日以後は当該相当する部分の支給の停止は

行わない。

3

前二項の規定により支給の停止を行わないこととされた退職年金の額が、その者が施行日の前日において、旧昭和三十六年改正法附則第十二

旧施行法第十五条又は第十六

項の規定により現に支給を受けていた退職年金の額より少ないときは、前二項の規定にかかわらず、その現に支給を受けていた額をもつて、これらの規定により支給の停止を行わないこととされる退職年金の額とする。

四項：削除〔平成八年六月法律「八二号」、三項：一部改正（平成一六年六月法律一三〇号）

（更新組合員等であつた者の障害年金の額の改定の特例）

第五十四条 附則第五十二条第四項の規定は、障害年金を受ける権利を

有する更新加入者等更新組合員等であつた者が、施行日以後に七十歳若しくは八十

歳又は六十歳に達した場合について準用する。この場合においては、同項中「旧施行法第十一条の規定」とあるのは「旧施行法第二十二條の規定」と、「旧施行法第十一条第六項又は第七項」とあるのは「旧施行法第二十二條第五項において準用する旧施行法第十一条第六項又は第七項」と読み替えるものとする。

（更新組合員等であつた者に係る公務による遺族年金の額の改定の特例）

第五十五条 附則第五十二条第四項の規定は、更新加入者等更新組合員等であつた者

に係る公務による遺族年金の受給権者が、施行日以後に七十歳若しくは八十歳又は六十歳に達した場合（妻である配偶者、子又は孫が七十歳又は六十歳に達した場合を除く。）について準用する。この場合においては、同項中「旧施行法第十一条の規定」とあるのは「旧施行法第三十一条の規定」と、「旧施行法第十一条第六項又は第七項」とあるのは「旧施行法第三十一条第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、遺族年金の受給権者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する附則第五十二条第四項の規定を適用するものとする。

（更新組合員等であつた者の退職年金等の額の自動改定の特例）

第五十七条

更新加入者等更新組合員等であつた者で七十歳以上のものが受ける退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうちに次の各号に掲げる期間があるものに係る附則第三十五条第

三項（附則第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六條第三項（附則第三十九条において準用する場合を含む。）、又は第四十二条第三項の規定（以下この項において「従前額保障の規定」という。）の適用がある場合における従前額保障の規定による年金の額は、当該年金の額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に俸給年額改定率を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額（その加えて得た金額が俸給年額の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは、当該百分の六十八・〇七五に相当する金額）とする。

二 旧昭和三十六年改正法附則第八項第一号に掲げる期間（旧昭和四十八年改正法附則第七條第一項第二号から第六号までの期間で同項第一号の期間と合算して）

一日前の期間及び私学共済改正法附則第十五條の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第九十六條

第二項の規定により組合員期間とみなされた期間を含む。）で二十年を超える

るもののその超える期間 その年数一年につき旧法の俸給年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第十八号に規定する旧法の俸給年額をいい、改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十四条第二項第二号の規定により当該旧法の俸給年額とみなされたものを含む。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間

の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）に相当する金額

2 前項の規定は、更新加入者等、更新組合員等であつた者に係る遺族年金の受給権者が、七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該遺族年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうちに前項各号に掲げる期間があるものに係る当該遺族年金の額について準用する。この場合においては、同項第一号中「十七年」とあるのは「二十年」と、「当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第三十七条第一項に規定する割合を乗じて得た金額」とあるのは「当該年金が公務によらない遺族年金であるときは、その金額の二分の一に相当する金額」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する第一項の規定を適用するものとする。

一項：一部改正（平成元年二月法律九三号・六年一月九八号・一二年三月二二号）、一・二項：一部改正（平成一六年六月法律一三〇号）
委任 一項の「政令」は「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」五六条の二

（脱退一時金等に関する経過措置）

第六十一条 施行日前に組合員であつた期間を有する者が施行日以後に六十歳に達したとき、若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後

退職したとき、又は施行日以後に六十歳未満で死亡したときにおいて、旧共済法の規定が適用されるとしたならば支給されることとなる脱退一時金又は特例死亡一時金については、なお従前の例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するとき、又はその者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有ときは、当該脱退一時金又は特例死亡一時金は、支給しない。

（退職一時金等の返還）

第六十二条 退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者がこれらの年金の額の算定の基礎となつている組合員期間につき次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者であるときは、これらの年金の受給権者は、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する金額を加えた金額（以下この条において「支給額等」という。）を施行日から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員等共済組合連合会（これらの年金が新共済法第一百一条の第三項に規定する適用法人の組合から支給されるものであるときは、当該適用法人の組合。以下「連合会等」という。）に返還しなければならない。

一 昭和五十四年改正前の共済法の規定による退職一時金及び返還一時金（これらの一時金とみなされた給付を含む。）

2 前項に規定する年金の受給権者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額をその者が受ける当該年金の額から控除することにより返還する旨を施行日から六十日を経過する日以前に、当該年金を支給する連合会等に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該年金の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該年金の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、当該年金の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金である給付の支給を受けた日の属する月の翌月から施行日の属する月の前月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

5 第一項に規定する一時金である給付を受けた者に係る同項に規定する年金が施行日前に支給されたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「支給を受けた額」とあるのは、「支給を受けた額から、その額にこれらの年金の支給を受けた期間の月数（その月数が二百四十月を超えるときは、二百四十月）を二百四十月で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額」とする。

6 前各項に定めるもののほか、旧共済法による年金の受給権者に係る一時金の返還に関し必要な事項は、政令で定める。

一項：一部改正（昭和六一年二月法律九二号）

委任 四項の「政令」は「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」六十五条一項、六項の「政令」は同六十五条二項―五項

（一時恩給等の返還）

第六十三条

2 「略」

3 前条の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは障害年金の受給権者又は遺族年金に係る組合員であつた者がこれらの年金の額の算定の基礎となつている組合員期間につき旧法（新昭和三十六年改正法附則第四項第一号に規定する旧法をいう。）の規定による退職一時金の支給を受けに規定する旧法等をいう。）の規定について準用する。

三項：一部改正（平成八年六月法律八二号）
委任 三項で準用する前条四・六項の「政令」は（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令）六五一条一項―三項・五項

（昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十五条 前条の規定による改正前の昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律附則第七条第二項又は第四項の規定によりその例によることとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この条において「昭和五十四年改正前の共済法」という。）の規定による返還一時金又は死亡一時金で、昭和五十四年改正前の共済法の規定による退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に六十歳に達したとき若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後退職したとき、又は施行日以後に死亡したときにおいて昭和五十四年改正前の共済法の規定が適用されたとしたならば支給されることとなるものにつ

いては、なお従前の例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するとき又はその者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有するときは、当該返還一時金又は死亡一時金は支給しない。

附則別表第一（附則第十四条関係）

昭和二十七年四月一日以前に生まれた者	二十年
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

附則別表第二（附則第十五条、附則第十六条関係）

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄
昭和二年四月一日以前に生まれた者	千分の七・三〇八	千分の〇・三六五	千分の〇・一八三
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・二〇五	千分の〇・四二四	千分の〇・二一二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・一〇三	千分の〇・四八二	千分の〇・二四二
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千分の七・〇〇一	千分の〇・五三四	千分の〇・二七一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・八九八	千分の〇・五八五	千分の〇・二九二
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・八〇四	千分の〇・六二八	千分の〇・三一五
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・七〇二	千分の〇・六七二	千分の〇・三三六
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・六〇六	千分の〇・七一六	千分の〇・三五八
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・五一二	千分の〇・七五三	千分の〇・三八〇
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・四二四	千分の〇・七九七	千分の〇・四〇二
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・三二八	千分の〇・八二六	千分の〇・四一七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・二四一	千分の〇・八六二	千分の〇・四三二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・一四六	千分の〇・八九二	千分の〇・四四六
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千分の六・〇五八	千分の〇・九二八	千分の〇・四六八
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・九七八	千分の〇・九五〇	千分の〇・四七五

昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・八九〇	千分の〇・九七九	千分の〇・四九〇
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・八〇二	千分の一・〇〇八	千分の〇・五〇五
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・七二二	千分の一・〇三一	千分の〇・五一九
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・六四二	千分の一・〇五二	千分の〇・五二六
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の五・五六二	千分の一・〇七五	千分の〇・五四一

本表：一部改正〔平成一二年三月法律二一号〕

附則別表第三（附則第十六条関係）

昭和二年四月一日以前に生まれた者	三百月
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二月
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四月
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六月
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八月
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十月
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二月
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四月
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六月
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八月
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十月
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二月

附則別表第四（附則第二十八条関係）

昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四月
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六月
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八月
昭和十六年四月二日以後に生まれた者	四百八十月

昭和二年四月一日以前に生まれた者	○
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二分の十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四分の二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六分の三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八分の四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十分の六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二分の七十二

昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四分の八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六分の九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八分の百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十分の百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二分の百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四分の百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六分の百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八分の百六十八
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百八十
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百九十二
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百十六

昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百二十八
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四十
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百五十二
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百六十四
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百七十六
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百八十八
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百十二

昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百二十四
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百三十六
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百四十八

附則別表第五（附則第三十五条、附則第五十七条関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二七一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二八一
昭和十二年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

本附則別表：追加（平成二二年三月法律二二号）、全部改正（平成一六年六月法律一三〇号）
私立学校教職員共済組合法等の一部附則
を改正する法律
抄）
昭和六〇年二月二七日 法律第一〇六号、

最近改正 平成二四年一月二六日 法律第九八号

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（組合員期間の計算に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第十七条の規定は、私立学校教職員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（以下単に「組合員」という。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に組合員の資格を喪失した場合（同条第二項については、組合員の資格を取得した場合。以下この条において同じ。）における組合員期間の計算について適用し、施行日前に組合員の資格を喪失した場合における組合員期間の計算については、なお従前の例による。

（標準給与に関する経過措置）

第三条 施行日前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和六十一年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が四十六万

円である者（その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十六万五千円未満である者を除く。）の同年から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（施行日前の期間を有する加入者の平均標準給与月額）

第四条 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続き組合員期間に係る平均標準給与月額（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十三条に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。）を計算する場合においては、第一号に掲げる額に、第二号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を乗じて得た額をもつて、その者の当該施行日まで引き続き組合員期間の計算の基礎となる各月における標準給与の月額とみなす。

一 その者の施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間で施行日まで引き続いているものの各月における標準給与の月額（その者が昭和六十年三月三十一日以前から引き続き組合員であつた者（これに準ずる者として政令で定める者

を含む。）である場合には、その額に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下この条において「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第九条第一項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を加えた額。以下この項において同じ。）の合算額を当該期間の月数で除して得た額に、施行日前五年間における標準給与の月額の平均額に對する施行日まで引き続き組合員期間に係る平均標準給与月額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に應じ、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第二項の補正率の算出方法を参酌して算出される政令で定める比率を乗じて得た額

二 その者の施行日前の組合員期間のうち政令で定める期間に係る各月の標準給与の月額にそれぞれ当該期間における全組合員（長期給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。）の標準給与の月額を平均した額に對する当該政令で定める期間のうちの最後の期間における全組合員の標準給与の月額を平均した額の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率を乗じて得た額の総額を当該政令で定める期間内のその者の組合員期間の月数で除して得た額

2 施行日前に退職した者についてその施行日前の退職に係る組合員期間に係る平均標準給与月額を計算する場合には、その

者の当該退職に係る組合員期間ごとに、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた通算退職年金の額（同日において通算退職年金を受ける権利を有していなかった者にあつては、当該退職時に通算退職年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において受けるべきであつた通算退職年金の額）の算定の基礎となつてゐる旧平均標準給与月額（第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十三条に規定する平均標準給与の月額をいい、その者が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）である場合には、その額を、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第三項の政令で定めるところにより改定した額を参酌して政令で定めるところにより改定した額とする。）に、組合員の退職前一年間における標準給与の月額の平均額に対する退職前五年間における標準給与の月額の平均額の標準的な比率に相当するものとして、組合員期間の年数に応じ、昭和六十年国家公務員共済改正法附則第九条第四項の五年換算率を参酌して政令で定める比率及び前項第一号の政令で定める比率を乗じて得た額に、その者の当該退職に係る組合員期間ごとの前項第二号に掲げる額を当該乗じて得た額で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を乗じて得た額をもつて、その者の当該退職に係る組合員期間の計算の基礎となる各月における標準給与の月額とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四項第二号に規定する者であつた期間を有する者等に係る平均標準給与月額の算定の特例その他の施行日前の組合員期間に係る平均標準給与月額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

見出：一項：一部改正（平成九年五月法律四八号）、一項：一部改正（平成二年三月法律二三号）

委任 一項：号第一の「政令」に「本法施行令の一部を改正する政令（昭和六一年三月政令六六号）附則二項、一項：号第二の「政令」に「同附則三項、一項：号第三の「政令」に「同附則四項、一項：号四の「政令」に「同附則五項、二項第一の「政令」に「同附則六項、二項第二の「政令」に「同附則七項、二項第三の「政令」に「同附則八項、三項の「政令」に「同附則九項——二項

（給付の非課税に關する経過措置）

第五条 施行日以後において支給を受ける従前の例によることとされた日本私立学校振興・共済事業団（次条において「事業団」という。）の給付に対する租税その他の公課については、なお従前の例による。

本条：一部改正（平成九年五月法律四八号）

（国の補助の特例）

第六条 国は、私立学校教職員共済法第三十五条第一項の規定によるほか、毎年度、予算で定めるところにより、事業団が当該事業年度において支払う長期給付等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年

法律第六十三号）附則第七十八條第三項及び第七十九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十条第二項に規定する長期給付並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規定する保険給付をいう。以下この項において同じ。）に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。

一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る長期給付等に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十以内で政令で定める割合を乗じて得た額

二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この号において「旧国民年金法」という。）による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）の額に相当する部分（旧国民年金法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。）として政令で定める部分に相当する額の四分の一

2 国は、前項の規定により補助する金額を、政令で定めるところにより、事業団に交付しなければならない。

一・二項…一部改正〔平成九年五月法律四八号、一項…一部改正〔平成二二年三月法律二三号・二四年八月六三号・一一月九八号〕

委任 一項「号第一」の「政令」〔本法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六一年三月政令六六号）附則一三項、一項「号第二」の「政令」〔同附則一八項、一項「号二」の「政令」〔同附則一九項、二項の「政令」〔同附則二二項

法律 私立学校教職員共済法 附則（昭六〇—昭六二）

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

委任 「政令」〔本法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六一年三月政令六六号）附則

国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法の附則〔昭和六〇年二月二七日法律第一〇八号、抄〕長期給付に關する施行法

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

日本国有鉄道改革 附 則〔昭和六一年二月四日法律第九三号、抄〕法等施行法

最近改正 平成八年六月一日 法律第八二号

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。〔後略〕

国家公務員等共済組合法 附則〔昭和六二年九月二五日法律第九六号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「略」

二 次に掲げる規定 昭和六十三年一月一日

法律 私立学校教職員共済法 附則（平元）

イゝニ 〔略〕

ホ 附則第五十二条、第五十三条及び第五十五条から第五十七条までの規定

被用者年金制度間の費用負担の調整
法 附則 〔平成元年二月二日 法律第八七号、抄〕
に関する特別措置

最近改正 平成八年六月一日 法律第八二号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

国家公務員等共済組合法 附則 〔平成元年二月二日 法律第九三号、抄〕

最近改正 平成八年六月一日 法律第八二号

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条中国国家公務員等共済組合法第七十三条第四項の改正規定

平成二年二月一日

三 〔略〕

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第七十二条の二第二項、第七十八条第二項、第八十二条第一項及び第三項、第八十三条第三項、第八十九条第三

項、第九十条、附則第十二条の四第一項並びに附則第十三条の九の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和六十年改正法」という。）附則第十三条、附則第十六条、附則第十七条第二項、附則第十九条第二項、附則第二十八条第一項、附則第三十五条第一項、附則第四十条第一項、附則第四十二条第一項及び第二項、附則第四十六条第一項及び第五項、附則第五十条第一項、附則第五十一条第一項並びに附則第五十七条第一項の規定 平成元年四月一日

二 改正後の法第七十九条第二項及び第八十七条第二項の規定並びに改正後の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項及び附則第四十四条第一項の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の初日

（出産手当金に関する経過措置）

第三条 出産の日が施行日の前四十二日以前の日である組合の組合員及び組合員であった者については、改正後の法第六十七条第一項の規定は、適用しない。

（法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第四条 平成元年三月分以前の月分の法による年金である給付の額及び旧共済法による年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。）の額については、なお従前の例による。

2 改正後の法第八十七条の七の規定は、施行日以後に給付事由が生じ

た法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

旧九条：繰上(平成八年六月法律八二号)

私立学校教職員共済組合法の一部を附則「平成元年二月二七日法律第九四号」改正する法律

最近改正 平成一二年三月三十一日 法律第三三三号

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十五項を附則第三十四項とし、附則第二十四項の次に九項を加える改正規定(附則第二十九項から第三十三項までに係る部分に限る。)並びに附則第八項及び第九項の規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)附則第二十八項の規定は平成元年四月一日から、改正後の法第二十二条第一項及び附則第二十五項から第二十七項までの規定はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の初日から適用する。

法律 私立学校教職員共済法 附則(平元)

(役員の任命に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現に理事である者は、その際改正後の法第九条第二項の規定により理事として任命されたものとみなす。

4 前項の規定により任命されたものとみなされる理事の任期は、改正後の法第九条第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の理事としての残任期間と同一の期間とする。

(標準給与に関する経過措置)

5 施行日前に組合員であった者の施行日の属する月の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

6 前項の規定により改定された標準給与は、施行日の属する月から平成二年九月までの各月の標準給与とする。

7 附則第五項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

(長期給付に関する規定の適用の特例に関する経過措置)

8 平成二年四月一日において六十五歳に達している者に対する改正後の法附則第二十九項の規定の適用については、同項第一号及び第三号中「六十五歳に達した日の前日」とあるのは、「平成二年三月三十一日」とする。

法律 私立学校教職員共済法 附則（平三一平六）

九項：削除（平成二二年三月法律二三号）

老人保健法等の一附則 則 〔平成三年一〇月四日 法律第八九号、抄〕
部を改正する法律

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。〔後略〕

義務教育諸学校等の
の女子教育職員及
び医療施設、社会
福祉施設等の看護
婦、保母等の育児
休業に関する法律
を廃止する法律
附則 則 〔平成三年一二月二四日 法律第一二二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

国家公務員等共済
組合法 附則 〔平成四年三月三二日 法律第七号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。〔後略〕

（国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 前条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第六十七
条第一項の規定は、出産の日が施行日以後である組合員及び組合員で
あった者に支給する出産手当金について適用し、出産の日が施行日前
である組合員及び組合員であった者に支給する出産手当金について
は、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要

な経過措置は、政令で定める。

健康保険法等の一附則 則 〔平成六年六月二九日 法律第五六号、抄〕
部を改正する法律

最近改正 平成九年六月二〇日 法律第九四号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。〔後略〕

一〇三 〔略〕

（国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る

国家公務員等共済組合法の規定による給付については、なお従前
の例による。

2 附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める病院又は診療所

において、国家公務員共済組合法第五十四条第一項第五号に掲げ
る療養の給付を受ける組合員又は組合員であった者（老人保健法
の規定による医療を受けることができる者を除き、附則第四条第
一項に規定する厚生大臣の定める状態である者に限る。）が、附
則第四条第一項に規定する付添看護（附則第四条第一項の規定に
より承認を受けた病院又は診療所における付添看護に限る。）を
受けたときは、同項に規定する厚生省令で定める日までの間、当
該付添看護を国家公務員共済組合法第五十六条第一項に規定する
療養の給付等とみなして同条の規定を適用する。

3 前項の規定は、国家公務員共済組合法の規定による家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

4 施行日前に入院していた組合員又は組合員であつた者であつて、被扶養者がいないものに係る施行日前までの傷病手当金及び出産手当金の額については、なお従前の例による。

5 出産の日が施行日前である組合員及び組合員であつた者のこの法律による改正前の国家公務員等共済組合法の育児手当金については、なお従前の例による。

二―五項：一部改正〔平成八年六月法律八二号〕、四・五項：削除、旧六・七項：二項ずつ繰上〔平成九年六月法律九四号〕

（罰則に関する経過措置）

第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 〔略〕

（検討）

第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、この法律の施行後三年を用途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関して検討が加えられるべきもの

法律 私立学校教職員共済法 附則（平六）

とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

国家公務員等共済組合法、国家公務員等共済組合法の附則 〔平成六年二月一六日 法律第九八号、抄〕
長期給付に関する
施行法

最近改正 平成一六年六月二三日 法律第一三〇号

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国国家公務員等共済組合法第四十二条第一項及び同項の表の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 この法律の公布の日の属する月の翌月の初日

二 第一条中国国家公務員等共済組合法第二百九条及び第三百十条の改正規定並びに附則第十二条の規定 この法律の公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第二条の規定（次号に掲げる規定を除く。）、第四条の規定、第六条の規定及び第七条中国国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条第五項の改正規定（「附則第十二条の四第二項」を「附則第十二条の四の二第三項」に改める部分に限る。）並びに附則第四条、第六条第四項、第七条、第十一条及び第十四条の規定

法律 私立学校教職員共済法 附則（平六）

平成七年四月一日

四 第二条中国国家公務員共済組合法附則第十二条の八の次に二条を加える改正規定及び附則第九条の規定 平成十年四月一日

2 第一条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第七十二条の二第一項、第七十八条第二項、第八十二条第一項及び第三項、第八十三条第三項、第八十九条第三項、第九十条、附則第十二条の四第一項、附則第十三条第一項並びに附則第十三条の九の規定、第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条第一項及び別表の規定、第五条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和六十年改正法」という。）附則第十六条第一項から第五項まで、附則第十七条第二項、附則第十九条第二項、附則第三十五条第一項、附則第四十条第一項、附則第四十二条第一項及び第二項、附則第四十六条第一項及び第五項、附則第五十条第一項、附則第五十一条並びに附則第五十七条第一項の規定並びに第七条の規定（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条第五項の改正規定（附則第十二条の四第二項）を「附則第十二条の四の二第三項」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条の規定並びに附則第六条第一項から第三項までの規定は、平成六年十月一日から適用する。

一 項…一部改正（平成八年六月法律八二号）

（改正前の退職共済年金の取扱い）

第四条 この法律の施行（附則第一条第一項第三号の規定による施行を

二九八

いう。次項及び附則第七条において同じ。）の現に第二条の規定による改正前の法第七十六条第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、第二条の規定による改正後の法（以下「改正共済法」という。）第七十六条第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

2 この法律の施行の現に第二条の規定による改正前の法附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、改正共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

（法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第五条 平成六年九月分以前の月分の法による年金である給付の額及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）旧共済法による年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）百四十五号。以下「旧私学共済法」という。）による年金（私立学校教職員共済附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金をいう）組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百号。以下「法律第百号」という。）第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号。以下「新昭和三十六年私学共済改正法」という。）附則第四項に規定する旧法の規定による年金を除く。以下同じ。）

の額については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第八十七条の七の規定は、施行日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

（退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

第六条 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第一条の規定による改正後の法附則第十二条の四第一項第一号の規定、及び新昭和三十六年私学共済改正法附則第十項並びに第一条の規定による改正後の法附則第十三条第一項及び第三条の規定による改正

後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法別表

読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月（昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者にあつては四百二十月、同項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者以外の者にあつては四百三十二月）」とする。

二一四項…一部改正（平成八年六月法律八二号）、削除（平成一六年六月法律一三〇号）

（組合員である間の退職共済年金等の支給停止の特例に関する経過措置）

法律 私立学校教職員共済法 附則（平六）

第七条 この法律の施行の際現に法による退職共済年金及び障害共済年

金並びに 旧私学共済法による退職年金及び障害年金
旧共済法による退職年金及び障害年金（昭和六十年改正法附

則第二条第五号に規定する退職年金及び障害年金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を受ける権利を有する者（法による

退職共済年金及び 旧私学共済法による退職年金を
旧共済法による退職年金を

あつては、昭和十年四月一日以前に生まれた者に限る。）については、国家公務員共済組合法第七十九条第二項若しくは第八十七条第二項又は昭和六十年改正法附則第三十六条第一項若しくは第四十四条第一項の規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額が、それぞれ第二条の規定による改正前の法第七十九条第二項若しくは第八十七条第二項又は第六条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十六条第一項若しくは第四十四条第一項の規定が平成七年四月一日以後も適用されたものとしてこれらの規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額（以下この条において「旧停止解除額」という。）より少ないときは、旧停止解除額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

本条…一部改正（平成八年六月法律八二号）

（障害共済年金の支給に関する経過措置）

第八条 施行日前に法による障害共済年金を受ける権利を有していたことがある者（施行日において当該障害共済年金を受ける権利を有する

法律
私立学校教職員共済法
附則（平六）

者を除く。が、当該障害共済年金の給付事由となった傷病により施行日において国家公務員共済組合法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条において「障害状態」という。）にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害状態に該当するに至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害状態にない者にあつては、障害状態に該当するに至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2 施行日前に旧私学共済法による障害年金
旧共済法による障害年金を受ける権利を有していたこ

とがある者（施行日において当該旧私学共済法による障害年金旧共済法による障害年金）を受ける

権利を有する者を除く。)が、当該旧私学共済法による障害年金の給付事
旧共済法による障害年金

由となつた疾病により、施行日において障害状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害状態に該当するに至つたときは、その者は、施行日（施行日において障害状態にならない者にあつては、障害状態に該当するに至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、国家公務員共済組合法第八十一条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、国家公務員共済組合法第八十二条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

一—三項：一部改正〔平成八年六月法律八二號〕

1100

(雇用保険法による基本手当等の調整に関する経過措置)

第九條 第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二及び第十二条の八の三の規定は、同法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金（その受給権者が、平成十四年四月一日前にその権利を取得したものに限る。）については、適用しない。

本条：一部改正〔平成八年六月法律八二号〕

(脱退一時金に関する経過措置)

第十一条 改正共済法附則第十三条の十の規定は、施行日において日本国内に住所を有しない者（施行日において国民年金の被保険者であつた者及び施行日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。）については、適用しない。

2 施行日から平成七年三月三十一日までの間に、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者であつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）がある者（同年四月一日において国民年金の被保険者であつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。）について改正共済法附則第十三条の十第一項の規定を適用する場合においては、同条第一項第三号中「最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日」（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）」とあるのは、「平成七年四月一日」とする。

私立学校教職員共済組合法等の一部附則
を改正する法律
則「平成六年一月一六日法律第一〇〇号、抄」

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中私立学校教職員共済組合法第二十二條第一項の改正規定(同項の表に係る部分を除く。)及び同法第二十四條の改正規定並びに附則第五項の規定 この法律の公布の日の属する月の翌月の初日

二 第一条中私立学校教職員共済組合法第五十一條の改正規定及び附則第六項の規定 この法律の公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第二条及び第五条並びに附則第七項の規定 平成七年四月一日

四 第三条及び第六条の規定 平成十年四月一日

2 第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)附則第二十八項の規定及び第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十項の規定は平成六年十月一日から、改正後の法第二十二條第一項の表の規定並びに附則第三項及び第四項の規定はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の初日

から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

3 施行日の属する月の初日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者であつて、施行日の属する月の前月の標準給与の月額が八万六千円以下であるもの又は五十三万円であるもの(当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が五十四万五千円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を改正後の法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4 前項の規定により改定された標準給与は、施行日の属する月から平成七年九月までの各月の標準給与とする。

(短期給付の額に関する経過措置)

5 改正後の法第二十二條第一項の規定は、施行日の属する月の翌月の初日以後に給付事由が生じた短期給付の額を計算する場合の標準給与の月額について適用し、同日前に給付事由が生じた短期給付の額を計算する場合の標準給与の月額については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

6 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法律 私立学校教職員共済法 附則（平七―平九）

国家公務員等共済組合法の一部を改附 則 「平成七年三月二日 法律第五一号 抄」
正する法律

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。〔後略〕

育児休業等に関する法律の一部を改附 則 「平成七年六月九日 法律第一〇七号 抄」
正する法律

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、
〔中略〕附則〔中略〕第十八条〔中略〕の規定は、平成十一年四月
月一日から施行する。

厚生年金保険法等の一部を改正する附 則 「平成八年六月一四日 法律第八二号 抄」
法律

最近改正 令和二年六月五日 法律第四〇号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。〔後略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い
必要な経過措置は、政令で定める。

日本私立学校振興・共済事業団法 附 則 「平成九年五月九日 法律第四八号 抄」

最近改正 平成一六年六月二三日 法律第一三〇号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。〔後略〕
（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この附則に別段の規定があるものを除くほか、前条の規定
の施行前に同条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法
（第九条及び第十二条を除く。以下「旧共済法」という。）又は
これに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為
は、この法律又は前条の規定による改正後の私立学校教職員共済
法（以下「新共済法」という。）若しくはこれに基づく命令中の
相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十九条 旧共済法による組合員であつた者は新共済法による加入
者（以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者」という。）
であつた者と、旧共済法による組合員であつた期間（次に掲げる
期間を除く。）は新共済法による加入者期間（以下附則第二十五
条までにおいて単に「加入者期間」という。）とみなす。

一 旧共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法
（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十三条の十の規定に
よる脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の
計算の基礎となつた期間

二 旧共済法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法
等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。次号に
おいて「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定に

よる改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

三 旧共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

第二十条 附則第十七条の規定の施行の際旧共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する任意継続組合員であつた者については、当該任意継続組合員となつた日から引き続き新共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する任意継続加入者であつたものとみなして、新共済法の規定を適用する。

第二十一条 附則第十七条の規定の施行の日（以下「新共済法の施行日」という。）の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であつた日本私学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となつた者（事業団の職員となつた者に限る。）に対する新共済法の施行日以後の給付に係る新共済法の短期給付に関する規定及び新共済法第二

十五条において準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第一項の規定の適用については、その者は、新共済法の施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた間加入者であつたものとみなし、その者が新共済法の施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、新共済法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

第二十二条 新共済法の施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた日本私学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となつた者（事業団の職員となつた者に限る。以下附則第二十五条までにおいて「財団の職員であつた加入者」という。）のうち、一年以上の引き続く加入者期間（事業団の職員である期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて同じ。）を有しない者であり、かつ、新共済法の施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（日本私学振興財団の職員であつた期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて「厚生年金保険期間」という。）と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有する者とみなす。

2 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満で

あり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く加入者期間を有する者及び前項に規定する者に限る。）に対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

3 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

三項：一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

第二十三条 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第

四号を除く。）」とする。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第二十四条 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

第二十五条 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、加入者期間が四十四年以上である者とみなす。

本条：一部改正〔平成一二年三月法律二三号〕

第二十六条 新共済法の施行日前に旧共済法第三十六条第一項の規定に基づき旧共済法第三十七条第一項の規定により私立学校教職員共済組合に置かれた審査会（以下この条において「旧組合の審

査会」という。)に對してされた審査請求で新共済法の施行日の前日までに裁決が行われていないものは新共済法第三十六条第一項の規定に基づき新共済法第三十七条第一項の規定により事業団に置かれる共済審査会(以下この条において「共済審査会」という。)に對してされた審査請求と、新共済法の施行日前に旧組合の審査会において行われた裁決は共済審査会において行われた裁決とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律
附 則 [平成九年六月二四日 法律第一〇三号、抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(経過措置)

第二条 第一条から第五条まで、第七条から第二十四条まで〔中略〕の規定による改正後の法律の規定は、平成八年四月一日に始

法律 私立学校教職員共済法 附則(平九—平一〇)

まる事業年度に係る当該法律の規定に規定する書類(第十八条の規定による改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及び第十九条の規定による改正後の日本開発銀行法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平成八年四月から九月までの半期に係るものを除く。)から適用する。

2 〳 4 [略]

介護保険法施行法附 則 [平成九年二月一七日 法律第一二四号]

この法律は、介護保険法〔平成九年二月法律第一二三号〕の施行の日〔平成二二年四月一日〕から施行する。〔後略〕

国家公務員共済組 附則 [平成一〇年六月二七日 法律第一〇九号、抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、〔中略〕ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第四条及び第五条の規定並びに次条から附則第四条まで、第九条、第十三条から第二十四条まで及び第三十条の規定公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 [略]

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 旧健保法保険医療機関等が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前にした偽りその他不正の行為により支払を受けた国家公務員共済組合の組合員又は被扶養者の療養に関する費用の返還につい

法律 私立学校教職員共済法 附則（平一一）

ては、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十七条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

独立行政法人通則
法の施行に伴う関係
係法律の整備に關附 則 「平成二十一年七月一六日 法律第一〇四号、抄」
する法律

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。〔後略〕

中央省庁等改革関係法施行法〔平成二十一年二月二日法律第一六〇号、抄〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の規定

めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三十三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

中央省庁等改革関係法施行法 附 則 〔平成二十一年二月二日 法律第一六〇号、抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

国家公務員共済組合法等の一部を改附 則 〔平成二十二年三月二日 法律第二二号、抄〕
正する法律

最近改正 平成一六年六月二三日 法律第一二〇号

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、

法律 私立学校教職員共済法 附則(平一一―平一二)

次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国国家公務員共済組合法第十六条第二項及び第三項並びに第三十六条の改正規定、同法第五十一条第十号の二の次に一号を加える改正規定、同法第六十八条の二の次に一号を加える改正規定並びに同法第六十九条、第九十九条第三項第一号、第二百二十五条第二項、第二百六十六条第二項及び附則第十二条第七項の改正規定、第五条の規定並びに次条、附則第四条、第七七条、第十八条及び第二十一条の規定 公布の日

二 第一条中国国家公務員共済組合法第四十二条第一項の改正規定及び附則第三条の規定 平成十二年十月一日

三 第一条中国国家公務員共済組合法第八十条の見出し及び同条第一項並びに第八十七条の二第二項の改正規定、同法附則第十二条の二の次に一号を加える改正規定、同法附則第十二条の三の改正規定、同条の次に一号を加える改正規定、同法附則第十二条の四第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする改正規定、同法附則第十二条の四の二第二項の改正規定、同法附則第十二条の六の次に見出し及び二条を加える改正規定、同法附則第十二条の八第二項及び第四項、第十二条の八の二第二項及び第四項から第七項まで、第十二条の八の三第一項、第三項及び第五項並びに第十二条の十第一項

の改正規定並びに同法附則第十三条第一項の表第九十条の項の次に一項を加え、及び附則第十二条の六第二項及び第三項の項の次に三項を加える改正規定、第三条国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項並びに第六十条第二項の改正規定、第六条（厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十三条第六項及び第七項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第八条の規定
平成十四年四月一日

四 第二条（次号に掲げる規定を除く。）、第四条（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第九条第一項、第十五条及び附則別表第二の改正規定に限る。）、第六条（前号に掲げる規定を除く。）並びに附則第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条及び第二十二條の規定
平成十五年四月一日

五 第二条（国家公務員共済組合法第七十九条第二項、第八十条、第八十七条第二項及び第八十七条の二第一項の改正規定に限る。）、第四条（前号に掲げる規定を除く。）及び附則第十三条の規定
平成十六年四月一日

2 「前略」附則「中略」第十七条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

（決算の経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の法第十六条第三項及び第三十条の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度に係るこれらの規定に規定する書類から適用する。

（標準報酬の月額に関する経過措置）

第三条 平成十二年十月一日前に国家公務員共済組合の組合員（以下「組合員」という。）の資格を取得して、同日まで引き続き組合員の資格を有する者（法第二百六条の五第二項に規定する任意継続組合員及び法附則第十二条第三項に規定する特例退職組合員を除く。）のうち、同年七月一日から九月三十日までの間に組合員の資格を取得した者又は法第四十二条第七項の規定により同年八月若しくは九月から標準報酬が改定された者であって、同月の同条第一項に規定する標準報酬の月額が九万二千円であるもの又は五十九万円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が六十万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額を第一条の規定による改正後の法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額の基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員共済組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準報酬とする。

(介護休業手当金に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の法第六十八条の三に規定する介護休業手当金は、同条に規定する介護休業により勤務に服さなかった期間のうち平成十一年四月一日以後に係る期間について支給する。

(法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第五条 平成十二年三月以前の月分の法による年金である給付の額

及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号)、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(以下「昭和六十年改正法」という。)、附則第二条第六号に規定する旧共済る年金(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)、附則第四項第一号に規定する旧法の規定による年金を

除く。の額については、なお従前の例による。

2 **第一条の規定による改正後の法第八十七条の七の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)**以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

法律 私立学校教職員共済法 附則(平一一)

(併給の調整の経過措置)

第六条 第一条の規定による改正後の法第七十四条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に支給の停止の解除の申請があったものについて適用し、施行日前に支給の停止の解除の申請があったものについては、なお従前の例による。

(平成十四年度までの法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置)

第七条 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における法による年金である給付の額については、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定(第一条の規定による改正後の法附則第十二条の四の三第一項及び第三項並びに法附則第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。)による金額は、これらの規定にかかわらず、第二号の規定による金額とする。

一 第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二

法律 私立学校教職員共済法 附則（平一二）

三二〇

項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに^{私立}附則
学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三
第十三条の九

号。以下「平成十二年私学共済改正法」という。）第一条の規定による

改正後の私立学校教職員共済法附則第二十八項並びに第三条の規定

による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第
二の規定を適用したとしたらばこれらの規定により算定され
る金額

二 第一条の規定による改正前の法第七十七条第一項及び第二
項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二
項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに^{平成}附則

十二年私学共済改正法第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済
第十三条の九

法附則第二十八項

並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年

改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとした
ならばこれらの規定により算定される金額に一・〇三一を乗じ
て得た金額

前項第二号の規定による金額を算定する場合における平均標準

報酬月額を計算する場合においては、^{平成十二年私学共済改正法第}
第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十八項
の法附則第十三条の九 中「次

の表」とあり、及び「附則第二十八項の表」
とあるのは、「国

家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第
二十一号）附則別表」とする。

3 前二項に定めるもののほか、平成十二年度から平成十四年度ま
での各年度における法の長期給付に関する規定等の適用に関し必
要な事項は、政令で定める。

（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の
停止の経過措置）

第八条 第一条の規定による改正後の法第八十条及び第八十七条の
二並びに第三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四
十五条の規定は、厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部
を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三
号に規定する第四種被保険者を除く。附則第十三条において同
じ。）又は法第三十八条第二項に規定する私学共済制度の加入者
（これらの者が昭和十二年四月一日以前に生まれた者である場合
に限る。）である間に支給される法による退職共済年金若しくは
障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する

退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金については、適用しない。

（育児休業期間中の組合員に係る負担金等の特例に関する経過措置）

第九条 第一条の規定による改正後の法第百一条の二第三項及び第百二条の規定は、平成十二年四月以後の月分の特別掛金及び国又は職員団体の負担すべき金額について適用し、同月前の月分の特別掛金及び国又は職員団体の負担すべき金額については、なお従前の例による。

（標準報酬の定時決定等に関する経過措置）

第十条 平成十五年四月一日前に第二条の規定による改正前の法第四十二條第二項、第五項又は第七項の規定により決定され、又は改定された同年三月における標準報酬は、同年八月までの各月の標準報酬とする。

（平成十五年度以後における法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置）

第十一条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法による年金である給付の額については、法第七十七條第一項及び第二項、第八十二條第一項及び第二項、第八十九條第一項から第三項まで並びに附則第十二條の四の二第二項第二号及び第三項の規定（法附則第十二條の四の三第一項及び第三

項並びに法附則第十二條の七の二第二項、第十二條の七の三第二項及び第四項並びに第十二條の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六條第二項においてその例による場合を含む。）による金額は、これらの規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第七十七條第一項及び第二項、第八十二條第一項及び第二項並びに附則第十二條の四の二第二項第二号及び第三項並びに第四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五條及び附則別表第二の規定又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号。第三項及び次条において「平成十六年改正法」という。）第五条の規定による改正後の法第八十九條第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第七十二條の二、第七十七條第一項及び第二項、第八十二條第一項及び第二項、第八十九條第一項から第三項まで並びに附則第十二條の四の二第二項第二号及び第三項並びに昭和六十年改正法附則第十五條及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合における第二条の

規定による改正前の法第七十七条第一項に規定する平均標準報酬月額
の計算の基礎となる標準報酬の月額については、同項の規定にかかわらず、組合員期間の各月の標準報酬の月額に、法第七十二条の二に規定する再評価率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額とする。

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正前の法第七十七条第一項中「組合員期間の計算」とあるのは「平成十五年四月前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）の計算」と、「組合員期間の月額」とあるのは「基準日前組合員期間の月額」と、同条第二項中「組合員期間の月額」とあるのは「基準日前組合員期間の月額」と、第八十二条第一項中「組合員期間の月額（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月額」と、同条第二項中「加えた金額」と、同条第二項中「加えた金額」とあるのは「加えた金額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項中「組合員期間の月額」とあるのは「基準日前組合員期間の月額」と、平成十六年改正法第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項第一号イ中「平均標準報酬額の千分の五・四八一」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る第七十二条の二

に規定する再評価率を乗じて得た標準報酬の月額を基礎として計算した国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）第二条の規定による改正前の第七十七条に規定する平均標準報酬月額（以下この条において「再評価率による平均標準報酬月額」という。）の千分の七・一二五」と、「組合員期間の月額（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月額」と、「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」とあるのは「再評価率による平均標準報酬月額の千分の一・四二五」と、同号ロ中「平均標準報酬額の千分の五・四八一」とあるのは「再評価率による平均標準報酬月額の千分の七・一二五」と、「組合員期間の月額」とあるのは「基準日前組合員期間の月額」と、「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」とあるのは「再評価率による平均標準報酬月額の千分の一・四二五」と、「平均標準報酬額の千分の〇・五四八」とあるのは「再評価率による平均標準報酬月額の千分の〇・七一三」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四二五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・二〇六」とする。

4 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第七十二条の二第一項中「組合員期間の計算」とあるのは「平成十五年四月以後の組合員期間（以下「基準日後組合員期間」とい

う。)の計算」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第七十七条第一項及び第二項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十二条第一項中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項中「加えた金額」とあるのは「加えた金額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、第八十九条第一項第一号イ中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

一項…一部改正・二項…追加・旧二・三項…一部改正し一項ずつ繰下、一・三・四項…一部改正(平成一六年六月法律一〇〇号)

第十二条 法による年金である給付の額については、前条の規定により算定した金額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同条の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第一条の規定による改正前の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに 平成十二年私学共済改正法第一条の規定による改正前の私附則第十三条の九

立学校教職員共済法附則第二十八項 並びに第三条の規定による改正

前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定又は平成十六年改正法第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第七十二条の二、第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項から第三項まで、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第二の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 組合員期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、法第七十二条の二、第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項から第三項まで並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定(法附則第十二条の

四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに昭和六十年改正法附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。）により算定した金額が、前項第二号の規定の例により算定される金額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

3 平成十六年度における前二項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。

4 第一項及び第二項の従前額改定率は、毎年度、法第七十二条の四第一項又は第三項（法第七十二条の五第一項に規定する調整期間にあっては、法第七十二条の六第一項又は第四項）の規定の例により改定する。

5 第一項第一号の規定による金額を算定する場合には、第一条の規定による改正前の法第七十七条第一項中「組合員期間の計算」とあるのは「平成十五年四月前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）の計算」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第二項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十二条第一項中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月

数」と、同条第二項中「加えた金額）」とあるのは「加えた金額）」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額」と、附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、附則第十三条の九中「次の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」と、「第七十七条第一項」とあるのは「同法附則第十二条第二項の規定により読み替えられた第七十七条第一項」と、「附則第十三条の九の表」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表」と、平成十六年改正法第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項第一号イ中「平均標準報酬額の千分の五・四八」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。）に係る国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第一項の従前額改定率を乗じて得た標準報酬の月額を基礎として計算した同法第二条の規定による改正前の第七十七条に規定する平均標準報酬月額（以下この条に

において「従前額改定率による平均標準報酬月額」という。）の千分の七・五」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均標準報酬月額の千分の一・五」と、同号ロ中「平均標準報酬額の千分の五・四八一」とあるのは「従前額改定率による平均標準報酬月額の千分の七・五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均標準報酬月額の千分の一・五」と、「平均標準報酬額の千分の〇・五四八」とあるのは「従前額改定率による平均標準報酬額の千分の〇・七五」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・三七五」とする。

6

第一項第二号又は第二項の規定による金額を算定する場合においては、法第七十二条の二中「長期給付」とあるのは「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者の長期給付」と、「組合員期間の計算」とあるのは「平成十五年四月以後の組

合員期間（以下「基準日後組合員期間」という。）の計算」と、「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（以下「再評価率」という。）の月数」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第七十七条第一項中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、第八十二条第一項中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、同条第二項中「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の一・三七」とあるのは「千分の一・四四二」と、「加えた金額」とあるのは「加えた金額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じ

て得た金額」と、第八十九条第一項第一号イ中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、同号ロ中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、附則第十二条の四の二第二項第二号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」とする。

7 第四項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。

8 前各項に定めるもののほか、平成十五年以後における法の長期給付に関する規定等の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一項…一部改正・二―四・七項…追加・旧二・三項…一部改正し三項すつ繰下・

旧四項…八項に繰下、一・二・五・六項…一部改正平成一六年六月法律三〇号）

（法による年金である給付の額の改定の特例）

第十二条の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において附則第十一条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による年金である給付の受給権を有する者について、法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定による再評価率の改定により、当該年度において附則第十一条第一項の規定により算定した金額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額（以下この条において「前年度額」という。）に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第七十二条の三（法第七十二条の四から第七十二条の六までにおいて適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 法第七十二条の三第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回り、か

つ、同項に規定する物価変動率（以下「物価変動率」という。）が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第七十二条の四（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第七十二条の五（法第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率
二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物価変動率

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合にお

いて、法第七十二条の六の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

本条…追加〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止の経過措置）

第十三条 第二条の規定による改正後の法第八十条及び第八十七条の二並びに第四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四十五条の規定は、平成十六年四月以後の月分として支給される法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金（これらの年金のうち厚生年金保険の被保険者又は法第三十八条第二項に規定する私学共済制度の加入者（これらの者が昭和十二年四月一日以前に生まれた者である場合に限る。）である間に支給される年金を除く。）について適用し、同月前の月分として支給されるこれらの年金については、なお従前の例による。

（従前の特別掛金）

第十四条 平成十五年四月前の期末手当等に係る特別掛金（第二条による改正前の法第一百一条の二第一項に規定する特別掛金をいう。）については、なお従前の例による。

（法による脱退一時金に関する経過措置）

第十五条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する法による脱退一時金については、法附則第十三条の十第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同日前の組合員期間の各月の標準報酬の月額に一・三を乗じて得た額並びに同日以後の組合員期間の各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を合算して得た額を組合員期間の月数で除して得た額に、組合員期間に応じて支給率（同条第四項に規定する支給率をいう。）を乗じて得た金額とする。

本条…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表（附則第七条、附則第十二条関係）

昭和六十二年三月以前	一・一二二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一

平成五年四月から平成十二年三月まで	〇・九九
平成十二年四月から平成十七年三月まで	〇・九一七
平成十七年度以後の各年度に属する月	政令で定める率

備考 平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、当該年度の前年度に属する月に係る率を、法第七十二条の三第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を基準として定めるものとする。

本表…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律 附則 〔平成一二年三月三十一日 法律第二三号 抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中私立学校教職員共済法第二十二條第一項の表の改正規定及び次条の規定 平成十二年十月一日

二 第一条中私立学校教職員共済法目次の改正規定、第二十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十四条の二第二項の改正規定、第八章及び第九章の改正規定並びに附則第二十九項の前の見出し及び同項から第三十三項までを削り、

附則第三十四項から第三十六項までを五項ずつ繰り上げる改正規定、第三条及び第六条並びに附則第四条から第六条までの規定
平成十四年四月一日

三 第二条（次号に掲げる改正規定を除く）、第四条及び第五条並びに附則第七条から第十条までの規定 平成十五年四月一日

四 第二条中私立学校教職員共済法第二十五条の表第七十七条第一項の項の次に一項を加える改正規定、同表第八十条第一項の項の改正規定、同表第八十二条第二項の項の次に一項を加える改正規定及び第二十五条の二の改正規定 平成十六年四月一日（標準給与の月額に関する経過措置）

第二条 平成十二年十月一日前に加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）の資格を取得して同日まで引き続き加入者の資格を有する者のうち、同年六月一日から同年九月三十日までの間に加入者の資格を取得した者又は私立学校教職員共済法第二十七条の規定により同年七月から同年九月までのいずれかの月から標準給与が変更された者であって、同年九月の標準給与の月額が九万二千円であるもの又は五十九万円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が六十万五千円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新法」という。）第二条

十二条第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準給与とする。

（育児休業期間中の掛金及び特別掛金の特例に関する経過措置）

第三条 平成十二年四月一日前に第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（次条第一項において「旧法」という。）第二十八条第二項の規定に基づく申出をした加入者であって、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業が終了するもの又は当該加入者を使用する学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。）に対する新法第三十四条の二第五項において準用する新法第二十八条第二項又は新法第二十八条第三項（新法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同月一日にこれらの規定に基づく申出があったものとみなす。

（従前のみなし退職者等の取扱い等）

第四条 新法第三十九条の規定は、平成十四年四月一日前に旧法附則第二十九項の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したもの又は加入者でないものとみなされた加入者（次項に

において「従前のみなし退職者等」という。）については、同日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

2 平成十四年四月一日前に加入者の資格を取得して同日まで引き続き加入者の資格を有する従前のみなし退職者等のうち、昭和七年四月二日以後に生まれた者は、平成十四年四月一日に、私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける加入者となるものとする。

（加入者期間の計算の特例）

第五条 前条第二項に規定する者が平成十四年四月に加入者の資格を喪失した場合（新法第三十九条の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したものとみなされた場合を含む。）における私立学校教職員共済法第十七条第二項本文の規定の適用については、その者は、同月一日に長期給付に関する規定の適用を受ける加入者とならなかったものとみなす。

（加入者である間の退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置）

第六条 昭和七年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた加入者（平成十四年三月三十一日において加入者期間等（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する加入者期間

等をいう。）が二十五年以上である者に限る。）が七十歳に達するまでの間における退職共済年金又は障害共済年金の支給の停止（加入者であることをその事由とするものに限る。）については、なお従前の例による。

（標準給与の定時決定等に関する経過措置）

第七条 平成十五年四月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十二条第二項、第五項又は第七項の規定により定められ、又は変更された同年三月における標準給与は、同年八月までの各月の標準給与とする。

（特別掛金に関する経過措置）

第八条 平成十五年四月前の賞与等に係る特別掛金（第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条の二第二項に規定する特別掛金をいう。）については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

健康保険法等の一部を改正する法律 附 則 〔平成二年二月六日 法律第一四〇号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行

する。

一 「前略」附則第十九条中国国家公務員共済組合法第六十六条の改正規定及び同法第七十四条第二項の改正規定〔中略〕並びに附則第二十三条中私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定
平成十三年四月一日

二 「略」

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十條 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2

前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百二条の規定は、平成十三年一月以後の月分の国又は職員団体の負担すべき金額について適用し、同月前の月分の国又は職員団体の負担すべき金額については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四條 平成十三年一月一日前に私立学校教職員共済法第二十八條第二項の規定に基づく申出をした加入者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業が終了するものを使用する学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。）に対する前条の規定による改正後

の私立学校教職員共済法第二十八條第三項の規定の適用については、同月一日に同項の規定に基づく申出があったものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十九條 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

国家公務員共済組
合法 附則〔平成十二年二月六日法律第一四一号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成十三年一月政令一五号により、平成一二・三・一から施行〕

厚生年金保険制度
及び農林漁業団体
職員共済組合制度
の統合を図るため
附
則
〔平成十三年七月四日法律第一〇一号、抄〕
の農林漁業団体職
員共済組合法等を
廃止する等の法律

最近改正 平成一六年六月二三日法律第三〇号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第八十七條 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下この条において「新法」という。）第三十八條第二項の規定は、施行日以後の期間に係る組合員期間の計算について適用し、

施行日前の期間に係る組合員期間の計算については、なお従前の例による。

2 新法第六十六条第六項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた傷病手当金の支給について適用し、施行日前に給付事由が生じた傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

3 新法第七十四条第一項、第二項及び第四項、第七十九条第三項、第八十条第一項並びに第八十七条の二第一項の規定並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）第五条の規定による改正前の新法第七十四条の二第一項及び第三項の規定は、施行日以後の月分として支給される国家公務員共済組合法による年金である給付について適用し、施行日前の月分として支給される同法による年金である給付については、なお従前の例による。

4 〔略〕

5 〔略〕

三項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十条 前条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下この条において「新法」という。）附則第十一条第二項及び第四項並びに第四十五条第一項の規定は、

施行日以後の月分として支給される旧共済法による年金（新法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前の月分として支給される旧共済法による年金については、なお従前の例による。

保健婦助産婦看護
婦法の一部を改正附
する法律

則 〔平成一三年一月二日 法律第一五三号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一四年一月政令三号により、平成一四・三・一から施行〕

（処分、手続等に関する経過措置）

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

（経過措置の政令への委任）

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

日本郵政公社法施 附 則 「平成一四年七月三十一日 法律第九八号 抄」
行法

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法「日本郵政公社法」平成一四年七月法律第九七号」の施行の日「平成一五年四月一日」から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則「中略」第三十九条の規定 公布の日

二 「略」

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

国家公務員共済組 附則 「平成一四年七月三十一日 法律第一〇〇号 抄」
合法

（施行期日）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に關する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日「平成一五年四月一日」から施行

法律 私立学校教職員共済法 附則（平一四）

する。

健康保険法等の一 附 則 「平成一四年八月二日 法律第一〇二号 抄」
部を改正する法律

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、「中略」附則「中略」第四十一条、第四十八条、「中略」第五十四条「中略」の規定は平成十五年四月一日から施行する。

（医療保険制度の改革等）

第二条 医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする。

2 政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに（第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に）、所要の措置を講ずるものとする。

- 一 保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方
- 二 新しい高齢者医療制度の創設
- 三 診療報酬の体系の見直し

3 政府は、おおむね二年を目途に、次に掲げる事項について、そ

の具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一 健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し

二 社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化

4 政府は、おおむね三年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一 政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化

二 医療保険各法、老人保健法及び介護保険法の規定による給付に伴う負担の家計における合計額が著しく高額になる場合の当該負担の軽減を図る仕組みの創設

三 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理の体制の見直し

5 政府は、おおむね五年を目途に、政府が管掌する健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 医療に係る事故に迅速かつ適切に対応するための専門家によ

る苦情の処理体制の整備

二 医療及び医療に要する費用に関する情報の収集、分析、評価及び提供に係る体制の整備

三 医療保険各法及び老人保健法の規定による保険給付の内容及び範囲の在り方

7 政府は、第二項から前項までに規定する事項の検討に早急に着手し結論を得、逐次実施するものとする。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十九条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この項において同じ。）の施行の日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係るこの法律による改正前の国家公務員共済組合法の規定による療養費、家族療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第四十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十一条第三項の規定は、出産の日が施行日以後である組合員について適用し、出産の日が施行日前である組合員の附則第四十七条の規定による改正前の同法の配偶者出産費については、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行の日前に任意継続組合員（国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する任意継続組合員をいう。以下この項において同じ。）の資格を取得した者のその任意継続

組合員の資格の喪失については、前条の規定による改正後の同法第二百二十六条の五第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

健康増進法附則 [平成一四年八月二日法律第一〇三号 抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一六年六月政令一九七号により、ただし書に係る部分は、平成一六・八・一から施行]

日本私立学校振興・共済事業団法附則 [平成一四年一二月一三日法律第一五七号、の一部を改正する法律]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。〔後略〕

国家公務員共済組合法附則 [平成一五年四月三〇日法律第三二号、抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 附則第十一条第一項の規定により高年齢雇用継続基本給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者及び同条第二項の規定により高年齢再就職給付金の支給についてなお従前の例による

法律 私立学校教職員共済法 附則(平一四―平一六)

こととされた者に係る前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の三の規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日以後に安定した職業に就くことにより雇用保険の被保険者となった旧受給資格者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の三の規定の適用については、同条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項一号中「雇用保険法」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十一号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた雇用保険法」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

破産法の施行に伴う関係法律の整備附則 [平成一六年六月二日法律第七六号、抄] 等に関する法律

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日〔平成一七年一月一日〕から施行する。〔後略〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第

法律 私立学校教職員共済法 附則（平一六）

一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。〔後略〕

255 〔略〕

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

社会保障に關する
日本国とアメリカ
合衆国との間の協
定の実施に伴う厚
生年金保険法等の
特例等に關する法
律

則 〔平成一六年六月一八日 法律第一二六号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、協定「社会保障に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の効力発生の日〔平成一七年一〇月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二 〔略〕

三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日〔平成一六年六月二三日〕又は公布日〔平成一六年六月一八日〕のい

れか遅い日

四 附則第四十三条の規定 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）の公布の日〔平成一六年六月二三日〕又は公布日〔平成一六年六月一八日〕のい

ずれか遅い日

国家公務員等共済
組合法、国家公務
員等共済組合法の
長期給付に關する
施行法

附則 〔平成一六年六月二三日 法律第一三〇号、抄〕

最近改正 平成二四年一月二六日 法律第九号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第二条〔中略〕、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで〔中略〕の規定 平成十七年四月一日

三 第三条、第十一条〔中略〕の規定 平成十八年四月一日

四 〔略〕

五 第五条、第八条、第十二条〔中略〕、第十九条及び第二十条並びに附則第十六条から第二十一条まで〔中略〕、第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定 平成十九年四月一日

六 第六条並びに附則第二十二条及び第二十三条の規定 平成二十年四月一日

本条…一部改正〔平成一六年六月法律一二六号・一二七号・一七年六月六号・六五号〕

（法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第三条 平成十六年九月以前の月分の法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第八十七条の七の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

（法による年金である給付の額の算定に関する経過措置）

第四条 平成二十六年までの各年度における法による年金である給付については、第一条の規定による改正後の法（第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「平成十二年改正法」という。）の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法を含む。）又は第九条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の国共済法等の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法（第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法を含む。）又は第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定

規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の国共済法等の規定」という。）により算定した金額に満たないときは、改正前の国共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国共済法等の規定にかかわらず、当該金額を法による年金である給付の金額とする。

2 前項の場合においては、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

一 第一条の規定による改正前の法	第七十八 条第二項	二十三万 千四百円	二十三万四千四百円に〇・九八八（第七十二条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の当該物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切

第八十二 条第三項	第七万七千 百円	六十万三 千二百円	第八十二 条第一項 後段	第八十二 条第三項 第一号	第八十二 条第三項 第一号
二百六十 四万四千	七万七千 百円	六十万三 千二百円	六十万三 千二百円	四百二十 七万六千 六百元	四百二十 七万六千 六百元
二百六十四万四千四百円に〇・九八八を乗じて得た金額（そ	七万七千四百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）	四百二十七万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）	四百二十七万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

第八十二 条第三項 第三号	第八十三 条第三項	第八十九 条第三項	第二号
二百三十 八万九千 九百元	二十三万 四千四百 円	百六万九 千四百 円	百円
二百三十八万九千九百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）	二十三万四千四百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）	百六万九千四百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）	金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

[illegible]

附則第十 七条第二 項第一号	三万四千 百円	三万四千百円に○・九八八を 乗じて得た金額（その金額に 五十円未満の端数があるとき は、これを切り捨て、五十円 以上百円未満の端数があるとき は、これを百円に切り上げる ものとする。）
附則第十 七条第二 項第二号	六万八千 三百円	六万八千三百円に○・九八八 を乗じて得た金額（その金額 に五十円未満の端数があるとき は、これを切り捨て、五十 円以上百円未満の端数がある ときは、これを百円に切り上 げるものとする。）
附則第十 七条第二 項第三号	十万二千 五百円	十万二千五百円に○・九八八 を乗じて得た金額（その金額 に五十円未満の端数があるとき は、これを切り捨て、五十 円以上百円未満の端数がある ときは、これを百円に切り上 げるものとする。）
附則第十 七条第二 項第四号	十三万六 千六百円	十三万六千六百円に○・九八 八を乗じて得た金額（その金 額に五十円未満の端数がある ときは、これを切り捨て、五 十円以上百円未満の端数があ るときは、これを百円に切り 上げるものとする。）

三 第十 七条の 規定に よる改 正前の 平成十 二年改 正法附 則第十 一条第 二項若 しくは 第三項 又は第 十二条 第二項 若しく は第三 項の規 定によ り読み 替へら れた第 八十二 条第一 項及び 第二号 の規定 による改 正前の 法	附則第十 七条第二 項第五号	十七万七 百円	十七万七 百円に〇・九八八を 乗じて得た金額（その金額に 五十円未満の端数があるとき は、これを切り捨て、五十円 以上百円未満の端数がある ときは、これを百円に切り上 げるものとする。）
	第七十七 条第一項	乗じて得 た金額	乗じて得た金額に〇・九八八 （第七十二条の二第一項に規 定する物価指数が平成十五年 （この項の規定による率の改 定が行われたときは、直近の 当該改定が行われた年の前 年）の当該物価指数を下回る に至った場合においては、そ の翌年の四月以後、〇・九八 八（この項の規定による率の 改定が行われたときは、当該 改定後の率）にその低下した 比率を乗じて得た率を基準と して政令で定める率とする。 以下同じ。）を乗じて得た金 額
	第七十七 条第二項 第一号及 び第二号	乗じて得 た金額	乗じて得た金額に〇・九八八 を乗じて得た金額

法		替へら れた第 八十二 条第一 項及び 第二号 の規定 による改 正前の 法	並びに第 八十二 条第一 項及び 第二号 の規定 による改 正前の 法
第八十二 条第二項	加えた金 額	乗じて得た金額に〇・九八八を 乗じて得た金額	並びに第 八十二 条第一 項及び 第二号 の規定 による改 正前の 法
第八十九 条第一項 第一号イ 及びロ並 びに第二 号イ及び ロ並びに 第二項並 びに附則 第十二条 の四の二 第二項第 二号並び に第三項 第一号及 び第二号	乗じて得 た金額	乗じて得た金額に〇・九八八 を乗じて得た金額	並びに第 八十二 条第一 項及び 第二号 の規定 による改 正前の 法

見出し：削り・追加・一項：一部改正（平成二十四年二月法律九十九号）
委任 二項の「政令」は「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する
政令」（平成一十六年九月政令二八六号）附則二条
（平成二十五年度及び平成二十六年度における法による年金である給

付の額の算定に関する経過措置の特例)

第四条の二 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表第四欄中「〇・九八八(第七十二条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の当該物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率」とあるのは「〇・九七八(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。)の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九七八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあるのは「〇・九七八を」と、「〇・九八八(物価指数が平成十五年(この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率」とあるのは「〇・九七八(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。))

の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以後、〇・九七八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)に当該政令で定める率」とする。

本条…追加(平成二十四年二月法律九十九号)

第五条 (旧共済法による年金である給付の額の算定に関する経過措置)

第二条第六号に規定する旧共済法による年金については、第九条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の昭和六十年改正法の規定」という。)により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の昭和六十年改正法の規定」という。)により算定した金額に満たないときは、改正前の昭和六十年改正法の規定はなお効力を有するものとし、改正後の昭和六十年改正法の規定にかかわらず、当該金額を同号に規定する旧共済法による年金の金額とする。

2 前項の場合においては、次の表の第一欄に掲げる法律の同表第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

第九 条の規 定によ る改正 前の昭 和六十 年改正 法	附則第三 十五條第 一項ただ し書	相當する 金額	相當する金額に○・九八八 （物価指數が平成十五年（こ の項の規定による率の改定が行 われたときは、直近の当該 改定が行われた年の前年）の 物価指數を下回るに至つた場 合においては、その翌年の四 月以後、○・九八八（この項 の規定による率の改定が行わ れたときは、当該改定後の 率）にその低下した比率を乗 じて得た率を基準として政令 で定める率とする。以下同 じ。）を乗じて得た金額	附則第三 十五條第 一項第一 号	加えた金 額）	附則第三 十五條第 一項第二 号	相當する 金額	七十五万 四千三百 二十円	附則第四 十條第一 項第一号	七十五万 四千三百 二十円	七十五万四千三百二十円に ○・九八八を乗じて得た金額 （その金額に五十円未満の端 数があるときは、これを切り 捨て、五十円以上百円未満の 端数があるときは、これを百

附則第四 十條第一 項第二号	乗じて得 た金額	乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額	円に切り上げるものとす る。
附則第四 十二條本 文	相当する 額を	相当する額に○・九八八を乗じて得た金額を	
附則第四 十二條第 一項ただ し書	相当する 金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	
附則第四 十二條第 一項第一 号	加えた金 額)	加えた金額)に○・九八八を乗じて得た金額	
附則第四 十二條第 一項第二 号	相当する 金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	
附則第四 十二條第 二項第一 号	加算して 得た金額	加算して得た金額に○・九八八を乗じて得た金額	
附則第四 十二條第 二項第四 号	相当する 金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	

号	附則第四十六條第一項第一号	附則第四十六條第三項	附則第四十六條第五項	二 平成十二年 改正法 附則第三十五條第一項ただし 金額
加えた金額に〇・九八八を乗じて得た金額（ 百分の〇・九五に相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額	百分の〇・九五に相当する金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額	十五万四千二百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）	二十六万九千九百円に〇・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

第三條の規定による改正前の昭和六十一年改正法	附則第三十五條第一項第二号	附則第四十條第一項第二号	附則第四十二條第一項本文	附則第四十二條第一項ただし書及び第二号並びに第二項第一号
行われたときは、直近の当該改定が行われた年の（前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た金額を	相当する金額に〇・九八八を乗じて得た金額

及び 第四号		
附則第四 十六條第 一項第一 号	百分の二 十に相当 する金額	百分の二十に相当する金額に 〇・九八八を乗じて得た金額
附則第四 十六條第 三項	百分の一 に相当す る金額	百分の一に相当する金額に 〇・九八八を乗じて得た金額
	相当する 金額	相当する金額に〇・九八八を 乗じて得た金額

見出…追加・一項…一部改正(平成二十四年二月法律九十九号)
委任 二項の「政令」(「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する
政令」(平成一六年九月政令二八六号)附則三条、(平成十六年度、平
成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚
生年金保険制度並びに国家公務員共済組合法の改正に伴う厚生労
働省関係法令に関する経過措置に関する政令)(二)条三項

(平成二十五年及び平成二十六年における旧共済法による年金で
ある給付の額の算定に関する経過措置の特例)

第五條の二 平成二十五年及び平成二十六年の各年度における前条
の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは
「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表
第四欄中「〇・九八八(物価指数が平成十五年(この項の規定による
率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の
物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、

〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改
定後の率)にその低下した比率」とあるのは「〇・九七八(当該年度
の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百
四号)第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する
改定率をいう)の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率
として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月
以後、〇・九七八(この項の規定による率の改定が行われたときは、
当該改定後の率)に当該政令で定める率」と、「〇・九八八を」とあ
るのは「〇・九七八を」とする。

本条…追加(平成二十四年二月法律九十九号)

(平成十七年度から平成二十年度までにおける再評価率の改定等に関
する経過措置)

第六條 平成十七年度及び平成十八年度における第一条の規定による改
正後の法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定の適用につい
ては、法第七十二条の三第一項第三号に掲げる率を一とみなす。

2 平成十九年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の
三第一項第三号の規定の適用については、同号イ中「九月一日」とあ
るのは、「十月一日」とする。

3 平成二十年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の
三第一項第三号の規定の適用については、同号ロ中「九月一日」とあ
るのは、「十月一日」とする。

(再評価率等の改定等の特例)

第七條 法による年金である給付(政令で定めるものに限る。)その他

政令で定める給付の受給権者（以下この条及び次条において「受給権者」という。）のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分（第一条の規定による改正後の法別表第二各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条及び次条において同じ。）に属するものに適用される再評価率（第一条の規定による改正後の法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）又は従前額改定率（第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の従前額改定率をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）その他政令で定める率（以下この条及び次条において「再評価率等」という。）の改定又は設定については、平成二十六年までの間は、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定（第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第四項においてその例による場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、適用しない。

一 第一条の規定による改正後の法第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項又は第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の規定により算定した金額（第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。）の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

法律 私立学校教職員共済法 附則（平一六）

二 附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五第四項第一号に規定する調整率（以下この項及び次条第二項において「調整率」という。）が前項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

一・二項…一部改正（平成二十四年一月法律九十九号）

委任 一項各号列記以外の部分第一の「政令」は「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成一六年九月政令二八六号）附則五条、一項各号列記以外の部分第二の「政令」は「同附則六条、一項各号列記以外の部分第三の「政令」は「同附則七条、一項一号の「政令」は「同附則八条一項、一項二号の「政令」は「同附則八条二項

（平成二十七年における再評価率等の改定等の特例）

第七十七条の二 平成二十七年において、受給権者のうち、第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定は、適用しない。

一 平成二十七年における第一条の規定による改正後の法第七十七

法律 私立学校教職員共済法 附則（平一六）

条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項又は第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の規定により算定した金額（第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。）の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二 平成二十六年における附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2 受給権者のうち、平成二十七年において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、調整率が同項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

本条…追加（平成二十四年一月法律九九号）

委任 一項一号の「政令」は「国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成一十六年九月政令二八六号）附則八条の二第一項、一項二号の「政令」は同附則八条の二第二項

（三歳に満たない子を養育する組合員等の標準報酬の月額の特例に関する経過措置）

第十二条 第二条の規定による改正後の法第七十三条の二の規定は、平成十七年四月以後の標準報酬の月額について適用する。

（退職共済年金の額の算定に関する経過措置）

第十四条 第二条の規定による改正後の法附則第十二条の四の二第二項第一号（法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定 及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）第七十条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第十項の長期給付に関する施行法別表 において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同

号中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四月、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月）」とする。

2 第十条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十六条第一項

第一号及び第十九条第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月（当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四月、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月）」とする。

3 [略]

（法による脱退一時金の額に関する経過措置）

第十五条 平成十七年四月前の組合員期間のみに係る法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

（法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十六条 第五条の規定による改正後の法第七十八条の二の規定は、平成十九年四月一日前において法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権を有する者については、適用しない。

（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置）

第十七条 第五条の規定による改正後の法第八十条若しくは第八十七条の二又は昭和六十年改正法附則第四十五条の規定は、法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金

のいずれかの受給権者（昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。）である厚生年金保険の被保険者等（第五条の規定による改正後の法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等をいう。以下この条において同じ。）が、同項に規定する七十歳以上の使用される者又は特定教職員等であつて、他の厚生年金保険の被保険者等に該当しない者である場合には、適用しない。

（法による遺族共済年金の支給に関する経過措置）

第十八条 平成十九年四月一日前に給付事由の生じた法による遺族共済年金（その受給権者が昭和十七年四月一日以前に生まれたものに限る。）の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

2 平成十九年四月一日前において昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金（退職を給付事由とするものに限る。）その他これに相当するものとして政令で定めるものの受給権を有する者が平成十九年四月一日以後に法による遺族共済年金の受給権を取得した場合にあつては、当該遺族共済年金の額の算定及び支給の停止については、なお従前の例による。

3 第五条の規定による改正後の法第九十三条の二第一項第五号の規定は、平成十九年四月一日以後に給付事由の生じた法による遺族共済年金について適用する。

（対象となる離婚等）

第十九条 第五条の規定による改正後の法第九十三条の五第一項の規定は、平成十九年四月一日前に離婚等（同項に規定する離婚等をいう。）をした場合（財務省令で定める場合を除く。）については、適用

法律 私立学校教職員共済法 附則（平一六）

三三八

しない。

（当事者への情報提供の特例）

第二十条 第五条の規定による改正後の法第九十三条の五第一項に規定する当事者又はその一方は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前においても、法第九十三条の七第一項の規定による請求をすることができ、

（標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の特例）

第二十一条 第五条の規定による改正後の法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者について国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八条第二項第二号、第十二条第一項第二号及び第四号並びに第十四条第一項第一号の規定を適用する場合には、同法附則第八条第二項第二号中「含む。」とあるのは「含む、国家公務員共済組合法第九十三条の九第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）を除く。」と、同法附則第十二条第一項第二号及び第四号中「含む。」とあるのは「含む、附則第八条第二項第二号に掲げる期間にあつては、離婚時みなし組合員期間を除く。」と、同法附則第十四条第一項第一号中「含む。」の月数」とあるのは「含む、附則第八条第二項第二号に掲げる期間にあつては、離婚時みなし組合員期間を除く。」の月数」と読み替えるものとするほか、法による長期給付の額の算定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替え

は、政令で定める。

（対象となる特定期間）

第二十二條 第六条の規定による改正後の法第九十三条の十三第一項の規定の適用については、平成二十年四月一日前の期間については、同項に規定する特定期間に算入しない。

（標準報酬の月額等が改定され、及び決定された者に対する長期給付の特例）

第二十三條 第六条の規定による改正後の法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者について国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合には、同号中「含む。」の月数」とあるのは、「含む、附則第八条第二項第二号に掲げる期間にあつては、国家公務員共済組合法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を除く。」の月数」と読み替えるものとするほか、法による長期給付の額の算定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

（平成十二年改正法附則別表に規定する率の設定に関する経過措置）

第二十四條 平成十七年度における第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則別表の備考の規定の適用については、同備考中「当該年度の前年度に属する月に係る率」とあるのは、「〇・九二六」と読み替えるものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要

な経過措置は、政令で定める。

委任「政令」（平成十六年度及び十七年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令）

私立学校教職員共
済法等の一部を改附 則「平成十六年六月二三日 法律第一三一号、抄」
正する法律

最近改正 平成二十四年一月二六日 法律第九九号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び第七条並びに附則第三条及び第四条の規定 平成十七年四月一日

二 第三条の規定 平成十八年四月一日

三 第四条の規定 平成十八年七月一日

四 第五条及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定 平成十九年四月一日

五 第六条の規定 平成二十年四月一日

本条：一部改正（平成十六年六月法律一二六号・一七年六月六四号・六五号）

（基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置）

第二条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新共済法」という。）第三十五条第一項

法律 私立学校教職員共済法 附則（平一六）

の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

2 国は、平成十六年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てられるため、前項の規定により読み替えられた新共済法第三十五条第一項に規定する額のほか、日本私立学校振興・共済事業団に対し、二億五千八百六十八万七千円を補助する。

3 平成十七年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の十一に相当する金額を加えて得た金額」とする。

4 国は、平成十七年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てられるため、前項の規定により読み替えられた新共済法第三十五条第一項に規定する額のほか、日本私立学校振興・共済事業団に対し、十億二千八百六十八万円を補助する。

5 平成十八年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の二十五に相当する金額を加えて得た金額」とする。

6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の三において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。

二・三項：一部改正・四項：追加〔平成一七年四月法律二五号〕、三項：一部改正・五項：追加〔平成一八年三月法律二〇号〕、五項：一部改正・六項：追加〔平成一九年三月法律二七号〕、一・六項：一部改正〔平成二一年六月法律六二号〕、一項：一部改正〔平成二四年八月法律六二号〕

（平成二十一年度から平成二十五年度までの基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例）

第二条の二 国は、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額と前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額との差額に相当する金額を補助する。この場合において、当該金額については、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源

の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとし、平成二十四年度及び平成二十五年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第四条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

本条：追加〔平成二二年六月法律六二号〕、一部改正〔平成二二年三月法律七号〕、見出・本条：一部改正〔平成二三年二月法律一二二号・二四年一月九号〕

（基礎年金拠出金に対する国の補助に要する費用の財源）

第二条の三 特定年度以後の各年度において、新共済法第三十五条第一項の規定により国が補助する費用のうち前条前段の規定の例により算定した金額に相当する費用の財源については、社会保障

の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

本条…追加〔平成二十二年六月法律六二号〕、一部改正〔平成二十三年二月法律二一号〕、全部改正〔平成二十四年八月法律六二号〕

（育児休業等を終了した際の標準給与の改定に関する経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二條第九項及び第十項の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同條第九項に規定する育児休業等（次條第二項において「育児休業等」という。）について適用する。

（育児休業期間中の掛金の特例に関する経過措置）

第四条 平成十七年四月一日前に第二條の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十八條第二項又は第三項の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

2 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者（前項に規定する者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第二條の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十八條第二項又は第三項の規定を適用する。

法律 私立学校教職員共済法 附則（平一六―平一七）

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

旧八条…繰下〔平成一六年六月法律二二六号〕、旧九条…繰下〔平成一七年六月法律六四号〕、旧一〇条…繰下〔平成一七年六月法律六五号〕、旧一一條…繰上〔平成二十四年八月法律六三号〕

国家公務員共済組 附則（平成一六年六月二三日 法律第一三二号、抄）

最近改正 平成一七年六月一七日 法律第六五号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 〔略〕

三 第四條、第七條、第十一條、第十五條及び第十六條並びに附則第十四條から第十八條まで、第二十條、第二十八條から第四十五條まで、第四十九條及び第五十條の規定 平成十九年四月一日
四〇八 〔略〕

本条…一部改正〔平成一七年六月法律六四号・六五号〕

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律 則〔平成一七年四月一日 法律第二五号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

法律 私立学校教職員共済法 附則（平一七）

社会保障に関する
日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施
に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律
附則 〔平成一七年六月一七日 法律第六四号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、協定〔社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定〕の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

社会保障に関する
日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律
附則 〔平成一七年六月一七日 法律第六五号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、協定〔社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定〕の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

国家公務員共済組
合法 附則 〔平成一七年六月二九日 法律第七七号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第四条〔中略〕及び第五十六条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

郵政民営化法等の
施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律
附則 〔平成一七年一〇月二日 法律第一〇二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法〔平成一七年一〇月法律第九七号〕の施行の日〔平成一九年一〇月一日〕から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第一百四十四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国家公務員共済組 附則〔平成一八年二月一〇日 法律第一号、抄〕
合法

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。〔後略〕

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律 附則〔平成一八年三月三十一日 法律第二〇号、抄〕

（施行期日）

法律 私立学校教職員共済法 附則（平一八）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律 附則〔平成一八年六月二日 法律第八〇号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

健康保険法等の一部を改正する法律 附則〔平成一八年六月二日 法律第八三号、抄〕

最近改正 令和二年六月二日 法律第五二号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、〔中略〕第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布の日

二 〔略〕

三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、〔中略〕第七十四条及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、〔中略〕第七十五条〔中略〕の規定 平成二十年四月一日

五・六 〔略〕

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療保険各法及び第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 高齢者医療確保法による高齢者医療制度については、制度の実施状況、保険給付に要する費用の状況、社会経済の情勢の推移等を勘案し、第七条の規定の施行後五年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるべきものとする。

3 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条 附則第五十五条又は第五十七条の規定の施行の前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定による短期給付については、なお従前の例による。

第六十条 附則第五十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十一条の規定は、出産の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、出産の日が施行日前である組合員及び組合員であった者の附則第五十五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の出産費及び家族出産費の支給については、なお従前の例による。

第六十一条 附則第五十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十三条の規定は、死亡の日が施行日以後である組合員及び組合員であった者について適用し、死亡の日が施行日前である組合員及び組合員であった者の附則第五十五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の埋葬料及び家族埋葬料の支給については、なお従前の例による。

第六十二条 一項「略」

2 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る傷病手当金の支給につ

いては、同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者に限る。）に係る傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

第六十三条 一項〔略〕

2 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。）に係る出産手当金の支給については、同条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十七条第一項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。

3 附則第五十六条の規定の施行の日の前日において出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者及び同条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十七条第二項の規定による出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に限る。）に係る出産手当金の支給については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本条…一部改正（平成三年六月法律七二号）

（処分、手続等に関する経過措置）

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものと

法律 私立学校教職員共済法 附則（平一九）

みなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

特別会計に関する 附 則 「平成一九年三月三十一日法律第三十号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。〔後略〕

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律 附 則 「平成一九年三月三十一日法律第二十七号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

国家公務員共済組 附 則 「平成一九年四月三十一日法律第三十号、抄」
合法

最近改正 平成一九年七月六日 法律第一〇九号

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

一 の二 附則第七十条国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十一条の次に一条を加える改正規定並びに同法

三四六

附則第十二条の八の二第一項及び第五項の改正規定〔中略〕 平成十九年十月一日

二 〔略〕

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、〔中略〕第七十一条から第七十三条まで、〔中略〕第百二十八条、第百三十条から第百三十四条まで、第百三十七条、第百三十九条及び第百三十九条の二の規定 日本年金機構法〔平成一九年七月法律第一〇九号〕の施行の日

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一〇九号〕

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条 国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項から第三項までの規定は、同法附則第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者（附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者に限る。）が平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをした場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第四項及び第五項の規定は、附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規

定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（前項において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第一項各号のいずれにも該当するに至っていない者に限る。）が国家公務員共済組合法附則第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第四百四十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第百八条第二項の規定により読み替えられた新介護労働者法第

十七条第三号の規定が適用される場合における施行日から平成二十二年三月三十一日までの間にした行為に対する附則第百八条第二項の規定により読み替えられた新介護労働者法第三十一条第二号の罰則の適用については、同年四月一日以後も、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い

法律 私立学校教職員共済法 附則（平一九）

必要な経過措置は、政令で定める。

国家公務員共済組 附則（平成一九年五月二五日 法律第五八号、抄）
合法

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

日本年金機構法附 則（平成一九年七月六日 法律第一〇九号、抄）

最近改正 平成二四年三月三十一日 法律第二四号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二〇年一二月政令三八七号により、平成二二・一・一から施行〕

一 「前略」附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

二 「略」

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一一一号〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第七十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に對してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に對して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、こ

の法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に對してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に對してすべきものとす

る。

旧七二条…繰下〔平成一九年七月法律一一号〕

（罰則に関する経過措置）

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

旧七三条…繰下〔平成一九年七月法律一一号〕

（政令への委任）

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

旧七四条…繰下〔平成一九年七月法律一一号〕、旧七五条…繰下〔平成二三年三月法律一九号〕、旧七六条…繰下〔平成二三年八月法律一〇七号〕、旧七七条…繰上〔平成二四年三月法律二四号〕

国民年金事業等の
運営の改善のため
の国民年金法等の
一部を改正する法
律

附 則 「平成一九年七月六日 法律第一一〇号、抄」

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定公布の日

二・三 「略」

四 第八条、第十八条及び第二十条から第二十三条まで並びに附則第七条から第九条まで、第十三条、第十六条及び第二十四条の規定 平成二十一年四月一日

五〇七 「略」

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴

法律 私立学校教職員共済法 附則（平一九―平二〇）

に必要な経過措置は、政令で定める。

厚生年金保険の保
険給付及び国民年
金の給付に係る時
効の特例等に関す
る法律

附 則 「平成一九年七月六日 法律第一二一号、抄」

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

国家公務員退職手
当法等の一部を改
正する法律

附 則 「平成二〇年二月二六日 法律第九五号、抄」

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

「平成二二年三月政令七五号により、平成二一・四・一から施行」

一 「略」

二 附則第二十条の規定 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

法律 私立学校教職員共済法 附則（平二一）

三五〇

雇用保険法等の一部を改正する法律 附則「平成二十二年三月三〇日法律第五号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第二条並びに附則第四条、第七条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十九条の規定 平成二十二年四月一日

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附則「平成二十二年五月一日法律第三六号、抄」

最近改正 平成二十五年六月二六日 法律第六三三号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法

律（平成二十一年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四百一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項、平成二十五年改正法附則第四百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百一条の規定による改正前の厚生年金特例法第五条第八項若しくは平成二十五年改正法附則第四百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百一条の規定による改正前の厚生年金特例法第八項又は児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含

む。)、国民年金法第九十七条第一項(第百三十四条の二第一項において準用する場合を含む。))及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第百四十四条の十三第三項及び附則第三十四条の二、私立学校教職員共済法第三十条第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年金基金法第二十二條第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。))附則第五十七條第四項において準用する厚生年金保険法第八十七條第一項及び附則第十七條の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六條第一項及び附則第三條の二、健康保険法第百八十一條第一項及び附則第九條、船員保険法第百三十三條第一項及び附則第十條、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。))第二十八條第一項及び附則第十二條、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。))第十九條第三項において準用する徴収法第二十八條第一項及び附則第十二條並びに石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石

綿健康被害救済法」という。))第三十八條第一項において準用する徴収法第二十八條第一項及び附則第十二條の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金の掛金(平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第百四十條第一項の規定による徴収金を含む。)、厚生年金特例法第二條第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第百四十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第百四十條の規定による改正前の厚生年金特例法第四條第一項に規定する未納掛金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第百四十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第百四十條の規定による改正前の厚生年金特例法第八條第二項に規定する特例掛金、児童手当法第二十条第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第百四十四条の三第一項に規定する団体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定

法律 私立学校教職員共済法 附則（平二一—平二二）

による掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十条第二項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七条第一項に規定する一般抛出金（以下「保険料等」という。）に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

本条…一部改正〔平成二二年三月法律一五号・二五年六月六三号〕

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

附 則 〔平成二二年六月二六日 法律第六二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の法律の一部を改正する法律

附 則 〔平成二二年七月一日 法律第六五号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二二年一二月政令二八六号により、平成二二・六・三〇から施行〕

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

附 則 〔平成二二年三月三一日 法律第七号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律

附 則 〔平成二二年三月三一日 法律第一五号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、「中略」、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二二年九月政令二〇五号により、平成二二・一〇・一から施行〕

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律

附 則 〔平成二二年三月三一日 法律第一九号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

国家公務員共済組
合法 附則〔平成二十三年四月二八日 法律第二七号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 〔一項略〕

2 〔略〕

3 施行日において、現に国家公務員共済組合法の規定による障害共済年金の受給権者によって生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至った当該配偶者に限る。)がある場合における第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十三条第四項(第六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による障害共済年金の額の改定は、国家公務員共済組合法第七十三条第三項の規定にかかわらず、施行日の属する月から行う。

4 〔略〕

(政令への委任)

第三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

地方公務員等共済組合法の一部を改附 則 〔平成二十三年五月二七日 法律第五六号、抄〕
正する法律

法律 私立学校教職員共済法 附則(平二二―平二三)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。〔後

略〕

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 則 〔平成二十三年六月二三日 法律第七二号、抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条

〔中略〕及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

二 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 則 〔平成二十三年八月三〇日 法律第一〇七号、抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。〔後

略）

国民年金法等の一部を改正する法律附則（平成二十三年二月一日法律第一二二号）等の一部を改正する法律

この法律は、公布の日から施行する。

児童手当法の一部を改正する法律附則（平成二十四年三月三十一日法律第二四号、抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条の規定 公布の日

二〇六 「略」

（政令への委任）

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則（平成二十四年八月三十一日法律第六二号、抄）

最近改正 令和七年六月二〇日 法律第七四号

注 右の法律による改正中、令和八年四月一日後に施行されるものについては、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文を点線で囲って登載した。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日

二 「略」

三 「前略」第十条国家公務員共済組合法第九十一条の改正規定、第十二条国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九条の改正規定、第十四条の規定、「中略」第二十三条の規定「中略」並びに附則第三条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第八条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二六年四月一日）

四 「前略」第十条国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、「中略」第十九条の規定（私立学校教職員共

済法第三十九条第三号の改正規定を除く。）、〔中略〕次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二條から第三十四條まで〔中略〕第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十七條から第五十條まで、第六十一條、第六十四條から第六十六條まで及び第七十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二五年五月政令一三六号により、平成二六・四・一から施行〕

五 「〔前略〕第十条中国国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、〔中略〕第十九條の二の規定、〔中略〕次条第二項〔中略〕の規定 平成二八年十月一日

六 附則第十七条の二から第十七条の四まで及び第四十三條の二の規定 平成二九年四月一日

本条…一部改正〔平成二四年一月法律九八号・二八年二月八四号・二二四号〕

（検討等）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、そ

法律 私立学校教職員共済法 附則（平二四）

の結果に基づき、必要な措置を講ずる。

第二条の二 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の趣旨にのっとり、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、同法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

第二条の三 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

第二条の四 国民年金の第一号被保険者に対する出産前六週間及び出産後八週間に係る国民年金の保険料の納付義務を免除する措置については、検討が行われるものとする。

（国の負担等に係る費用の財源）

第三条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 この法律による改正により受給権が発生する老齢基礎年金

（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項及び第四項に規定する給付を含む。）に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

二 この法律による改正により受給権が発生する遺族基礎年金に要する費用のうち国の負担又は補助に係るもの

（老齢基礎年金等の支給に関する経過措置）

第十四条 施行日の前日において現に国民年金法による老齢基礎年金その他老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保険給付であつて政令で定めるものの受給権を有しない者であつて、第二条の規定による改正後の国民年金法第二十六条その他政令で定める規定による老齢基礎年金その他老齢を支給事由とする年金たる給付（以下この条において「老齢基礎年金等」という。）の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれらの規定による老齢基礎年金等の支給要件に該当するに至つたものとみなして、施行日以後、その者に對し、これらの規定による老齢基礎年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（三歳に満たない子を養育する組合員等の標準報酬の月額の特例に關する経過措置）

第三十一条 第四号施行日において、国家公務員共済組合法第七十三条の二の規定の適用を受けている者であつて、第十条の規定に

よる改正後の国家公務員共済組合法第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業をしているものについては、第四号施行日に産前産後休業を開始したものとみなして、第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十三条の二第二項第六号の規定を適用する。

（支給の繰下げに關する経過措置）

第三十三条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十八条の二の規定は、第四号施行日の前日において、同条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十八条の二第二項各号のいずれかに該当する者に対する同条の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「ときは、次項の規定を適用する場合を除き」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「当該申出のあつた」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する」とする。

（特例による退職共済年金の額の算定等の特例の経過措置）

第三十四条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項の規定は、同条第一項に規定する退職共済年金の受給権者（以下この条において「退職共済年金の受給

権者」という。）又は退職共済年金の受給権者であった者が、第四号施行日以後に第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第六項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四号施行日において退職共済年金の受給権者であった者であって、組合員でなく、かつ、同項第一号に規定する障害共済年金等を受けることができるものについては、第四号施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

（退職共済年金の職域加算額の支給に関する経過措置）

第三十五条 施行日の前日において現に平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（退職を給付事由とするものに限る。以下この条において「退職共済年金の職域加算額」という。）の受給権を有しない者であって、改正前支給要件規定（第十条の二の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法及び同項の規定によりなおその

効力を有するものとされた平成二十四年一元化法（平成二十四年一元化法附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）をいう。以下この条において同じ。）による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するものについては、施行日において改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額を支給する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

本条…全部改正〔平成二十七年三月法律九号〕

注 次の附則第四条は、令和七年六月二〇日法律七四号により追加され、令和八年一〇月一日から施行

（私立学校教職員共済法の規定による掛金の負担の割合及び納付義務に関する特例）

第四十一条 附則第十七条第一項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所に相当する学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等を含む。以下この条において同じ。）その他の学校法人等であって政令で定めるもの及び当該学校法人等に使用される加入者（同法の規定による私立学校教職員共済制度の

加入者をいう。以下この条において同じ。）（附則第十七条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者である厚生年金保険の被保険者に相当する加入者であつて政令で定めるものに限る。）に係る同法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定の適用については、当分の間、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。次項において「令和七年改正法」という。）附則第二十二条の規定による同条第一項に規定する短時間被保険者に係る厚生年金保険料に関する経過措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、私立学校教職員共済法の規定による掛金（同法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に係るものに限る。）の負担の割合及び納付義務の特例を設けることができる。

2 附則第四十六条第一項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所に相当する学校法人等その他の学校法人等であつて政令で定めるもの及び当該学校法人等に使用される加入者（同項に規定する特定四分の三未満短時間労働者である健康保険の被保険者に相当する加入者であつて政令で定めるものに限る。）に係る私立学校教職員共

済法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定の適用については、当分の間、令和七年改正法附則第二十四条の規定による同条第一項に規定する短時間被保険者に係る健康保険料に関する経過措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、私立学校教職員共済法の規定による掛金（同法第二十二条第二項に規定する短期給付等事務に係るものに限る。）の負担の割合及び納付義務の特例を設けることができる。

（私立学校教職員共済法による産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置）

第四十二条 第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十条第十一項及び第二十二項の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第十一項に規定する産前産後休業について適用する。

（私立学校教職員共済法による産前産後休業期間中の加入者の特例に関する経過措置）

第四十三条 第四号施行日前に第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十条第十一項に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日をその産前産後休業を開始した日とみなして、第十九条の規定による改正後

の私立学校教職員共済法第二十八条第四項及び第五項の規定を適用する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第四十三条の二 第五号施行日前に加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。）の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き加入者の資格を有する者（任意継続加入者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する任意継続加入者をいう。）、特例退職加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第三項に規定する特例退職加入者をいう。）及び平成二十八年十月から標準報酬月額（私立学校教職員共済法第二十二條第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第十九条の二の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二條第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年十

月から平成二十九年八月までの各月の標準報酬月額とする。

本条…追加〔平成二八年二月法律一一四号〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

《委任》「政令」は〔国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成

二六年三月政令八五号）附則三条へ公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令十三号・十四号・十五号へ公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令一〇号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険附則 則〔平成二四年八月二三日 法律第六三号、抄〕法等の一部を改正する法律

最近改正 令和三年六月一日 法律第六二号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 一次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第六十条の規定 公布の日

二 「前略」附則第七七条、第百九条及び第百五十九条の二の規定 平成二十五年四月一日

三 附則第二十四条の規定、附則第九十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十条第六項の改正規定（「第二十一条第二項」を「第二十一条第七項」に改める部分に限る。）、附則第九十六条の規定、附則第九十八条中国国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十八条及び第二十九条の改正規定並びに同法附則第五十七条の次に三条を加える改正規定〔中略〕 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二五年七月政令二二五号により、平成二五・八・一から施行〕

四・五 「略」

本条…一部改正〔平成二四年一月法律九七号〕

（検討）

第二条 この法律による公務員共済の職域加算額（第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（次項において「改正前国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額並びに第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前地共済法」という。）による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものをいう。）の廃止と

同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による私学共済の職域加算額（第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額をいう。）の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

一・二項…一部改正〔平成二四年一月法律九六号〕

（用語の定義）

第四条 この条から附則第八十条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

二 旧厚生年金保険法 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第三条の規定によ

る改正前の厚生年金保険法をいう。

三 改正前国共済法 第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

四 改正前国共済施行法 附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）をいう。

五 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下附則第四十九条までにおいて「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。

六 改正前地共済法 第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。

七 改正前地共済施行法 附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十三年法律第百五十三号）をいう。

八 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。

九 改正前私学共済法 第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。

法律 私立学校教職員共済法 附則（平二四）

十 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。附則第八条第一項において「昭和六十年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。

十一 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であつた者のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前における当該組合員であつた期間（改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間を含む。）をいう。

十二 旧地方公務員共済組合員期間 地方公務員共済組合の組合員であつた者の施行日前における当該組合員であつた期間（改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間を含む。）をいう。

十三 旧私立学校教職員共済加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者の施行日前における当該加入者であつた期間（改正前私学共済法又は他の法令の規定により当該加入者であつた期間とみなされた期間を含む。）をいう。

本条…一部改正〔平成二十四年一月法律九六号〕

（改正前国共済法等による従前の処分）

第十条 この附則に別段の規定があるものを除くほか、次に掲げる処分、手続その他の行為は、厚生年金保険法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

一 改正前国共済法、旧国共済法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為

二 改正前地共済法、旧地共済法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為

三 改正前私学共済法、旧私学共済法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為

（遺族の範囲の特例）

第三十一条 施行日の前日において遺族（改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下この項及び次項において同じ。）である配偶者、子、父母又は孫が改正前国共済法の遺族共済年金（他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。）の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

2 施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が旧

国共済法による遺族年金（他の法令の規定により当該遺族年金とみなされたものを含む。）又は改正前国共済施行法第三条に規定する給付のうち死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族年金又は当該死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3 施行日の前日において改正前国共済施行法第三条に規定する給付のうち退職又は障害を給付事由とする年金である給付の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合において、その者の父母は、当該者の配偶者又は子、その者の孫は、当該者の配偶者、子又は父母、その者の祖父母は、当該者の配偶者、子、父母又は孫が、当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることとなったときは、それぞれ当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることができる者としないうものとする。

（障害一時金の支給）

第三十二条 施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員であった者（同日において退職又は死亡した者を除く。）で同日において退職をしたならば、改正前国共済法による障害一時

金を受ける権利を有することとなるものには、その者が同日において退職をしたものとみなして、改正前国共済法第八十七条の五から第八十七条の七までの規定の例により、障害一時金を支給する。ただし、附則第十九条の規定に基づく政令の規定により同一の傷病について障害手当金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項の障害一時金は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

(特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)

第三十三条 改正前国共済法附則第十二条の七第二項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八条の規定の適用については、改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。

2 前項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険の被保険者である間は、支給を停止する。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の七及び第十二条の七の二の規定に準じて、政令で定める。

(特例による老齢厚生年金の支給の繰上げ)

第三十四条 改正前国共済法附則第十二条の八第二項に規定する者

が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けることを希望する旨を国家公務員共済組合連合会に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

2 前項の規定による老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額から、政令で定める額を減じた額とする。

3 厚生年金保険法第四十四条の規定は、第一項の規定による当該老齢厚生年金の受給権者が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、適用しない。

4 第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であった者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した額から、第二項の規定により減じらるべきこととされた額を参酌して政令で定める額を減じた額とする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の八の規定に準じて、政令で定める。
(改正前国共済法による職域加算額の経過措置)

第三十六条 改正前国共済法の退職共済年金のうち改正前国共済法

第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付及び改正前国共済法の障害共済年金のうち改正前国共済法第八十二条第一項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前支給要件規定」という。）は、旧国家公務員共済組員期間を有する者（施行日において改正前国共済法による退職共済年金（改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金を除く。）又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。）について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に關し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2

前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定（障害を給付事由とする給付に係るものに限る。）は、その病氣又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この項及び第四項並びに附則第三十七条の三において「初診日」という。）が施行日前にある傷病により

障害の状態となった場合について適用し、初診日が施行日以後にある傷病により障害の状態となった場合については、適用しない。

い。

3

旧国家公務員共済組員期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族（第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族（改正前国共済法附則第十二条の二の規定の適用を受ける場合を含む。）をいう。）があるときは、改正前国共済法の遺族共済年金のうち改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前遺族支給要件規定」という。）は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に關し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4

前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前遺族支給要件規定は、初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合及び初診日が施行日以後にある公務によらない傷病により死亡した場合について適用し、初診日が施行日以後にある公務による傷病により死亡した場合については、適用しない。

5

第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとさ

れた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第三十七条の二及び第四十六条から第四十八条までにおいて「改正前国共済法による職域加算額」という。）については、第十項及び第十一項の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する規定を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前国共済法第四十九条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前国共済法第五十条ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前国共済法第七十七条第二項第一号中「組合員期間の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下「旧国家公務員共済組合員期間」という。）の」と、同項第二号中「組合員期間の」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間の」と、改正前国共済法第八十二条第一項第二号及び第二項中「組合員期間」とあるのは「旧

国家公務員共済組合員期間」と、改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第三項中「組合員期間」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間」とするほか、改正前国共済法の規定の適用に関し必要な読替えその他改正前国共済法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法の遺族共済年金（公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が令和七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ(2)又はロ(2)の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

令和七年十月一日から令和八年九月三十日まで	三十分の二十九
令和八年十月一日から令和九年九月三十日まで	三十分の二十八
令和九年十月一日から令和十年九月三十日まで	三十分の二十七

令和十年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十分の二十六
令和十一年十月一日から令和十二年九月三十日まで	三十分の二十五
令和十二年十月一日から令和十三年九月三十日まで	三十分の二十四
令和十三年十月一日から令和十四年九月三十日まで	三十分の二十三
令和十四年十月一日から令和十五年九月三十日まで	三十分の二十二
令和十五年十月一日から令和十六年九月三十日まで	三十分の二十一
令和十六年十月一日以降	三十分の二十

7 旧国家公務員共済組合員期間を有する者のうち、一年以上の引き続き旧国家公務員共済組合員期間を有しない者であり、かつ、当該旧国家公務員共済組合員期間と当該期間に引き続く第二号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされたものを除く。次項において同じ。）とを合算した期間が一年以上となるものに係る改正前国共済法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

8 旧国家公務員共済組合員期間を有する者のうち、旧国家公務員共済組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該旧国家公務員共済組合員期間と第二号厚生年金被保険者期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有する者とみなされるものに限る。）に係る改正前国共済法第七十七条第二項及び第八十九条第一項第一号ロ②の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

9 改正前国共済法による職域加算額は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

10 改正前国共済法による職域加算額については、第五項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十七条第四項、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

11 改正前国共済法による職域加算額については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

12 改正前国共済法による職域加算額を受ける権利を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

見出・一項…一部改正・二…二項…追加〔平成二四年一月法律九六号〕、六項…一部改正〔令和二年六月法律四〇号〕

（改正前国共済法による給付等）

第三十七条 施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び第四項並びに附則第三十一条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十七条第四項、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

一・三項…一部改正〔平成二四年一月法律九六号〕、一項…一部改正〔平成二七年三月法律九号〕

（併給の調整の経過措置）

第三十七条の二 次の各号に掲げる退職等年金給付（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下この条及び附則第四十九条の三において「新国共済法」という。）第七十四条に規定する退職等年金給付（新国共済法第七十九条の二第三項前段、第七十九条の三第二項前段若しくは第三項又は第七十九条の四第一項に規定する一時金を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の受給権を有する者が当該各号に定める場合に該当す

るときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。

一 新国共済法第七十四条第一号に掲げる退職年金 改正前国共済法による職域加算額（障害を給付事由とするものに限る。）又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第一項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給を受けることができるとき。

二 新国共済法第七十四条第二号に掲げる公務障害年金 改正前国共済法による職域加算額又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付若しくは前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第一項第二号若しくは第八十九条第一項第一号イ②若しくはロ②に掲げる金額に相当する給付（以下この条において「旧職域加算額」という。）の支給を受けることができるとき。

三 新国共済法第七十四条第三号に掲げる公務遺族年金 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額の支給を受けることができるとき。

2 次各号に掲げる年金を受ける権利を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

一 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち退職を給付事由とするもの 新国共済法第七十四条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

二 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち障害を給付事由とするもの 新国共済法第七十四条に規定する退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

三 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの 新国共済法第七十四条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

3 新国共済法第七十五条の四第二項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

4 新国共済法第七十五条の六第三項の規定は、新国共済法第七十九条の二第三項前段又は第七十九条の三第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による障害を給付事由とするものの支給を受ける場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

5 新国共済法第七十九条の四第三項の規定は、同条第一項の規定

により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による死亡を給付事由とするものの支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

本条…追加〔平成二十四年一月法律九六号〕

（障害共済年金の額の算定の特例）

第三十七条の三 附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金及びこれに相当する年金である給付を受ける権利を有する者に対して更に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（初診日が第二号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。）にあるものに限る。）を支給すべき事由が生じた場合には、同法の規定による障害厚生年金は、同法の規定にかかわらず、支給しない。

本条…追加〔平成二十四年一月法律九六号〕

（退職一時金の返還に関する経過措置）

第三十九条 次に掲げる一時金である給付を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金（以下この条及び次条第一項において「老齢厚生年金等」という。）の支給を受ける権利を有することと

法律 私立学校教職員共済法 附則（平二四）

なったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（次項及び第三項において「支給額等」という。）に相当する額を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。

一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）

二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第五十四条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日から六十日を経過する日以前に、国家公務員共済組合連合会に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとするならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行ふものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該老齢厚生年金等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第四十条 前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者を除く。）の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族厚生年金を受けることができる遺族をいう。次項及び附則第四十五条において同じ。）が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、前条第一項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が老齢厚生年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することと

なつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

2 前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者に限る。）の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、改正前国共済法附則第十二条の十二第一項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。この場合においては、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

（私立学校教職員共済法の標準報酬月額に関する経過措置）

第七十七条 施行日前に改正前私学共済法第二十二条第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項の規定により定められ、又は改定された平成二十七年九月における標準給与の月額は、平成二十八年八月までの各月の標準報酬月額とする。

本条の一部改正（平成二四年一月法律九八号）

（改正前私学共済法による職域加算額の経過措置）

第七十八条 改正前私学共済法の退職共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十七条第二

項の規定により加算する同項各号に定める金額に相当する給付及び改正前私学共済法の障害共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十二条第一項の規定により加算する同項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項及び第三項において「改正前支給要件規定」という。）は、旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者（施行日において改正前私学共済法による退職共済年金（改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金を除く。）又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。）について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族（次項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。）があるときは、改正前私学共済法の遺族共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八

十九条第一項第一号イ及びロの規定により加算する同号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項及び次項において「改正前遺族支給要件規定」という。）は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前私学共済法第五条中「退職共済年金及び」とあるのは、「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

見出：全部改正・一項：一部改正・二・三項：追加（平成二十四年二月法律九八号）

法律 私立学校教職員共済法 附則（平二四）

委任 三項の「政令」は（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年九月政令三四八号））二条

（改正前私学共済法による給付）

第七十九条 施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

本条…一部改正（平成二十四年一月法律九八号・二十七年三月九号）

委任 「政令」は（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年九月政令三四八号））一三条―一五条

（日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置）

第八十条 改正前私学共済法の規定による日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収、当該掛金に係る督促、延滞

金の徴収及び滞納処分並びに当該掛金その他徴収金に係る先取特権については、なお従前の例による。当該掛金の還付についても、同様とする。

（再評価率の適用の特例）

第八十二条 附則第二十号各号に掲げる年金たる給付の額の改定については、これらの年金たる給付は厚生年金保険法による年金たる保険給付とみなして、同法第四十三条から第四十三条の五までの規定中同法第四十三条に規定する再評価率に関する部分を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

〔保険料率の特例〕

第八十五条 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下この条において「第四号厚生年金被保険者」という。）の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年三月までの月分	千分の百四十三・五四
平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分	千分の百四十七・〇八

平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分	千分の百五十・六二
平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分	千分の百五十四・一六
平成三十一年四月から令和二年三月までの月分	千分の百五十七・七〇
令和二年四月から令和三年三月までの月分	千分の百六十一・二四
令和三年四月から令和四年三月までの月分	千分の百六十四・七八
令和四年四月から令和五年三月までの月分	千分の百六十八・三二
令和五年四月から令和六年三月までの月分	千分の百七十一・八六
令和六年四月から令和七年三月までの月分	千分の百七十五・四〇
令和七年四月から令和八年三月までの月分	千分の百七十八・九四
令和八年四月から令和九年三月までの月分	千分の百八十二・四八

厚生年金保険法第八十一条第四項及び前項の規定にかかわらず

ず、第四号厚生年金被保険者の平成二十七年十月から令和十一年八月までの月分の同法による保険料率については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内の率で共済規程で定める率とすることができる。

一 平成二十七年十月から令和九年三月までの月分 前項の表の下欄に定める率から千分の十一・五一（九月から翌年三月までの月分にあつては、千分の七・九七）を控除して得た率から同欄に定める率までの範囲内の率

二 令和九年四月から令和十一年八月までの月分 厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する保険料率から千分の八・四九（令和九年九月から令和十年八月までの月分にあつては千分の四・九五、同年九月から令和十一年八月までの月分にあつては千分の一・四一）を控除して得た率から同項に規定する保険料率までの範囲内の率

3 日本私立学校振興・共済事業団は、前項の規定により保険料率を定めたときは、第一項の規定を適用するとした場合における保険料の総額と前項の規定による保険料の総額との差額に相当する金額については、文部科学省令で定めるところにより、実施機関積立金（改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて、日本私立学校振興・共済事業団に係るものをいう。）以外の積立金の一部をもって充てるものとする。

法律 私立学校教職員共済法 附則（平二四）

4 第一項又は第二項の場合における第四号厚生年金被保険者（平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員である者に限る。）に係る厚生年金保険法による保険料率については、第一項又は第二項の規定による保険料率から平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率とする。

第四項：一部改正〔平成二十五年六月法律六三号〕、一・二項：一部改正〔令和二年六月法律四〇号〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

委任 「政令」は〔被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年九月政令三四八号）一六条・一八条・一九条

〔平成二十四年八月二二日法律第六七号、抄〕

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附則 〔平成二十四年八月二二日法律第六七号〕

最近改正 平成二十五年二月三日 法律第一二二号

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二十四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二十七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

二 〔略〕

本附則：一部改正〔平成二十五年二月法律一二二号〕

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

附則 〔平成二十四年二月二六日法律第九六号、抄〕

最近改正 平成二十七年六月三日 法律第三四号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す

る。

一 第六条の規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第七条、第八条及び第十一条の規定 公布の日

二・三 「略」

四 第六条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条、第三条及び第四条第十一号の改正規定 この法律の公布の日、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）の公布の日「平成二十四年一月二六日」又は私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十八号）の公布の日「平成二十四年一月二六日」のうち最も遅い日

五 「略」

六 第五条の規定並びに附則第六条、第九条、第十条及び第十六条から第二十二条までの規定 平成二十七年十月一日

本条…一部改正「平成二五年五月法律二八号・二七年六月三三三号・三四号」

（旧国家公務員共済組員期間を有する者に係る改正後国共済法の規定の適用）

第九条 新一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組員期間（次条第三項及び第四項において「旧国家公務員共

法律 私立学校教職員共済法 附則（平二四）

済組員期間」という。）を有する者に係る改正後国共済法第七十五条第一項、第八十四条第二項各号及び第九十条第二項の規定の適用については、改正後国共済法第七十五条第一項中「組合員期間」とあるのは「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）以後の組合員期間」と、改正後国共済法第八十四条第二項各号及び第九十条第二項中「組合員期間」とあるのは「第六号施行日以後の組合員期間」とする。（公務傷病に係る規定の適用に関する経過措置）

第十条 改正後国共済法の公務障害年金に関する規定は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この条において「初診日」という。）が第六号施行日以後にある傷病による障害について適用し、初診日が第六号施行日前にある傷病による障害については、適用しない。

2 改正後国共済法の公務遺族年金に関する規定は、改正後国共済法第八十九条第一項各号における死亡の原因となった改正後国共済法第八十三条第一項に規定する公務傷病（以下この条において「公務傷病」という。）に係る初診日（初診日がない場合にあっては、当該公務傷病の発した日。以下この項において同じ。）が

法律 私立学校教職員共済法 附則（平二四）

三七六

第六号施行日以後にある場合について適用し、初診日が第六号施行日前にある場合については、適用しない。

3

旧国家公務員共済組合員期間を有し、かつ、公務傷病に係る初診日が第六号施行日以後にある者に支給する改正後国共済法第八十四条の規定による公務障害年金の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額と新一元化法附則第三十六条第五項の規定により読み替えて適用する一元化法改正前国共済法第八十二条第一項第二号又は第二項の規定の例により算定した金額のいずれか高い金額とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4

旧国家公務員共済組合員期間を有し、かつ、公務傷病に係る初診日が第六号施行日以後にある者に支給する改正後国共済法第九十条の規定による公務遺族年金の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額と新一元化法附則第三十六条第五項の規定により読み替えて適用する一元化法改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ②若しくはロ②又は第三項の規定の例により算定した金額のいずれか高い金額とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律 則 「平成二十四年一月二十六日 法律第九八号 抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

委任 「政令」ニ（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年九月政令三四八号）一七条・一九条

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律 附 則 「平成二十四年一月二十六日 法律第九九号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日又は財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）の施行の日「平成二十四年一月二十六日」のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条及び第八条の規定 公布の日

二 「前略」第三条中国国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第五条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第二十五条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定〔中略〕並びに第六条の規定並びに次条から附則第六条までの規定 平成二十五年十月一日

（国家公務員共済組合法等による年金である給付等に関する経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条の二、第五条の二及び第二十五条の二の規定は、平成二十五年十月以後の月分として支給される国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付（以下この条において「国家公務員共済組合法等

法律 私立学校教職員共済法 附則（平二五）

による年金である給付等」という。）について適用し、同月前の月分として支給される国家公務員共済組合法等による年金である給付等については、なお従前の例による。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附 則 〔平成二五年五月三十一日 法律第二八号、抄〕

（施行期日）

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定 公布の日

二 〔略〕

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附 則 〔平成二五年六月二十六日 法律第六三号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二六年三月政令七二号により、平成二六・四・一から施行〕

法律 私立学校教職員共済法 附則（平二五―平二六）

三七八

持続可能な社会保険制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 則 〔平成二五年一月一三日 法律第一一二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

地方自治法の一部を改正する法律 附 則 〔平成二六年五月三〇日 法律第四二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二七年一月政令二九号により、平成二八・四・一から施行〕

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法附 則 〔平成二六年六月一日 法律第六四号、抄〕
等の一部を改正する法律

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日

二 「前略」第六条から第十二条までの規定「中略」並びに附則

第三条及び第十七条の規定 平成二七年一月一日

三〇八 「略」

（延滞金の割合の特例等に関する経過措置）

第十七条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定

する延滞金（第十五号にあっては、加算金。以下この条において同じ。）のうち平成二七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

一〇五 「略」

六 第七条の規定による改正後の私立学校教職員共済法附則第三

十五項 私立学校教職員共済法第三十条第三項

七〇十八 「略」

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 附 則 〔平成二六年六月一日 法律第六九号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二六年法律第六十八号）の施行の日「平成二八年四月一日」から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為

又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについて

は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

国家公務員共済組
合法 附則〔平成二六年六月二五日 法律第八三号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則第七条、「中略」第七十一条及び第七十二条の規定
公布の日

二 五 「略」

六 「前略」附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条「中略」の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

法律 私立学校教職員共済法 附則（平二七）

〔平成二十七年二月政令四九号により、平成二八・四・一から施行〕

七 〔略〕

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

所得税法等の一部 附 則 〔平成二十七年三月三十一日 法律第九号 抄〕を改正する法律

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第三百三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

附 則 〔平成二十七年五月二十九日 法律第三一号 抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、

第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

二 「前略」附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

三 〔略〕

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 第二号施行日前に私立学校教職員共済制度の加入者の

資格を取得して、第二号施行日まで引き続きその資格を有する者（平成二十八年四月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬月額が百二十一万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が百二十三万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（次条において「改正後私学共済法」という。）第十二条第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年四月から同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

第三十五条 改正後私学共済法第二十三条第二項の規定は、第二号施行日の属する月以後の月に私立学校教職員共済制度の加入者が受けた賞与の標準賞与額について適用し、第二号施行日の属する月前の月に当該加入者が受けた賞与の標準賞与額については、なお従前の例による。

〔国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置〕

第三十九条 第二号施行日前において、附則第三十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者に係る第二号施行日前

までの分として支給される当該傷病手当金又は出産手当金の額については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

公的年金制度の財政
政基盤及び最低保
障機能の強化等の
ための国民年金法
等の一部を改正す
る法律の一部を改
正する法律

則〔平成二八年二月二四日 法律第八四号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十九年八月一日から施行する。

（国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置）

2 平成二十九年八月一日から社会保障の安定財源の確保等を図る

税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律 則「平成二八年二月二六日法律第二四号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

三 六 〔略〕

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保

障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項（次項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

〔平成二九年六月二日法律第四五号、抄〕

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第百四十四条 施行日前に前条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三百六十一条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三百六十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 附 則

〔平成二九年六月二日 法律第四五号〕

この法律は、民法改正法〔民法の一部を改正する法律〕平成二九年六月法律第四四号〕の施行の日〔平成三二年四月一日〕から施行する。ただし、〔中略〕第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律 附 則

〔平成三〇年六月八日 法律第四一号 抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕附則第四条から第八条まで、〔中略〕第十一条〔中略〕の規定 平成三十一年四月一日

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律 附 則

〔令和元年五月二日 法律第九号 抄〕

最近改正 令和二年六月二日 法律第五二号

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次

法律 私立学校教職員共済法 附則（平二九―令元）

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第三条、第六条及び第十六条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則第七条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第三項の改正規定〔中略〕

令和二年十月一日

四 〔前略〕附則第七条の規定（私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）〔中略〕 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和二年四月政令一五五号により、令和二・一〇・一から施行〕

五 〔前略〕附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月一日

六 〔略〕

本条…一部改正〔令和二年六月法律五二号〕

（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

所得税法等の一部附則〔令和二年三月二日 法律第八号、抄〕を改正する法律

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ・ロ 〔略〕

ハ 〔前略〕附則第七十四条第一項及び第三項、第百十一条、第百四十四条並びに第百四十九条の規定

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 附則〔令和二年六月五日 法律第四〇号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕次条第二項から第五項まで及び〔中略〕附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下

「平成二十四年一元化法」という。）附則〔中略〕第三十六条第六項、〔中略〕及び第八十五条の改正規定、〔中略〕附則第九十七条の規定 公布の日

二〇七 〔略〕

八 〔前略〕第十九条中私立学校教職員共済法第二十二條第二項の改正規定、〔中略〕附則〔中略〕第二十四条の規定 令和四年十月一日

九 〔前略〕第十六条、〔中略〕附則〔中略〕第十八条、〔中略〕の規定 令和五年四月一日

十・十一 〔略〕

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（次項及び第四項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

る。

2 「略」

3 前二項の検討は、これまでの国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通しが厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率に占める同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする。

4 ～6 「略」

（改正後の国家公務員共済組合法における退職年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十五条 第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十条の規定は、施行日の前日において、七十歳に達していない者について適用する。

（改正後の国家公務員共済組合法における時効に関する経過措置）

第十六条 第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第

百十一条第一項（退職等年金給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。）、第二項及び第四項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

（改正後の国家公務員共済組合法における日本国籍を有しない者に対する一時金の支給に関する経過措置）

第十七条 第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十三条の二の規定は、施行日前に厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求した者が、施行日以後に第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十三条の二第二項の規定による一時金の支給を請求した場合についても、適用する。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の国家公務員共済組合法による退職年金の請求に関する経過措置）

第十八条 第十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十条の規定は、第九号施行日の前日において、七十一歳に達していない者について適用する。

（改正後の私立学校教職員共済法における標準報酬月額に関する経過措置）

第二十四条 第八号施行日前に私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、第八号施行日まで引き続きその資格を有する者（同法第二十五条において読

法律 私立学校教職員共済法 附則（令二―令三）

み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項に規定する任意継続加入者及び令和四年十月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が八万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が八万三千円以上であるものを除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第二項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第八号施行日において改定するものとする。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、令和四年十月から令和五年八月までの各月の標準報酬月額とする。

（改正後の私立学校教職員共済法における時効に関する経過措置）

第二十五条 第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第三十四条第二項の規定は、施行日以後に生ずる同項に規定する権利について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 附則（令和二年六月二日 法律第五二号、抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則第八条及び第九条の規定 公布の日

二 「略」

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 附則（令和三年五月一九日 法律第三七号、抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一六 「略」

七 「前略」附則「中略」第二十五条「中略」の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八〇十 「略」

全世代対応型の社会
保障制度を構築
するための健康保
険法等の一部を改
正する法律

附 則 「令和三年六月二日 法律第六六号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定公布の日

二 「略」

三 「前略」附則第十一条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の改正規定（同条の表第七十五条の三第一項の項中「第百条の二の規定」を「第百条の二第一項の規定」に、「第二十八条第四項及び第五項」を「第二十八条第五項及び第六項」に改める部分及び同表附則第十二条第九項の項中「第四項」を「第五項」に改める部分に限る。）及び同法第二十八条の改正規定、附則第十二条の規定「中略」
令和四年十月一日

四・五 「略」

六 「前略」附則第十一条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定「中略」 公布の日か

法律 私立学校教職員共済法 附則（令三―令四）

ら起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

「令和五年一月政令三三九号により、令和六・三・一から施行」

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十八条の規定は、第三号施行日以後に開始する私立学校教職員共済法第二十二條第十二項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

「令和四年六月一七日法律第六八号、抄」

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有するこ

とされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の

資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の附則
整理等に関する法律
則「令和四年六月一七日 法律第六八号 抄」

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律
Ⅱ令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

感染症の予防及び
感染症の患者に対
する医療に関する
法律等の一部を改
正する法律

則 〔令和四年二月九日 法律第九六号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第四十二条の規定 公布の日

二 四 〔略〕

（政令への委任）

第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

私立学校法の一部
を改正する法律

則 〔令和五年五月八日 法律第二一号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。〔後略〕

全世代対応型の持
続可能な社会保障
制度を構築するた
めの健康保険法等
の一部を改正する
法律

附 則 〔令和五年五月一日 法律第三一号、抄〕

法律 私立学校教職員共済法 附則（令四—令五）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 五 〔略〕

六 〔前略〕附則第十九条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の第三項の改正規定〔中略〕 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和八年三月政令六七号により、令和八・四・一から施行〕

七 〔略〕

第五条 〔国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置〕
〔一項略〕

2・3 〔略〕

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の健康保険法附則第四条の三の規定、第二条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の船員保険法附則第七条の規定、第六条の規定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。第六項において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項及び第六項において「旧高確法」という。）

法律 私立学校教職員共済法 附則（令五）

附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の私立学校教職員共済法附則第二十五項の規定、附則第二十条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合法附則第十一条の規定、附則第二十一条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法附則第四十条の三の二の規定及び附則第二十二條の規定による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他これらの規定に関し必要な事項は、政令で定める。

5・6 〔略〕

委任 三項の「政令」は「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（抄）」（令和六年一月政令八号）「一条一項・二項、

四項の「政令」は「同」一条三項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 附則（令和五年六月九日 法律第四八号、抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範

囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 「前略」附則第十五条「中略」の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三・四 〔略〕

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）

は、第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、同項の規定にかかわらず、職権で、被保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定めるところにより、同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を同項に規定する電磁的方法により提供することができる。

2

前項の規定は、第六条の規定による改正後の船員保険法第二十八條の二第一項、第八条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條第六項、第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十三條の二第一項、第十条の規定による改正後の国民健康保険法第九条第二項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、第十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第五十五条の二第一項又は第十二條の規定に

よる改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

子ども・子育て支援
援法等の一部を改正
正する法律
附 則 「令和六年六月二日 法律第四七号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二・三 「略」

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イ・ロ 「略」

ハ 第六条中私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定

ニ 第七条の規定（次号へに掲げる改正規定を除く。）及び附

則第九条の規定

ホ・ツ 「略」

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

イ・ニ 「略」

ホ 第六条中私立学校教職員共済法第二十二條第二項の改正規

定

法律 私立学校教職員共済法 附則（令六―令七）

へ 第七条中国国家公務員共済組合法〔中略〕第二百六條の五

第二項の改正規定、同法附則第十二條第六項の改正規定〔後

略〕

ト・ネ 「略」

六 「略」

（罰則に関する経過措置）

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる

規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行

前にした行為及び附則第十三條第一項の規定によりなお従前の例

によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し

必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定

める。

社会経済の変化を
踏まえた年金制度
の機能強化のため
の国民年金法等の
一部を改正する等
の法律
附 則 「令和七年六月二〇日 法律第七四号、抄」

（施行期日等）

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」次条第二項「中略」、附則「中略」第四十一条の規定「中略」並びに附則第五十五条の規定 公布の日

二〇四 「略」

五 「前略」第十二条中公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年機能強化法」という。）附則第四十一条の改正規定、第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）「中略」 令和八年十月一日

六 「前略」第十九条中国家公務員共済組合法第四十条第一項の表の改正規定「中略」及び第二十五条の規定並びに附則「中略」第三十一条第一項の規定 令和九年九月一日

七〇九 「略」

十 「前略」第二十六条の規定並びに附則「中略」第三十一条第二項の規定 令和十年九月一日

十一・十二 「略」

十三 「前略」第二十七条の規定並びに附則「中略」第三十一条第三項の規定 令和十一年九月一日

十四・十五 「略」

2・3 「略」

（検討等）

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正

後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（次項から第四項までに定める事項を除く。）について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民健康保険制度の在り方等に留意しながら、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3・4 「略」

（私立学校教職員共済法における標準報酬月額に関する経過措置）

第三十一条 第六号施行日前に私立学校教職員共済法の規定による

私立学校教職員共済制度の加入者（次項及び第三項において「加入者」という。）の資格を取得して、第六号施行日まで引き続きその資格を有する者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者（次項及び第三項において「任意継続加入者」という。）を除く。）のうち、令和九年九月の標準報酬月額が六十五万円である者（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が六十六万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額については、当該基礎となった報酬月額を第二十五条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第六号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬月額は、同月から令和十年八月までの各月の標準報酬月額とする。

2 第十号施行日前に加入者の資格を取得して、第十号施行日まで引き続きその資格を有する者（任意継続加入者を除く。）のうち、第十号施行日において現に第二十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十二条第一項の規定により定められている標準報酬月額が六十八万円である者（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が六十九万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額については、当該基礎となった報酬月額を第二十六条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬月額の基礎とな

る報酬月額とみなして、第十号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬月額は、令和十年九月から令和十一年八月までの各月の標準報酬月額とする。

3 第十三号施行日前に加入者の資格を取得して、第十三号施行日まで引き続きその資格を有する者（任意継続加入者を除く。）のうち、第十三号施行日において現に第二十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十二条第一項の規定により定められている標準報酬月額が七十一万円である者（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が七十三万円未満である者を除く。）の標準報酬月額については、当該基礎となった報酬月額を第二十七条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第十三号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬月額は、令和十一年九月から令和十二年八月までの各月の標準報酬月額とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十一条 この法律（附則第一条第一項第十五号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における第十五号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

法律 私立学校教職員共済法 附則（令七）

第五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

医療法等の一部を改正する法律 附 則 「令和七年二月二日 法律第八七号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四 「略」

五 「前略」附則第三十五条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十四条の二第一項の改正規定及び同法第四十七条の三（見出しを含む。）の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）「中略」 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

「令和八年二月政令一八号により、令和八・一〇・一から施行」

六 「前略」附則第三十五条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項の改正規定（「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改める部分を除く。）「中略」 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

七・八 「略」

九 「前略」附則第三十五条（同号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）「中略」の規定「中略」 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十 「略」

○昭和六十二年度及び昭和六十三年 度における私立学校教職員共済組合法 の年金の額の改定の特例に関する法 律

(昭和六十二年六月五日
法律第六十八号)

〔沿革〕 昭和六三年 五月二四日 法律第六〇号改正

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律をここに公布する。

昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

題名：改正(昭和六三年五月法律六〇号)

(昭和六十二年度における年金の額の改定の特例)

第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。)による年金である給付については、昭和六十年の年平均の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項及び第三条第一項において同じ。)に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準

として、昭和六十二年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百十八号)第七十二条の二の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。第三条第三項において同じ。)の適用については、共済法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十二条の二の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

見出：全部改正・一・三項：一部改正(昭和六三年五月法律六〇号)

第二条 共済法第四十八条の二の規定により国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五百号)附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号)第一条の規定による改正前の共済法による年金(大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。第四条において「旧共済法による年金」という。)の昭和六十二年四月分以後の額の改定については、昭和六十二年度及び昭和六十三年

法律

昭和六十二年度及び昭和六十三年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律(第一条・第二条)

法律

昭和六十二年度及び昭和六十三年分における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例
に關する法律（第三条・第四条） 附則（昭六三）

年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に
關する法律（昭和六十二年法律第六十七号。第四条において「国
共済特例法」という。）第二条の規定の例による。

見出：削除・本条…一部改正〔昭和六三年五月法律六〇号〕

（昭和六十三年分における年金の額の改定の特例）

第三条 共済法による年金である給付については、昭和六十一年の
年平均の物価指数に対する昭和六十二年の年平均の物価指数の比
率を基準として、昭和六十三年四月分以後の当該年金である給付
の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で
定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じら
れたときは、共済法第二十五条において準用する国家公務員等共
済組合法第七十二条の二の規定の適用については、同条の規定に
よる年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみな
す。

本条…追加〔昭和六三年五月法律六〇号〕

委任 二項の「政令」…私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に關する政

令）一条

第四条 旧共済法による年金の昭和六十三年四月分以後の額の改定
については、国共済特例法第四条の規定の例による。

本条…追加〔昭和六三年五月法律六〇号〕

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附則

〔昭和六三年五月二十四日 法律第六〇号〕

この法律は、公布の日から施行する。

○昭和六十二年度及び昭和六十三年 度における国家公務員等共済組合法の 年金の額の改定の特例に関する法律

(昭和六十二年六月五日
法律第六十七号)

〔沿革〕 昭和六三年 五月二四日 法律第五九号改正

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律をここに公布する。

昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

法律

題名：改正〔昭和六三年五月法律五九号〕

(昭和六十二年度における年金の額の改定の特例)

第一条 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「共済法」という。）による年金である給付については、昭和六十年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項及び第三条第一項において同じ。）に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分以後の当該年金である給付の額を改

法律

昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律（第一条・第二条）

定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十二条の二の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。第三条第三項において同じ。）の適用については、共済法第七十二条の二の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

見出し：全部改正・一・三項：一部改正〔昭和六三年五月法律五九号〕

第二条 前条第一項及び第二項の規定は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。次項及び第四条〔昭和六十三年度における年金の額の改定の特例〕第二項において「昭和六十年改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金（第四条第一項において「旧共済法による年金」という。）について準用する。

2 前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第五十条第一項及び第二項の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。第四条第二項において同じ。）の適用については、昭和六十年改正法附則第五十条第一項及び第二項の規定による年金の額の改定の

法律

昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律（第三条・第四条） 附則（昭六三）

措置が講じられたものとみなす。

見出：削除・一・二項：一部改正（昭和六三年五月法律五九号）

（昭和六十三年度における年金の額の改定の特例）

第三条 共済法による年金である給付については、昭和六十一年の

年平均の物価指数に対する昭和六十二年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十二条の二の規定の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

本条：追加（昭和六三年五月法律五九号）

委任 二項の「政令」は（国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令）

一条

第四条 前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金につ

いて準用する。

2 前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第五十条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定による年金の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

本条：追加（昭和六三年五月法律五九号）

委任 一項で準用する三条二項の「政令」は（国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令）二条

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年五月二十四日 法律第五九号）

この法律は、公布の日から施行する。

○平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕

(平成八年三月三十一日
法律第二十九号)

平成八年四月から平成九年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成六年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成七年の年平均の物価指数の比率を基準とする改定は、行わない。

国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金改正法」という。）附	昭和六十年国民年金改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二

則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額

〔中略〕

国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の額

国家公務員等共済組合法第七十二条の二

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額

昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

〔中略〕

私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の額

私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十二条の二

私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定

私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法

の例によることとされる私立 学校教職員共済組合法等の一 部を改正する法律（昭和六十 年法律第百六号）第一条の規 定による改正前の私立学校教 職員共済組合法による年金 （大正十五年四月二日以後に 生まれた者が受ける権利を有 する通算退職年金を除く。） の額	附則第五十条第一項及び第二 項

〔後略〕
附 則
この法律は、平成八年四月一日から施行する。

○平成十二年度における国民年金法に
よる年金の額等の改定の特例に関す
る法律〔抄〕

（平成十二年三月三十一日）
法律第三十四号

平成十二年四月から平成十三年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成十年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十一年の年平均の物価指数の比率を基準とする改定は、行わない。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三	昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二

十二条第一項に規定する年金たる給付の額	

〔中略〕

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

〔中略〕

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。）の額	

〔後略〕

附 則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

○平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕

（平成十三年三月三十日
法律第十三号）

最近改正 平成一三年 六月 六日 法律第三十九号

平成十三年四月から平成十四年三月までの月分（農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）による年金たる給付の額及び農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。以下「平成二年農業者年金改正法」という。）附則第十四条第一項に規定する年金給付の額にあっては、平成十三年四月から十二月までの月分）の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成十年の年平均の物価指数（従前の総務庁において作成した全国消費者物価指数をいう。）に対する平成十二年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。）の比率を基準とする改定は、行わない。

国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二

〔中略〕

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

〔中略〕

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国

よる年金である給付の額	家公務員共済組合法第七十二条の二
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。）の額	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

〔後略〕

本則…一部改正〔平成一三年六月法律三九号〕

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、平成十三年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算（同法第八十七条第三項に規定する再計算をいう。）が行われるまでの間に、本則の表の上欄に掲げる額（農

法律

平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕

業者年金基金法による年金たる給付の額及び平成二年農業者年金改正法附則第十四条第一項に規定する年金給付の額を除く。）に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成十二年度に引き続き、平成十三年度においてこの法律に基づき行わなかったことにより、財政に与える影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

本条…一部改正〔平成一三年六月法律三九号〕

農業者年金基金法の
の一部を改正する附 則 〔平成一三年六月六日 法律第三九号 抄〕
法律

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、附則第十八条及び第三十七条の規定は、公布の日から施行する。

○平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕

(平成十四年三月三十一日
法律第二十一号)

平成十四年四月から平成十五年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)にかかわらず、これらの規定による平成十年の年平均の物価指数(従前の総務庁において作成した全国消費者物価指数をいう。)に対する平成十三年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。)の比率を基準とする改定は、行わない。

国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)による年金たる給付(付加年金を除く。)の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第三十二条第三項に	昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項に

第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額

において準用する国民年金法第十六条の二

〔中略〕

国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による年金である給付の額

国家公務員共済組合法第七十二条の二

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額

昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

〔中略〕

私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の額

私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年

法律第百六号）第一条の規定による改正 前の私立学校教職員共済組合法による年 金（大正十五年四月二日以後に生まれ た者が受ける権利を有する通算退職年金を 除く。）の額	国家公務員共済改 正法附則第五十条 第一項及び第二項

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、平成十四年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算（同法第八十七条第三項に規定する再計算という。）が行われるまでの間に、本則の表の上欄に掲げる額に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成十四年度においてこの法律に基づき行わなかったことにより、財政に与える影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

法律

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕

○平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕

（平成十五年三月三十一日
法律第十九号）

1 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する平成十四年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。

国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条

〔中略〕		の二
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二	
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項	
〔中略〕		
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年

金（大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。）の額	第一項及び第二項

2 前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（検討）

第三条 政府は、平成十五年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算（同法第八十七条第三項に規定する再計算をいう。）において、第一項の表の上欄に掲げる額に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成十五年度においてこの法律に基づき行わなかったことによる財政に生ずる影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔抄〕

(平成十六年三月三十一日)
法律第二十三号

注 この法律は、平成一十六年六月法律一〇四号等による改正前のものを掲載している。

1 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金たる給付(付加年金を除く。)の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第三十二条第一項に規定す	昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法

年金たる給付の額		第十六条の二
〔中略〕		
国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二	
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項	
〔中略〕		
私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第百四十五号)による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五

規定による改正前の私立学校教職員共 済組合法による年金（大正十五年四月 二日以後に生まれた者が受ける権利を 有する通算退職年金を除く。）の額	十 条 第 一 項 及 び 第 二 項

2 前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金 保険法等の特例等に関する法律〔抄〕

（平成十九年六月二十七日）
法律第百四号

最近改正 令和七年六月二〇日 法律第七四号

注 右の法律による改正中、令和八年四月一日後に施行されるものについては、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文を点線で囲って登載した。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、社会保障協定を実施するため、我が国及び我が国以外の締約国の双方において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 社会保障協定 我が国と我が国以外の締約国との間の社会保障に関する条約その他の国際約束であつて、次に掲げる事項の一以上について定めるものをいう。
 - イ 医療保険制度に係る我が国の法令及び相手国法令の重複適用の回避に関する事項
 - ロ 年金制度に係る我が国の法令及び相手国法令の重複適用の回避に関する事項
 - ハ 我が国及び相手国の年金制度における給付を受ける資格を得るために必要とされる期間の通算並びに当該通算により支給することとされる給付の額の計算に関する事項
- 二 相手国 一の社会保障協定における我が国以外の締約国をいう。
- 三 相手国法令 一の社会保障協定に規定する相手国の法令をいう。
- 四 日本国実施機関等又は相手国実施機関等 それぞれ一の社会保障協定に規定する日本国の実施機関若しくは保険者又は相手国の実施機関若しくは保険者をいう。
- 五 相手国期間 相手国年金（年金制度に係る相手国法令の規定

法律

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〔抄〕（第一条・第二条）
第一章 総則

法律

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〔抄〕（第五四条・第五五

四一〇

条） 第一〇章 私立学校教職員共済法関係

により支給される年金たる給付その他の給付をいう。第六十一
条において同じ。）の支給を受ける資格を得るために相手国法
令上必要とされる期間の計算の基礎となる期間として当該相手
国との社会保障協定に規定する相手国の期間をいう。

本条…一部改正〔平成二三年五月法律五六号・二五年六月六三号・二四年八月六
三号〕

第十章 私立学校教職員共済法関係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する 特例

第五十四条 私立学校教職員共済法（以下「私学共済法」とい

う。）の短期給付に関する規定は、私学共済法第十四条第一項に
規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものに
は、適用しない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度
適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（第
三号及び第四号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定
に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）

二 相手国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度
適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次
号及び第四号に掲げる者を除く。）

三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する

者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規
定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除き、政令で定める
社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限
る。）

四 第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としてないこと
とされた者

2 前項の規定により私学共済法の短期給付に関する規定を適用し
ないこととされた私学共済法の規定による私立学校教職員共済制
度の加入者の私学共済法による掛金の標準報酬月額及び標準賞与
額に対する割合は、政令で定める範囲内において、私学共済法第
四条第一項に規定する共済規程で定める。

一項…一部改正・二・三項…削除・旧四項…一部改正し二項に繰上・旧七六条…
繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

委任 一項「一号第一・三号第一」の「政令」ハ「社会保障協定の実施に伴う私立学校
教職員共済法の特例に関する政令」二条一項、一項「一号第二・三号第二」の
「政令」ハ同二条二項、二項の「政令」ハ同四号

第二節 審査請求に関する特例等

旧五節…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕、節名…改正〔平成二六年六月法
律六九号〕

（私学共済法の規定による審査請求の特例）

第五十五条 第十三条第四項又は第三十二条第八項（第三十三条第
六項（第四十条第八項において準用する場合を含む。）、第三十八
条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）

の規定による確認（第四号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができる。

注 右の第五十五条は、令和七年六月二〇日法律七四号により改正され、令和一〇年四月一日から施行

（私学共済法の規定による審査請求の特例）

第五十五条 第十三条第四項又は第三十二条第九項（第十三条第六項及び第三十三条の二第四項（これらの規定を第四十条第七項において準用する場合を含む。）、第三十八条第二項並びに第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認（第四号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができる。

一項…一部改正・二項…削除・旧九〇条…繰上平成二四年八月法律六三号

（私学共済法の規定による審査請求の手続の特例）

第五十六条 私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、相手国法令（政令で定める社会保障協定に係るものを除き、政令で定めるものに限る。）の規定によ

り同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。

2 前項の場合における私学共済法第三十六条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十九条第二項及び第四項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があったものとみなす。

3 前二項の規定は、発効日前に行われた私学共済法の規定による処分に対する私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求については、適用しない。

旧九一条…繰上「平成二四年八月法律六三号」、二項…一部改正「平成二六年六月法律六九号」

委任 一項第一の「政令」Ⅱ「社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令」五条、一項第二の「政令」Ⅱ同六条

（文部科学大臣の権限）

第五十七条 文部科学大臣は、社会保障協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

旧九二条…繰上「平成二四年八月法律六三号」

第十一章 雑則

旧一二章…繰上「平成二四年八月法律六三号」

法律

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律「抄」（第五六条・第五七条） 第一章 雑則

法律

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〔抄〕（第五九条・第六〇条） 第一章 雑則

四二二

（相手国法令による申請等）

第五十九条 相手国法令において相手国実施機関等に対して行うこととされている申請又は申告（以下この項において「相手国法令による申請等」という。）を行おうとする者は、当該相手国法令による申請等に係る文書を日本国実施機関等（厚生労働大臣、日本年金機構（以下「機構」という。）、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等（法律によって組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をい、国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。）に限る。）に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関等が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を当該相手国実施機関等に送付するものとする。

2 相手国法令において相手国実施機関等に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会（以下この項において「審査機関」という。）にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を相手国実施機関等に送付するものとする。

一項：一部改正（平成一九年七月法律一〇九号）、一項：一部改正・旧一一条：繰上（平成二四年八月法律六三号）

（情報の提供等）

第六十条 日本国実施機関等又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会（以下この条において「日本側保有機関」という。）は、公的年金に関する法律並びに医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下この項において「日本側適用法令」という。）の被保険者若しくは被保険者であった者、組合員若しくは組合員であった者、加入者若しくは加入者であった者又は公的年金に関する法律による給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、日本側適用法令その他関係法令の実施のために自らが保有するもの（以下この条において「保有情報」という。）を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る社会保障協定の規定の実施に必要な限度において、社会保障協定に規定する相手国の権限のある当局又は相手国実施機関等（以下この条において「相手国側保有機関」という。）に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、前項の場合のほか、相手国側保有機関（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）からの要請に基づいて、当該社会保障協定に係る相手国法令の規定の実施のために

必要と認められる場合であって、保有情報の本人若しくはその遺族の利益になるとき、又は保有情報の本人若しくはその遺族の同意が得られるときに限り、当該保有情報を、当該相手国側保有機関に対して提供することができる。

3 前二項の規定により日本側保有機関が相手国側保有機関に提供した保有情報の本人又はその遺族（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）は、日本側保有機関の長に対し、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定によるほか、当該保有情報の内容又は相手国側保有機関への提供の目的について、書面によりその開示を請求することができる。

4 日本側保有機関の長は、前項の開示の請求があつたときは、当該開示の請求をした者に対し、書面により当該開示の請求に係る情報について開示をしなければならない。

5 日本側保有機関は、相手国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、個人情報保護に関する法律の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

一項…一部改正・旧一〇二条…繰上〔平成二十四年八月法律六三号〕、三、五項…一部改正〔令和三年五月法律三七号〕
委任 二項の「政令」は社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令九一条、三項の「政令」は同九二条

法律 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（第一章 雑則）

（戸籍事項の無料証明）

第六十一条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、相手国年金の受給権者（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。）に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、相手国法令（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。）の適用を受ける者、相手国法令の適用を受けたことがある者又は相手国年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

旧一〇三条…繰上〔平成二十四年八月法律六三号〕、本条…一部改正〔平成二十六年五月法律四二号〕

委任 「政令」は社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する

政令九三条

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第六十二条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。

- 一 第七条第二項の規定による認定
- 二 第二十五条第一項及び第三項の規定による申出の受理
- 三 第四十条第三項の規定による申出の受理
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

法律

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〔抄〕（第六三条―第六六条） 第一章 雑則

四一四

2 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項各号に掲げる権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

本条…追加〔平成一九年七月法律一〇九号〕、一項…一部改正、旧一〇三条の二…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

委任 一項四号の「厚生労働省令」は「社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令」三〇条、二項で

準用する厚生年金保険法一〇〇条の四第六項の「厚生労働省令」は「同三一
条、二項で準用する厚生年金保険法一〇〇条の四第七項の「厚生労働省令」
は「同三二条、二項の「政令」は「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法
等の特例等に関する政令」九四条

（機構への事務の委託）

第六十三条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項各号に掲げる事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

本条…追加〔平成一九年七月法律一〇九号〕、旧一〇三条の三…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

委任 一項一号の「厚生労働省令」は「社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令」三三條、一項二
号の「厚生労働省令」は「同三四条、二項で準用する厚生年金保険法一〇〇条
の二」第三項の「厚生労働省令」は「同三五条、二項の「政令」は「社会保
障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令」九五条

（経過措置）

第六十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

旧一〇四条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

（実施命令）

第六十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、社会保障協定及びこの法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

旧一〇五条…繰上〔平成二四年八月法律六三号〕

委任 「総務省令」は「社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令」、「財務省令」は「社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令」、「文部科学省令」は「社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令」、「厚生労働省令」は「社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令」

（政令への委任）

第六十六条 前各条に規定するもののほか、公的年金に関する法律による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びに

その支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の社会保障協定及びこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

本条…一部改正・旧一〇六条…繰上〔平成二四年八月法律六三三〕

委任 「政令」ハ「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令」

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十条及び第三十一条の規定は公布の日から、第五章の規定は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日〔平成二〇年四月一日〕から施行する。

〔平成一九年一月二日政令三六六号により、平成二〇・三・一から施行〕

（他の法律の廃止）

第十九条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）

二 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十二年法律第八十三号）

法律

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

四一五

三 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第二百六号）

四 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第二百二十七号）

五 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

六 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

七 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十八年法律第七十二号）

旧三三三三…繰上〔平成二四年八月法律六三三〕

（前条の規定による法律の廃止に伴う経過措置）

第二十条 前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる法律又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又はこれに基づく命令の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

旧三三三三…繰上〔平成二四年八月法律六三三〕

第二十一条 附則第十九条の規定による廃止前の同条第一号、第三

附 則

四一五

号及び第五号から第七号までに掲げる法律の規定により支給する公的年金に関する法律による給付及び当該給付に加算する額に相当する部分（以下この条において「公的年金に関する法律による給付等」という。）は、この法律中の相当する規定により支給する公的年金に関する法律による給付等とみなして、この法律の規定を適用する。

本条…一部改正・旧三四条…繰上〔平成二十四年八月法律六三号〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

旧三五条…繰上〔平成二十四年八月法律六三号〕

日本年金機構法附 則 〔平成一九年七月六日 法律第一〇九号 抄〕

最近改正 平成二十四年三月三十一日 法律第二四号

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二〇年一二月政令三八七号により、平成二二・一・一から施行〕

一 〔前略〕附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

二 〔略〕

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一一一号〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第七十三條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対する報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないと

された事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

旧七二条：繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕

(政令への委任)

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

旧七四条：繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕、旧七五条：繰下〔平成二三年三月法律一九号〕、旧七六条：繰下〔平成二三年八月法律一〇七号〕、旧七七条：繰上〔平成二四年三月法律二四号〕

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律 附 則 〔平成一九年七月六日 法律第二二一号 抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

法律

社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〔抄〕 附則〔平一九一平二

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律 附 則 〔平成二三年三月二日 法律第一九号 抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。〔後略〕

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律 附 則 〔平成二三年五月二七日 法律第五六号 抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。〔後略〕

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 附 則 〔平成二三年八月三〇日 法律第一〇七号 抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。〔後略〕

児童手当法の一部を改正する法律 附 則 〔平成二四年三月二日 法律第二四号 抄〕

(施行期日)

法律

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〔抄〕 附則（平二四―平二

四一八

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条の規定 公布の日

二〇六 〔略〕

（政令への委任）

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附 則 〔平成二十四年八月三日 法律第六三号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 一次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則第百五条及び第百五十二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二五年七月政令二二五号により、平成二五・八・一から施行〕

四・五 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附 則 〔平成二五年六月二六日 法律第六三号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二六年三月政令七二号により、平成二六・四・一から施行〕

一 〔前略〕附則第百三十九条、第百四十三条、第百四十六条及び第百五十三条の規定 公布の日

二〇四 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

地方自治法の一部を改正する法律

附 則 〔平成二六年五月三〇日 法律第四二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二十七年一月政令二九号により、平成二八・四・一から施行〕

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第三十七条 施行日が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行の日前である場合には、附則第三十五条第七号中「第六十一条」とあるのは、「第百三条」とする。

行政不服審査法の
施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律
附 則 〔平成二六年六月一日 法律第六九号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日「平成二八年四月一日」から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

法律 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律「抄」 附則（平二六）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）

は、政令で定める。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 則「令和三年五月一九日 法律第三七号 抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二・三 「略」

四 「前略」附則第三条、「中略」第五十条から第五十二条まで

「中略」の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

「令和三年一〇月政令二九一号により、令和四・四・一から施行」

五〇十 「略」

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を別途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律 附 則「令和七年六月二〇日 法律第七四号 抄」

（施行期日等）

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」第十八条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第十六条第二項第一号イ、第十八条第一項、第二十条第

一項第四号及び第三十一条第三項から第五項までの改正規定

〔中略〕並びに附則第五十五条の規定 公布の日

二〇七 〔略〕

八 〔前略〕第十八条の規定（第一号及び次号に掲げる改正規定を除く。） 〔中略〕 令和十年四月一日

九 〔前略〕第十八条中協定実施特例法第二十六条（見出しを含む。）の改正規定〔中略〕 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十〇十五 〔略〕

2・3 〔略〕

（政令への委任）

第五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

法律

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（第一条・第二

四二一

○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律

（平成十九年七月六日
法律第百一十一号）

〔沿革〕 平成二二年 三月二二日 法律第一九号改正

平成二三年 八月三〇日 法律第一〇七号改正

平成二四年 三月二二日 法律第二四号改正

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律をここに公布する。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る

時効の特例等に関する法律

（厚生年金保険法による保険給付に係る時効の特例）

第一条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による保険給付（これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第四条において同じ。）を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者（同法第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者を含む。）について、同法第二十八条の規定により記録した

事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。）が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく保険給付を支払うものとする。

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一〇九号〕

（国民年金法による給付に係る時効の特例）

第二条 厚生労働大臣は、施行日において国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による給付（これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第六条において同じ。）を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者（同法第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求する権利を有する者を含む。）について、同法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該給付を受ける権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。）が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく給付を

支払うものとする。

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一〇九号〕

（基礎年金の国庫負担等に係る読替え）

第三条 前二条（附則第二条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合における国民年金法第八十五条第一項及び厚生年金保険法第八十条第一項の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

委任 「政令」〔厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令〕

（政府の責務）

第四条 政府は、年金個人情報（厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿又は国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記録された個人情報その他政府が管掌する厚生年金保険事業又は国民年金事業の運営に当たって厚生労働省及び日本年金機構が保有する個人情報という。）について、厚生年金保険又は国民年金の被保険者、受給権者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずるものとする。

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一〇九号〕

（実施命令）

第五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

法律

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（第三条―第五条）附則）

委任 「厚生労働省令」〔厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則〕

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（時効の特例に関する経過措置）

第二条 第一条及び第二条の規定は、施行日前に厚生年金保険法第二十八条又は国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合における当該訂正に係る保険給付又は給付について準用する。

（厚生年金保険法の一部改正）

第三条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正後の厚生年金保険法第九十二条第一項及び第四項の規定は、施行日後において同法による保険給付を受ける権利を取得した者について適用する。

（国民年金法の一部改正）

第五条 国民年金法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 前条の規定による改正後の国民年金法第百二条第一項及び第三項の規定は、施行日後において同法による給付を受ける権利を取得した者について適用する。

（日本年金機構法の一部改正）

第七条 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（政令への委任）

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要とな経過措置は、政令で定める。

日本年金機構法附 則 〔平成一九年七月六日 法律第一〇九号、抄〕

最近改正 平成二四年三月三十一日 法律第二四号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二〇年一二月政令三八七号により、平成二二・一・一から施行〕

- 一 〔前略〕附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日
- 二 〔略〕

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一一一号〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第七十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、こ

の法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

旧七二条：繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕

（政令への委任）

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

旧七四条：繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕、旧七五条：繰下〔平成二三年三月法律一九号〕、旧七六条：繰下〔平成二三年八月法律一〇七号〕、旧七七条：繰上〔平成二四年三月法律二四号〕

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律 附則〔平成二三年三月三一日 法律第一九号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

法律 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律 附則（平二二—平二四）

（政令への委任）

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十三年年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 附則〔平成二三年八月三〇日 法律第一〇七号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。〔後略〕

児童手当法の一部を改正する法律 附則〔平成二四年三月三一日 法律第二四号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条の規定 公布の日

二 六 〔略〕

（政令への委任）

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○放送大学学園法〔抄〕

（平成十四年十二月十三日）
法律第百五十六号

最近改正 令和五年五月八日 法律第二号

第二章 放送大学学園

（私立学校教職員共済法の特例）

第十一条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条において「共済法」という。）の退職等年金給付に関する規定は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条の規定の適用を受ける放送大学学園の職員については、適用しない。ただし、当該職員が国家公務員共済組合法第百二十四条の二第二項第一号又は地方公務員等共済組合法第百四十条第二項第一号の規定に該当するに至ったときは、この限りでない。

2 前項の規定により共済法の退職等年金給付に関する規定を適用しないこととされた放送大学学園の職員の共済法による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程（共済法第四条第一項に規定する共済規程を

いう。）で定める。

3 前項の放送大学学園の職員に関する共済法の規定の適用については、共済法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに共済法第二十八条第二項、第三項、第五項及び第六項、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第三項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、共済法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

本条…全部改正〔平成二四年八月法律六三号〕、一・二項…追加・旧一項…一部改正し三項に繰下〔平成二四年一一月法律九八号〕、三項…一部改正〔令和二年六月法律四〇号・三年六月六号〕

附 則

（健康保険の被保険者に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を

受けることができる者であつた旧学園の職員で、施行日に私立学校教職員共済制度の加入者となつた者（新学園の職員となつた者に限る。次項において「旧学園の職員であつた加入者」という。）に対する施行日以後の給付に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項並びに第二百六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた間私立学校教職員共済制度の加入者であつたものとみなす。

2 旧学園の職員であつた加入者に対する施行日以後の給付に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第二項及び第六十七条第一項の規定の適用については、その者が施行日前に健康保険法による傷病手当金及び出産手当金を受けていた場合におけるこれらの給付は、共済法に基づく傷病手当金及び出産手当金とみなす。

（厚生年金保険の被保険者に関する経過措置）

第八条 施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた旧学園の職員で、施行日に私立学校教職員共済制度の加入者となつた者（新学園の職員となつた者に限る。以下「旧学園の職員であつた加入者」という。）のうち、一年以上の引き続く加入者期間（新学園の職員である期間に係るものに限る。以下同じ。）を

有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（旧学園の職員であつた期間に係るものに限る。以下「厚生年金保険期間」という。）と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有するものとみなす。

2 旧学園の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

3 旧学園の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

三項…一部改正〔平成一六年六月法律一三〇号〕

第九条 旧学園の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間

を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第十条 旧学園の職員であつた加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

社会保障に関する
日本国とアメリカ
合衆国との間の協
定の実施に伴う厚
生年金保険法等の
特例等に関する法
律

則 「平成一六年六月一八日 法律第一二六号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、協定「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二 「略」

三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の公布の日〔平成一六年六月二三日〕又は公布日〔平成一六年六月一八日〕のいずれか遅い日

四 「略」

国家公務員共済組
合法等の一部を改附 則 「平成一六年六月二三日 法律第一三〇号、抄」
正する法律

最近改正 平成一七年六月一七日 法律第六五号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・四 「略」

五 第五条、第八条、第十二条、第十六条、第十九条及び第二十条並びに附則第十六条から第二十一条まで、第三十七条、第七十七条、第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定 平成十九年四月一日

六 〔略〕

本条…一部改正〔平成一六年六月法律一二六号・一七年六月六四号・六五号〕

社会保障に関する
日本国政府とフラ
ンス共和国政府と
の間の協定の実施
に伴う厚生年金保
険法等の特例等に
関する法律

附 則 〔平成一七年六月一七日 法律第六四号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、協定〔社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定〕の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

社会保障に関する
日本国とベルギー
王国との間の協定
の実施に伴う厚生
年金保険法等の特
例等に関する法律

附 則 〔平成一七年六月一七日 法律第六五号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、協定〔社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定〕の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

独立行政法人に係
る改革を推進する
ための文部科学省
関係法律の整備等
に関する法律

附 則 〔平成二二年三月三一日 法律第一八号、抄〕

法律 放送大学学園法〔抄〕 附則（平一七―平二一）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。〔後略〕

（施行日の前日において文部科学省共済組合の組合員である職員に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において文部科学省共済組合（国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用される同法第三条第一項の規定により文部科学省に係る同法第二条第一項第一号に規定する職員（以下この条及び次条において「常勤等職員」という。）をもって組織された国家公務員共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の組合員であるメディア教育開発センターの役員又は職員が施行日において放送大学学園の役員又は職員（常勤等職員に相当する者に限る。以下この条及び次条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き施行日以後において放送大学学園の役職員である場合において、その者が施行日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、施行日以後引き続き当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する常勤等職員に該当するものとする。

2・3 〔略〕

第八条 前条第一項の規定により文部科学省共済組合を組織する常勤等職員に該当するものとされる放送大学学園の役職員は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条の規定にかかわらず、同項に規定する期間同法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者にならないものとする。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険附則 則 〔平成二十四年八月三日 法律第六三号、抄〕
法等の一部を改正する法律

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定 公布の日

二〇五 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

私立学校教職員共済法等の一部を改附 則 〔平成二十四年一月二六日 法律第九八号、抄〕
正する法律

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。〔後略〕

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 附則 〔令和二年六月五日 法律第四〇号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 「前略」附則第九十七条の規定 公布の日

二〇十一 〔略〕

（政令への委任）

第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

全世代対応型の社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 附則 〔令和三年六月二日 法律第六六号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定
公布の日

二 「略」

三 「前略」附則第十六条、第二十六条及び第二十七条の規定
令和四年十月一日

四〇六 「略」

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び
第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経
過措置は、政令で定める。

○沖繩科学技術大学院大学学園法〔抄〕

（平成二十一年七月十日）
法律第七十六号

最近改正 令和五年五月八日 法律第二二号

第二章 沖繩科学技術大学院大学学園

（学園の目的）

第二条 沖繩科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学として沖繩科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技术に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二十一年一〇月政令三三三三号により、平成二二・一一・一から施行〕

（独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構の解散等）

第三条 独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構（以下「機

構」という。）は、この法律の規定による学園の成立の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により各出資者に分配される財産及び第三項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において学園が承継する。

23 〔略〕

（健康保険の被保険者に関する経過措置）

第五条 施行日の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であった機構の職員で、施行日に私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となった者（学園の職員となった者に限る。次項において「機構の職員であった加入者」という。）に対する施行日以後の給付及び福祉事業に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十一条第二項、第六十六条第三項、第六十七条及び第二百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であった間共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であったものとみなす。

2 機構の職員であった加入者のうち、この法律の施行の際健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けてい

た者であり、かつ、同一の傷病について共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに対する同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「日以後三日を経過した日」とあるのは「日」と、同条第二項中「前項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日（同日において第六十九条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）」とあるのは「健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日」とする。

（厚生年金保険の被保険者に関する経過措置）

第六条 施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた機構の職員で、施行日に共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となつた者（学園の職員となつた者に限る。以下「機構の職員であつた加入者」という。）のうち、一年以上の引き続く加入者期間（共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいい、学園の職員である期間に係るものに限る。以下同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（機構の職員であつた期間に係るものに限る。以下「厚生年金保険期間」という。）と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において

準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有する者とみなす。

2 機構の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

3 前項に規定する者に対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

第七条 機構の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）とする。

2

前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第八条 機構の職員であつた加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

○構造改革特別区域法〔抄〕

（平成十四年十二月十八日
法律第百八十九号）

最近改正 令和七年四月二五日 法律第二十九号

（学校教育法の特例）

第十二条 一項〔略〕

2510 〔略〕

11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
私立学校教職員 共済法（昭和二 十八年法律第二 百四十五号）	附則第十 項	設置する 者	設置する者（構造改 革特別区域法（平成 十四年法律第百八十 九号）第十二条第二 項に規定する学校設 置会社を除く。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

12・13 〔略〕

第十三条 一項〔略〕

2・3 〔略〕

4 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
私立学校教職員 共済法	附則第十 項	設置する 者	設置する者（構造改 革特別区域法（平成 十四年法律第百八十 九号）第十三条第二 項に規定する学校設 置非営利法人を除 く。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

5 〔略〕

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章及び第四章の規定 平成十五年四月一日

二 〔略〕

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律〔抄〕

（平成十五年五月九日）
（法律第四十号）

最近改正 令和六年六月二日 法律第四十七号

（私立学校教職員共済法の特例）

第十六条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の退職等年金給付に関する規定は、私立大学派遣検察官等には、適用しない。

2 私立大学派遣検察官等に関する私立学校教職員共済法の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項、第三項、第五項及び第六項、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第

一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第三項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

3 私立大学派遣検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する私立学校教職員共済法の規定の適用については、同法第二十一条第一項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるもの（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により国から支給される給与であつて共済規程で定めるもの（次条において「私立大学派遣検察官等に対する国の給与」という。）を含む。）」と、同法第二十二條第五項及び第十項中「報酬の総額」とあるのは「報酬（当該期間における私立大学派遣検察官等に対する国の給与を含む。）」の総額」と、同法第二十八条第一項中「及び」とあるのは「並びに」と、「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」と、同条第三項及び第六項中「当該学校法人等」とあるのは「当該学校法人等及び国」と、同法第二十九条第一項から第三項までの規定中「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」とする。

4 前項の場合において学校法人等及び国が同項の規定により読み

替えられた私立学校教職員共済法第二十八条第一項の規定により負担すべき掛金の額その他必要な事項は、政令で定める。

一項…全部改正・二項…一部改正〔平成二十四年八月法律六三号〕、一項…追加・旧一・二項…一部改正し一項ずつ繰下・旧三項…四項に繰下〔平成二十四年一月法律九八号〕、二項…一部改正〔令和二年六月法律四〇号〕、二・三項…一部改正〔令和三年六月法律六六号〕

委任 四項の「政令」〔本法施行令五条

（子ども・子育て支援法の特例）

第十七条 私立大学派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

見出…全部改正・本条…一部改正〔平成二十四年八月法律六七号〕

（社会保険関係法の適用関係等についての政令への委任）

第二十一条 この法律に定めるもののほか、検察官等が二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された場合その他第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣された検察官等に関する社会保険関係法（厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）をいう。）の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

本条…一部改正〔平成二十四年八月法律六三号〕
委任 「政令」〔本法施行令六条〕一二条
附 則 〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三条、次項及び附則第三項の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 **附 則** 〔平成二十四年八月二日 法律第六三号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 一次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第六十条の規定 公布の日

二 五 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成二十四年八月二日法律第六七号、抄〕

法律

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律〔抄〕（第一七条・第二二条） 附則（平二四）

法律

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律〔抄〕 附則

四三八

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び

検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第一項に規定する私立大学派遣検察官等に関する第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し

必要な経過措置は、政令で定める。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附 則 〔平成二十四年八月二三日 法律第六十七号〕

最近改正 平成二五年一月一三日 法律第一二二号

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二十四年八月法律第六十五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

二〇五 〔略〕

本附則：一部改正〔平成二五年二月法律一二二号〕

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律 附 則 〔平成二四年一月二六日 法律第九八号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。〔後略〕

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 附 則 〔平成二五年一月一三日 法律第一二二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 附 則 〔令和二年六月五日 法律第四〇号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第九十七条の規定 公布の日

二〇十一 〔略〕

（政令への委任）

第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

全世代対応型の社会
保障制度を構築
するための健康保
険法等の一部を改
正する法律

附 則 「令和三年六月二日 法律第六六号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定
公布の日

二 「略」

三 「前略」附則第十六条、第二十六条及び第二十七条の規定
令和四年十月一日

四〇六 「略」

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律〔抄〕

（平成十一年十二月二十二日）
（法律第二百二十四号）

最近改正 令和七年五月二八日 法律第四四号

（交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）

第十五条 交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

本条…一部改正〔平成一八年三月法律一二号〕、見出し全部改正・本条…一部改正〔平成二四年八月法律六七号〕

附 則 〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

〔平成二二年三月政令六二号により、平成二二・三・二一から施行〕

〔平成二四年八月二二日法律第六七号抄〕

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条 前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第八条第二項に規定する交流派遣職員に関する第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法第二十條第一項に規定する拠出金の徴収については、前条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 〔平成二四年八月二二日 法律第六七号〕

最近改正 平成二五年一二月一三日法律第一一二号

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六十五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〇五 〔略〕

本附則…一部改正〔平成二五年一二月法律一二二号〕

国家公務員法等の一部を改正する法律 附 則 〔平成二六年四月一八日 法律第二二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二六年五月政令一九〇号により、平成二六・五・三〇から施行〕

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律〔抄〕

(昭和四十六年十二月三十一日)
法律第百二十九号

最近改正 令和六年三月三〇日 法律第八号

第六章 法人の権利義務の承継等

(各種共済組合)

第四十三条 この法律の施行の際公務員等共済組合法(千九百六十九年立法第百五十四号)に基づく公務員等共済組合、市町村議会議員共済会若しくは市町村関係団体職員共済組合又は公立学校職員共済組合法(千九百六十八年立法第百四十七号)に基づく公立学校職員共済組合が有している権利及び義務は、政令で定めるところにより、その時において公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)に基づく共済組合、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)に基づく共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく共済組合、地方議会議員共済会若しくは団体共済組合が承継する。

2 この法律の施行の際沖縄の私立学校教職員共済組合法(千九百

法律

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律〔抄〕(第四三条・第九六条) 第六章 法人の権利義務の承継等・第八章 法令の適用に関する特別措置

七十一年立法第八十三号。第九十六条において「沖縄私学共済組合法」という。)に基づく私立学校教職員共済組合(同条において「沖縄私学共済組合」という。)が有している権利及び義務は、その時において私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第百四十五号)に基づく私立学校教職員共済組合(同条第四項において「私学共済組合」という。)が承継する。

3 【略】

二項…一部改正(平成九年五月法律四八号)
委任 一項の「政令」(「沖縄の復帰に伴う公務員等共済組合等の権利義務の承継等に関する政令」三条、(「沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」二九条・三〇条

第八章 法令の適用に関する特別措置

第五節 文部省関係

(私学共済法等に関する特例等)

第九十六条 沖縄私学共済組合の組合員であつた者は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第百四十五号。以下この条において「私学共済法」という。)による加入者であつた者と、その者の沖縄私学共済組合の組合員であつた期間は私学共済法による加入者期間とみなす。

2 前項の規定により私学共済法による加入者であつた者とみなされた者につき、沖縄私学共済組合法附則第十八項の規定により沖縄私学共済組合の組合員であつた期間に算入された期間(沖縄私

第九六条) 第六章 法人の権利義務

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律〔抄〕（第二〇四条）
第八章 法令の適用に関する特別措置

3 沖縄私学共済組合法の規定により取得した長期給付を受ける権利は、私学共済法の相当規定により取得した長期給付を受ける権利とみなす。

4 第二項の規定により私学共済法による加入者期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次項において「平成二十四年一元化法」という。）

第四条の規定による改正前の私学共済法及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中私学共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができる。

5 前項に定めるもののほか、沖縄私学共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私学共済法による長期給付の受給資格及び給付額その他同法及び厚生年金保険法に規定する事項については、これらの法律の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることが

6 沖縄私学共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一 この法律の施行の日前に生じた組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

- 二 この法律の施行の日前の期間に係る標準給与に関する事項
- 三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に関する事項
- 四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

一・二・四項：一部改正昭和六〇年二月法律一〇六号、見出：全部改正・
—五項：一部改正平成九年五月法律四八号、見出：四・五項：一部改正平成
二四年八月法律六三号」

委任 四項の政令」(「沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に

関する政令〕三五条―三五条の三、五項の「政令」〕同三二条・三三条一項・二項・四項・三四条・三六条―四〇条

(厚生年金保険法等に関する特例等)

2 沖縄の国民年金法（千九百六十八年立法第三百三十七号）による

る。）、保険料納付済期間又は保険料免除期間は、それぞれ国民年
被保険者であつた期間（昭和四十五年四月一日以後の期間に限

金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による被保険者であつた期間、保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなす。

3 7 「略」

第九章 雑則

（政令への委任）

第百五十六条 この法律に定めるもののほか、本土法令の沖縄への適用についての経過措置、この法律において法律としての効力を有することとされ又はその例によることとされた沖縄法令の規定の技術的読替えに関する措置その他沖縄の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる。

2 この法律の成立後に沖縄において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要なと判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

3 「略」

委任

一項の「政令」は「沖縄の復帰に伴う国家公務員法等の適用の特別措置等に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う公務員等共済組合等の権利義務の承継等に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用の経過措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う警察

法律

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律【抄】（第一五六条）

第九章 雑則 附則

四四三

附則

（施行期日）

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ

庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令、
「沖縄の復帰に伴う鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う総務庁関係法令の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法令の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う経済企画庁関係法令の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う科学技術庁関係法令の適用の経過措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う環境庁関係法令の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う外務省関係法令の適用の経過措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う通商産業省関係法令の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う労働省関係法令の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う地方自治省関係法令の適用の特別措置に関する政令」、
「沖縄の復帰に伴う最高裁判所規則」、
「沖縄の復帰に伴う人事院規則」、
「沖縄の復帰に伴う国家公務員法等の適用の特別措置等」、
「沖縄の復帰に伴う会計検査院規則」、
「沖縄財政援助金を交付した事業の完了等の確認に関する規則」

法律 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律〔抄〕 附則（平九―平二四）

合衆国との間の協定の効力発生の日〔昭和四七年五月一五日〕から施行する。〔後略〕

日本私立学校振興・共済事業団法 附 則 〔平成九年五月九日 法律第四八号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。〔後略〕

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 附 則 〔平成二四年八月二日 法律第六三号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定 公布の日

二〇五 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○児童手当法〔抄〕

（昭和四十六年五月二十七日）
法律第七十三号

最近改正 令和六年六月二日 法律第四七号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

本条…一部改正〔平成二十四年三月法律二四号・八月六七号〕

第三章 費用

（児童手当に要する費用の負担）

第十八条 被用者（子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者が保険料を負担し、又は納付する義務を負う被保険者であつて公務員でない者をいう。以下同じ。）に対する三歳未満児

法律 児童手当法〔抄〕（第一条・第一八条） 第一章 総則・第三章 費用

児童手当（児童手当のうち、第六条第二項第五号に規定する三歳未満支給対象児童若しくは同項第九号に規定する三歳未満施設入所等児童の人数又は同条第三項に規定する三歳未満児童算定額により算定した額に係る部分をいう。以下この章において同じ。）の支給に要する費用は、その全額につき次条第一項の規定による国からの交付金をもつて充てて。

2 被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）に対する三歳未満児童手当の支給に要する費用は、その十五分の十三に相当する額につき次条第二項の規定による国からの交付金を、十五分の一に相当する額につき第十九条の二第一項の規定による都道府県からの交付金をもつて充ててするものとし、当該費用の十五分の一に相当する額を市町村が負担する。

3 被用者及び被用者等でない者に対する三歳以上児童手当（児童手当のうち、三歳未満児童手当を除いたものをいう。以下この章において同じ。）の支給に要する費用は、その九分の七に相当する額につき次条第三項の規定による国からの交付金を、九分の一に相当する額につき第十九条の二第二項の規定による都道府県からの交付金をもつて充ててするものとし、当該費用の九分の一に相当する額につき市町村が負担する。

4 次に掲げる児童手当の支給に要する費用は、それぞれ当該各号

に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした国家公務員に対する児童手当の支給に要する費用（当該国家公務員が施設等受給資格者である場合にあっては、施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。） 国

二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用（当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあっては、施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。） 当該都道府県

三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用（当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあっては、施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。） 当該市町村

5 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用（市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を除く。）を負担する。

6 第一項から第三項までの規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からのその年又は翌年の七月までの間（第二十六条第一項又は第二項の規定

による届出をした者にあつては、その年の八月から翌年の七月までの間）は、当該認定の請求をした際（第二十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者にあつては、六月一日）における被用者又は被用者等でない者の区分による。

三項：一部改正〔昭和五十九年二月法律八七号〕、一項：一部改正〔昭和六〇年二月法律一〇八号〕、三項：一部改正〔昭和六一年二月法律九三号〕、一項：一部改正〔平成三年五月法律五四号・九年五月四八号〕、四項：一部改正〔平成六年三月法律二一号〕、一・二項：一部改正〔平成一八年三月法律二〇号〕、一項：一部改正・二項：追加・旧二・三・五項：一部改正し一項ずつ繰下・旧四項：五項に繰下〔平成二四年三月法律二四号〕、一項：一部改正〔平成二四年八月法律六七号・六三号〕、一―三項：全部改正・四・六項：一部改正〔令和六年六月法律四七号〕

第四章 雑則

（期間の計算）

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定を準用する。

本条：一部改正〔平成二九年六月法律四五号〕

（資料の提供等）

第二十八条 市町村長は、児童手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を

求めることができる。

本条…一部改正〔平成一七年一〇月法律一〇二号・二四年三月二四号〕

（実施命令）

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

本条…一部改正〔平成一一年一二月法律一六〇号・二四年八月六七号〕

委任 「内閣府令」ハ本法施行規則、ヘ、ヒとも家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員的身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八条第四項の規定は昭和四十六年七月一日から〔中略〕施行する。

附 則 〔平成六年三月三一日 法律第一八号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。〔後略〕

（経過措置）

第三条 平成六年度においては、新法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるの

法律 児童手当法〔抄〕（第三〇条） 附則（平六―平一二）

は、「千分の〇・二を標準として」とする。

2 平成七年度においては、新法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成六年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。

3 平成八年度から平成十年度までの各年度においては、新法第二十一条第三項中「当該年度の前年度以前五年度」とあるのは、「平成六年度以降」とする。

日本私立学校振興・共済事業団法附 則 〔平成九年五月九日 法律第四八号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。〔後略〕

中央省庁等改革関係法施行法附 則 〔平成一一年一二月三二日 法律第一六〇号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」第千三百四十四条の規定 公布の日

二 「略」

国民年金法等の一部を改正する法律附 則 〔平成一二年三月三一日 法律第一八号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一～三 〔略〕

四 〔前略〕第二十五条〔中略〕の規定 平成十五年四月一日

五・六 〔略〕

2 〔略〕

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律

附 則 〔平成一三年七月四日 法律第一〇一号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

日本郵政公社法施行法 附 則 〔平成一四年七月三日 法律第九八号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法〔日本郵政公社法Ⅱ平成一四年七月法律第九七号〕の施行の日〔平成一五年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第三十九条の規定 公布の日

二 〔略〕

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附 則 〔平成一五年七月一六日 法律第一一九号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日〔平成一六年四月一日〕から施行する。〔後略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

児童福祉法等の一附 則 〔平成一六年三月二日 法律第二一号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

国民年金法等の一附 則 〔平成一六年六月一日 法律第一〇四号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第五十二条〔中略〕の規定 平成十七年四月一日

二七七 〔略〕

郵政民営化法等の
施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律

則 〔平成一七年一〇月二日 法律第二〇二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法〔平成一七年一〇月法律第九七号〕の施行の日〔平成一九年一〇月一日〕から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第百十七條 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定

の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第一百四十四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律

則 〔平成一八年三月二日 法律第二〇号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（児童手当法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

法律 児童手当法〔抄〕 附則（平一九）

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

日本年金機構法附 則〔平成一九年七月六日 法律第一〇九号 抄〕

最近改正 平成二四年三月三十一日 法律第二四号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二〇年一月政令三八七号により、平成二二・一・一から施行〕

一 〔前略〕附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

二 〔略〕

本条…一部改正〔平成一九年七月法律一一一号〕

（罰則に関する経過措置）

第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

旧七三条…繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕

（平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例）

四五〇

第七十五条 機構が、平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）第二十條第一項の規定により適用される児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行う場合における第二十三條第三項、第二十六條第二項、第二十七條第二項及び第四十八條第一項の規定の適用については、第二十三條第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」（平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。））第二十條第一項の規定により適用される場合を含む。」と、第二十六條第二項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十二年子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十七條第二項第一号中「児童手当法」とあるのは「児童手当法第二十二條第三項及び平成二十二年子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法」と、「及び同条第八項」とあるのは「並びに児童手当法第二十二條第八項及び平成二十二年子ども手当支給法第二十條第一項の規定により適用される児童手当法第二十二條第八項」と、第

四十八条第一項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十二年法律第二十号）第一項の規定により適用される場合を含む。」とする。

本条…追加〔平成二十二年三月法律一九号〕

（政令への委任）

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

旧七四条…繰下〔平成一九年七月法律一一一号〕、旧七五条…繰下〔平成二十二年三月法律一九号〕、旧七六条…繰下〔平成二十三年八月法律一〇七号〕、旧七七条…繰上〔平成二十四年三月法律二四号〕

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の法律の一部を改正する法律

附 則 〔平成二十二年七月一日 法律第六五号 抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二十二年二月政令二八六号により、平成二二・六・三〇から施行〕

平成二十二年法律第二十号に於ける児童手当法の支給に関する法律 附 則 〔平成二十三年三月三十一日 法律第一九号 抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし

法律 児童手当法〔抄〕 附則（平二二―平二四）

し、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十三年法律第二十号に於ける児童手当法の支給等に関する法律の経過措置 附 則 〔平成二十三年八月三〇日 法律第一〇七号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。〔後略〕

附 則 〔平成二十四年三月三十一日 法律第二四号、抄〕

最近改正 平成二五年五月三十一日 法律第二八号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条の規定 公布の日

二 六 〔略〕

（拠出金の徴収に関する経過措置）

第九号 平成二十二年三月以前の月分の児童手当及び旧児童手当法附則第六号第一項の給付並びに平成二十一年度以前の年度の児童育成事業（旧児童手当法第二十九号の二に規定する児童育成事業

をいう。）に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。

（事業費充当額相当率の設定に関する経過措置）

第十條 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・三を標準として」とする。

2 平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。

3 平成二十六年度から平成二十八年度又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日の前の属する年度のいずれか早い年度までの各年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該前年度以前五年度」とあるのは、「平成二十四年度以降」とする。

三項：一部改正〔平成二十四年八月法律六七号〕
（罰則に関する経過措置）

第三十七條 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

公的年金制度の財政
政策及び最低保
障機能の強化等の
ための国民年金法
等の一部を改正す
る法律

附 則 〔平成二十四年八月二日 法律第六二号、抄〕

最近改正 平成二八年二月二六日 法律第二四号

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第四条から第七条まで、〔中略〕第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定 公布の日

から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二五年五月政令一三六号により、平成二六・四・一から施行〕

五・六 〔略〕

本条…一部改正〔平成二八年一月法律八四号・二月一四号〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附 則 〔平成二四年八月二日 法律第六三号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定 公布の日

二 五 〔略〕

（調整規定）

第百二十九条 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施

法律 児童手当法〔抄〕 附則（平二四）

行の日前である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。

第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。

第二十条第一項第一号中「事業主」の下に「（次号から第四号までに掲げるものを除く。）」を加える。

第二十一条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規

定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二條第十一項に規定する産前産後休業」を削り、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成二四年八月二二日法律第六七号、抄〕

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定による児童手当（次条において「旧児童手当」という。）に要する費用については、なお従前の例による。

第三十八条 施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当及び施行日の前日の属する年度以前の年度の児童育成事業（旧児童手当法第二十九条の二第一項に規定する児童育成事業をいう。）に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附 則 〔平成二四年八月二三日法律第六七号〕

最近改正 平成二五年 二月 一三日 法律第一一二号

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

二 五 〔略〕

本附則…一部改正〔平成二五年 二月 法律第一一二号〕

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

附 則 〔平成二五年 二月 一三日 法律第一一二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

則 〔平成二八年二月二四日法律第八四号、抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十九年八月一日から施行する。〔後略〕

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律

則 〔平成二八年二月二六日法律第一一四号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

三 六 〔略〕

〔平成二九年六月二日法律第四五号、抄〕

（罰則に関する経過措置）

第三百六十一条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行

法律 児童手当法〔抄〕 附則（平二八―令六）

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三百六十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

則 〔平成二九年六月二日法律第四五号〕

この法律は、民法改正法〔民法の一部を改正する法律〕平成二九年六月法律第四四号〕の施行の日〔平成三二年四月一日〕から施行する。ただし、〔中略〕第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

則 〔令和六年六月二日法律第四七号、抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二 六 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行

前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○子ども・子育て支援法〔抄〕

（平成二十四年八月二十二日）
法律第六十五号

最近改正 令和七年二月二日 法律第八七号

注 右の法律による改正中、令和八年四月一日後に施行されるものについては、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文を点線で囲って記載した。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

本条…一部改正（令和六年六月法律四七号）

第六章 費用等

第二節 拠出金の徴収等

節名…追加（令和六年六月法律四七号）

法律 子ども・子育て支援法〔抄〕（第一条・第六九条）

（拠出金の徴収及び納付義務）

第六十九条 政府は、児童手当の支給に要する費用（児童手当法第十九条第一項の規定による国の交付金を充てる部分のうち、拠出金を原資とする部分に限る。次条第二項において「拠出金対象児童手当費用」という。）、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る。次条第二項において「拠出金対象施設型給付費等費用」という。）、地域子ども・子育て支援事業（第五十九条第二号、第五号及び第十一号に掲げるものに限る。）に要する費用（次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）及び仕事・子育て両立支援事業に要する費用（第五十九条の二第二項に規定する事業に係るものを除く。次条第二項において「仕事・子育て両立支援事業費用」という。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一 〔略〕

二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等

三・四 〔略〕

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

第一章 総則・第六章 費用等

法律 子ども・子育て支援法〔抄〕（第七〇条・第七一条）

一項…一部改正〔平成二四年八月法律六三号・二八年三月二二号・三〇年三月二二号・令和六年六月四七号〕

（拠出金の額）

第七十条 拠出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会議員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合において

第六章 費用等

四五八

は、当該被用者に係るものを除く。次項において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

2 前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに第六十八条第二項の規定により国が交付する額（満三歳未満保育認定子どもに係るものについて国が負担する部分に限る。）、第六十八条の二の規定により国が交付する額及び児童手当法第十九条第一項の規定により国が交付する額（拠出金を原資とする部分を除く。）等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、千分の四・〇以内において、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 〔略〕

一項…一部改正〔平成二四年八月法律六二号・六三号〕、二項…一部改正〔平成二八年三月法律二二号・三〇年三月二二号・令和元年五月七号〕、三項…一部改正〔令和四年六月法律七六号〕、二項…一部改正〔令和六年六月法律四七号〕
委任 二項の「政令」は（本法施行令二七条）

（拠出金の徴収方法）

第七十一条 拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

2 前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により徴収する徴収金（以下「拠出金等」という。）の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。

3 8 「略」

9 政府は、拠出金等の取立てに関する事務を、当該拠出金等の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。

10 第一項から第八項までの規定による拠出金等の徴収並びに前項の規定による拠出金等の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

委任 二項の「政令」は子ども・子育て支援法施行令（二八条、九項の「政令」）同四〇条、一〇項の「政令」は同四一条

第三節 子ども・子育て支援納付金の徴収等

本節：追加（令和六年六月法律四七号）

第一款 通則

本款：追加（令和六年六月法律四七号）

第七十一条の二 この節において「健康保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 五 「略」

六 私立学校教職員共済法

法律 子ども・子育て支援法〔抄〕（第七十一条の二） 第六章 費用等

2 この節において「健康保険者」とは、健康保険各法の規定により保険給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

3 この節において「被用者保険等保険者」とは、健康保険者（健康保険法第二百三十三条第一項の規定による保険者（以下この節において「日雇保険者」という。）としての全国健康保険協会、都道府県及び国民健康保険組合を除く。）又は同法第三条第一項第八号の承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする国民健康保険組合であって内閣総理大臣が定めるものをいう。

4 「略」

5 この節において「健康保険者等」とは、健康保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下この節において「後期高齢者医療広域連合」という。）をいう。

6 この節において「加入者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 四 「略」

五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

六 八 「略」

本条：追加（令和六年六月法律四七号）

法律 子ども・子育て支援法〔抄〕(第七十一条の三・第七十一条の四)

第六章 費用等

四六〇

第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び
納付義務

本款：追加(令和六年六月法律四七号)

第七十一条の三 政府は、次に掲げる費用(以下「支援納付金対象費用」という。)に充てるため、令和八年度から毎年度、健康保険者等から、子ども・子育て支援納付金を徴収する。

一 第六十八条第一項の規定による交付金の交付に要する費用
二 第六十八条第四項の規定による交付金の交付に要する費用
(当該費用のうち国が負担する部分を除いた部分に限る。)

三 児童手当法第十九条の規定による交付金の交付に要する費用
(同条第一項の規定による交付金の交付に要する費用のうち拠出金を原資とする部分を除いた部分並びに同条第二項及び第三項の規定による交付金の交付に要する費用のうち国が負担する部分を除いた部分に限る。)

四 雇用保険法第六十一条の六第三項に規定する出生後休業支援給付金及び同条第四項に規定する育児時短就業給付金の支給に要する費用

五 国民年金法第八十八条の三第三項の規定による保険料に相当する額の補填に要する費用

六 子ども・子育て支援特例公債等(第七十一条の二十七に規定する子ども・子育て支援特例公債等をいう。以下この号におい

て同じ。)の償還金(同条に規定する借換国債を発行した場合にあっては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。)、利子並びに子ども・子育て支援特例公債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの

2 健康保険者等は、子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負う。

本条：追加(令和六年六月法律四七号)
委任 一項六号の「政令」(「本法施行令」四二条

第三款 子ども・子育て支援納付金の額等

本款：追加(令和六年六月法律四七号)

(子ども・子育て支援納付金の額)

第七十一条の四 前条第一項の規定により各健康保険者等から毎年度徴収する子ども・子育て支援納付金の額は、当該年度(以下この条において「徴収年度」という。)の当該健康保険者等に係る概算支援納付金の額とする。ただし、徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額を超えるときは、徴収年度の概算支援納付金の額からその超える額とその超える額に係る調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額に満たないときは、徴収年度の概算支援納付金の額にその満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額

を加算して得た額とする。

2 前項ただし書の調整金額は、徴収年度の前々年度における全ての健康保険者等に係る概算支援納付金の額と確定支援納付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して内閣府令で定めるところにより健康保険者等ごとに算定される額とする。

本条：追加(令和六年六月法律四七号)

委任 二項の「内閣府令」(子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令)一条・一六条

(概算支援納付金)

第七十一条の五 各年度における前条の概算支援納付金の額は、次の各号に掲げる健康保険者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 被用者保険等保険者 当該年度における支援納付金対象費用の予定額(以下この項において「支援納付金算定対象予定額」という。)から全ての後期高齢者医療広域連合について第四号に定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度におけるイ及びロに掲げる数を順次乗じて得た額
- イ 内閣府令で定めるところにより算定した全ての被用者保険等保険者に係る加入者等の見込数の総数を内閣府令で定めるところにより算定した全ての健康保険者に係る加入者等の見込数の総数で除して得た数

法律 子ども・子育て支援法〔抄〕(第七一条の五) 第六章

費用等

ロ 当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額(当該年度の標準報酬総額と見込まれる額として内閣府令で定めるところにより算定される額をいう。以下このロにおいて同じ。)を全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た数

二〃四 〔略〕

2 前項第一号ロの被用者保険等保険者に係る標準報酬総額は、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ各年度の当該各号に定める額を当該被用者保険等保険者の全ての加入者等について合算した額を、それぞれ内閣府令で定めるところにより補正して得た額とする。

一・二 〔略〕

三 日本私立学校振興・共済事業団 加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額の総額

四 〔略〕

三〃五 〔略〕

本条：追加(令和六年六月法律四七号)

委任 一項一号イ第一の「内閣府令」(子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令)二条四項、一項一号イ第二の「内閣府令」(同二条二項一項一号ロの「内閣府令」(同三条、二項各号列記以外の部分の「内閣府令」(同四条・一六条

(確定支援納付金)

第七十一条の六 各年度における第七十一条の四第一項ただし書の

確定支援納付金の額は、次の各号に掲げる健康保険者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 当該年度における支援納付金対象費用の額（以下この項において「支援納付金算定対象額」という。）から全ての後期高齢者医療広域連合について第四号に定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度におけるイ及びロに掲げる数を順次乗じて得た額

イ 内閣府令で定めるところにより算定した全ての被用者保険等保険者に係る加入者等の総数を内閣府令で定めるところにより算定した全ての健康保険者に係る加入者等の総数で除して得た数

ロ 当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額（前条第二項に規定する被用者保険等保険者に係る標準報酬総額をいう。以下このロにおいて同じ。）を全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た数

二〇四 〔略〕

2・3 〔略〕

本条…追加（令和六年六月法律四七号）

委任 一項一号イ第一の「内閣府令」は「子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令」九条二項、一項一号イ第二の「内閣府令」は同九条一項

第四款 子ども・子育て支援納付金の徴収の方法

本款…追加（令和六年六月法律四七号）

（子ども・子育て支援納付金の通知）

第七十一条の八 内閣総理大臣は、毎年度、健康保険者等に対し、当該年度に当該健康保険者等が納付すべき子ども・子育て支援納付金の額、納付の方法及び納付すべき期限その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

本条…追加（令和六年六月法律四七号）

（督促及び滞納処分）

第七十一条の九 内閣総理大臣は、健康保険者等が、納付すべき期限までに子ども・子育て支援納付金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、当該健康保険者等に対し、督促状を発する方法により行う。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による督促を受けた健康保険者等がその指定期限までにその督促に係る子ども・子育て支援納付金及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、国税滞納処分の例により当該子ども・子育て支援納付金及び延滞金を徴収す

ることができる。

本条…追加(令和六年六月法律四七号)

(延滞金)

第七十一条の十 前条第一項の規定により子ども・子育て支援納付金の納付を督促したときは、内閣総理大臣は、その督促に係る子ども・子育て支援納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、その督促に係る子ども・子育て支援納付金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、子ども・子育て支援納付金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる子ども・子育て支援納付金の額は、その納付のあった子ども・子育て支援納付金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の子ども・子育て支援納付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によって計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第三号に該当する場合にあっては、その執行を停止

し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに子ども・子育て支援納付金を完納したとき。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 子ども・子育て支援納付金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

四 子ども・子育て支援納付金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

本条…追加(令和六年六月法律四七号)

(納付の猶予)

第七十一条の十一 内閣総理大臣は、やむを得ない事情により、健康保険者等が子ども・子育て支援納付金を納付することが著しく困難であると認められるときは、内閣府令で定めるところにより、当該健康保険者等の申請に基づき、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、その猶予に係る子ども・子育て支援納付金の額、猶予期間その他の必要な事項を健康保険者等に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る子ども・子育て支援納付金につき

新たに第七十一条の九第一項の規定による督促をすることができる。
ない。

本条…追加（令和六年六月法律四七号）

委任 一項の「内閣府令」へ「子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府

令」二条

（健康保険者等の報告）

第七十一条の十二 健康保険者等は、内閣総理大臣に対し、毎年度、加入者等の数その他の内閣府令で定める事項を報告しなければならない。

本条…追加（令和六年六月法律四七号）

委任 「内閣府令」へ「子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令」三

条

（報告徴収及び立入検査）

第七十一条の十三 内閣総理大臣は、子ども・子育て支援納付金の額の算定に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、健康保険者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に、関係者に対し質問させ、若しくは健康保険者等の事務所その他の必要な場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければ

ばならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

本条…追加（令和六年六月法律四七号）

罰則 一項関係へ「本法」七七条の二

第七款 雑則

本款…追加（令和六年六月法律四七号）

（こども家庭審議会への意見聴取）

第七十一条の三十 内閣総理大臣は、第七十一条の四第二項、第七十一条の五第一項各号、第二項、第四項各号及び第五項並びに第七十一条の六第一項各号及び第三項各号の内閣府令を定めようとするときその他子ども・子育て支援納付金に関する重要事項を定めようとするときは、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

本条…追加（令和六年六月法律四七号）

第八章 雑則

（時効）

第七十三条 妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付を受ける権利並びに拠出金等及び子ども・子育て支援納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収する権利は、これらを行使

することができるときは、時効によって消滅する。

2 「略」

3 拠出金等及び子ども・子育て支援納付金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は催促は、時効の更新の効力を有する。

二項…一部改正(平成二六年六月法律六九号)、一・二項…一部改正(令和元年五月法律七号)、一―三項…一部改正(平成二九年六月法律四五号)、旧七八条…繰上(令和四年六月法律七六号)、一・三項…一部改正、一・二項…一部改正(令和六年六月法律四七号)

(期間の計算)

第七十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

旧七九条…繰上(令和四年六月法律七六号)

(審査請求)

第七十五条 第七十一条第二項から第七項までの規定による拠出金等の徴収に関する処分不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。

2 この法律に基づく支払基金の処分又はその不作為に不服のある者は、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一

法律 子ども・子育て支援法〔抄〕(第七四条―第七七条)

項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、支払基金の上級行政庁とみなす。

注 右の第七十五条は、令和七年一月二日法律八七号により改正され、令和八年一〇月一日から施行

第七十五条 一項 現行条文に同じ

2 この法律に基づく基盤機構の処分又はその不作為に不服のある者は、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、基盤機構の上級行政庁とみなす。

本条…一部改正(平成二六年六月法律六九号)、旧八〇条…繰上(令和四年六月法律七六号)、二項…追加(令和六年六月法律四七号)

(実施規定)

第七十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

旧八二条…繰上(令和四年六月法律七六号)

委任 「内閣府令」(子ども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員的身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令)、「社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る財務及び会計に関する内閣府令」

法律 子ども・子育て支援法〔抄〕 附則

附則 〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日〔平成二十九年四月一日〕の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二十七年一月政令二二号により、平成二七・四・一から施行〕

（支援納付金対象費用に関する経過措置）

第二十六条 令和六年十月一日から令和八年九月三十日までの間において第六章第三節の規定を適用する場合における支援納付金対象費用は、第七十一条の三第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 令和六年十月一日から令和七年三月三十一日までの期間 第七十一条の三第一項第三号及び第六号に掲げる費用

二 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間 第七十一条の三第一項第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる費用

三 令和八年四月一日から令和八年九月三十日までの期間 第七十一条の三第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる費用

本条…追加〔令和六年六月法律四十七号〕

（延滞金の割合の特例）

第二十七条 延滞税特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・二パーセントの割合に満たない年における第七十一条の十第一項の延滞金の割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントを加算した割合とする。

本条…追加〔令和六年六月法律四十七号〕

（令和八年度及び令和九年度における子ども・子育て支援納付金の額の算定方法に係る経過措置）

第三十二条 令和八年度及び令和九年度に徴収する子ども・子育て支援納付金の額は、第七十一条の四第一項ただし書の規定を適用せず同項本文の規定により算定した額とする。

本条…追加〔令和六年六月法律四十七号〕

（令和八年度から令和十年度までの間における子ども・子育て支援納付金の額の算定方法に係る特例）

第三十三条 令和八年度から令和十年度までの各年度における第七十一条の四から第七十一条の六までの規定の適用については、第七十一条の五第一項第一号中「の予定額」とあるのは「の予定額から当該年度の第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子

育て支援特例公債の発行予定額を控除して得た額」と、第七十一条の六第一項第一号中「の額」とあるのは「の額から当該年度の第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行額を控除して得た額」とする。

本条…追加(令和六年六月法律四七号)

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

附 則 (平成二十四年八月二三日 法律第六二号、抄)

最近改正 平成二八年一月二六日 法律第二一四号

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〜三 [略]

四 「前略」附則第四条から第七条まで、「中略」第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(平成二五年五月政令一三六号により、平成二六・四・一から施行)

五・六 [略]

本条…一部改正(平成二八年一月法律八四号・二月一四号)

法律 子ども・子育て支援法〔抄〕 附則(平二四―平二六)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

附 則 (平成二四年八月二三日 法律第六三号、抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。〔後略〕

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律

附 則 (平成二六年四月二三日 法律第二八号、抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二六年十月一日

三 [略]

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い

必要な経過措置は、政令で定める。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 附 則 「平成二六年六月一日 法律第六九号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日〔平成二八年四月一日〕から施行する。

附 則 「平成二八年三月二日 法律第三号、抄」

（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律 附 則 「平成二八年一月二四日 法律第八四号、抄」

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

〔平成二九年六月二日法律第四五号、抄〕

（子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 施行日前に前条の規定による改正前の子ども・子育て支援法第七十八条第二項又は第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例

による。

（罰則に関する経過措置）

第三百六十一条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三百六十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 附 則 「平成二九年六月二日 法律第四五号」

この法律は、民法改正法〔民法の一部を改正する法律〕平成二九年六月法律第四四号〕の施行の日〔平成三二年四月一日〕から施行する。ただし、〔中略〕第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 「平成三〇年三月二日 法律第二号、抄」

（施行期日）

1 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 「令和元年五月二七日 法律第七号、抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただ

し、「中略」附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

こども家庭庁設置
法の施行に伴う関
係法律の整備に関
する法律
附 則 「令和四年六月二日 法律第七六号 抄」

最近改正 令和四年六月二日 法律第七七号

（施行期日）

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日「令和五年四月一日」から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

本条…一部改正「令和四年六月法律七七号」

法律 子ども・子育て支援法「抄」 附則（令四—令六）

子ども・子育て支
援法等の一部を改附
正する法律
則 「令和六年六月二日 法律第四七号 抄」

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 「前略」附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二・三 「略」

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イ 第一条中子ども・子育て支援法「中略」第六十九条第一項の改正規定（「同項」を「第五十九条の二第二項に規定する事業に係るものを除く。次条第二項」に改める部分に限る。）、同法第七十条第二項の改正規定（「第六十八条第一項」を「第六十八条第二項」に、「千分の四・五」を「千分の四・〇」に改める部分に限る。）、同法第七十三条第一項の改正規定（「子どものための教育・保育給付」を「妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付」に改める部分に限る。）「後略」

ロ ッ ツ 「略」

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

イ 第一条中子ども・子育て支援法「中略」第七十三条第一項の改正規定（「及び子育てのための施設等利用給付」を「、

法律 子ども・子育て支援法〔抄〕 附則（令六）

子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改める部分に限る。〕〔中略〕同法附則に八条を加える改正規定（同法附則第三十一条から第三十三条までに係る部分に限る。）〔後略〕

ロゝネ 〔略〕

六 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

委任 「政令」は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令抄）四条・五条

（子ども・子育て支援納付金の導入に当たっての経過措置及び留意事項）

第四十七条 政府は、この法律の施行にあわせて、令和五年十二月

二十二日に閣議において決定されたことも未来戦略（次項において「こども未来戦略」という。）に基づき、社会保障負担率（一會計年度における国民経済計算の体系（国際連合の定めた基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系をいう。以下この項において同じ。）における社会保障負担の額その他内閣総理大臣が定める額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。以下この項において同じ。）の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革（同日の閣議において決定された全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（以下この項及び第三項第一号において「改革工程」という。）の「医療・介護制度等の改革」の「加速化プラン」の実施が完了する二十二十八年度までに実施について検討する取組」に記載されたところにより検討した結果に基づいて行う取組をいう。以下この条において同じ。）の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金（施行日新支援法第七十一条の第三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金をいう。以下この条において同じ。）の導入に当たっては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金（当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）を徴収することにより当該年度の社会保障負担率の上昇に与える影響の程度が、令和五年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等（改

革工程の「医療・介護制度等の改革」のうち「来年度（二千二十四年度）に実施する取組」に記載された取組その他の令和五年度及び令和六年度に実施された社会保障制度に関する施策の見直し並びに全世代型社会保障制度改革をいう。次項及び第五項において同じ。）及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。

2

政府は、前項の規定の趣旨及び受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図る観点を踏まえ、加速化プラン実施施策（こども未来戦略に「加速化プラン」において実施する具体的な施策」として記載された施策をいう。以下この項及び次条において同じ。）を実施するために必要となる費用については、全世代型社会保障制度改革等を通じた国及び地方公共団体の歳出の抑制その他の歳出の見直し、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第一条第二項の規定により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、施行日新支援法第六十九条第一項に規定する拠出金の収入、加速化プラン実施施策に係る社会保険料の収入並びに施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する支援納付金対象費用（第五項において「支援納付金対象費用」という。）に係る財源により賄うものとし、次の各号に掲げる各年度における子ども・子育て支援納付金（当該年度の支

援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を目安とするものとする。

- 一 令和八年度 おおむね六千億円
- 二 令和九年度 おおむね八千億円
- 三 令和十年度 おおむね一兆円

3

政府は、第一項の全世代型社会保障制度改革を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

- 一 改革工程において令和十年度までに実施の検討を行うこととされている取組については、当該年度までの各年度の予算編成過程において実施すべき施策の検討及び決定を行い、全世代が安心できる社会保障制度を構築し、これを次の世代に引き継ぐことを旨として、着実に進めること。

- 二 前号の予算編成過程における検討に当たっては、社会保障サービスの生産性の向上、質の向上及び提供体制の効率化、能力に応じて全世代が支え合う仕組みの構築、高齢者の活躍促進及び健康寿命の延伸等の観点を踏まえつつ、人口動態の変化に対応し、全世代が安心できる社会保障制度を構築することを旨として、それまでに実施した取組の検証等も含め、制度、事業等の在り方について、幅広い検討を行うこと。

- 三 前項の規定の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体の歳出の継続的な抑制に資するものとなるようにすること。

4

第一項及び第二項の「支援納付金公費負担額」とは、次の各号に掲げる額の総額をいう。

一 第二条の規定による改正後の健康保険法（附則第四十九条において「新健康保険法」という。）第百五十四条第二項の規定による国庫補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）

二 第七条の規定（附則第一条第五号へに掲げる改正規定に限る。）による改正後の国家公務員共済組合法第九十九条第二項第三号に掲げる費用のうち、同号に定める国の負担金をもって充てる部分の額

三 第八条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この号において「新国民健康保険法」という。）第七十条第一項の規定による国庫負担金、新国民健康保険法第七十二条第一項の規定による調整交付金及び新国民健康保険法第七十二条の二第一項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）並びに新国民健康保険法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金並びに新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

四 第十一条の規定（附則第一条第五号トに掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方公務員等共済組合法第百十三条第二項第二号の二に掲げる費用のうち、同号に定める地方公共団体の負担金をもって充てる部分の額

五 高齢者の医療の確保に関する法律第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

5 政府は、全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、第一項及び第二項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合は、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担の在り方その他の事項について、必要な見直しを行うものとする。

委任 一項の「内閣総理大臣が定め」は「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額」、四項三号の「政令」は「本法施行令の一部を改正する政令（令和八年三月政令三二号）附則二項、四項五号の「政令」は「同附則三項」

（検討）

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

医療法等の一部を
改正する法律 附 則 [令和七年二月二日 法律第八七号、抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四 [略]

五 [前略] 附則 [中略] 第五十条 [中略] の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

[令和八年二月政令一八号により、令和八・一〇・一から施行]

六 十 [略]

法律

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律「抄」（第一条―第二十六条）第一章 総則・第五章 財務省関係

四七四

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

〔抄〕

（平成二十三年五月二日）
法律第四十号

最近改正 令和七年二月二日 法律第八七号

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定め

るものをいう。

3 この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。

委任 二項の「政令」は（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成

に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令）一条、三項
第一の「政令」は同二条一項、三項第一の「政令」は同二条二項

第五章 財務省関係

（国共済法の退職共済年金の決定の特例）

第二十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この条から第三十二条までにおいて「国共済法」という。）第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利については、その権利を有する者の国共済法第四十一条第一項の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、同項の決定を行うことができる。

一 第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る決定を受けたこと。

2 「略」

委任 一項二号の「政令」(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六条第一項第二号の給付を定める政令)

(国共済法の入院時食事療養費の額の特例)

第二十七条 国共済組合(国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下この条から第三十一条までにおいて同じ。)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間(次条、第二十九条及び第三十一条において「特例対象期間」という。)に被災国共済組合員(国共済組合の組合員(国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。第三十一条第一項において同じ。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第三十条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(国共済法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条及び第二十九条から第三十一条までにおいて同じ。)について国共済法第五十五条の三第一項の規定により当該被災国共済組合員に対

して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養について同項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

(国共済法の入院時生活療養費の額の特例)

第二十八条 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた生活療養(国共済法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第三十一条までにおいて同じ。)について国共済法第五十五条の四第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養について同項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

(国共済法の保険外併用療養費の額の特例)

第二十九条 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた評価療養(国共済法第五十四条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項及び第三十一条において同じ。)又は選定療養(国共済法第五十四条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項及び第三十一条において同じ。)(これらの療養のうち食事療

法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律「抄」(第二十七条―第二九
第五章 財務省関係

法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律〔抄〕（第三〇条） 第五

四七六

章 財務省関係

養が含まれているものに限る。）について国共済法第五十五条の五第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該食事療養について国共済法第五十五条の三第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定された費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額を超過するときは、当該現に食事療養に要した費用の額に相当する金額の合算額とする。

2

国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた評価療養又は選定療養（これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。）について国共済法第五十五条の五第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該生活療養について国共済法第五十五条の四第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定された費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）に相当する金額の合算額とする。

（国共済法の療養費の額の特例）

第三十条 国共済組合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災国共済組合員が受けた療養につい

て国共済法第五十六条第一項又は第二項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額を基準として、国共済組合が定める金額とする。

2

前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には国共済法第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第二十七条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、国共済法第五十五条の三第二項の金額の算定）、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第二十八条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、国共済法第五十五条の四第二項の金額の算定）、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には国共済法第五十五条の五第二項第一号の費用の額の算定（前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、国共済法第五十五条の三第二項又は第五十五条の四第二項の金額の算定）の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

（国共済法の家族療養費の額の特例）

第三十一条 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済被扶養者（国共済組合の組合員であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより国共済法第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による家族療養費の支給について国共済法第五十七条の第二項の措置が採られるべきものの被扶養者及び国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について国共済法第五十七条の第二項の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ。）が受けた療養（食事療養が含まれている療養に限る。）について国共済法第五十七条第一項の規定により当該被災国共済被扶養者に係る国共済組合の組合員（国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける被災国共済被扶養者を含む。次項において「国共済組合の組合員等」という。）に対して支給する家族療養費の額は、国共済法第五十七条第二項の規定にかかわらず、当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

2 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済被扶養者が受けた療養（生活療養が含まれている療養に限る。）について国共済法第五十七条第一項の規定により当該被災国共済被扶養者に係る国共

済組合の組合員等に対して支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養（生活療養を除く。）について算定した費用の額に相当する金額及び当該生活療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等（国共済法第五十五条の五第一項に規定する保険医療機関等をいう。以下この項において同じ。）から療養（評価療養及び選定療養を除く。）を受ける場合にあつては国共済法第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては国共済法第五十五条の五第二項第一号の費用の額の算定、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定に関しては第二十七条の費用の額の算定、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に關しては第二十八条の費用の額の算定の例による。

4 前条の規定は、国共済法第五十七条第七項において準用する国共済法第五十六条第一項及び第二項の規定により被災国共済被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。この場合において、国共済法第五十七条第八項の規定は、適用しない。（国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第三十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分ち

法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律〔抄〕（第三十七条・第三八条） 第六章 文部科学省関係

四七八

ない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（適用）

第三十七条 第二十七条から第三十一条までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

第六章 文部科学省関係

（私学共済法の標準給与の改定の特例）

第三十八条 日本私立学校振興・共済事業団（以下この条から第四十条まで及び第四十二条において「事業団」という。）は、学校法人等（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条及び第四十条から第四十二条までにおいて「私学共済法」という。）第十四条第一項に規定する学校法人等及び私学共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者をいう。第四十二条及び第二百二条において同じ。）が設置する学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この項、第四十二条第一項及び第二百二条において同じ。）で、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたものが東日本大震災による

被害を受けたことにより、当該学校等に勤務する私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（準用国共済法（私学共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法をいう。以下この条から第四十条までにおいて同じ。）第二百六条の五第二項に規定する任意継続加入者を除く。以下この条、第四十二条第一項及び第二百二条において「私学共済加入者」という。）の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた給与（私学共済法第二十一条第一項に規定する給与をいう。以下この条及び第四十二条第一項第二号において同じ。）の額が当該私学共済加入者のその月の標準給与（私学共済法第二十二条に規定する標準給与をいう。以下この条において同じ。）の基礎となった給与月額に比べて著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく低下した月から、標準給与を改定することができる。

2

事業団は、前項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた給与の額が当該私学共済加入者のその月の標準給与の基礎となった給与月額に比べて著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく上昇した月から、標準給与を改定す

ることができる。

3 私学共済法第二十二條第八項の規定は、前二項の規定により改定された標準給与について準用する。

4 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であつた者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十六條第一項に規定する傷病手当金（以下この項において単に「傷病手当金」という。）の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条第一項中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十八條第一項の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与）」とする。

5 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であつた者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十七條第一項に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者について同条の規定を適

用する場合においては、同項中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十八條第一項の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与）」とする。

6 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十八條に規定する休業手当金（以下この項において単に「休業手当金」という。）の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより休業手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十八條第一項の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与）」とする。

7 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又はその被扶養者が東日本大震災により死亡したことにより準用国共

法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律〔抄〕（第三十九条・第四〇条） 第六章 文部科学省関係

四八〇

済法第七十条に規定する弔慰金又は家族弔慰金（平成二十四年二月二十九日までの間に給付事由が生じたものに限る。）の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与）」とする。

8

第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより準用国共済法第七十一条に規定する災害見舞金（平成二十四年二月二十九日までの間に給付事由が生じたものに限る。）の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与）」とする。

（国共済法の退職共済年金の決定の特例に関する規定の準用）

第三十九条 第二十六条第一項の規定は、事業団が準用国共済法第四十一条第一項の規定により行う準用国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利に係る決定について準用する。

委任 本条で準用する二六条一項二号の政令（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九条において準用する同法第二十六条第一項第二号の給付を定める政令」）

（国共済法の入院時食事療養費の額の特例等に関する規定の準用）

第四十条 第二十七条から第三十条までの規定は事業団が準用国共済法第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定により被災私学共済加入者（私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（準用国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について準用国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ。）が受けた療養について当該被災私学共済加入者に対して支給する入院時食事療養費の額、入院時生活療養費の額、保険外併用療養費の額及び療養費の額について、第三十一条の規定は事業団が準用国共済法第五十七条第一項の規定並びに同条第七項において準用する国家公務員共済組合法第五十六条第一項及び第二項

の規定により被災私学共済被扶養者（私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（準用国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）であって、東日本大震災による被害を受けたことにより準用国共済法第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による家族療養費の支給について準用国共済法第五十七条の二第二項の措置が採られるべきものの被扶養者及び準用国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について準用国共済法第五十七条の二第二項の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ。）が受けた療養について当該被災私学共済被扶養者に係る私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（準用国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者及び同条第二項の規定の適用を受ける被災私学共済被扶養者を含む。）に対して支給する家族療養費の額について準用する。

（国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の特例に關する規定の準用）

第四十一条 第三十二条の規定は、私学共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用について準用する。

（私学共済法の掛金の免除の特例）

第四十二条 事業団は、次の各号のいずれにも該当する学校法人等

法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律「抄」(第四十一条—第四三条) 第七章 厚生労働省関係

から申請があった場合において、必要があると認めるときは、私学共済法第二十八条第一項の規定にかかわらず、当該学校法人等が第二号に該当するに至った月から当該学校法人等が同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）までの各月に納付すべき掛金（第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者が負担すべき掛金及び当該私学共済加入者を使用する学校法人等が負担すべき当該私学共済加入者に係る掛金に限る。）を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在する学校等を設置していたこと。

二 東日本大震災による被害を受けたことにより、前号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者に対する給与の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により掛金を免除された学校法人等は、平成二十四年二月までの間において、当該学校法人等が同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、その旨を事業団に届け出なければなら
ない。

（適用）

第四十三条 第三十八条及び前条の規定は平成二十三年三月一日から、第四十条の規定は同月十一日から適用する。

第七章 厚生労働省関係

法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律〔抄〕（第五〇条・第九条） 第七章 厚生労働省関係

四八二

（健康保険の入院時食事療養費の額の特例）

第五十条 健保保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。次条から第五十四条まで、第五十六条及び第五十八条において同じ。）が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法第二條第一項の規定による救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間（以下この章において「特例対象期間」という。）に被災健保被保険者（健康保険の被保険者（日雇特例被保険者（健康保険法第九十八条の規定の適用を受ける者を除く。）を除く。）であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について同法第七十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第五十三条まで及び第五十八条において同じ。）が受けた食事療養（健康保険法第六十三條第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条、第五十二條から第五十四条まで及び第五十六条において同じ。）につき健康保険法第八十五条第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）とする。

本条…一部改正（令和三年五月法律三〇号）

委任 「厚生労働大臣が定める日」…東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第五十条の厚生労働大臣が定める日

（老齡厚生年金の裁定の特例）

第九十六条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域における災害の復旧の状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る厚生年金保険法第四十二条の規定による老齡厚生年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第三十三条の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、同条の裁定を行うことができる。

一 特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八条の規定による老齡厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

委任 各号列記以外の部分第二の「厚生労働大臣が定め」…（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示）三條、一號の「厚生労働大臣が定め」…同四條、二號の「政令」…（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令）一一條

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法等の拠出金の免除の特例）

第百二条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下この条において「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下この条において「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十條第一項を含む。以下この条において同じ。）に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第二項（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第二項を含む。）の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に納付すべき平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の額（第二号に掲げる者については、第四十二条第一項第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者の標準給与及び標準賞与に係る拠出金の額とする。）を免除するものとする。

一 第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を

免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主 同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）まで

二 第四十二条第一項の規定により掛金を免除された学校法人等同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）まで

見出…全部改正・本条…一部改正（平成二十三年八月法律一〇七号）
（適用）

第百五条 第四十九条、第五十七条、第五十九条、第六十六条、第八十一条、第八十四条、第九十四条、第九十五条及び第百二条の規定は平成二十三年三月一日から、第五十条から第五十六条まで、第六十一条から第六十五条まで、第六十七条から第七十一条まで、第七十三条から第七十七条まで、第八十二条、第八十六条、第八十八条、第九十条から第九十二条まで及び第百三条の規定は同月十一日から適用する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

本条…一部改正（平成二十三年六月法律七二号）

法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律〔抄〕（第二〇二条・第一〇五条） 附則

法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律〔抄〕 附則（平二三―令

四八四

介護サービスの基
盤強化のための介
護保険法等の一部
を改正する法律

則 〔平成二十三年六月三日 法律第七二号 抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

二 〔略〕

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

平成二十三年年度に
おける子ども手当
の支給等に関する
特別措置法

附 則 〔平成二十三年八月三〇日 法律第一〇七号 抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

災害対策基本法等
の一部を改正する
法律

附 則 〔令和三年五月一〇日 法律第三〇号 抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔令和三年五月政令一五二号により、令和三・五・二〇から施行〕

○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律〔抄〕

（平成二十二年十月二十九日法律第五十号）

最近改正 平成二十三年四月四日法律第一六号

（所得税の特例）

第一条 個人が、口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五十八条の規定による手当金（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための当該手当金と併せて政令で定める要件を満たす補助金が交付されるものに限る。）、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号）附則第十四条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則

法律

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律〔抄〕（第一条） 附則（平二三）

第十五条の規定による改正前の口蹄疫対策特別措置法第六条第九

項の規定による補填金その他これらに類するものとして政令で定める補助金又は給付金（以下「手当金等」という。）の交付を受けた場合には、当該個人のその交付を受けた日の属する年分の当該手当金等の交付により生じた所得に対する所得税を免除する。

2 前項の規定により免除される所得税の額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一項…一部改正〔平成二十三年四月法律一六号〕

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

家畜伝染病予防法の一部を改正する附 則 〔平成二十三年四月四日法律第一六号 抄〕 法律

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二十三年六月政令一六九号により、平成二三・七・一から施行〕

一 「前略」附則第九条第四項、「中略」第二十条の規定 公布の日

二・三 「略」

法律

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手
当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律〔抄〕 附則（平二三）

四八六（六〇〇）

（政令への委任）

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必

要な経過措置は、政令で定める。
